Supported by
日本財団
THE NIPPON FOUNDATION

２０１５年度

沿岸域総合管理モデルの実施に関する調査研究

報　告　書

２０１６年３月

公益財団法人笹川平和財団
海　洋　政　策　研　究　所

二〇一五年度　沿岸域総合管理モデルの実施に関する調査研究報告書

二〇一六年三月

海洋政策研究所

はじめに

笹川平和財団海洋政策研究財所では、人類と海洋の共生の理念のもと、国連海洋法条約およびアジェンダ 21、The Future We Want、SDGs、2030 アジェンダに代表される新たな海洋秩序の枠組みの中で、国際社会が持続可能な発展を実現するため、総合的・統合的な観点から海洋および沿岸域にかかわる諸問題を調査分析し、広く社会に提言することを目的とした活動を展開しています。その内容は、当財団が先駆的に取組んでいる海洋および沿岸域の統合的な管理、排他的経済水域や大陸棚における持続的な開発と資源の利用、海洋の安全保障、海洋教育、海上交通の安全、海洋汚染防止など多岐にわたっています。

このような活動の一環として、当財団ではボートレースの交付金による日本財団の支援を受け、2013 年度より 3 ヶ年計画で「沿岸域総合管理モデルの実施に関する調査研究」を実施することといたしました。

2007 年に成立した海洋基本法において 12 の基本的施策の一つとして取り上げられている「沿岸域の総合的管理」は、人間の生活や産業活動が活発に行われている陸域・海域において、海洋環境の悪化、水産業の低迷、開発・利用に伴う利害の対立などの様々な問題に対応するための国際標準的な手法であります。

2013 年に改正された新海洋基本計画においても、政府が総合的かつ計画的に推進すべき施策として「沿岸域の総合的管理」において、「各地域の特性に応じて陸域と海域を一体的かつ総合的に管理する取り組みを推進することとし、地域の計画に構築に取り組む地方を支援する」と、具体的に書き込まれました。

本調査研究は、先行研究である「沿岸域の総合的管理モデルに関する調査研究（第 1 期：2010 年度から 2012 年度）」での取り組みを元に、5 つの地域（モデルサイト）において、沿岸域総合管理の実施による地方の活性化に取り組む公共団体を支援し推進することで「標準型」の沿岸域総合管理の確立を目指した第 2 期の調査研究であります。

この報告書では、こうした取り組みの最終年度の成果として、各モデルサイトの特性に応じた地方主体の沿岸域総合管理の実施、ネットワーク会議や研修などの結果を整理し、「広域型」「大都市型」の取り組みも参考とし、今後の調査研究の展開の基礎となる情報を取りまとめました。

最後になりましたが、本事業の実施にあたりまして熱心なご審議を頂きました「沿岸域総合管理モデルの実施に関する調査研究委員会」の各委員と、本事業にご支援を頂きました日本財団、その他の多くの関係者の皆様に厚く御礼申し上げます。

2016 年 3 月

公益財団法人笹川平和財団
海洋政策研究所長　寺島紘士

沿岸域の総合的管理モデルに関する調査研究

研究体制

寺島　紘士	笹川平和財団　海洋政策研究所長
吉田　哲朗	笹川平和財団海洋政策研究所　副所長
古川　恵太	笹川平和財団海洋政策研究所　海洋研究調査部長 （プロジェクト・マネージャー：全体総括）
大塚　万紗子	笹川平和財団海洋政策研究所　海洋研究調査部　特任研究員 （プロジェクト・マネージャー：サイト総括）
角田　智彦	笹川平和財団海洋政策研究所　海洋研究調査部　主任研究員
藤重　香弥子	笹川平和財団海洋政策研究所　海洋研究調査部 研究員（三重県志摩市担当）
塩入　同	同上　（福井県小浜市担当）
上里　理奈	同上　（高知県宿毛市・大月町担当）
五条　理保	同上
小森　雄太	同上
高　　翔	同上　(森川海の総合診断担当)

2015 年度沿岸域総合管理モデルの実施に関する調査研究

目次

はじめに
研究体制
研究概要 1
1 背景と目的 1
2 研究体制 3
3 研究内容 4
第1部　沿岸域総合管理モデルの実施に関する調査研究 7
第 1 章　調査研究内容 7
1 各モデルサイトにおける沿岸域総合管理の取組み状況 7
(1)三重県志摩市 7
(2)福井県小浜市 16
(3)岡山県備前市 25
(4)高知県宿毛市・大月町（宿毛湾） 33
(5)岩手県宮古市 40
2 モデルサイト候補における取組・調査 45
(1)長崎県大村湾 45
(2)沖縄県竹富町 50
3 参考サイトにおける取組・調査 54
(1)瀬戸内海 54
(2)東京湾 54
(3)大阪湾 55
第 2 章　地域のネットワーク化推進に関する調査研究 56
1 沿岸域総合管理ネットワーク会議 56
2 沿岸域総合管理入門研修 63
3 東アジア海洋会議 2015（EAS Congress 2015）への参加 147

第 3 章　沿岸域総合管理に関する情報発信・情報共有の取組み 148
第 4 章　総まとめ 151
第 2 部　森川海の総合診断の開発に関する調査研究 159
第1章　研究の背景 161
第2章　「森川海の総合診断」の考え方 162
1 診断の対象 162
2 診断の目的 162
3 診断の使用者 162
4 診断の範囲 162
第3章　既存の法律に規定される目標および診断指標のレビュー 163
第4章　「森川海の総合診断」の枠組み及び特徴 164
1 診断の分類とゴール 164
2 診断の指標 164
3 指標に関する提案（表-1）の作成 166
4 診断の特徴 166
第5章　まとめ 166

参考資料編 169

研究概要

１．背景と目的

2007 年に海洋基本法が成立し、同法第 25 条に「沿岸域の総合的管理」が初めて我が国の法令に規定され、国が総合的かつ計画的に講ずべき 12 の基本的施策の一つとしても「沿岸域の総合的管理」が明確に位置づけられ、必要な措置を講ずるものとされた。

そうした背景のもと、当財団では、2009 年度から沿岸域の生態系の安定性や物質循環の滑らかさを指標に環境状況を把握する「海の健康診断」手法も駆使し、地方自治体と協働して沿岸域総合管理（Integrated Coastal Management､ICM）の実施のためのモデル事業を展開してきた。そうした中で、「海を活かしたまちづくり」を実現するためには、場の理解、沿岸域総合管理協議会の設置、沿岸域総合管理計画の策定、順応的な事業実施と、プロセス全体の計画・実施・評価・見直しの PDCA サイクルの確立が重要であることが明らかになってきた。

当財団では、2010 年度から 2012 年度までの 3 か年で本研究の第 1 期の調査研究事業である「沿岸域の総合的管理モデルに関する調査研究」を実施した。当該研究事業では、沿岸域総合管理の実施に強い意欲を有する 5 ヶ所のサイト（三重県志摩市、岡山県備前市（日生)、福井県小浜市、岩手県宮古市、高知県宿毛市・大月町（宿毛湾)）において地域が主体となって実施する沿岸域総合管理のモデルとなる取組を促進した。各サイトとも沿岸域の問題について話し合う「沿岸域管理研究会」が地元地方自治体と共同で開催されるなど、沿岸域総合管理に向けた取り組みが進められてきた中で、2012 年 3 月には、三重県志摩市において「志摩市里海創生基本計画（志摩市沿岸域総合管理計画)」が策定されるとともに、その計画を進めるために同年 5 月に「志摩市里海創生推進協議会」が設立された。

こうした取り組みや状況を踏まえ、当財団は第 1 期の調査研究事業の成果として、「沿岸域総合管理の推進に関する提言」を取りまとめた。同提言では、沿岸域総合管理の概念を ①対象となる沿岸域の設定、②地域が主体となった取組み、③総合的な取組み、④協議会等の設置、⑤計画的・順応的な取組み、⑥地方自治体の計画への位置づけ、の 6 つの要素からなるものとして整理されるとともに、国においては、本事業における地方のモデルを参考として、沿岸域総合管理の制度化に取り組むべきと指摘した。しかし、全国的に見て、沿岸域総合管理の取り組みはいまだ十分とは言えない状況であった。

このような状況の中で、2013 年 4 月に策定された新たな海洋基本計画においては、重点的に推進すべき取組の「（５）海域の総合的管理と計画策定」において、「沿岸域の再活性化、海洋環境の保全・再生、自然災害への対策、地域住民の利便性向上等を図る観点から、陸域と海域を一体的かつ総合的に管理する取組を推進する」と記載された。また、政府が総合的かつ計画的に講ずるべき施策の「９（１）沿岸域の総合的管理の推進」において、「沿岸域の安全の確保、多面的な利用、良好な環境の形成及び魅力ある自立的な地域

の形成を図るため、関係者の共通認識の醸成を図りつつ、各地域の自主性の下、多様な主体の参画と連携、協働により、各地域の特性に応じて陸域と海域を一体的かつ総合的に管理する取組を推進することとし、地域の計画の構築に取り組む地方を支援する。」と記載されたところであり、改定前の海洋基本計画より一歩踏み込んだ内容となっている。

そこで、各モデルサイトにける沿岸域総合管理を実施段階に移行させるため、前出の提言で示された地方における６つの取り組みおよび、国による沿岸域総合管理の制度化を着実に実行していくため、日本財団からの助成を受け「沿岸域総合管理モデルの実施に関する調査研究（以下、本調査研究）」を第 2 期の調査研究として 2013 年度から 3 か年計画で実施することとした。その結果、2014 年 9 月には、福井県小浜市で「小浜市海のまちづくり協議会」が設立されるとともに、2015 年 4 月に「小浜市海のまちづくり計画」が策定されるなど、沿岸域総合管理の実施に関して顕著な進展が見られた。

本調査研究は、沿岸域総合管理のモデル的な取り組みについて研究を開始した地域において、地方自治体と協力し、沿岸域総合管理のモデル的な取り組みが円滑に実施段階に移行して地域による自立的な取り組みとして定着するよう支援を行う。また、「海の健康診断」手法を基礎とし、自然環境・社会経済環境の包括的な把握のための手法「森川海の総合診断」の素案を開発することで、地域における沿岸域総合管理に対する合意形成を促進する手法を獲得し、沿岸域総合管理の普及促進を図り、地域振興を促進する。その中で、沿岸域総合管理の実施を図るうえでの課題や問題点についての調査研究を行い、その結果を踏まえ、地域での取り組みの進め方や地域への支援のあり方等、沿岸域総合管理の実施に関し必要な提言を行うこと、および、沿岸域総合管理計画の策定に資する自然・社会経済環境の包括的な把握方法と包括的な合意形成への活用方策について「森川海の総合診断」の素案としてとりまとめることを目的とした。

２．研究体制

「沿岸域総合管理モデルの実施に関する調査研究委員会」及び「沿岸域管理の森川海の総合診断に関する調査研究委員会」を設置し、委員会より助言・指導を受けながら調査研究を進めた。

委員会の構成および開催スケジュールは、以下のとおりである。

2015 年度「沿岸域総合管理モデルの実施に関する調査研究委員会」委員名簿

氏名	所属	役職
＊來生　新	放送大学	副学長
	横浜国立大学	名誉教授
磯部　作	前　日本福祉大学　子ども発達学部心理臨床学科	教授
佐々木　剛	東京海洋大学　海洋政策文化学科	准教授
寺島　紘士	笹川平和財団	海洋政策研究所長
中田　薫	水産総合研究センター研究推進部	研究主幹
中田　英昭	長崎大学 長崎大学水産学部	副学長 教授
中原　裕幸	一般社団法人海洋産業研究会	常務理事
	横浜国立大学総合的海洋教育・研究センター	客員教授
深見　公雄	高知大学	副学長
松田　　治	広島大学	名誉教授
八木　信行	東京大学大学院農学生命科学研究科	准教授

敬称略、＊委員長、　委員長以外 50 音順

2015 年度　委員会開催スケジュール

日程	内容
2015 年 9 月 30 日	第 1 回沿岸域総合管理モデルの実施に関する調査研究委員会
2016 年 3 月 8 日	第 2 回沿岸域総合管理モデルの実施に関する調査研究委員会

３．研究内容

本調査研究では、以下の項目に関する調査研究を 3 か年で推進する。

（１）　沿岸域総合管理のモデル的な取り組み

沿岸域総合管理モデルの実施段階にある地域（三重県志摩市）においては、円滑かつ持続的な実施を支援する。沿岸域総合管理のモデル的な取り組みについて研究を開始した地域（岡山県備前市（日生町）、福井県小浜市、岩手県宮古市、高知県宿毛市・大月町（宿毛湾））においては、実施段階への移行を目指した取り組みを支援する。

沿岸域総合管理モデルの実施に当たっては、実施の主体となる地方自治体等と協力し、以下のような取り組みを推進する。

１）地方自治体の総合計画などへの沿岸域総合管理の位置づけ
２）沿岸域総合管理計画などの策定
３）沿岸域総合管理協議会などの設置・運営
４）沿岸域総合管理計画に取り組む地域のネットワーク化
５）沿岸域総合管理計画に取り組む人材の育成

（２）　課題や問題点、効果についての評価・分析

（１）の過程において、地域における沿岸域総合管理の実施に関する課題や問題点及びそれにより得られる効果について評価・分析を行う。

１） サイトにおいて、沿岸域総合管理という手法の導入により解決を図るべき課題の特定・整理に対する支援を行う。具体的には、①対象とする沿岸域の特性把握と範囲の設定、②沿岸域において総合管理による取り組みが必要な問題点の抽出、③上記問題点を解決する上での手法、情報、仕組み等の検討の支援を行う。

２） 有識者による委員会（本委員会）において沿岸域総合管理の実施を図るうえでの課題や問題点について審議を行い、その結果を踏まえ、地域での取り組みに対する検討・助言を行う。

（3） 支援のあり方と提言

上記の検討を踏まえ、地域における沿岸域総合管理の実施を促進するための支援のあり方について調査研究を行い、その結果を踏まえて必要な提言を行う。

1）提言で示された制度化の骨子に従い、「我が国における海洋政策の調査研究」および「海洋・沿岸域管理を担う人材育成」と協調して沿岸域総合管理に必要な方法やプロセスの検討を進める。

2）上記検討にあたり、地方における取り組みを参考とするとともに、支援策を類型化（制度、技術、財政）して検討を進めるための整理を行う。

なお、上記の調査研究を進めるにあたり、研究会の設置の仕方（設置の有無も含め）など当財団による地域への協力の進め方については、サイトにおける沿岸域総合管理の取組みの進展状況など地域の実情に合った形で行うものとする。

また、課題の整理、ビジョン等の策定、協議会等の設置・運営等サイトにおける総合沿岸域管理をどのように進めるかについては、地域が主体的に考え、取り組むものであり、当財団は研究会における助言等の協力を通じ、地域の関係者による検討や意思決定を側面から支援することとする。例えば、地域からの要請等がある場合には、本委員会の委員等、専門家の派遣を検討するものとする。

（4） 本年度の調査実施内容

モデルサイトにおける取り組みとして、以下を実施する。

1）モデルサイトにおける取り組み

（1）モデルサイトの支援

第2期（3か年）の最終年度である本年度の調査研究においては、地方自治体（市町村）による主体的な沿岸域総合管理が実施されるよう、計画の策定、協議会等の運営、事業の実施に対して支援を行う。

また、新たなモデルサイトとなる可能性のある地域での情報収集、意見交換などを進め、さらなる地方での沿岸域総合管理の実施の促進を図る。

（2）ネットワーク会議および沿岸域総合管理入門研修(ICM入門研修)の実施

モデルサイト関係者が参加できる、PEMSEA名誉議長であり沿岸域総合管理の実践の経験を豊富に持たれているチュア・ティエン博士の講義や、国内での沿岸域総合管理に関する情報交換・共有、ネットワークづくりを進めるためのネットワーク会議を、10月前半を目途に開催する。

(対象：各モデルサイトおよび候補サイトにおいて、専門に担当されている方)

また、モデルサイトの各自治体の関係者間で沿岸域総合管理に対する理解を深めて、地域の特性に合わせて、合意形成や協力関係を構築するためのICM入門研修を、対象サイト(三重県志摩市、岡山県備前市、長崎県大村市)にて10月-11月を目途に開催する。

(対象：各モデルサイトおよび候補サイトにおける職員および関係者の方)

（3）情報発信、情報共有、関連調査の実施計画

各モデルサイトにおける取り組みについて「海を活かしたまちづくり　－沿岸域総合管理（ICM）の実践を目指して－（http://blog.canpan.info/oprficm/）」のブログサイトを通して記事、写真、映像により情報発信し、情報の共有を図るとともに、沿岸域の一体的な取り組みを推進するための取り組み（パンフレットの作成、情報収集等）を実施する。

2）モデル自治体における総合的評価の検討

（1）自然・社会経済環境の包括的な把握方法の検討

沿岸域の自然環境（生物多様性、物質循環、地形等）や社会経済環境（人口、産業、地域ブランドの増減、観光への影響等）の包括的な把握のための評価指標「森川海の総合診断」の素案について検討する。

（2）合意形成への活用方策の検討

評価指標を用いて、沿岸域総合管理に対する包括的な合意形成を促進するための活用方策について検討する。

第1部　沿岸域総合管理モデルの実施に関する調査研究

第１章　調査研究内容

１．各モデルサイトにおける沿岸域総合管理の取組み状況

（１）三重県志摩市

１）本年度の実施状況

2016 年 3 月の志摩市里海創生基本計画の改訂を目指し、2015 年からは、作業部会を設置して計画改訂が進められた。沿岸域総合管理の PDCA サイクルの 2 巡目に向けた動きが始まっている。

【実施された主な活動】

- 覚書締結[1]（2015 年 4 月 6 日：志摩市、笹川平和財団）
- 志摩市里海創生推進協議会（主な審議）
  - 第 1 回：2015 年 7 月 31 日（委員交代、取組進捗、活動実績集、第 2 次計画）
  - 第 2 回：2015 年 10 月 28 日（取組進捗、第 2 次計画作業部会）
  - 第 3 回：2016 年 1 月 18 日（取組進捗、第 2 次計画第 7 稿確認）
- 志摩市総合沿岸域管理研究会
  - 6 回開催（2015 年 4 月 23 日　津市(三重大)、7 月 31 日 志摩市、　8 月 11 日　東京、12 月 10 日　東京、2016 年 1 月 18 日　志摩市）
- 沿岸域総合管理ネットワーク会議：2015 年 10 月 6 日-7 日
- 沿岸域総合管理入門研修会(志摩市研修会)　2015 年 10 月 29 日-30 日
- EAS Congress 2015 (ベトナム・ダナン)：
  2015 年 11 月 17 日　ICM-WS にて「順応的管理による志摩市沿岸域総合管理：新しい里海推進基本計画の第 2 期目」を志摩市里海推進室の浦中課長補佐が発表。
  2015 年 11 月 20 日　PNLG 閣僚級会合の昼食会にて志摩市の ICM の取組について大口市長が発表。
- 海洋・沿岸域入門研修会への参加（志摩市役所）：2016 年 2 月 11 日-13 日/26 日-27 日

【協議会・研究会等】

- 志摩市は基本計画を推進するための組織として 2012 年 5 月、「志摩市里海創生推進協議会（以下、協議会と略す）」を設立し、2016 年 3 月末までの間に合計 17 回の協議会を開催してきた。当研究所からは、寺島所長がオブザーバとして出席し、取り組

[1] 「沿岸域の総合的管理モデルの実施に関する調査研究」に関する共同調査研究の実施に関する覚書

みに関するアドバイス等を提供してきている。2015 年度の協議会委員構成および、協議会開催実績は以下の通りである。

表 1-1　志摩市里海創生推進協議会委員名簿

	氏名	役職
1	髙 山　　進※	三重大学名誉教授
2	松 田　　治	広島大学名誉教授
3	山 﨑 勝 也	志摩市自治会連合会 会長
4	坂 下 啓 登※※	志摩市商工会　会長
5	西尾　　新	志摩市観光協会　　会長
6	井 上 作 廣	三重外湾漁業協同組合　常務理事
7	北　村　　亨	鳥羽磯部漁業協同組合
8	山　際　　定	三重県真珠養殖連絡協議会　会長
9	濵 村 治 幸	鳥羽志摩農業協同組合 代表理事理事長
10	北 井　美智子	志摩市女性の会 会長
11	中 村 幸 孝	鵜方浜里海美化ボランティア　事務局
12	原 条 誠 也	立神真珠研究会
13	雨　宮　　俊	環境省中部地方環境事務所 志摩自然保護官
14	野　村　　浩	三重県南勢志摩地域活性化局　局長
15	山 田 浩 且	三重県水産研究所　研究管理監
16	西 尾 重 昭	志摩市総務部長
17	川 口 富 弥	志摩市企画部長
18	東 山 民 昭	志摩市建設部長
19	前 田 周 作	志摩市農林水産部長
20	原 口 吉 弘	志摩市商工観光部長
21	稲 田 元 昭	志摩市生活環境部長
22	北 山 幸 裕	志摩市上下水道部長
23	川 面 仁 志	志摩市教育部長

※　協議会会長、※※　協議会副会長　（2015 年 6 月 26 日現在、順不同、敬称略）

第 1 回志摩市里海創生推進協議会

・場所：志摩市役所

・日時：7 月 31 日（金）14：00～16：00

・参加者：協議会メンバー：三重大学・高山教授（協議会会長）をはじめとする約 30 名、事務局：志摩市里海推進室、オブザーバ：笹川平和財団海洋政策研究所・寺島所長、傍聴者：海洋政策研究所　古川恵太、大塚万紗子、藤重香弥子、若干名

・議事次第：１）会長挨拶、２）第 1 回協議会のねらいと獲得目標、３）平成 26 年度第 4 回協議会議事録確認、４）取り組みの状況と成果及び今後の予定について、５）具体的な取り組みの進捗について、６）第２次里海創生基本計画の策定について、７）その他

第 2 回志摩市里海創生推進協議会

・場所：志摩市役所

・日時：10 月 28 日（水）14：00～16：00

・参加者：協議会メンバー：三重大学・高山教授（協議会会長）をはじめとする約 30 名、事務局：志摩市里海推進室、オブザーバ：笹川平和財団海洋政策研究所・寺島所長、傍聴者：海洋政策研究所　古川恵太、大塚万紗子、角田智彦、藤重香弥子、小森雄太、若干名

・議事次第：１）会長挨拶、２）第２回協議会のねらいと獲得目標、３）平成 27 年度第 1 回協議会議事録確認について、４）取り組みの状況と成果及び今後の予定について、５）具体的な取り組みの進捗について、６）第２次里海創生基本計画の作成状況について、７）その他

第 3 回志摩市里海創生推進協議会

・場所：志摩市商工会館

・日時：1 月 18 日（月）14：00～16：00

・参加者：協議会メンバー：三重大学・高山教授（協議会会長）をはじめとする約 30 名、事務局：志摩市里海推進室、オブザーバ：笹川平和財団海洋政策研究所・寺島所長、傍聴者：海洋政策研究所　古川恵太、大塚万紗子、藤重香弥子、若干名

・議事次第：１）会長挨拶、２）第 3 回協議会のねらいと獲得目標、３）平成 26 年度第 2 回協議会議事録確認、４）取り組みの状況と成果について、５）具体的な取り組みの進捗について、６）評価および提言（案 1210）の確認について、７）その他

【その他・トピックス】

・2015 年 7 月「海洋に関する分野で優れて画期的な地域振興施策」部門で「第 8 回海洋立国推進功労者表彰（内閣総理大臣賞）」を受賞

・伊勢志摩サミット(G7 サミット　2016 年 5 月 26 日-27 日)開催決定

志摩市が海洋立国推進功労者表彰を受賞 [2015年07月26日(Sun)]

2015年7月16日(木)
海洋政策研究所と「沿岸域総合管理」の実践に取り組んでいる志摩市が、「海洋に関する分野で優れて画期的な地域振興施策」部門で「第8回海洋立国推進功労者表彰」(内閣総理大臣賞)を受賞しました。(前列右から3人目が志摩市長)

功績事項として、下記が記されています。

****

【新しい里海創生によるまちづくり】豊かな海と山が与える自然からの恵みにより産業や生活環境が成り立っていることを認識し、その恵みを持続的に活用できるよう、我が国の自治体で初となる「沿岸域総合管理計画」を策定・推進するなど自然環境の保全・再生を図り、自然環境と調和した秩序ある利活用を通じて、地域の経済活動の再生と活性化に取り組むとともに、国際的組織に我が国初の加盟自治体として情報の発信・収集といった加盟各国自治体との連携に積極的に取組を行った。

図 1-1　第 8 回海洋立国推進功労者表彰受賞の「海を活かしたまちづくり」ブログ記事[2]

サミット開催地「志摩市」について

サミットが開催される志摩市は、市の全域が伊勢志摩国立公園に指定されている風光明媚な地域です。大小いくつもの島々と入江が入り組んだ景観が広がる英虞湾は、日本を代表する自然の風景地であり、その中に会場となる賢島があります。英虞湾は、真円真珠養殖発祥の地としても知られています。

また、豊かな海産物に恵まれるこの地域は、古くは朝廷に食材を提供した「御食つ国」としても知られており、世界に誇れる食材の宝庫でもあります。

サミット開催地「志摩市」について

図 1-2　伊勢志摩サミット開催地「志摩市」[3]

[2]　第 8 回海洋立国推進功労者表彰受賞の「海を活かしたまちづくり」ブログ記事
http://blog.canpan.info/oprficm/archive/305

[3]　伊勢志摩サミット市民会議,https://summit.city.shima.mie.jp/index.html

２）サイトの概況

図 1-3　志摩市里海創生基本計画の取り組みを実施する区域の設定
（グレー部分が志摩市の陸域、水色部分が海域をあらわす（志摩市里海創生基本計画））

① 海陸を一体とした状況把握(対象区域、人口・面積、陸域・海域の一体としての問題把握、場の評価)

i. 対象区域・関係する地方公共団体

三重県志摩市（2004 年浜島町、大王町、志摩町、阿児町、磯部町の 5 町が合併）

ii. 人口(2016 年 1 月現在)

52,913 人（志摩市人口）

iii. 面積

179.63 平方 km

iv. 陸域・海域の一体としての問題把握

漁業不振

干潟消失

v. 場の評価

・科学的手法による評価

2003 年：三重県地域結集型共同研究事業開始（JST 補助事業）

2011 年：海の健康診断（英虞湾）実施

・沿岸域の産業

- 水産業（真珠養殖、漁業）観光業が盛んである。
- 市内の太平洋沿岸では海女漁や小型漁船を使用した沿岸漁業が盛んに行われている。
- 英虞湾や的矢湾では、真珠やカキ、アオサなどの養殖業が中心となっている。
- 1991 年から、漁業の漁獲量、養殖業の収集量ともに、全体的に減少傾向にある。

  漁業漁獲量:19,988t（1991 年）→12,200t（2011 年）

  養殖業収穫量：5,442t（1991 年）→3,200t（2011 年）
- 観光入込客数は 1994 年の 796 万人を最高に、その後は減少傾向が続き、近年は 400 万人前後で推移している（1994 年は伊勢志摩スペイン村開業の年）。2013 年は伊勢神宮の式年遷宮にあわせて観光客の増加が認められた。

・沿岸域の文化、歴史、土地や海域の利用その他社会の状況

1893 年に御木本幸吉がアコヤガイを用いて世界で初めて半円真珠をつくることに成功した。伝統行事では、和具の「潮かけ祭り」や波切の「わらじ祭り」、浜島の「伊勢えび祭」など、海に関連した行事が多数存在する。

・沿岸域の地勢、気象・海象、生態系など自然・環境の状況

全域が伊勢志摩国立公園に指定されている。気候は温暖で，英虞湾・的矢湾・太平洋に面するリアス式の海岸線となだらかな丘陵地からなる。三重県内でアカウミガメの産卵が最も多く確認されており、浜島町から国府白浜までの太平洋沿岸が産卵場となっている。絶滅危惧種指定種も計 52 種が記録されている。

志摩市では、生活排水、真珠養殖等が原因と考えられる海底環境の悪化が顕在化している（下水道接続率：48.8%／2009 年度末、アコヤガイのフン、死骸等が海底の環境悪化を招くことが指摘されている）。あわせて、かつて湾内に約 269ha あった干潟の約 70%が干拓により消失し、これによる海の浄化能力の減少も一因と考えられている。

② 地域の関係者による合意形成(関連協議会、研究会・関連会議、協議会)

志摩市では 2011 年 5 月、農林水産部内に「里海推進室」を設置し、新しい里海創生にむけた取り組み体制を強化した。同年 8 月、「志摩市里海創生基本計画策定

委員会」を設置して計画づくりを推進し、2012 年 3 月、「志摩市里海創生基本計画（志摩市沿岸域総合管理基本計画）（以下、基本計画と略す）」を策定した。2014 年度には当該計画についての評価及び提言をとりまとめ、本基本計画は 2016 年（平成 28 年）3 月に改訂した。

表 1-2　協議会等

関連協議会	2008 年：英虞湾自然再生協議会
研究会・関連会議	2010 年 10 月：沿岸域総合管理研究会設置
協議会	2012 年 8 月：志摩市里海創生推進協議会発足

③ 関連計画との整合に配慮した沿岸域総合管理計画の策定(総合計画、沿岸域総合管理計画)

【総合計画】

2011 年：志摩市総合計画（第 1 期後期）策定。

【まち・ひと・しごと創生総合戦略】

2016 年 3 月：志摩市創生総合戦略「新しい里海の恵みを市民みんなが生かすまちづくり」

【沿岸域総合管理計画】

2012 年 3 月：志摩市里海創生基本計画【志摩市沿岸域総合管理計画】策定

2016 年 3 月：第 2 次志摩市里海創生基本計画【志摩市沿岸域総合管理計画】策定

④ 順応的管理による沿岸域総合管理事業の実施(個別事業の実施計画の策定、体制構築(県・市・町長、組織)、事業実施)

【個別事業の実施計画の策定】

2012 年 3 月：志摩市里海創生基本計画の中に事業計画も記載

【首長】

2008 年：大口秀和市長就任、2012 年再選

【組織】

2011 年：里海推進室設置

【主な実施事業】

干潟再生・商品に関するテキスト化・里海学舎

⑤ 沿岸域総合管理計画の評価と見直し(目標設定、事業評価)

【目標設定】

「稼げる！学べる！遊べる！新しい里海のまち・志摩」(第 1 期)

「新しい里海の恵みを市民みんなが生かすまちづくり」(第 2 期)

【事業評価】

2014 年：協議会に評価専門部会設置、評価プロセスを開始

⑥ その他・トピックス

- 2013 年：東アジア海域環境管理パートナーシップ(PEMSEA)の地方自治体ネットワーク（PNLG）に参画、PNLG フォーラムを志摩市にて開催
- 2013 年「新しい里海のまち・志摩」ホームページ開設(http://www.satoumi-shima.jp/)
- 2015 年 7 月「海洋に関する分野で優れて画期的な地域振興施策」部門で「第８回海洋立国推進功労者表彰（内閣総理大臣賞）」を受賞
- 2016 年 5 月：G7 伊勢志摩サミット開催 (2016 年 5 月 26 日-27 日)決定

３）まとめ

三重県志摩市 の沿岸域総合管理への取組みは、自治体が主導する形で進められてきた。きっかけは、英虞湾における環境悪化による地域産業の衰退（真珠養殖の不調、水産漁獲量の減少、観光業の落ち込み）である。2003 年より、干潟再生の研究プロジェクトが実施されるなど、対策が検討されてきたが、根本的な解決には至っていなかった。2004 年の 5 町合併を経て、英虞湾・的矢湾・太平洋岸が一つの自治体に包括的に管理されることとなった。2010 年から当研究所（当時、海洋政策研究財団）の沿岸域総合管理モデルサイトとして志摩市と当研究所が共同で実施する沿岸域総合管理研究会を開催、海を活かしたまちづくりに向けた方策が検討されてきた。

そうした状況下、大口秀和志摩市長は、沿岸域総合管理の手法を用いた地域振興の推進を決め、2011 年に「新しい里海創生によるまちづくり」に重点的に取組むことを盛り込んだ志摩市総合計画（第 1 期後期）を策定するとともに、市の担当部署として「里海推進室」を設置した。

2012 年 3 月に「稼げる！学べる！遊べる！新しい里海のまち・志摩」をスローガンとした志摩市里海創生基本計画（別名、志摩市沿岸域総合管理基本計画）が策定された。基本計画では、取り組みを実施する区域として、市民が主体的に利用と管理を行っている市の全域にわたる陸域と、同漁業権が設定されている海域を含むものとし、地域的な特性を考慮して、英虞湾沿岸域、的矢湾沿岸域、太平洋（熊野灘）沿岸域の 3 つの地域に分けて設定した。基本方針では、真珠の層構造になぞらえ１）「核」となる「『自然の恵み』の保全と管理」、２）「真珠層」となる「沿岸域資源の持続可能な利活用」、３）「輝

き」を放つ 「地域の魅力の向上と発信（地域ブランディング）」を軸とする実施計画が示され、その成果として、豊かな自然環境の保全と再生、持続的・安定的な農林水産業の実現、魅力的な観光地の創生、次世代を担う人材の育成、里海文化の継承を達成することが掲げられている。この基本計画に基づき、同年 8 月には市の関係部局だけでなく、県、国の関係機関、商工会、観光協会、大学、市民からの公募メンバー等、23 名の多様な関係者を含む志摩市里海推進協議会が発足した。

協議会は、三重大学の高山進教授が会長として議事進行を行い、里海推進室が事務局を務める。協議会は、関係団体の活動実績についての共有や、重点的に取組む事業 の推進方策等についての協議を行う場として、市民と行政を結ぶ役割を持っており、主に事業の推進の中心となる市の担当部局や商工会、環境省等からの取組状況の報告と、それに対する審議により協議が進められてきた。そのような協議の積み重ねにより、具体の施策についての情報共有が進み、自治会連合や漁業協同組合の代表メンバーからも、積極的に取組みに参画したいという発言が見られるようになってきた。これは、沿岸域総合管理への住民参加が次の段階に入ったことのあらわれであり、2014 年は PDCA サイクルの C（チェック）の段階として「評価と提言」を協議会として取りまとめ、2015 年度の協議会では、次期計画策定に向けた作業を行い、2016 年 3 月には第 2 次志摩市里海創生基本計画が策定された。

また、2015 年 7 月には、「海洋に関する分野で優れて画期的な地域振興施策」部門で「第 8 回海洋立国推進功労者表彰（内閣総理大臣賞）」を受賞し、2016 年 5 月に G7 伊勢志摩サミットを志摩市の賢島で開催することが決定したほか、2014 年 11 月に制定された「まち・ひと・しごと創生法」に基づく地方創生の実施や展開に対して、2016 年 3 月に策定された「志摩市創生総合戦略」において、基本的な考え方を示す志摩市独自の視点のなかで、「新しい里海の恵みを市民みんなが生かすまちづくり」 として、「志摩市の地方創生においては、本市の推進する里海創生に寄与するような具体的な施策の実施に努めます。」といった内容が盛り込まれるなど、志摩市全体での盛り上がりにつながっている。

このように志摩市は、地方における「沿岸域総合管理の手法を用いた」「海を活かしたまちづくり」の先進的な好事例として注目を集めており、取組みを始める他の地域における沿岸域総合管理の実践のよき事例としても、志摩市の成功事例を示していくことは重要である。

（2）福井県小浜市

１）本年度の実施状況

福井県小浜市では、2011 年から沿岸域総合管理研究会を開催し、2014 年 2 月に研究会の成果をふまえた提言書を市長に提出した。その市民提言を受け、2014 年 9 月に「小浜市海のまちづくり協議会」が発足した。協議会では、沿岸域総合管理計画となる「小浜市海のまちづくり計画（以下、計画)」が検討され、2015 年 4 月に策定された。その中で、次世代を担う若者を沿岸域総合管理に参加を促すため「海のまちづくり未来会議」が設置され、活動を開始した。

【実施された主な活動】

- 覚書締結[4]（2015 年 5 月 1 日：小浜市、笹川平和財団）
- 小浜市海のまちづくり協議会 : 第 1 回　2015 年 5 月 29 日、第 2 回　2015 年 7 月 22 日、第 3 回　2016 年 3 月 30 日
- コア研究会：2015 年 8 月 3 日　東京、10 月 2 日　東京、12 月 10 日　東京、2016 年 1 月 8 日　東京
- 小浜市海のまちづくり協議会未来会議-活動：　7 月 22 日(準備会合)、9 月 30 日、11 月 1 日、11 月 15 日、11 月 29 日、2016 年 1 月 30 日
- 沿岸域総合管理ネットワーク会議：2015 年 10 月 6 日-7 日
- PEMSEA 名誉議長チュア博士小浜市視察訪問：2015 年 10 月 8 日-9 日
- EAS Congress 2015 (ベトナム・ダナン)

  2015 年 11 月 17 日　ICM-WS にて「小浜市の挑戦 : 沿岸自治体発展のための未来会議」について小浜市農林水産課の御子柴北斗課長が発表。

  2015 年 11 月 19 日　未来の沿岸都市-WS にて「未来を見据えた小浜市海のまちづくり」について松崎晃治市長が発表。
- 大村湾沿岸議員連盟メンバーによる小浜市の ICM の取組視察 : 2016 年 1 月 28 日-29 日
- 海洋・沿岸域入門研修会への参加（小浜市役所）: 2016 年 2 月 11 日-12 日/26 日-27 日

【協議会・研究会等】

小浜市は、2014 年 9 月に「小浜市海のまちづくり協議会」を設置し、市長が委員を委嘱した。協議会の会長は、委員の互選により決定されている。当研究所はアドバイザーとして協議会に参加している。2015 年度の協議会や関連会議の構成メンバーは以下の通りである。

[4] 共同調査研究覚書

表 1-3　小浜市海のまちづくり協議会委員名簿

	氏名	役職
1	富永　修※	福井県立大学海洋生物資源学部　教授
2	西野　ひかる※2	アマモサポーターズ　代表
3	樽谷　宏和	小浜市漁業協同組合　参事
4	小坂　康之	福井県立若狭高等学校　教諭
5	矢野　由晶	福井県嶺南振興局　水産業普及指導員
6	西田　雅志	小浜市　教育総務課長
7	岡　正人	小浜市　環境衛生課長
8	御子柴　北斗※3	小浜市　農林水産課長

※　協議会会長、　※2　協議会副会長　※3　協議会事務局長

（2015 年 4 月 1 日現在、順不同、敬称略）

アドバイザー	氏名	役職
1	寺島　紘士	笹川平和財団海洋政策研究所長
2	古川　恵太	笹川平和財団海洋政策研究所　海洋研究調査部長
3	大塚　万紗子	笹川平和財団海洋政策研究所　特任研究員
4	塩入　同	笹川平和財団海洋政策研究所　研究員

事務局	氏名	役職
1	大山　孝幸	小浜市農林水産課　課長補佐
2	畑中　直樹	小浜市農林水産課　課長補佐
3	中村　亮介	小浜市農林水産課　主事

表 1-4　小浜市海のまちづくり未来会議　メンバー及び参加者名簿

	氏名	役職
1	魚見　栄美	おばま観光局　職員
2	小浜　有海	若狭高校ダイビング同好会　代表
3	角野　高志	漁業者(矢代)
4	川代　友宏	西小川(県立大臨海研究センター　委託職員)
5	佐古　稜太	県立大学遊狩漁部(海洋生物資源学部 3 年次学生)
6	下亟　由明	漁業者(安納)
7	杉本　亮	県立大学海洋生物資源学科　講師
8	田中　俊弘	小浜魚商組合　青年部長
9	田辺　秀則	一般
10	中田　典子	小浜市食のまちづくり課　主幹
11	中村　亮介	小浜市農林水産課　主事
12	山田　繁	若狭高校教員
13	松井　明	一般
14	熊谷　久恵	小浜市　市会議員
15	武藤　佳代子	一般
16	栢野　ゆき美	一般(高校生)
17	松宮　大輝	一般(高校生)
18	澤田　雄太	一般(高校生)
19	松岡　風花	一般(高校生)

（2015 年 12 月 7 日現在、順不同、敬称略）

第 1 回(通算第 5 回)小浜市海のまちづくり協議会

・場所：小浜市役所

・日時：5 月 29 日（金）17：30～

・参加者：協議会メンバー：富永修氏（協議会会長）や西野ひかる氏(副会長)をはじめとする協議会メンバー、事務局、アドバイザー：笹川平和財団海洋政策研究所・大塚万紗子

・議題：1）海のまちづくり計画の進め方について　2）その他

第 2 回(通算第 6 回)小浜市海のまちづくり協議会・海のまちづくり未来会議準備会合同会議の開催

・場所：小浜市役所

・日時：7 月 22 日（水）19：00～

・参加者：協議会メンバー：富永修氏（協議会会長）や西野ひかる氏(副会長)をはじめとする協議会メンバー、事務局、アドバイザー：笹川平和財団海洋政策研究所・塩入同、未来会議準備会メンバー約 10 名等

・議題：1）・海のまちづくり計画の進捗状況について　2）海のまちづくり未来会議について　3）その他

以下に、各項目の主な内容を列挙する。

- 協議会と今回発足する未来会議との関係は、未来会議での市民や学生等による闊達な議論・意見発信を協議会が受け止め、協議会がその具現化に向けた働きかけを行うという役割分担で進めることが確認された。
- 市民・学・産・官の若手メンバーで構成される未来会議は、今後、小浜市の沿岸域総合管理について自由に意見・提案できる組織として取り組むという方向性が確認された。

【その他・トピックス】

・海のまちづくり未来会議　Facebook 開始　(2015 年 9 月 19 日（土）)

https://www.facebook.com/海まちミライ小浜

図 1-4　小浜市海のまちづくり未来会議 Facebook

(https://www.facebook.com/海まちミライ小浜)

２）サイトの概況

図 1-5 小浜市および小浜湾

① 海陸を一体とした状況把握(対象区域、人口・面積、陸域・海域の一体としての問題把握、場の評価)

i.対象区域・関係する地方公共団体
福井県小浜市

ii. 人口
29,613 人 (2016 年 2 月現在)

iii.面積
232.8 平方 km

iv.問題把握
底質・水質悪化
アマモ場消失
地下水利用

v.場の評価
・科学的手法による評価
2012 年：海の健康診断実施

・沿岸域の産業
・第 3 次産業人口が増加し、第 1 次産業については 1975 年から 1995 年の 20 年間で就労人口が 1/2 以下に減少。2010 年時点の構成比率で第 3 次産業 66.7%、第 2 次産業 29.5%、第 1 次産業 3.7%、このうち水産業人口は減少傾向にあり、全体のうちの割合は 0.6%程度（105 人）である。
・近年の漁獲量は 1,000t 前後で推移し、このうちカレイ、ふぐ養殖などが特に盛んである。
・福井県内では漁家数は上位に位置するが、経営規模が中小の漁家が多くを占め、特に小型定置網と海面養殖などを主体とした漁業が展開されている。
・福井県が策定（2010 年）した「ふくいの魚・元気な販売戦略」に沿って、「若狭かれい」、「若狭ぐじ」、「若狭ふぐ」などブランド戦略を積極的に展開している。
・小浜市では、後継者育成のため、指導漁業士（2009 年時点 8 人）の増加を図るとともに、漁村体験交流施設（ブルーパーク阿納）での活動にも力を入れている。（市総合計画）

・観光業については、2003 年から 2008 年をピークとして年間入込み客数は 162 万人→171 万人と増加したが、2011 年には 142 万人となった。同じく観光消費額は 58 億円→92 億円となり、2011 年には 94 億円となった。このうち約 8 割が宿泊による消費である。2008 年の入込客数のピークは、小浜市が「NHK 連続テレビ小説（ちりとてちん：放映 2007-2008H19-20 年)」の舞台となった効果の現れである。(市統計資料)

・沿岸域の文化、歴史、土地や海域の利用その他社会の状況
  ・飛鳥・奈良時代より大陸との文化交流、商業の要所として、また御食国として栄えた。
  ・江戸時代には北陸・山陰・京阪を結ぶ要衝地として栄えた。
  ・国指定を受けた若狭塗、市指定を受けた若狭塗箸が代表する伝統工芸産業
  ・2011 年に、市制 60 年目（1951 年施行）を迎えた。
  ・2011 年 5 月「第 5 次小浜市総合計画」を策定（2020 年度末までの 10 ヵ年計画)。
  ・総合計画に「夢無限大・感動小浜（地域力を結集した協働のまちづくり)」を掲げる。
  ・沿岸は海岸保全区域指定（水・国土保全局、港湾局、水産庁、農地振興局)。
  ・湾東部約 4 分の 1 が小浜漁港（第 3 種：小浜市管理)、湾西部約 4 分の 1 が和田港港湾区域（地方：県管理)、北部に大島漁港（第 2 種：おおい町管理）がある。

・沿岸域の地勢、気象・海象、生態系など自然・環境の状況
  ・市北側に国定公園指定を受けた若狭湾、小浜湾を有する。
  ・一級河川北川と南川が湾中央に注ぐ。
  ・湧水が豊富で、漁港近まで水汲み場があり、湾内には海底湧水がある。
  ・地元漁業者も海底湧水の存在意義を経験的に認識している。

② 地域の関係者による合意形成(関連協議会、研究会・関連会議、協議会)

表 1-5 協議会等

関連協議会	2015 年：地下水利用協議会
研究会・関連会議	2012 年：小浜市沿岸域総合管理研究会設置 2014 年 3 月：研究会による「市民提言」を市長に提出
協議会	2014 年 9 月：小浜市海のまちづくり協議会発足 2015 年 7 月：小浜市海のまちづくり未来会議・準備会発足

③ 関連計画との整合に配慮した沿岸域総合管理計画の策定(総合計画、沿岸域総合管理計画)

【総合計画】

2011 年：第 5 次小浜市総合計画を策定、「夢無限大・感動小浜（地域力を結集した協働のまちづくり）」を掲げる

【沿岸域総合管理計画】

2015 年 4 月：小浜市海のまちづくり計画策定

【まち・ひと・しごと創生総合戦略】

2015 年 10 月：まち・ひと・しごと創生小浜市総合戦略

④ 順応的管理による沿岸域総合管理事業の実施(個別事業の実施計画の策定、体制構築(県・市・町長、組織)、事業実施)

【個別事業の実施計画の策定】

小浜市海のまちづくり計画　「取組みの基本的な方向」より抜粋

(1) 沿岸域総合管理に基づく取組の推進

(2) 自然環境の保全

(3) 産業。教育の振興

(4) 市民参加を通じた郷土愛の醸成

【首長】

2008 年松崎晃治市長就任、2012 年に再選

【組織】

現在：小浜市産業部農林水産課が主務

【主な実施事業】

アマモ再生・地下水管理

⑤ 沿岸域総合管理計画の評価と見直し(目標設定、事業評価)

【目標設定】

水循環、水をめぐる文化、水産業（加工業を含む）

⑥ その他(対外活動、他)

2012 年：全国アマモサミット in 若狭開催

３）まとめ

福井県小浜市の沿岸域総合管理への取組みは、「市民の動きを市が後押しする」形で進められてきた。きっかけは、小浜湾の環境劣化に気付き、対策を自ら考え行動を起こした福井県立小浜水産高等学校（現若狭高等学校）のダイビング部のアマモ場再生活動である。この活動に賛同した市民が支援活動を広げるとともに、2012 年の全国アマモサミットの開催などを通して、関係者間の横断的なつながりが強化された。2011 年には、小浜市と当研究所（当時、海洋政策研究財団）が共同で沿岸域総合管理研究会を発足させ、「海の健康診断」などを通して、関係者間での小浜湾の環境の状況の把握や問題点の共有を進めた。研究会には、小浜市と当研究所の他、福井県立大学、小浜市漁業協同組合、商工会議所、観光協会、市民団体（アマモサポーターズ)、若桜高等学校、小浜水産高校、近畿地方整備局福井河川国道事務所、福井県嶺南振興局、などが参加し、小浜市が事務局を務め活発かつ自由な意見交換を進めてきた。メンバーからは、こうした意見交換の場を継続的なものにすることを望む声が上がり、市担当者の積極的な応援を受け、2014 年 2 月に小浜湾の現状とあるべき姿を提示し、協議会の設置を要望する市民提言を市長に提出した。

市民提言では、小浜市沿岸域の「自然環境の保全」、「自然の恵みの産業、教育などへの利用」、「関係者間の連携強化」の 3 つを柱とする現状認識と対応への提言が示され、望ましい沿岸域の姿として、豊かな自然環境の保全と、そこから得られる自然の恵みが継続的に活かされること、保全と利用のバランスを保つこと、自らの問題として意識し自ら行動することなどが掲げられた。こうした市民からの要望に松崎晃治市長が応え、2014 年 9 月に小浜市海のまちづくり協議会が 8 人のメンバーで発足し、具体の事業がスタートした。その中で特徴的な取組みとして「海のまちづくり未来会議」の発足がある。これは、海のまちづくりに若者たちの参画を促すために設置され、若者の主体の話し合いや現地での活動が行われており、地域全体での沿岸域総合管理の実施に向けた取組みとしての展開が始まっている。また、地元の発案として民間企業（全国規模の製造関連企業）からメンバーを迎えたことは、先進的な取組みであり、このようなメンバーが今後いかなる役割担っていくのかにも注目していきたいと考えている。

当研究所が発足を支援してきた小浜市における取組みは、今後、自立した活動として発展できるよう支援する段階に到達したと感じられる。これまでの取組みを振り返ると、市職員や市民の意識の醸成から始めた地道な支援が今日の人的基盤となり、現在の取り組み支えているものと考えられる。

また、小浜市においては、2011 年に「夢無限大・感動小浜（地域力を結集した協働のまちづくり）を掲げた「第 5 次小浜市総合計画」が策定されている。2014 年 11 月に制定されたまち・ひと・しごと創生法に基づく地方創生の実施や展開に対して、「今後の施策の方向性」の水産業の具体的な施策のなかで、『沿岸域総合管理による「海のまちづくり」を推進』（海の環境保全・魅力発信等）することが明示されている。

このように、市民による活動が主体となって、沿岸域総合管理の取組みが始まっており、様々な関連活動も非常に盛り上がりを見せるなど、今後の勢いのある活動が期待できる。

（３）岡山県備前市

１）本年度の実施状況

岡山県備前市においては、2013 年に吉村武司市長が就任し、2014 年には、「『備前らしさ』のあふれるまち」を基本理念とする第 2 次備前市新総合計画を策定した。その中で里海づくりを柱とした水産業の振興が謳われ、目標達成のための取組みとして、沿岸域の総合管理が位置づけられている。

2014 年から、日生中学校の総合的な学習の時間を活用した海洋学習（アマモを学ぶ、伝える、考える）が日生町漁業協同組合との連携で開始された。アマモ場の再生を核として、より広い分野における総合的な取組みへの発展が図られている。2015 年 3 月には沿岸域総合管理の推進のための共同研究の覚書を備前市、日生町漁業協同組合と当財団で取り交わした。備前市における沿岸域総合管理協議会の設立に向けての調整が進められている。2016 年 6 月には、アマモ場再生を核とした「備前発！里海・里山ブランドの創生~地域と世代をつなげて~」をキャッチフレーズに全国アマモサミットが開催される予定であり、2015 年度はその準備を通して、行政・漁業・観光・商工・教育などの関係者が集結し、沿岸域総合管理の実現に向けての調整が進められている。

【実施された主な活動】

- 共同研究覚書締結（2015 年 4 月 1 日：備前市、日生町漁業協同組合、笹川平和財団）
- アマモサミット実行委員会：2015 年 5 月 29 日、11 月 27 日
- アマモサミット幹事会：2015 年 7 月 3 日、8 月 28 日、11 月 6 日、2016 年 1 月 22 日、3 月 24 日
- コア会合（2 回開催）
- 沿岸域総合管理ネットワーク会議：2015 年 10 月 6 日-7 日
- 沿岸域総合管理入門研修会(備前市研修会)　2015 年 11 月 6 日-7 日
- EAS Congress 2015 (ベトナム・ダナン)：
  2015 年 11 月 17 日 ICM-WS にて里海づくり研究会議の田中丈裕事務局長が「瀬戸内海の再生：備前市沿岸域総合管理導入に向けた沿岸環境再生活動」について発表。
- 海洋・沿岸域入門研修会への参加（備前市役所）：2016 年 2 月 11 日-13 日

【協議会・研究会等】

- 備前市では、2014 年に策定された第 2 次備前市新総合計画に里海づくりを柱とした水産業の振興を謳い、目標達成のための取組みとして、沿岸域の総合管理が位置づけられている関係で、沿岸域総合管理に関する窓口は、産業振興課となっている。また、長年現地でアマモ場再生に取り組んできた日生町漁業協同組合及び、岡山県水産課と

も密に連携している。2015 年度は、2016 年 6 月開催予定の全国アマモサミット 2016 に向けて準備が進められており、その実行委員会・幹事会等のメンバーを沿岸域総合管理の協議会メンバーへ継承することで、持続的な活動につなげようと動きだしている。

・ 2015 年度の実行委員会・幹事会及び沿岸域総合管理の研修会メンバー構成は以下の通りである。

表 1-6　全国アマモサミット 2016in 備前　実行委員名簿

[大会長]　備前市長　吉村　武司※

[実行委員会]

	氏名	所属
1	田中　丈裕	NPO 法人里海づくり研究会議理事・事務局長
2	淵本　重廣	日生町漁業協同組合代表理事組合長
3	奥中　勉	伊里漁業協同組合代表理事組合長
4	長崎　信行	備前商工会議所会頭
5	藤原　美佐男	備前東商工会会長・備前観光協会会長
6	木村　宏造	(協)岡山県備前焼陶友会理事長
7	古川　恵太	笹川平和財団海洋政策研究所海洋研究調査部長
8	吉野　奈保子	認定 NPO 法人　共存の森ネットワーク理事・事務局長
9	平田　昌三	生活協同組合おかやまコープ理事長
10	青山　勲	(公財)おかやま環境ネットワーク代表理事
11	田丸　和彦	岡山県農林水産部水産課長
12	杉浦　俊太郎	備前市教育長
13	高橋　昌弘	備前市まちづくり部長

[事務局]

	氏名	所属
1	丸尾　勇司	備前市まちづくり部まち産業課長
2	菊川　智宏	備前市まちづくり部まち産業課　里海・水産係長
3	橋本　誠二	備前市まちづくり部まち産業課　里海・水産係主査

表 1-7　全国アマモサミット 2016in 備前　幹事会委員名簿

[幹事会]

	氏名	所属
1	田中　丈裕	NPO 法人里海づくり研究会議理事・事務局長
2	早川　雅清	日生藻場造成推進協議会代表
3	藤生　泰三	日生藻場造成推進協議会副代表
4	天倉　辰己	日生町漁業協同組合専務理事
5	今川　壱章	日生町漁業協同組合主任
6	奥中　勉	伊里漁業協同組合代表理事組合長
7	内田　敏喬	備前商工会議所専務理事
8	竹林　満己	備前東商工会事務局長・備前観光協会事務局長
9	平川　忠	(協) 岡山県備前焼陶友会総務委員会委員長
10	古川　恵太	笹川平和財団海洋政策研究所海洋研究調査部長
11	吉野　奈保子	認定 NPO 法人　共存の森ネットワーク理事・事務局長
12	熊岸　俊介	生活協同組合おかやまコープ商品企画担当
13	栂崎　一夫	(公財)おかやま環境ネットワーク事務局長
14	藤田　孝志	備前市立日生中学校教諭
15	木村　尚	NPO 法人海辺つくり研究会理事/NPO 法人共存の森ネットワーク理事
16	森田　健二	NPO 法人海辺つくり研究会理事
17	石飛　博敏	岡山県農林水産部水産課振興班長
18	極東　裕子	岡山県農林水産部水産課振興班主任
19	高橋　昌弘	備前市まちづくり部長
20	星尾　靖行	備前市日生町総合支所長

[事務局]

	氏名	所属
1	丸尾　勇司	備前市まちづくり部まち産業課長
2	菊川　智宏	備前市まちづくり部まち産業課　里海・水産係長
3	橋本　誠二	備前市まちづくり部まち産業課　里海・水産係主査

【その他・トピック】

・全国アマモサミット「備前発！里海・里山ブランドの創生~地域と世代をつなげて~」開催　(2016 年 6 月)

図 1-6　アマモサミット 2016 in BIZEN　(http://amamo-summit2016.com)

２）サイトの概況

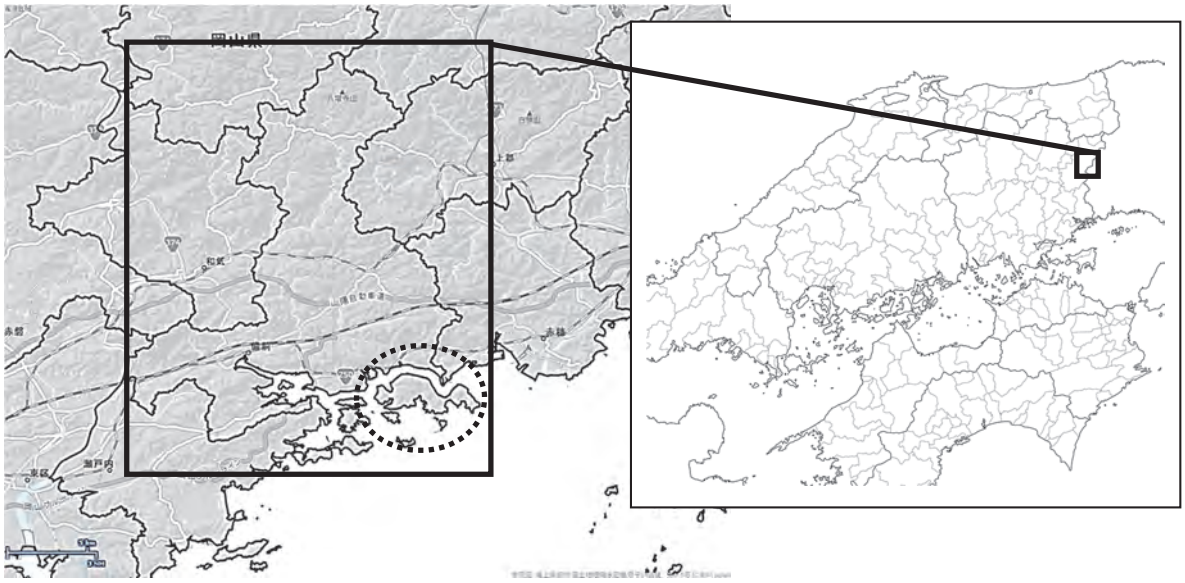

図 1-7　備前市と日生地区

（海洋台帳に加筆 http://www.kaiyoudaichou.go.jp/kaiyowebgis/）

① 海陸を一体とした状況把握(対象区域、人口・面積、陸域・海域の一体としての問題把握、場の評価)

i.対象区域・関係する地方公共団体

岡山県備前市（2005 年 3 月 22 日に備前市・日生町・吉永町が合併）

ii.人口 (2016 年 2 月現在)

備前市：36,350 人

iii.面積

備前市：258.23 平方 km

iv.問題把握

小型定置網不漁

アマモ場減衰

v.場の評価

・科学的手法による評価

2001 年：マリノフォーラム 21「アマモ場造成技術指針」策定

・沿岸域の産業

・水産業（カキ養殖、小型底びき網、小型定置網、刺網等）

・製造業（備前焼、レンガ、セラミック、ファインセラミックス等）

・農業（水稲、大麦、花、野菜、果樹、養豚、養鶏等）

・サービス・小売業（旅館・宿泊施設、食事処、魚市場、スーパー等）

・運輸業（海運等）

・沿岸域の文化、歴史、土地や海域の利用その他社会の状況

備前市の南東部に位置する日生地区は、古くから水産業や海運業が盛んな場所として知られてきた。日生には、縄文・弥生時代の漁撈活動や室町時代の都への海産物運搬の記録が残っている。江戸時代には関西や四国地方の海域まで漁師が出漁し、漁場が制限され 1 家族 1 組合員制が導入された明治時代以降は組合員になれなかった者が朝鮮半島や台湾まで進出した。こうした進取の気性は、日生の漁師の特徴だと言われている。現在日生では小型底びき網、小型定置網、刺網等の他にカキ養殖業が盛んである。日生の漁業者は、海洋環境問題への意識が高く、約 30 年前から海底ゴミの回収やアマモ場の再

生などの活動を行っている。小型底びき網船が回収した海底ゴミは、漁業協同組合がゴミ処理施設まで運び備前市が処理費用を支援している。日生の沿岸域にはかつて 600ha ほどのアマモ場が広がっていたが、一時 12ha まで減少した。その後、アマモ場造成活動や水質の改善などによって、現在は 200ha 以上に回復している（通算約 9,600 万粒超の播種)。近年では、漁業を中心とした地域特性を生かし、アマモ場造成や里海に関する産官学一体となった体験学習や講習会などのイベントが行なわれている。

・沿岸域の地勢、気象・海象、生態系など自然・環境の状況

日生地区は山地が海岸線近くまで迫っている。そのため、市街地は限られた平野部を中心に広がり、瀬戸内海を望む沿岸域には入り江や岬が入り組んだ海岸線が伸びる。日生の沿岸域には、有人・無人を含め大小 13 の島々からなる日生諸島が広がり、その海域は瀬戸内海国立公園の一部をなしている。中でも頭島、大多府島、鴻島、鹿久居島等は、市民生活や漁業等の産業にとっても重要な位置づけにある。気候は典型的な瀬戸内海型気候で、年間を通じて温暖・少雨で過ごしやすい。

② 地域の関係者による合意形成(関連協議会、研究会・関連会議、協議会)

表 1-8　協議会等

関連協議会	2006 年：東備地区海洋牧場適正利用協議会設置
研究会・関連会議	2010 年：備前市沿岸域総合管理研究会発足 （日生町漁業協同組合、岡山県水産課、備前市の共催）
協議会	現在：協議会設置に向けて協議中

③ 関連計画との整合に配慮した沿岸域総合管理計画の策定(総合計画、沿岸域総合管理計画)

【総合計画】

2014 年：備前市新総合計画を策定、水産業の振興に「沿岸域の総合管理」を記載

【まち・ひと・しごと創生総合戦略】

2015 年 10 月：「里海」を柱としたブランド化、豊かな海の再生等

【沿岸域総合管理計画】

―

④ 順応的管理による沿岸域総合管理事業の実施(個別事業の実施計画の策定、体制構築(県・市・町長、組織)、事業実施)

【個別事業の実施計画の策定】

―

【首長】

2013 年：吉村武司市長就任

【組織】

2013 年：里海づくりの政策官任命

現在：備前市まちづくり部産業振興課水産係が主務

【主な実施事業】

1985 年から漁業者を中心とするアマモ再生活動

2014 年：備前市によるブランド化事業

⑤ 沿岸域総合管理計画の評価と見直し(目標設定、事業評価)

【目標設定】

備前発！里海・里山ブランドの創生～地域と世代をつなげて～

⑥ その他(対外活動、他)

2016 年 6 月：全国アマモサミット開催

３）まとめ

岡山県備前市の沿岸域総合管理への取組みは、地元漁業者により先導されてきた。きっかけは、1980 年代の漁業不振への対策として漁業者自らアマモ場再生を始めたことにある。元々環境への意識の高い漁業者は、1960 年代より海洋ゴミの回収などを実施してきた。当時の日生町漁業協同組合の本田和士組合長が、つぼ網の不漁を不審に思い潜水したところ、最盛期に 500 ha あったアマモ場が 10 ha 程度に大きく減少していたことを発見したことを受けて、日生町漁業協同組合の自主的なアマモ場再生が開始された。アマモ場再生は、基本的には種子をつけたアマモの花枝の回収、それを漁港やカキ筏などで袋に入れて水中に吊るす種子の追熟、回収した種子の海面からの播種という方法で実施されてきた（こうした取組みは、漁業者を中心とする日生藻場造成推進協議会の設置により推進されてきた)。そうした活動を漁業者だけのものではなく、市民全体の取り組みに広げようと活動し、2010 年に日生町漁業協同組合、岡山県水産課、備前市産業振興課、観光協会、海運関係者、当研究所（当時、海洋政策研究財団）などをメンバーとする備前市沿岸域総合管理研究会が発足し、岡山県により整備される海洋牧場を含む海域の適正利用に関する審議や、日生頭島線の架橋 竣工による影響などもについて意見交換を行ってきた。また、2012 年に日生町

漁協・岡山県・NPO 法人里海づくり研究会・生活協同組合おかやまコープの協定が締結され連携によるアマモ場再生に向けた播種事業が実施されるなど、活動を発展的に継続させ、2013 年には、アマモ場が 200 ha にまで回復してきた。

沿岸域総合管理の推進母体としての協議会や担当部局の設置、沿岸域総合管理計画の策定などは行われていないものの、研究会活動を核とする共同研究の覚書も締結し、備前市全体としてのブランド化や海洋学習（アマモを学ぶ、伝える、考える）への検討が日生町漁業協同組合との連携で開始されてきた。

2014 年には備前市の総合計画に「沿岸域の総合管理」が水産振興の取組みとして位置づけられ、まちづくり部の創設、里海・水産係の設置がされてきた。2016 年には、日生で 30 年以上継続的に実施されてきたアマモ場再生を核として、「備前発！里海・里山ブランドの創生~地域と世代をつなげて~」をキャッチフレーズに全国アマモサミットが開催される予定であり、その準備を通して、行政・漁業・観光・商工・教育などの関係者が集結し、沿岸域総合管理の実現に向けての調整が進められ、実行委員会等の組織を沿岸域総合管理協議会へ継承することで持続可能な取組みへと移行することも含めて動きが活発化している。また、2014 年 11 月に制定されたまち・ひと・しごと創生法に基づく地方創生の実施や展開に対して、「基本的な方向」及び「具体的な施策」のなかで「里海」を柱としたブランド化、豊かな海の再生、漁業就業人口の歯止め等について記載された。こうした動きを背景に備前市における沿岸域総合管理協議会の設立に向けての調整が進められている。

（4）宿毛湾

1）本年度の実施状況

2012 年に宿毛湾沿岸域総合管理研究会が設置され、海の健康診断の実施を始め地域における問題把握 が進められてきた。2015 年度は、2016 年 2 月 8 日に宿毛市長および大月町長へ『宿毛湾沿岸域総合管理研究会報告書』を提出した。また、同日、本年度第 1 回目（通算第 7 回目）となる宿毛湾沿岸域総合管理研究会を開催するなど、今後の協議会等の議論の場について話合いが進められている。

【実施された主な活動】

・覚書締結（2015 年 5 月 1 日：宿毛市、大月町、笹川平和財団）
・沿岸域総合管理ネットワーク会議：2015 年 10 月 6 日-7 日
・中平富弘宿毛市長、岡田順一大月町長へ、宿毛湾沿岸域総合管理研究会報告書を提出

図 1-8　中平富弘宿毛市長、岡田順一大月町長への報告書提出

【協議会・研究会等】

・宿毛湾沿岸域総合管理研究会：2016 年 2 月 8 日

表 1-9　宿毛湾沿岸域総合管理研究会メンバー名簿

No.	所属	役職	氏名
1	宿毛市	産業振興課長補佐 監理係長	大内　淳平
2	宿毛市	産業振興課 水産振興係長	武山　英和
3	大月町	産業振興課長補佐 水産振興係長	河野　賢二
4	すくも湾漁業協同組合	指導共済課長補佐	福間　友謙
5	高知大学	副学長 理事（教育担当）	深見　公雄
6	高知大学地域連携センター	副センター長	石塚　悟史
7	(公財)黒潮生物研究所	研究所長	中地シュウ
8	NPO 法人黒潮実感センター	センター長	神田　　優
9	環境省 土佐清水自然保護官事務所	自然保護官	秋山　祐希
10	高知県	宿毛漁業指導所長	浜渦　敬三
11	高知県	宿毛漁業指導所 水産業普及指導員	齋田　尚希
12	(公財)笹川平和財団 海洋政策研究所	所長	寺島　紘士
12	(公財)笹川平和財団 海洋政策研究所	海洋研究調査部 部長	古川　恵太
14	(公財)笹川平和財団 海洋政策研究所	海洋研究調査部 特任研究員	大塚万紗子
15	(公財)笹川平和財団 海洋政策研究所	海洋研究調査部 研究員	上里　理奈

（2016 年 2 月現在）

第 1 回（通算第 7 回）宿毛湾沿岸域総合管理研究会開催

場所：宿毛市役所

日　時：2016 年 2 月 8 日（月）15：00～17：00

参加者：宿毛市産業振興課、大月町役場産業振興課、高知大学、黒潮実感センター、高知県宿毛漁業指導所、海洋研究開発機構、笹川平和財団海洋政策研究所より計 12 名

議事：(1)報告事項について

①報告書の提出について

②沿岸域総合管理ネットワーク会議への参加について

(2)今後の研究会について

(3)黒潮と宿毛湾の環境について（JAMSTEC 調査事業説明）

(4)その他

以下に、各項目の主な内容を列挙する。

- 同日、宿毛市、大月町の両首長へ『宿毛湾沿岸域総合管理研究会報告書』を提出したことを報告した。
- 2015 年 10 月に開催された沿岸域総合管理ネットワーク会議参加者から、会議参加に関する所感等の報告があった。
- 今後の研究会について、どのように進めていくか。協議会発足に向けて、まずは、現在類似の協議会があるか等の整理を行う必要があるとの意見が出された。
- 一般の人々の沿岸域総合管理への理解促進のため、シンポジウムなどを開催していきたいという意見が出た。
- 海洋研究開発機構より、海況予測、黒潮と宿毛湾の環境についての報告があった。

２）サイトの概況

図 1-9　宿毛市・大月町および宿毛湾

① 海陸を一体とした状況把握(対象区域、人口・面積、陸域・海域の一体としての問題把握、場の評価)

i.対象区域・関係する地方公共団体

高知県宿毛市、大月町

ii.人口

宿毛市：21,727 人（2016 年 2 月現在）

大月町：5,641 人（2016 年 2 月現在）

iii.面積

宿毛市：286.15 平方キロメートル

大月町：103.03 平方キロメートル

iv.問題把握

赤潮や貝毒の発生、サンゴ食害生物（オニヒトデ等）の大発生、磯焼けによる藻場の減少、漁業者とダイビング業者との関係

v.場の評価

・科学的手法による評価

宿毛湾の特性を考慮した宿毛湾型海の健康診断を実施。

漁業に役立つ黒潮を中心とした海況予測の実施。

・沿岸域の産業

- 漁業（一本釣り、低地網、刺し網漁などの漁船漁業中心）
- 養殖業（ブリ、カンパチ、タイなど。高知県下の水揚げ量の過半数を占める）
- 磯釣り、シュノーケリング、ダイビングなどの海洋レジャー
- 宿毛市の陸域の産業としては、林業、農業（ブロッコリー、オクラなど野菜の露地栽培や、海に面した南斜面における柑橘類などの果樹栽培）
- 大月町の陸域の産業としては林業、稲作、葉たばこの栽培、施設園芸を中心とする農業
- 大月町の特性である強風を資源として活用、丘陵地帯に風力発電施設を誘致して、陸域の新しい産業としている。

・沿岸域の文化、歴史、土地や海域の利用その他社会の状況

宿毛市には、国の史跡に指定されている宿毛貝塚があり、3、4 千年前の縄文時代頃に文化が開けていたことがわかっている。また、明治維新以後は多くの有為な人材を輩出した由緒ある町である。

大月町では今から 330 年前に、古満目地区で大火があり、地区のほとんどが焼けてしまった。その時に足摺山の僧を招き祈願、祈祷を行い地区名も「小間目」から現在の「古満目」に変え、防火の神の愛宕神社を勧進し「水浴びせ」を奉納し、今日まで行事が続いている。

・沿岸域の地勢、気象・海象、生態系など自然・環境の状況

宿毛湾は、四国南西部、豊後水道南東部に位置し、幅約 10km、奥行き約 8km、西側に開けている湾である。愛媛県南部の西海半島を北側に、高知県南西部の大月半島を南側に対したリアス式の湾で、全体としてらっぱ状に開いており、湾内には、沖の島、姫島、鵜来（うぐる）島、柏島を擁している。

湾口南部の島々は沖の島海域公園を中心に足摺宇和島国立公園に、湾奥の島々は宿毛湾県立自然公園にそれぞれ指定されている。

宿毛市、大月町の約 80%を森林が占めている。

大月町の柏島周辺の海には 1,000 種以上の魚類やサンゴ・サンゴ群落が生息しており、スキューバダイビングの人気スポットとなっている。

② 地域の関係者による合意形成(関連協議会、研究会・関連会議、協議会)

表 1-10　協議会等

関連協議会	2009 年：宿毛湾環境保全連絡協議会発足（サンゴ保全）
研究会・関連会議	2012 年 11 月：宿毛湾沿岸域総合管理研究会発足
協議会	―

③ 関連計画との整合に配慮した沿岸域総合管理計画の策定(総合計画、沿岸域総合管理計画)

【総合計画】

宿毛市：2013 年：宿毛市振興計画策定（沿岸域の記載なし）

大月町：21 世紀のまちづくりに向けて（観光産業への展開に言及）

【まち・ひと・しごと創生総合戦略】

宿毛市：宿毛市総合戦略(2015 年 10 月)

大月町：大月町総合戦略(2016 年 2 月)

【沿岸域総合管理計画】

―

④ 順応的管理による沿岸域総合管理事業の実施(個別事業の実施計画の策定、体制構築(県・市・町長、組織)、事業実施)

【個別事業の実施計画の策定】

―

【首長】

2015 年：中平富宏市長就任

2013 年：岡田順一町長就任

【組織】

現在：宿毛市産業振興課、大月町役場産業振興課が主務

【主な実施事業】

漁業振興

⑤ 沿岸域総合管理計画の評価と見直し(目標設定、事業評価)

【目標設定】

検討中

⑦　その他(対外活動、他)

2003 年：地元漁業者とダイバーが連携し、間伐材を使ったアオリイカの産卵場となる「海の中の森づくり」が開始された。

３）まとめ

2012 年に宿毛市・大月町と、当研究所（当時、海洋政策研究財団）が共同で宿毛湾沿岸域総合管理研究会を設置した。その後、研究会の場において、宿毛湾の沿岸域総合管理のあり方について検討を進める他、「海の健康診断」を実施するなどの活動を行った。2015 年には、そうした成果を報告書としてまとめるとともに、海洋研究開発機構のアプリケーション・ラボとの共同研究も開始し、宿毛湾の環境および漁業に多大な影響を与える黒潮の蛇行による「海況予測」の最先端の知見を環境対策や漁業などに生かすべく、漁業者と連携しながら研究を進めている。また、環境を守りながら海を利用する産業の創出、地域の活性化について議論する場の取組みが進められている。それらの活動を受けて、昨年度末に『宿毛湾沿岸域総合管理研究会報告書』を作成し、2016 年 2 月 8 日に宿毛市長、大月町

長へ提出した。その後、同日開催された宿毛湾沿岸域総合管理研究会（以下、研究会）において、協議会発足に向けた今後の進め方について話し合いが行われた。協議会発足に対しては宿毛市と大月町双方の調整が必要であり、協議会メンバーについてもどうするのか話合われた。宿毛市では類似の協議会が存在することから、それらの協議会とのすみ分けを行う必要性についても言及された。

今後、宿毛湾においては、2 つの自治体の参加する協議会となるため、協議会の発足へ向けた調整が行われることになる。可能な限り早い時期の協議会の発足に向け、今後の活発な議論が期待される。

（５）岩手県宮古市

１）本年度の実施状況

岩手県宮古市においては、沿岸域総合管理研究会と「海の健康診断」を行った後、協議会発足に向け継続的にコア研究会を実施している。総延長 75km 余の閉伊川の流域を中心に地域のネットワーク化が進んでおり、NPO や市民を主体とする協議会設立に向けた動きが始まった。

【実施された主な活動】

・宮古港開港 400 周年記念事業　記念式典出席　2015 年 4 月 24 日

・沿岸域総合管理ネットワーク会議：2015 年 10 月 6 日-7 日

・コア研究会：2015 年 12 月 5 日、12 月 6 日、2016 年 3 月 20 日、3 月 21 日

【協議会・研究会等】

・コア研究会：

東京海洋大学　准教授　佐々木剛氏、宮古市市議会議員　橋本久夫氏、閉伊川大学校事務局長　水木高志氏、森川海 MANABI ネットワークシステム事務局長　板橋麻里子氏等

【その他・トピック】

・宮古港開港 400 年記念行事等

・東日本大震災から 2016 年 3 月 11 日で 5 年経過

２）サイトの概況

図 1-10　宮古市の位置図

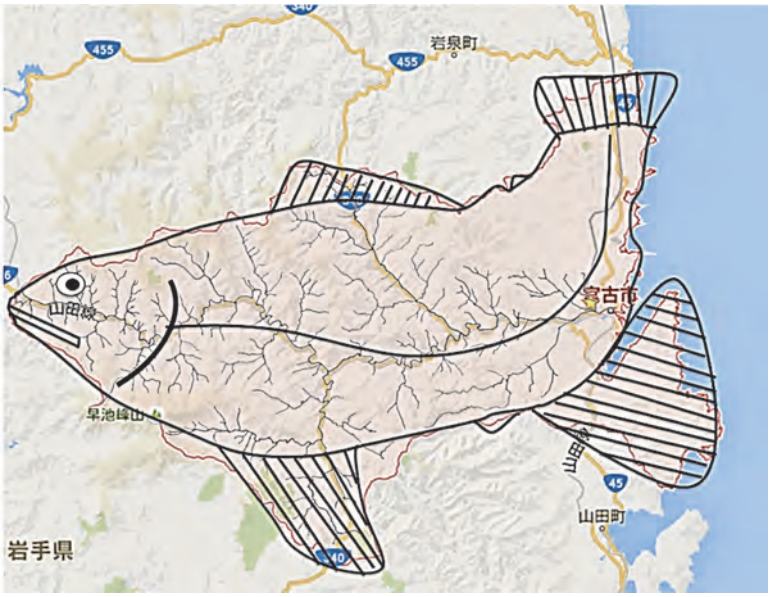

図 1-11　サーモンランド宮古　※東京海洋大学　佐々木剛准教授発表資料より

宮古市が打ち出している「サーモンランド宣言[5]」を表現するべく、東京海洋大学の佐々木剛准教授および大学院生のエディ氏による「サーモンランド宮古」の図が描かれた。この図は、海の人々も、町の人々も、川の源流の人々も、それぞれの地域がつながってサーモンランドになっていることを全体で意識してもらいたいとの思いが込められている。

① 海陸を一体とした状況把握(対象区域、人口・面積、陸域・海域の一体としての問題把握、場の評価)

i.対象区域・関係する地方公共団体

岩手県宮古市(重茂地区、川井地区、田老地区、新里地区、宮古湾岸地区)

ii.人口 (2016 年 2 月現在)

56,138 人

iii.面積

1,259.89 平方㎞

iv.問題把握

アマモ場消失

東日本大震災

[5] 宮古市の「サーモンランド宣言」。市の将来像「森・川・海とひとが共生する安らぎのまち」を基調としながら、鮭のごとく力強く活動するまち、心の豊かさやゆとりを実感できるまちを築くことを決意し、本市全域を『サーモンランド』と呼ぶことを宣言したもの。(2007.1.1)
http://www.city.miyako.iwate.jp/kikaku/salmonland.html

ガレキ問題

v.場の評価

・科学的手法による評価

2012 年：「海の健康診断」実施

・沿岸域及び周辺の産業、文化、歴史、土地や海域の利用その他社会の状況

【川井地区】

・川井地区の畜産業（主に短角牛）は、1980 年代がピークで、1991 年の輸入自由化後は下降線を辿る。以前は、1 農家で 200 頭を生育するところもあったが、高齢化ともあいまって、2012 年時点では 66 農家、335 頭。

・農業は、大根・しそなどが主要栽培種で、畜産業から出る堆肥を活用することで、品質を上げている（農家からは稲藁を畜産業に提供している)。最近は、しその生産が増え、川井産業振興公社で 6 次産業化し、和歌山県などに出荷している。

・川井産業振興公社は高い高齢化率を逆手にとって、80 歳以上の高齢者を組織し、契約栽培を行っている。

・また、農家の約半数がメンバーになっている直売施設「やまびこ産直館」（市の公社）は、年間 1 億円を売り上げる。

・林業・エネルギー産業関連として、2014 年 4 月からバイオマス発電が行われる予定。当初、閉伊川漁協と事業者との間で、汚染水処理に関して合意形成がなされなかったが、近々解決するという。宮古市としても自然再生エネルギー産業への参入に対しては期待が高い。

【新里地区】

・新里地区は 98%が山地。畜産（和牛）・林業が主要産業で、以前は製材所も 10 箇所以上あった。今は、合板製造企業や宮古市街で働く人が多い。

・この地区の高齢化率は 40.1%（2010 年度)。

・第三セクターで運営する「湯ったり館」や「安庭山荘（週末のみ運営)」がある。双方とも東北大震災の直後は、被災者の一時的な仮住まいとして活用され、2012 年以降、利用者が増加している。

【沿岸地区（宮古湾沿岸、田老地区、重茂地区)】

・沿岸の宮古湾岸地区、田老地区、重茂地区は漁業を中心としており、主な水産物は、宮古湾岸地区（サケ・サンマ・カキ・ワカメ・コンブなど)、田老・重茂地区（ワカメ・コンブ・アワビ・ウニなど）となっている。

・宮古湾岸地区では水産加工業が発達しているが、三陸南部と比べると、一次加工での出荷が多く規模も小さい。
・この一帯は、東日本大震災の津波で壊滅的な被害を受けた。被災から 5 年が経ち、市街地はかなりの部分で回復してきているが、田老地区では住宅の建設が大幅に遅れている。重茂地区は過去の被災経験からほとんどの住居が高台に移されており、漁協を中心に漁業をいち早く回復させた。

② 地域の関係者による合意形成(関連協議会、研究会・関連会議、協議会)

表 1-11　協議会等

関連協議会	
研究会・関連会議	2010 年 12 月：宮古市沿岸域総合管理研究会発足 2012 年 3 月：宮古市沿岸域総合管理研究会再開
協議会等	2016 年 3 月：森・川・海 MANABI ネットワークシステム戦略会議（サーモンランド宮古まちづくり協議会）

③ 関連計画との整合に配慮した沿岸域総合管理計画の策定(総合計画、沿岸域総合管理計画)

【総合計画】

2011 年：宮古市総合計画（2015 年度から後期基本計画）

【沿岸域総合管理計画】

―

④ 順応的管理による沿岸域総合管理事業の実施(個別事業の実施計画の策定、体制構築(県・市・町長、組織)、事業実施)

【個別事業の実施計画の策定】

宮古市東日本大震災復興計画（2013 年）

【首長】

2009 年：山本正徳市長就任、2013 年再選

【組織】

宮古市総務企画部復興推進課、いわてマリンフィールド（NPO）等

【主な実施事業】

復興事業

⑤ 沿岸域総合管理計画の評価と見直し(目標設定、事業評価)

【目標設定】

大震災からの復興

⑥ その他(対外活動、他)

2011 年 10 月 :「東日本大震災からの復興　ー岩手県沿岸域の生の声をきく会ー」開催

2014 年 7 月 IPMEN2014 JAPAN 開催

３）まとめ

宮古市における沿岸域総合管理の取組みの開始は､東日本大震災以前の 2010 年 12 月で、水産科学館に岩手県、宮古市、漁協、水産関係研究者、地元 NPO、教育関係者、当研究所(当時、海洋政策研究財団)などが参集し、宮古市における沿岸域総合管理の実施の可能性を中心に意見交換を行った。地元側主催者の岩手県（沿岸広域振興局）からは、「海洋空間の多面的機能を用いた新規ビジネス創出の環境づくり」の考え方について説明があり、当研究所からは、沿岸域総合管理モデルに関する調査事業の進め方、サイトにおける取り組みなどについて説明を行った。

2011 年 3 月 11 日、東日本大震災が発生。2011 年 5 月 10 日～11 日に岩手県と宮古市へ当研究所からお見舞いに訪れ、副市長との意見交換の中で、当研究所は、長期的視点で沿岸域総合管理の手法を取り入れ、沿岸部の復旧に続く復興にこれを役立てることを提案した。以後、行政の復旧・復興への対応の繁忙により沿岸域総合管理の取組みの顕著な進展は現地では見られなかった。取組段階としては、2011 年度の「海の健康診断」の実施や、2011 年 10 月の「東日本大震災からの復興ー岩手県沿岸域の生の声をきく会ー」の開催以後、行政の復旧・復興への対応の繁忙はあったものの沿岸域総合管理の研究会は開催され、2013 年の三重県志摩市で行われた PNLG 会合では、復興の進捗についての発表を行っている。また、宮古市環境計画や復興計画等の中でも沿岸域総合管理と類似の取組みが標榜されており、新たな取組みへチャレンジしようとする兆しが見え始めてきている。特に、2015 年 10 月に他のモデルサイトとのネットワーク化推進事業である、沿岸域総合管理ネットワーク会議にコア研究会のメンバーが参加したことによって、「何か自分たちでも動き始めなければ」という思いが触発され、NPO や市民を主体とする協議会設立に向けた動きに繋がった。

2016 年 3 月 11 日で東日本大震災より 5 年が経過し、復興から次のステージに踏み出そうとし始めた現地の思いや動きを大切にしながら、沿岸域総合管理としても次のステージへ踏み出していくための支援や取組みを実践していきたいと考える。

2. モデルサイト候補における沿岸域総合管理への取組状況

（1）長崎県大村湾

１）本年度の実施状況

大村湾は、流域に 5 市 5 町が隣接する広域型の湾である。2015 年度は、大村湾沿岸議員連盟、長崎県庁、関連市町等の関係者を対象に沿岸域総合管理入門研修会を開催した。また、第 2 回の議員連盟研修会を一般公開で開催したほか、関連の国際会議や研修等に大村湾議員連盟や長崎県庁の担当メンバーが参加するなど、今後の本格活動に向けた土台となる、人的ネットワークの構築が進められてきた。

【実施された主な活動】

- 沿岸域総合管理ネットワーク会議：2015 年 10 月 6 日-7 日
- 沿岸域総合管理入門研修会(大村湾研修会)：2015 年 10 月 22 日-23 日
- 大村湾沿岸議員連盟研修会：2015 年 8 月 4 日/2016 年 2 月 19 日
- 大村湾沿岸議員連盟メンバーによるベトナム・ダナンで開催された EAS Congress2015・PNLG 会合視察：2015 年 11 月 18 日-20 日
- 大村湾沿岸議員連盟メンバーによる小浜市の ICM の取組視察：2016 年 1 月 28 日-29 日
- 海洋・沿岸域入門研修会への参加（長崎県庁、大村市役所）：2016 年 2 月 26 日-27 日

図 1-12　大村湾沿岸議員連盟による当研究所訪問

２）サイトの概況

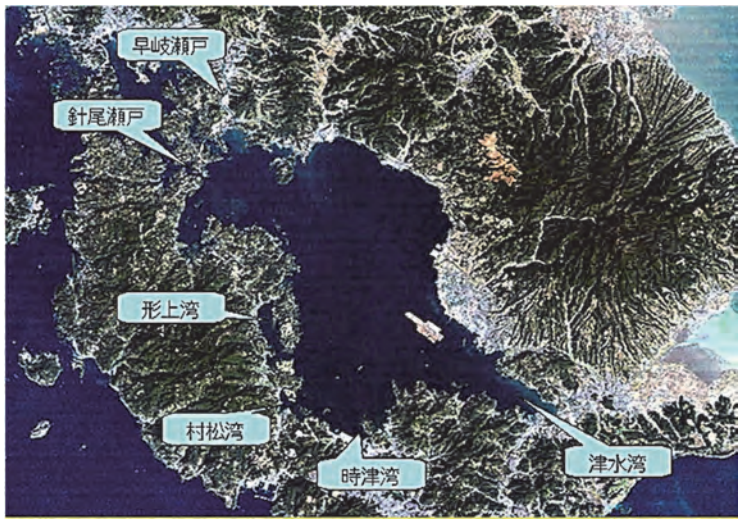

図 1-13　大村湾

(大村湾環境ネットワーク情報 https://www.pref.nagasaki.jp/kankyo/oomura/01genki01genjo.html)

① 海陸を一体とした状況把握(対象区域、人口・面積、陸域・海域の一体としての問題把握、場の評価)

i.対象区域・関係する地方公共団体

＜大規模海域型＞

大村湾流域に所在する５市５町（長崎市、佐世保市、諫早市、大村市、西海市、長与町、時津町、東彼杵町、川棚町、波佐見町）

ii.人口（流域人口）

278,863 人(2013 年 3 月現在)

iii.面積（流域面積）

約 564 平方 km

iv.問題把握

水質・底質悪化

v.場の評価

・科学的手法による評価

2011 年：海の健康診断実施

・沿岸域の産業

水産業では、小型底びき網、小型定置網などのほか、特産品としては、真珠とナマコ（マナマコ）が挙げられる。

農業では、ミカン、ブドウなどの果物の栽培が盛んなほか、イチゴ、アスパラガスなどのハウス栽培や肉用牛の飼育、観光農園や農産物直売所等。

観光業として、大村湾北端に面した佐世保市に大型観光施設のハウステンボスなどがある。長崎県全体で 2014 年の観光客延べ数は 3,265 万人で、1972 年調査開始以降過去最高値を記録している 。

・沿岸域の文化、歴史、土地や海域の利用その他社会の状況

世界初の海上空港である長崎空港があり、大村市と空港との間は約 1km の箕島大橋がかかる。

・沿岸域の地勢、気象・海象、生態系など自然・環境の状況

大村湾は、四方を陸で囲まれ、湖と思われるほど湾口から袋状に内陸部に入り込んでいる湾である。そのため、外の海の影響を受けにくく、湾内における干満の潮位差もわずか 0.9mほどである。南北に約 26ｋｍ、東西に約 11ｋｍ、面積約 320ｋｍ2、貯水量約 47.3 億ｔ の閉鎖性内湾であり、長崎県本土の中央部に位置し、古くから琵琶湖にたとえて「琴湖（きんこ、ことのうみ)」と呼ばれ、古くから多くの人々に親しまれている。また、湾内には大小の半島や岬によって形上湾や村松湾、さらには時津湾や津水湾などの枝湾が形成されている。大村湾を代表する生き物として、動物ではスナメリやカブトガニ、植物ではハマボウなどがあげられる。

② 地域の関係者による合意形成(関連協議会、研究会・関連会議、協議会)

大村湾をきれいにする会
大村湾沿岸議員連盟
大村湾懇話会

③ 関連計画との整合に配慮した沿岸域総合管理計画の策定(総合計画、沿岸域総合管理計画)

【沿岸域総合管理計画】

2014 年 3 月：第３期大村湾環境保全・活性化行動計画策定

④ 順応的管理による沿岸域総合管理事業の実施(個別事業の実施計画の策定、体制構築(県・市・町長、組織)、事業実施)

【首長】
2010 年：中村法道知事就任

【組織】
長崎県環境部、長崎県環境政策課、長崎県環境保健研究センター等が窓口

【主な実施事業】
貧酸素対策（エアレーション）
浅場造成

⑤ 沿岸域総合管理計画の評価と見直し(目標設定、事業評価)
【目標設定】
山から海まで一体となった里海づくり

⑥ その他(対外活動、他)
2014 年 8 月：大村湾サミットで大村沿岸 10 市町の首長が意見交換（大村湾を活かしたまちづくり自治体ネットワーク）

３）まとめ

長崎県の大村湾は、複数の市町にまたがる閉鎖性内湾であり、東京湾や大阪湾といった大都市を背景とする沿岸域と、上述してきたような地域における小規模な沿岸域の中間的な性格をもつ沿岸域である。2009 年度から２ヵ年、当研究所（当時、海洋政策研究財団）と共同で「海の健康診断」を実施され、「生物組成」、「生息空間」、「堆積・分解」について不健康の診断が下された。診断結果に基づく大村湾の環境回復に向けた具体的な方策としては、自然海岸の再生、貧酸素水への直接対策、流入負荷の検討といった生態系を安定させるための処方箋と人為的な助力による栄養塩類の取り上げによる物質循環の円滑さを促進する処方箋が提示されている。

大村湾では、「大村湾をきれいにする会」（県、関係市町及び漁協組合長会で構成）によって、ゴミの除去作業、住民に対し水質保全に関する啓発活動を実施されているとともに、産業界、住民、NGO 等が主体となった取組みである「大村湾環境ネットワーク」が構築されている。さらには、長崎県が「大村湾環境保全・活性化行動計画」（第 1 期行動計画：2003 年、第 2 期行動計画：2009 年、第 3 期行動計画：2014 年）を策定し推進してきた。第 2 期

行動計画では、里海創生による海域の環境保全と再生を目指すとした。第 3 期行動計画では、「みらいにつなぐ“宝の海”大村湾」を総合目標に掲げ、環境の保全と利用を「自立的な再生能力のある里海づくり」、「持続的な活用ができる里海づくり」と表現し、そのための重点施策として、１）貧酸素水塊、底質悪化等への対策、２）生物の生息場整備、３）水産業の振興、４）流域自治体との連携を掲げている。こうした動きを受けて、2014 年 8 月には、大村湾沿岸の 10 市町首長が意見交換をする「大村湾サミット」が開催されるなど、沿岸域総合管理に向けた取組みが進みつつある。

特に、長崎県環境保健研究センターおよび、大村湾沿岸議員連盟が中心となり、沿岸域総合管理の実施に向けた活動が活発化している（議員連盟メンバーによる、ベトナム・ダナンで開催された EAS Congress、PNLG 会合への視察、先行事例である小浜市への視察、長崎県および大村市担当者が海洋・沿岸域入門研修に参加等)。第 2 回の議員連盟研修会は、一般にも公開して行われ、海洋政策研究所から沿岸域総合管理の取組みへの提案を行った。パネル討論では、具体の取り組み方についての意見交換が行われ、大村湾における沿岸域総合管理の取組みについて、長崎県からも「第 3 期大村湾環境保全・活性化行動計画」の推進との関連について言及があり、賛意が示された。

（２）沖縄県竹富町

１）本年度の実施状況

竹富町は、2011 年 3 月に、自治体としては初となる海洋基本計画を策定しているが、ステークホルダーが集まり議論する場は現在、設置されていない。マングローブクルーズを行っている事業者が集まって、利用協定を作成するなど、ルール作りを行い、マングローブの保全を行うなど、関係者間では連携し、様々な対策を講じている場合がある。また、現在、西表島は世界自然遺産の登録に向けて動いており、登録された場合に直面する課題などについて、関係者が情報収集を行うなどの取り組みが行われている。竹富町役場をはじめとした地元関係者へ、沿岸域総合管理に関するヒアリング調査を行い、今後、沿岸域総合管理を実践していく方向性が見えてきている。

図 1-14　上里至副町長との意見交換

２）サイトの概況

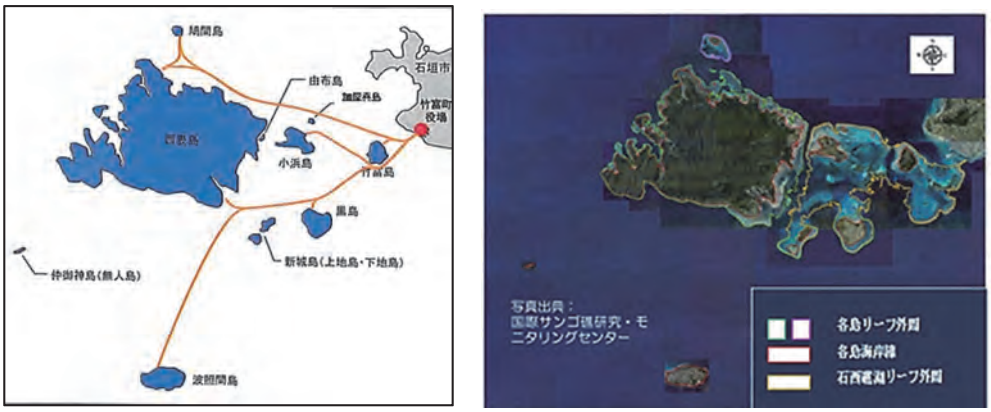

図 1-15　竹富町(竹富町海洋基本計画)

① 海陸を一体とした状況把握(対象区域、人口・面積、陸域・海域の一体としての問題把握、場の評価)

i.対象区域・関係する地方公共団体

＜離島型＞

16 の島（9 つの有人島と 7 つの無人島）からなる島嶼地域

ii.人口

4,249 人（2016 年 1 月末）

iii.面積

334.02 平方キロ km

（リーフ: 295.851 平方 km）

iv.問題把握

自然と文化の保全

安全保障

v.場の評価

・沿岸域の産業：

- 観光業：豊富な自然環境を活かし、西表島のマングローブクルーズをはじめとする様々な観光ツアーを行っている。
- 農業：さとうきび、水稲、パイナップル、熱帯果樹生産が主体となっている。
- 畜産業：肉用牛の生産の生産を行っている。
- 漁業：通常の漁業の他、栽培漁業や養殖漁業も行っている。

・沿岸域の文化、歴史、土地や海域の利用その他社会の状況

竹富町は、有人等 9 つ、無人島 7 つの計 16 の島々から構成されており、竹富島の種子取祭や西表島の節祭をはじめ、様々な祭事がみられる。

・沿岸域の地勢、気象・海象、生態系など自然・環境の状況

気候としては、温暖多雨亜熱帯性気候である。特別天然記念物に指定されているイリオモテヤマネコやカンムリワシが生息する。

② 関連計画との整合に配慮した沿岸域総合管理計画の策定(総合計画、沿岸域総合管理計画)

2011 年 3 月：竹富町海洋基本計画策定

③ 関連計画との整合に配慮した沿岸域総合管理計画の策定(総合計画、沿岸域総合管理計画)

【総合計画】

2010 年：竹富町総合計画～島々の特性を生かした「オンリーワン」の島づくりの実現をめざして～

2011 年 3 月：竹富町海洋基本計画策定

④ 順応的管理による沿岸域総合管理事業の実施(個別事業の実施計画の策定、体制構築(県・市・町長、組織)、事業実施)

【首長】

2012 年：川満栄長町長就任

【主な実施事業】

2014 年：サンゴ礁等海域における地方交付税算定面積基礎調査等事業の実施

⑤ 沿岸域総合管理計画の評価と見直し(目標設定、事業評価)

【目標設定】

自然と文化

安全安心なまち

⑥ その他(対外活動、他)

2013 年 2 月：「地方自治体の海洋政策に関するシンポジウムー海域管理のための財源を考える」を開催

３）まとめ

沖縄県八重山郡竹富町 においては、2011 年 3 月に地方公共団体として初の海洋基本計画となる竹富町海洋基本計画を策定した。同計画は、2007 年に制定された海洋基本法に示される地方公共団体の責務（第 9 条）および、竹富町海洋フォーラム 2010 における“竹富町海洋宣言 ”の理念に基づき、竹富町の上位計画である竹富町総合計画（第 4 次基本構想、第 7 次基本計画）に則して策定されたものである。同計画は「日本最南端の町（ぱいぬ島々）から海洋の邦日本へ」と題し、「ふるさとの美ら海（ちゅらうみ）と新たな海洋立国への貢献」を理念として掲げている。具体的には、「島々と一体的な“海洋環境の適切な管理”を行い我が国の貴重な財産である“自然と文化”を守ります。」とする第 1 項を始めとして、地域が主体となり、近隣自治体と連携しながら、自然と文化を守り、安全安心な生活の構築、国境離島としての役割を話していく等、5 項目に及ぶ理念が示されている。こうした管理を行う上で、財源を確保することが不可欠である。一般的に交付税算定に用いる測定単位（面

積）には、国土地理院が公表する面積を用いることとされているため、 琵琶湖、宍道湖、浜名湖などの内水面は地方公共団体の面積に含まれている。一方、同様に地域に密接した生活域でありながらサンゴ礁、干潟等の海域は面積に含まれていない。このサンゴ礁等の海域が普通交付税算定に編入されれば、海洋環境をより良い姿で後世に引き継いでいくための財源担保が図られ、健全な地域社会形成に大いに貢献できる可能性がある。

竹富町では、2013 年に「地方自治体の海洋政策に関するシンポジウムー海域管理のための財源を考える」を開催し、2014 年には「サンゴ礁等海域における地方交付税算定面積基礎調査等事業」を実施するなど、地方自治体の海域管理のための財源の検討を進めているが、海域管理、離島行政における町の実際の財政需要を明らかにするとともに、客観的に示すことが必要と考えられており、未だ実現には至っていない。

また、西表島については、世界自然遺産の登録に向けて動き始めており、登録された場合に直面する課題などについて、関係者が情報収集を行うなどの取り組みが行われている。2015 年度の話合いの中で、今後、こういった動きも含めて、多様なステークホルダーが話合う場を設定した上で管理や開発を進める必要があることから、沿岸域総合管理の必要性や実践することの意義について理解が深められた。竹富町として沿岸域総合管理を実践していく気持ちと方向性が確認できたため、今後は、協議会のような多様な関係者が集まり話し合いを行う場をどのようなメンバーで構成していくかなど、関係者間で協力しながら検討を進めていくことが重要となる。

3. 参考サイトの取組状況　―広域型の閉鎖性海域―

（1） 瀬戸内海

1973 年に瀬戸内海環境保全臨時措置法が制定され、頻発する赤潮とそれに伴う水産被害などへの対処を総合的に行う体制が確立された。この臨時措置法は、5 年後に瀬戸内海環境保全特別措置法として恒久化され、水質の保全（流入負荷量の総量規制）と、自然景観の保全（埋立て抑制）を 2 つの柱とする制度として実施されてきた。2015 年 2 月には、同法に基づく瀬戸内海環境保全基本計画の改定が閣議決定され「きれいな海から豊かな海へ」の大きな方向転換が行われ、前出の 2 つの柱に加え、「沿岸域の環境の保全、再生及び創出」、並びに「水産資源の持続的な利用の確保」が追加された。また、瀬戸内海環境保全特別措置法も 2015 年 10 月に基本計画の後追いで改正された。

【参考資料】

・瀬戸内海環境保全特別措置法(2015.10.02 改正)

・瀬戸内海における今後の目指すべき将来像と環境保全・再生の在り方について(答申)中央環境審議会　https://www.env.go.jp/council/toshin/t11-h2405.pdf

・瀬戸内海環境保全基本計画　http://www.env.go.jp/press/100433.html

（2）東京湾

東京湾再生推進会議[6]が、2013 年 5 月に東京湾再生のための行動計画（第 2 期）を発表し、その目標を「快適に水遊びができ、『江戸前』をはじめ多くの生物が生息する、親しみやすく美しい「海」を取り戻し、首都圏にふさわしい『東京湾』を創出する」とした[7]。「江戸前」という言葉を追加することで、行動の輪を広げること、あらゆる興味を東京湾に引き付けられるよう工夫し、課題に対処することなどの方向性を明確にしたものであると推察される。並行して、同年 11 月に中央政府・地方自治体からなる東京湾再生推進会議メンバーに加えて、企業、漁業、歴史文化、市民活動など多様な関係者が参加する「東京湾再生官民連携フォーラム[8]」が発足した。同フォーラムでは、特定の課題について検討するプロジェクトチーム（PT）の編成や、東京湾大感謝祭の開催等が行われている。2015 年には、第 3 回となる東京湾大感謝祭が横浜赤レンガパークで開催され、2014 年に引き続いて 2 日間で 8 万を超える来場者を記録し、東京湾再生への関心を喚起した。同日に行われた官民連携フォーラムの総会において、「東京湾再生のための行動計画」の指標検討 PT から新たな環境指標に関する

[6] http://www1.kaiho.mlit.go.jp/KANKYO/TB_Renaissance/

[7] 第 1 期の目標「快適に水遊びができ、多くの生物が生息する、親しみやすく美しい「海」を取り戻し、首都圏にふさわしい『東京湾』を創出する」

[8]東京湾再生官民連携フォーラム　http://tbsaisei.com/

提言を再生推進会議に提出することが承認され、再生推進会議は、これを受け止めるとともに官民連携フォーラムに指標のモニタリングに関して協力を要請するなど、官民相互の連携による総合的な東京湾再生への取組みが始まっている。

【参考資料】

- 東京湾再生のための行動計画（第 2 期）
- 東京湾再生プロジェクトについて（構成、総括、名簿）
- 東京湾官民連携フォーラムの活動、生き物の生息場つくりに関する提言

（3）大阪湾

大阪湾再生推進会議[10]が 2014 年 6 月に大阪湾再生行動計画（第 2 期）を発表し、その目標を「森・川・里・都市・海等のネットワークを通じて、美しく親しみやすい豊かな「魚庭（なにわ）の海」を回復し、市民が誇りうる「大阪湾」を創出する」とした[11]。ネットワークに「都市」を追加し、大阪湾から「京阪神都市圏」という修飾語を削除したものである。大阪湾においては、東京湾再生官民連携フォーラムのような公式に設置された運動体が無いものの、2005 年 2 月に開催された「ほっといたらあかんやん！大阪湾フォーラム」に集まったメンバーを中心に大阪湾に関心のある個人や団体からなる、ゆるやかなネットワークである「大阪湾見守りネット」が発足している。活動は、年 1 回のフォーラム開催、調査・研修会の開催、大阪湾生き物一斉調査への参加・発表会の開催などを通して、森・川・里・都市・海等の住民参画による取り組みへの参加者の増加、環境にふれあう場の拡大に貢献している。

【参考資料】

・大阪湾再生行動計画（第 2 期）
https://www.kkr.mlit.go.jp/plan/suishin/index2002.html
・大阪湾生き物一斉調査　調査結果

[10] http://www.kkr.mlit.go.jp/plan/suishin/
[11] 第 1 期の目標「森・川・海のネットワークを通じて、美しく親しみやすい豊かな「魚庭（なにわ）の海」を回復し、京阪神都市圏として市民が誇りうる「大阪湾」を創出する」

第２章　地域のネットワーク化推進に関する調査研究

１．沿岸域総合管理ネットワーク会議

（１）概要

海洋基本計画において、沿岸域総合管理は「沿岸域の安全の確保、多面的な利用、良好な環境の形成及び魅力ある自立的な地域の形成を図るため、関係者の共通認識の醸成を図りつつ、各地域の自主性の下、多様な主体の参画と連携、協働により、各地域の特性に応じて陸域と海域を一体的かつ総合的に管理する取組を推進する」と規定されているものの、各地域で沿岸域総合管理を推進する際には、参画する関係者が地域の魅力や課題、取り組みのあり方等に対して、ある程度の理解を有していることが重要である。

このような観点から、公益財団法人笹川平和財団海洋政策研究所（以下、OPRI）は、2010年度より、沿岸域の諸問題に先進的に取り組む意欲のある自治体と協力して地域の活性化に役立つ「沿岸域総合管理」のモデルづくりに取り組んでいる。地方自治体での取組みを支援する一環として、自治体で主体的に沿岸域総合管理に取り組む担当者と地域に密着して活動、支援している専門家を交え、実務レベルでの取組や課題について、それぞれ報告、情報共有するとともに意見交換を行うことで、全国・世界につながるネットワークで、沿岸域総合管理による「海を活かしたまちづくり」の推進を目指すため、沿岸域総合管理ネットワーク会議を実施することとなった。

（２）実施内容

本会議においては、当研究所の前身である「海洋政策研究財団」時代より培った沿岸域総合管理に関する豊富なネットワークを活かし、沿岸域総合管理に取組む各地域の課題や取組を地域毎に発表する場を設定した。本ネットワーク会議においては、東アジアの沿岸域総合管理をけん引してこられたチュア・ティア・エン博士による基調講演をふまえて、地域で沿岸域総合管理を推進していく上での必要なプロセスなどへの理解を深めるとともに、そのプロセスを実施していく上での工夫などを先行しているモデルサイトから発表し、そのノウハウや苦労したポイント、各モデルサイトが独自に工夫している取組などを共有することで、各地域の取組に活かすことができるプログラムとした。(詳細次頁参照のこと)。

その結果、本ネットワーク会議には、志摩市・小浜市・備前市・宿毛湾（宿毛市・大月町）・宮古市の５カ所のモデルサイトと沿岸域総合管理の導入を検討している長崎県・大村湾から、担当者とそれを支える専門家が参加し、実践から得た知見や課題を共有することができた。

（3）プログラム：

1.日時：2015 年 10 月 6 日（火）～7 日（水） 9:30-17:00 (6 日に意見交換会を予定)

2.会場：会場：日本財団ビル第 1－4 会議室

3.議事次第：

10 月 6 日（火）

10:00-10:30 開会 古川恵太(OPRI 海洋研究調査部長)

挨拶・趣旨説明 寺島紘士(OPRI 所長)

10:30-10:50 参加者 自己紹介

10:50-12:30 基調講演 (100 分)

チュア・ティア・エン PEMSEA 名誉議長

パート 1. Lessons learned from five decades of coastal management in the Seas of East Asia

パート 2. Practical Guidance on Implementation of Integrated Coastal Management System

13:30-15:30 サイトからの発表 I

1.志摩市 （13:30-14:30）(60 分）発表と質疑応答

・「稼げる！学べる！遊べる！新しい里海のまち・志摩
第 1 期（2011～2015） 5 年間の反省と今後の展開」
志摩市 課長補佐 浦中秀人

・「沿岸域総合管理・志摩市の経験」
三重大学 名誉教授 髙山進

2.小浜市 (14:30-15:30) (60 分) 発表と質疑応答

・「小浜市における沿岸域総合管理の取組について」
小浜市 農林水産課長 御子柴北斗

・「沿岸域研究会から未来会議へ」
アマモサポーターズ 代表 西野ひかる

・「みえる水・みえない水が育む里地・里山・里海湖のつながりと生物多様性 水は“森と海”をつなぐキューピッド」
福井県立大学 教授 富永修

16:00-17:30 サイトからの発表 II

3. 宮古市 （16:00-16:45） (45 分）発表と質疑応答

・「岩手県宮古市に響く《復興》の槌音」
森・川・海 MANABI ネットワークシステム 事務局長 板橋麻里子

・「閉伊川大学校の取り組み なぁどか、すっぺす！ 子どもたちの明日のために。閉伊川大学校 」

さんりくＥＳＤ閉伊川大学校　事務局長　水木高志

4. 大村湾　(16:45-17:30)　(45 分) 発表と質疑応答

・「大村湾の環境対策」

長崎県環境部環境政策課　課長　山下三郎

17:30-17:40　まとめ（10 分）

18:00-20:00　意見交換会

10 月 7 日（水）

09:30-9:35　開会

09:40-10:40　サイトからの発表　III

5. 備前市（9:40-10:40）(60 分)　発表と質疑応答

・「アマモ再生活動 30 年の歩み～目指せ持続可能な里海づくり～」

日生町漁業協同組合　専務理事　天倉辰己

・「備前市の観光について」

備前市まちづくり部まち営業課　係長　川平昌彦

・「沿岸域総合管理の取り組み」

備前市まちづくり部まち産業課　主査　橋本誠二

・「備前岡山“日生(ひなせ)千軒漁師町”『アマモとカキの里海』」

NPO 里海づくり研究会議　事務局長　田中丈裕

11:00-12:00　サイトからの発表　IV

6. 宿毛湾（11:00-11:45）(45 分)　発表と質疑応答

・「宿毛湾の沿岸域総合管理について」

大月町産業振興課　課長補佐　河野賢二

7. パイオニアスクール紹介（11:45-11:55）(10 分)

吉田哲朗(OPRI 副所長)

13:30-14:00　チュア・ティア・エン博士　フォローアップ講演（30 分）

14 :00-15:30　ディスカッション　（90 分）

参加者全員による自由討議・ディスカッション

司会　角田智彦(OPRI 海洋研究調査部　主任研究員)

15:30-16:00　参加者感想　(20 分)

閉会挨拶　寺島紘士　（10 分）

以上

（4）サイトからの参加者リスト

志摩市	志摩市農林水産部里海推進室　課長補佐	浦中秀人
志摩市	三重大学　名誉教授	高山　進
小浜市	小浜市　農林水産課長	御子柴北斗
小浜市	アマモサポーターズ 代表	西野ひかる
小浜市	福井県立大学 教授	富永修
備前市	備前市まちづくり部まち営業課　係長	川平昌彦
備前市	備前市まちづくり部まち産業課　主査	橋本誠二
備前市	日生町漁業協同組合　専務理事	天倉辰己
備前市	里海づくり研究会議　事務局長	田中丈裕
備前市	広島大学　名誉教授	松田　治
宿毛湾	宿毛市産業振興課　課長補佐	大内淳平
宿毛湾	大月町産業振興課産業振興課　課長	富岡直人
宿毛湾	大月町産業振興課　課長補佐	河野賢二
宿毛湾	高知大学　副学長	深見公雄
宿毛湾	高知大学　国際・地域連携センター　副センター長	石塚悟史
宮古市	さんりくＥＳＤ閉伊川大学校　事務局長	水木高志
宮古市	森・川・海 MANABI ネットワークシステム　事務局長	板橋麻里子
宮古市	東京海洋大学　准教授	佐々木剛
大村湾	長崎県環境部環境政策課　課長	山下三郎
大村湾	長崎県環境部環境政策課　係長	村井勝行
大村湾	大村市　市議会議員（大村湾沿岸議員連盟）	田中秀和
大村湾	大村市　市議会議員（大村湾沿岸議員連盟）	城幸太郎

基調講演-講師 **委員長[1]** **OPRI 所長** **OPRI 副所長**	 ﾁｭｱ･ﾃｨｱ･ｴﾝ博士　/　来生新委員長　/　寺島紘士所長　/　吉田哲朗副所長
志摩市	 浦中秀人氏　/　高山進氏
小浜市	 御子柴北斗氏　/　西野ひかる氏　/　富永修氏
備前市	 川平昌彦氏　/　橋本誠二氏　/　天倉辰己氏　/　田中丈裕氏　/　松田　治氏
宿毛湾	 大内淳平氏　/　富岡直人氏　/　河野賢二氏　/　深見公雄氏　/　石塚悟史氏
宮古市	 水木高志氏　/　板橋麻里子氏　/　佐々木剛氏
大村湾	 山下三郎氏/　村井勝行氏　/　田中秀和氏　/　城幸太郎氏
事務局 **(OPRI 海洋研究調査部)**	古川恵太部長、大塚万紗子特任研究員、角田智彦主任研究員、藤重香弥子研究員、上里理奈研究員、五條理保研究員、小森雄太研究員

[1] 沿岸域総合管理モデルの実施に関する調査研究委員会　委員長

（５）感想コメント(抜粋)

・各サイトがプレゼンしたときのスライドから、子供の写真が多いことが印象的で、そういったことや今年、来年、問題になるようなものと、5 年後、10 年後に問題になるようなものとは異なることから、次世代、次々世代、2 世代後というようなに次の世代を担うような人たちの教育というのが本当はこれからすごく大事になっていくのではと思った。
・目指すところは志摩市さんだと認識した。
・各サイトからの発表、それからまた各種団体、先生方のいろいろな視点からのご意見を聞き、これからのまちづくりとか地域おこし、沿岸域総合管理以外にもいろいろなヒントがあった。一人一人に本当に理解してもらうために我々は何ができるかというところで、情報の提供、周知など、一人一人、本当に今やらなければないというような人材を一人でも多くつくっていけるように努めていきたい。
・先輩モデルサイトの話をたくさん聞かせていただいた。今後いろいろな課題等が出てくると思うが、今回のこのご縁を生かして、いろいろなケースに合わせて、それぞれの先進自治体にいろいろお尋ねをしながらしっかりと取り組んでいきたい。
・ICM のハードルの高さにちょっと驚愕をしたが、大きなハードルを越える楽しみというのもちょっと出てきたなという気がする。そのためにはやはり数多くの仲間をつくらなければいけないと直感した。
・自分のまちと他所のまちを比べて、他所ではできても自分たちのまちではできない、という愚痴や悩みをわかってもらえたり、アドバイスをもらえたりする場があるというのがとても心強いと思った。
・先進事例を聞かせていただき大変勉強になった。正直、悩みは深まったと思うけれども、やる気は触発された。
・チュア先生の「我々は難題に取り組んでいるという覚悟が必要である」という言葉から、前例のないことを一歩々々、試行錯誤しながら切り開いていかないといけないということは大変だが、取組を一定評価してもらった点も参考に一歩々々やっていきたい。
・帰っていろいろな方々を巻き込みながら、楽しみながらまちづくりという部分で取り組んでいけたらと思っている。
・市長同市のトップ会談を実現していただいて、ICM の意義をぜひ伝えていただけると、職員もやりやすくなるという思いもあった。
・何もないところでやる ICM のモデルサイトみたいなものも将来的には考えなければいけないのかなと思った。
・何となく自分ではわかっていたつもりだったが、トップダウン、ボトムアップの本当の意味は、もっと奥深いものだったというあたり、本当の意味というのを勉強させていただいた。ありがとうございました。

・環境保全の団体であったり、海を利活用する団体の中でもレジャー関連だったり、漁業関連だったり、各ステークホルダーが参加していく中、それらを調整して、ICM 計画を策定していくことは本当に難しいことだなと感じた。
・行政の縦割り問題としても、例えば観光関連の部局だったり、環境関連の部局であったり、農林水産関連の部局であったり、どこが音頭を取ってこの ICM 計画を策定していくかということで、カラーというのがだいぶ違ってくるのかなと思った。
・サイトの具体的な、まさにリアリティーの話を聞かせていただいて、課題があるというのがわかれば乗り越えようという気持ちにもなろうものが、課題が何かも本当によくわからない形でいたのを、こうした動きを見させていただいて、いろいろとアイデアが出るなという形で、この会議に参加させていただけたことに本当に感謝している。

以上

沿岸域総合管理ネットワーク会議

２．沿岸域総合管理入門研修

（１）概要

海洋基本計画において、沿岸域総合管理は「沿岸域の安全の確保、多面的な利用、良好な環境の形成及び魅力ある自立的な地域の形成を図るため、関係者の共通認識の醸成を図りつつ、各地域の自主性の下、多様な主体の参画と連携、協働により、各地域の特性に応じて陸域と海域を一体的かつ総合的に管理する取組を推進する」と規定されているものの、各地域で沿岸域総合管理を推進する際には、参画する関係者が地域の魅力や課題、取り組みのあり方等に対して、ある程度の理解を有していることが重要である。

このような観点から、公益財団法人笹川平和財団海洋政策研究所は、国土交通省（総合政策局海洋政策課）と共催で沿岸域総合管理に参画する関係者の共通認識の醸成や多様な主体との連携・協働に対する理解を深め、より効果的に沿岸域総合管理を推進することを目的とした沿岸域総合管理入門研修を実施することとなった。

（２）実施内容

１）研修カリキュラムの策定：本研修においては、当研究所の前身である「海洋政策研究財団」時代より培った沿岸域総合管理に関する豊富な知見を活かした科目を設定するとともに、研修会を行う各地域における課題やニーズに合わせた科目も設定し、本研修の目的をより効果的に達成するための研修カリキュラムを策定した（詳細次頁参照のこと）。

２）研修講師の選定および依頼：上記研修カリキュラムを踏まえ、中田英昭（長崎大学教授）（大村湾研修会のみ参加）、志水康祐（国土交通省総合政策局海洋政策課）（大村湾研修会および志摩市研修会参加）、松田治（広島大学名誉教授）（志摩市研修会のみ参加）、浦中秀人（志摩市農林水産部里海推進室）（志摩市研修会のみ参加）、當眞亮（国土交通省総合政策局海洋政策課）（備前市研修会のみ参加）および田中丈裕（NPO 里海づくり研究会議）（備前市研修会のみ参加）の各氏を研修講師に選定および依頼した。また、当研究所からも、寺島紘士（海洋政策研究所長）および古川恵太（海洋政策研究所海洋研究調査部長）を派遣している。

３）研修の運営：本研修においては、当研究所より、古川恵太（海洋政策研究所海洋研究調査部長）、大塚万紗子（海洋政策研究所海洋研究調査部特任研究員）、角田智彦（海洋政策研究所海洋研究調査部主任研究員）、藤重香弥子（海洋政策研究所海洋研究調査部研究員）、高翔（海洋政策研究所海洋研究調査部研究員）、小森雄太（海洋政策研究所海洋研究調査部研究員）を運営要員として派遣している。

４）研修の評価：本研修終了後、講師からの評価や研修参加者に対するアンケート結果を踏まえた総括を行い、来年度以降予定されている本格実施に向けた基盤整備を実施している。

（3）実施詳細

1）沿岸域総合管理入門研修会（志摩市研修会）

主催：公益財団法人笹川平和財団海洋政策研究所

共催：国土交通省総合政策局海洋政策課、志摩市

日時：2015 年 10 月 29 日（木）13:00～17:00・10 月 30 日（金） 9:00～17:00

場所：志摩市商工会館（三重県志摩市阿児町鵜方字小向井 5012 番地　TEL:0599-44-0700）

（10 月 30 日（金）午前：現地見学（志摩市内））

プログラム：

10 月 29 日（木）

13:00-13:15	開会
13:15-13:40	沿岸域総合管理入門Ⅰ 古川　恵太（公益財団法人笹川平和財団海洋政策研究所）
13:40-14:10	海洋政策における沿岸域総合管理について 志水　康祐（国土交通省総合政策局海洋政策課）
14:10-15:00	里海の取組について 松田　　治　（広島大学名誉教授）
15:00-15:20	（休憩）
15:20-16:00	志摩市の取組について 浦中　秀人（志摩市農林水産部里海推進室）
16:00-16:40	沿岸域総合管理入門Ⅱ 古川　恵太（公益財団法人笹川平和財団海洋政策研究所）
16:40-17:00	議論・連絡事項等
17:30-	意見交換会

10 月 30 日（金）

09:00-13:00	志摩市現地見学（昼食含む） （志摩市商工会館 集合）
13:00-13:10	ワークショップⅠの説明
13:10-14:00	ワークショップⅠ：状況把握
14:00-14:10	ワークショップⅡの説明
14:10-15:00	ワークショップⅡ：合意形成
15:00-15:20	（休憩）
15:20-15:30	ワークショップⅢの説明
15:30-16:20	ワークショップⅢ：計画立案
16:20-16:50	発表・講評
16:50-17:00	閉会

沿岸域総合管理入門研修会（志摩市研修会）記録

日　時：１日目　2015 年 10 月 29 日（木）13：00～17：00
　　２日目　2015 年 10 月 30 日（金）　9：00～17：00

場　所：志摩市商工会館（三重県志摩市阿児町鵜方字小向井 5012 番地）

講　　師：浦中　秀人氏（志摩市農林水産部里海推進室　29 日、30 日参加）
　　松田　　治氏（広島大学名誉教授 29 日、30 日参加）
　　志水　康祐氏（国土交通省総合政策局海洋政策課、29 日、30 日参加）

参加者：

志摩市研修会　（以下、内訳）	合計参加者：45 名　、事務局：8 名
志摩市役所	29 名(浦中氏含む)
環境省	1 名
三重県	2 名
三重外湾漁協	1 名
一般参加者	10 名
講師	2 名(浦中氏除く)
事務局：協力会社	2 名
事務局：海洋政策研究所	古川、大塚、角田、前川、藤重、小森

1 日目

10 月 29 日（木）

１　開　　会

２　挨　　拶

海洋政策研究所　古川部長　ご挨拶

本日はお忙しい中、大勢のみなさまに集まっていただき誠にありがとうございます。私どもは今年度笹川平和財団と合併し、海洋政策研究所と名称をあらためました。沿岸域の総合利用をテーマにモデルサイト事業として 6 年前から志摩市を含めて 5 ヵ所、海を活かしたまちづくりに実践的に取り組んでおります。

これまで東京に関係者の方に集まっていただき会議を持っていましたが、今年度は

現場に出かけて、より多くのみなさんと交流する参加型のプログラムを実施することとなりました。2 日間様々なプログラムが続きますが、よろしくお願いします。

志摩市農林水産部里海推進室　濱野室長　ご挨拶

本来市長が挨拶に来る予定でしたが、代理の挨拶で申し訳ありません。志摩市については平成 23 年 4 月より「新しい里海創生のまちづくり」を掲げ、第 1 次の 4 年間、沿岸域の総合利用に関する取組を続けてきています。市では、第 2 次に向けての計画見直しを行っているところなので、研修中のみなさまの意見を取り入れながら、第 2 次の計画を策定していきたいと考えています。研修終了後の意見交換の場で、またワークショップの議論を行う中で、新たなアイディアをいただきたいと考えているので、よろしくお願いします。

国土交通省総合政策局海洋政策課　志水氏　ご挨拶

今回は海洋政策課としては共催という立場で出席させていただいているが、常日頃から志摩市のみなさまに助けていただいている。我々の課は 15 名ほどの小さな部署だが、志摩市の方から 1 名出向していただいている。また来月、東アジア海洋会議（PEMSEA）という沿岸域の総合利用を促進する国際的会議があるが、その閣僚級会合に市長に出席いただいて、志摩市の取り組みを紹介していただく予定で、そちらでも助けていただいております。2 日間の研修ですが、2 日間と言わず今後も末永くおつきあいいただきますようお願いいたします。

3　研修の概要説明

4　自己紹介

5　「沿岸域総合管理入門Ⅰ」（講演者：海洋政策研究財団　古川恵太氏）

・国連海洋法条約～海洋基本法の制定
・海洋基本計画と沿岸域総合的管理の効果
・陸域と海域を一体的に捉える沿岸域総合管理
・沿岸域総合管理と地域主体の地域振興
　○自然の理解に基づく海を活かしたまちづくり
　○住民参加に基づく海を活かしたまちづくり

○地域ネットワークの構築
○事業・制度の充実
○人材育成
○国の支援、財団・専門家の支援

6「海洋政策における沿岸域総合管理について」（講演者：国土交通省総合政策局海洋政策課　志水康祐氏）

・海洋政策の推進体制
・わが国の海洋を巡る現状
・海洋基本法の概要
・海洋政策に関する今後の課題
・海洋基本計画における沿岸域の総合的管理
・総合的な土砂管理の例
・環境省の取組（海域のヘルシープラン）
・里海、里海ネットについて
・海洋ゴミ対策、海洋環境整備事業
・沿岸域の総合的管理の国際的な連携・協力
・海の再生（東京湾再生推進会議の施策）
・「まち・ひと・しごと」地方創生に係る新型補助金

7「里海の取組について」（講演者：広島大学名誉教授 松田治 氏）

・里海創生の取組「森は海の恋人」「里海は里山の兄弟」
・英虞湾内の干潟の 70%が干拓により消失
・里海の構成要素と里海再生の視点
・いろいろな里海（7 類型）
・里海ネットによる情報発信の重要性
・備前市のアマモ場再生の取組事例
・瀬戸内海の里海再生の事例（山口、香川、大阪）
・里海にも市民権→国際的な注目
・里海創生のための支援制度
・里海の国際化「世界閉鎖性海域環境保全会議」
・生物多様性条約 COP10（2010 年）
・里海が国際的に注目される理由
・里海と ICM（優良 10 事例）
・これからの里海づくり（里山・里海ライフスタイル）

7　質疑応答

（浦中氏）資料の p14「多様な参画」のためのアプローチの例がわかりやすい。今後、里海創生を進めていく際のワークショップなどのヒントになる。先生の話を聞いていて、行動する人にも楽しんでもらう仕組みが必要だと思った。

8　「志摩市の取組について」（講演者：志摩市農林水産部里海推進室　浦中秀人　氏）

・自治体のブランド力ランキング上位の志摩市＝ブランド力をどう活かすか？
・「志摩市は良いところがいっぱいある」は市民の共通認識
・複雑な海岸地形と陸域の豊かな里山
・御食つ国（みけつくに）、伊雑宮、国立公園、真珠養殖技術などの資源
・自然の恵みの劣化に対応→「里山、里、里海がつながった沿岸域全体が新しい里海」
・志摩市の新しい将来ビジョン「新しい里海創生によるまちづくり」
・保全の取組→稼げる里海、学べる里海、遊べる里海
・平成 25 年度に「新しい里海のまち宣言」
・地域をつくってきたのはヒト＝ヒトを育てていく

9　「沿岸域総合管理入門Ⅱ」（講演者：海洋政策研究所　古川恵太　氏）

・海を活かしたまちづくり
・沿岸域総合管理のプロセス
・海の恵み（生態系サービス）の回復に向けたワイズユース（賢い利用）の概念
・沿岸域総合管理のための海の健康診断（場の理解）
・事例研究（備前市・日生地区の例、フィリピン・ペタダ海岸の例）

10　意見交換など

（参加者）

・外国の事例を含めて興味をもって聞くことができた。
・他都市の事例は勉強になった。
・海洋基本法に関しては全く知らなかったが、勉強になった。
・いろいろな話をしっかり聞くことができ、新鮮な気持ちになった。多様性を求めるには、多様な人らが交わらなければいけないことを認識した。

・資料、映像等、とても参考になった。
・今後のために世界の中での日本の状況が知りたい。志摩市の日本全国の中でどういう特色があるか、良い面、悪い面を把握できればと思った。
・様々な団体がつながっていない気がする。こういうきっかけを大事にしたい。
・行動することが環境を変えることかと思った。気付いて共有することが大事。
・いろいろな事例を知ることができた。これらを参考にして自分らの取組を再確認したい。
・海洋基本法は知らなかった。いろいろな情報を知ることができ良かった。
・様々な取組を聞くことができた。取組を進めるには人との繋がりが重要であることを再認識した。
・モノからヒトへというフレーズに感銘を受けた。
・様々な事例は参考になった。地方創生の方策のヒントを見出したい。
・得意とする専門分野で、という話があったが（教育委員会として）子どもたちに伝えていきたい。
・志摩市の取組状況、他都市の事例がわかり参考となった。明日の研修では、次の方策のヒントを見つけ出したい。
・勉強不足を実感させられた。
・海の再生は大変なことである。里海の取組も動きだし、そこに関わっていきたい。
・里山里海全体像がとてもよくわかった。東京から移り住んで 25 年。洗剤が悪いと言う話は昔から聞くが、悪いとわかっているのなら使わないなど対処方法があると思う。
・アンケートを書いてみて、知らないことが多いことに驚いた。マングローブの事例のようにやれる人がやれることを実施するのが良い。
・松田先生の話で、無関心な人には、先ず、一緒に楽しむことを実感していただき、それを機会に取組に関心を向けさせるという考え方が参考となった。
・地域全体で取り組んでいくことが重要。陸域も含めた新しい里海。陸側の人も一緒に考えていく必要があると感じた。
・小学校の頃、海は魚がたくさんいて楽しいところだったが、今はつまらないところになってしまった。人工的なモノをつくったということもあるが、豊かな海を再生できたらいいと思った。
・南伊勢町から来ているが、イベントなど海とのふれあいの中で海とのつながりがあった。これからは、イベントなどを通して人が関心を持てばいいと思う。
・本日の研修では知らないことも学べ、有意義であった。意見交換の機会がもっと増やしてゆくべきである。
・行政中心の大規模な取組と、人の意識を変えていく、人の集まりをつくっていく取組。コミュニティが崩れつつある中で難しいこともあるが、備前市の事例のように意識を共有する組織の取組が参考になった。

・海の健康診断だけでなく、海ではない木の生えている地域の名前を、言葉を考えて付けないと、「里海は私には関係がない」と思う市民が多い。
・この話を、行政だけでなく、一般の市民にどう伝えるかが重要である。稼げる里海と言いながら、行政がそれを阻んでいるところがある。市民も入れた話し合いの場をつくって欲しい。
・法律の話しよりも、実践的な話しをもっと聞きたかった。
・海洋基本法なで知らないことを知ることができ、気づきという面でよかった。
・知らないことが多々あったが、わかりやすく聞くことができた。里海を通りして、いろいろな人がつながっていることから、地域づくりの参考にもなった。
・海外や他都市の取組を面白く聞けた。人の部分の繋がりが大きいことも確認できた。

11　連絡事項

アンケートの説明

（研修会 1 日目終了）

２日目

10 月 30 日（金）

1　現地見学

・見学ルート（所要時間＝約 4 時間）

9:00　志摩市商工会館　出発
9:15　志摩観光ホテル/ベイスイート　屋上庭園（見学）
10:15　大王町波切（町並散策）
11:25　ホテル近鉄アクアヴィラ伊勢志摩/再生干潟の見学～昼食
13:10　志摩市商工会館　帰着

発着地・志摩市商工会館よりバスにて移動

志摩観光ホテルベイスイート・エントランス

ベイスイート屋上庭園
サミット会場として使用される屋上テラスより、島の美しい眺望を体感。

ベイスイート施設視察
屋上テラスに続き、客室等を視察。

班ごとに分かれ、波切漁港からまち歩きに出発

石積が美しい大慈寺

八幡さん公園（九鬼嘉隆の波切城跡）で、大王埼灯台をバックに全体集合写真を撮影

波切漁港周辺にも真珠や干物を販売するお店が並ぶ。店のおばさんたちとの会話が楽しい

映画「ガメラ」のロケ地となった資料などを展示する休憩所（空き店舗活用）

近鉄が経営するアクアヴィラ伊勢志摩に到着。干拓地を干潟に再生する現場へ向かう

水門を開放し、干拓地を干潟に再生している現場を視察。海側ではアオサの養殖網が設置され、開放前との比較検証が行われていた。

海水を導入した干拓地では、干潟の生き物観察会なども実施している。市内の多くの干拓地は私有地のため干潟再生に課題は多いと説明。

2　昼食（会場：アクアヴィラ伊勢志摩）

3　ワークショップの説明

・グループ分け（括弧内はファシリテーターとして参加）

１班・・・参加者６名＋（松田先生）、（藤重）

２班・・・参加者５名＋（角田）、（小森）

３班・・・参加者５名＋（大塚）、（志水）

４班・・・参加者６名＋（古川）、（前川）

・ワークショップの手順

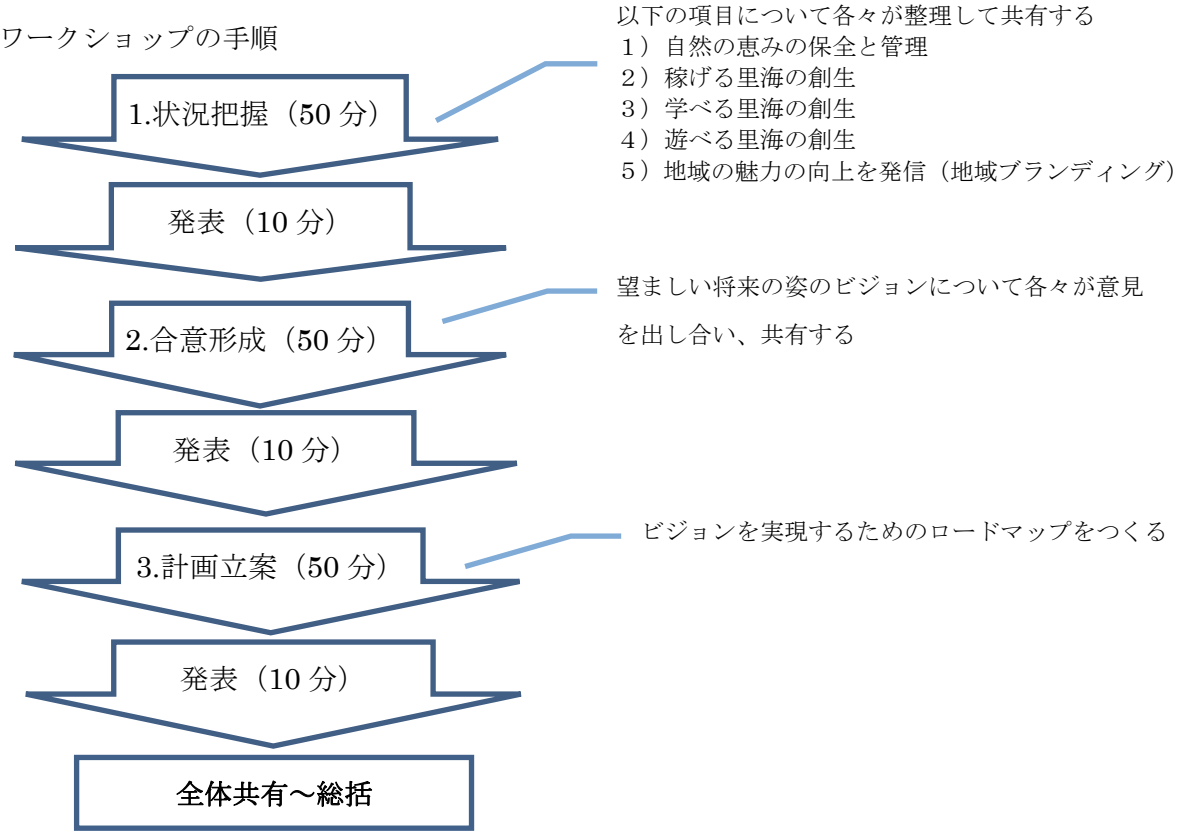

・ワークショップの前提

① 他人の発言をさえぎらない

② 話すときは、だらだらとしゃべらない

③ 話すときに、怒ったり泣いたりしない

④ 分からないことがあったら、すぐに質問する

⑤ 話を聞くときは、話している人の目を見る

⑥ 話を聞くときは、他のことをしない
⑦ 最後まで、きちんと話を聞く
⑧ 議論が台無しになるようなことを言わない
⑨ どのような意見であっても間違いと決めつけない
⑩ 議論が終わったら、議論の内容の話はしない

4　ワークショップⅠ：状況把握
＜テーマ＞「1．状況把握」
1）自然の恵みの保全と管理
2）稼げる里海の創生
3）学べる里海の創生
4）遊べる里海の創生
5）地域の魅力の向上を発信（地域ブランディング）

○1班の発表
1）自然の恵みの保全と管理
・雄大な景色、内海と外海の景色の違いを再認識。
・景観の保全、空き地が目立つ。
・昔ながらの景色を保存する取組。
2）稼げる里海の創生
・空き家や空き店舗が多い。
・漁業者の減少、若者の減少から、今後の後継育成が必要。
・自然の食材を活かした加工品開発、産直市場等の観光集客の場づくり。
3）学べる里海の創生
・干潟再生の現場、植生がユニークな場所等を活かし、自然体験の場の提供。
・地域住民との交流の場づくり。
4）遊べる里海の創生
・マリンスポーツ、魚釣り、エコツーリズム。
・島めぐりなどの散策。
5）地域の魅力の向上を発信（地域ブランディング）
・伊勢志摩国立公園、自然が残っていることの発信。
・夕日百選の景観の発信。
・食材のブランド化
・サミット後の活用
・伝統や文化の活用、笑門の活用（商品化等）

○２班の発表

１）自然の恵みの保全と管理

・港におけるお土産（干物等）→自然の恵み。

・自然が好きだから、自然の恵みを守る。

・リアス式海岸。

２）稼げる里海の創生

・高級なものからから安いものまで食材（水産物）が豊富である。

・これらの食材を稼ぎにつなぐ。関わる人が一人一人、食材を他に伝えることも稼ぎにつながる。

・若年層の流出（マイナス要因)。

３）学べる里海の創生

・浜辺で遊ぶ、浜辺で食べれるもの、四季における生物等を子どもたちに教える場づくり。

４）遊べる里海の創生

・海がきれいである。昔は浜辺で遊ぶ子どもが多かったが、サーファー等、マリンスポーツ客も増えている。

・「海＝遊べる」というイメージ。

５）地域の魅力の向上を発信（地域ブランディング）

・真珠、石積み（石工の技術）のブランディングと継承。

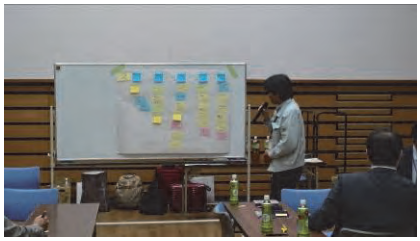

○３班の発表

１）自然の恵みの保全と管理

・海産物(イセエビ、カキ、アオサ等)が美味しい。

・景色がきれいで展望スポットも多い。地名がユニーク。

・山が管理され、海に栄養分が供給されることが重要。

2）稼げる里海の創生

・海女さん、漁師⇒魚介類が採れなくなっている。将来不安。

・昔は、海を放っておいても採れた。最近は水産業よりも観光業が収益の中心になっている。

・観光で稼いでいる現状に対し、観光に感謝している気持ちは地域にあるか？ということに対し、市民の意識をどうしていくかが課題。

3）学べる里海の創生

・稚エビの放流、里海学舎、水門・干潟など学べるところはあるのではないか？

4）遊べる里海の創生

・複雑な海岸線の地形をいかした遊び⇒キャンプ場やシーカヤックなどもあり、スポーツの誘致に使われている。

5）地域の魅力の向上を発信（地域ブランディング）

・伊勢志摩の地域イメージをどうするか。

・近鉄のホテルなど持つ勝手、情報の発信をしていくことが重要。

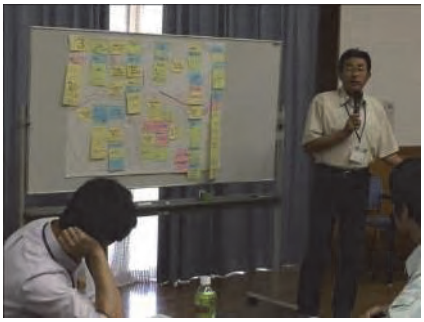

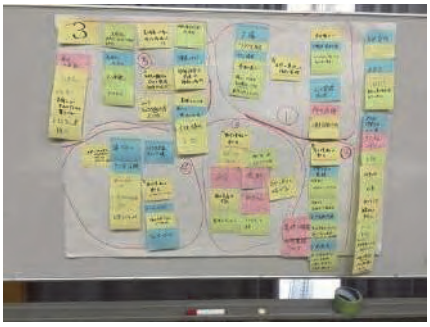

○４班の発表

1）自然の恵みの保全と管理

・山・川・広い空と星・朝日・海。「緑と水の２通りの自然の恵みがある」地域。

・レジャーに出かけるとき、「山に行くか？海に行くか？」と考えるが、志摩には海も山もある。

・英虞湾と島々、志摩に架かる橋の景観。

・温暖で過ごしやすい気候。

・遊歩道があるともっと楽しんでもらえるのではないか。

・課題は、ゴミのポイ捨てが多いこと。市民団体も行動しているが、動きがバラバラ。行政もつなげる役割を果たさないといけない。

2）稼げる里海の創生

・観光資源は、自然と豊かな海産物、真珠、風景⇒農業も水産業も観光で稼ぐことができる。
・一方、課題としては、閉まっている店も多い。コレは考えようによっては良い面もある。

3）学べる里海の創生
・子どもたちに環境学習・体験学習をさせ、感じてもらう。アマモ再生のモデルケースなどに。
・職業体験など、自然を相手にする仕事を学ぶ場を提供できる。
・水産研究所の機能の活用。連携できると良い。
・伊勢湾台風を教材とするプログラムも考えられる。

4）遊べる里海の創生
・海水浴場、サーフィン、ゴルフ、温泉など⇒ホテルとの連携が重要。
・大王町が「絵描きの町」を発信している。絵を描く人へのアピールができる。
・遊ぶ場所が減っていることが問題。

5）地域の魅力の向上を発信（地域ブランディング）
・市が取り組む「新しい里海のまち」の陸域にも目を向け市民にもわかってもらうことが重要。今は海のイメージが強い。
・地域の人が見ている視点と、田の地域の人の視点が異なる⇒これを意識してブランディングに取り組んで稼げるようになることが大事。
・「ホテルと○○」、「山と海と○○」など、連携した取組が重要。

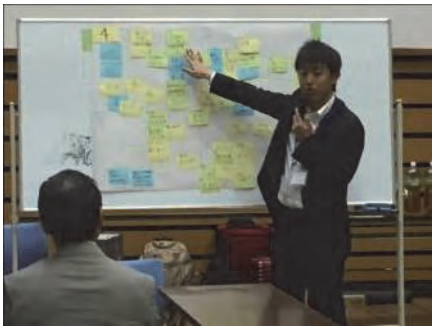

5　ワークショップⅡ：合意形成
テーマ「2．望ましい将来ビジョン」

○１班の発表

・はじめに各自のアイデアを聞き、ウオーキングルートや観光ルートの設定、市民の力を活用する、新しい里海を知ってもらいたい、空き家の活用等が出た。
・これらのアイデアをもとに、新しいプロジェクトとして「市民参画プロジェクト～みんなで少しずつやってみよう～」を設定した。
・このプロジェクトは、「①市の内部の人の活用」、「②外部の人の活用」の２つの柱で組み立ている。
・市の内部の人の活用では、観光ルートを設定し、市民ボランティアガイドを育成する。市民ボランティアガイドを養成することにより、新しい里海への周知につなげる。
・外部の人の活用では、例えば、大学サークルに参加していただき、毎年、まちなかに絵を描いてもらい、ゆくゆくは、観光ルート化につなげる。
・最終的には、これらをコーディネートする新しい雇用の場につなげたい。

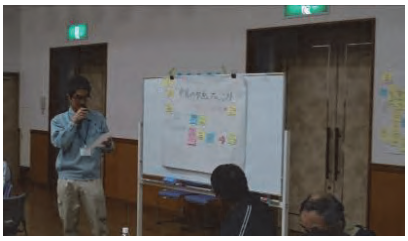
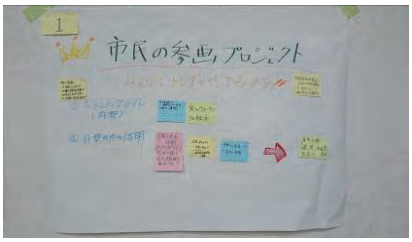

○２班の発表

・午前中に市内を視察したが、石工の石造りや、土産物屋の干物の光景など、あらためて志摩市は自然の豊かさが特徴であることを認識した。
・また、私らが子どものころは、子どもたちで海に行ったりしていたが、現在では安全面などから、子どもたちで海に行くことに制約がある。一方で、自然にふれる遊びや潮干狩りなどは人気がある。
・このような現状を踏まえ、自然の環境を活かしながら、自然にふれあいながら育っていくことが必要である。
・計画立案の先立ち、メインテーマを「子どもが育てられる、育むまちにする」と設定し、その実現に向けて知恵を絞り、情報発信を進めていきたい。

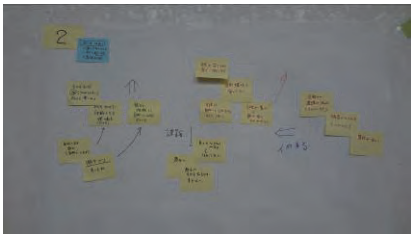

○３班の発表

・テーマを「人口の減少。社会減をとめる方策」と設定した。

・短期的には水質保全の問題が大きい。今、志摩市は"自然に守られている"が、これからは"自然を守る""ことが重要である。

・また、里海には陸域が含まれることを市民と共有するためのキャッチフレーズが必要である。

・サミットを睨み、おもてなしの文化を発揮できるよう準備する。買って帰りたいお土産がない事も課題である。

・長期的ビジョンのテーマとしては、「持続的な雇用と後継者の育成」が重要である。

・人口の減少、とりわけ社会減を止める方策を検討する必要がある。

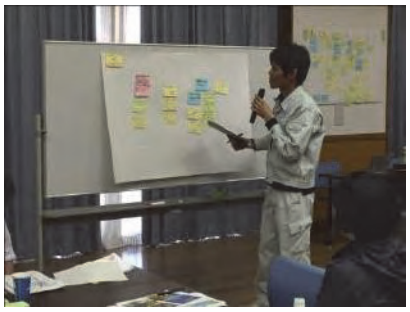
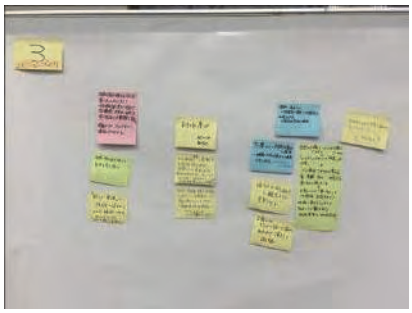

○４班の発表

・地元の人が、地域の良いところをもっと知って、誇りを持って発信していくことが大事である。

・そのためには「地域のブランド化」を進めることが一番重要であると話し合った。

・ブランド化は行政と市民が一緒に取り組む必要がある。

・海も陸も山も全てつながって“地域”が成り立っていることを再認識する必要がある。

・行政と民間など様々な主体との連携、年連を越えた世代間の連携など、志摩の魅力を再発見する取組を進めていく必要がある。

・世界からも注目される志摩市において、「誇りと共通の目標を持って、おしゃれ感を持った志摩ブランドをつくる」事をテーマとしたい。

7　ワークショップⅢ・計画立案

テーマ「ビジョンを実現するためのロードマップづくり（地域ブランディング）」

○１班の発表

・先ほどまとめた市民参画プロジェクトは、志摩市の里海事業の次のステージにあたる。国内や海外では志摩市の里海の取組は知られているが、市民の意識が低い状況にあることから、市民に参画していただく仕組みをつくる。

・具体的には、サミット前までは、各地域から語部を募集し、現状の整理を行うとともに、市民参画の練習段階として、他地域の語部の方にモニターとなっていいただきスキルアップを図る。また、他の地域の方との交流による意識改革も図る。

・サミット後は、例えば、漁業作業を見せるなどお金の稼ぎ方として事業モデルを検討する。本物志向とし、格安な料金体系は組まない。また、外国人への対応を充実させる。

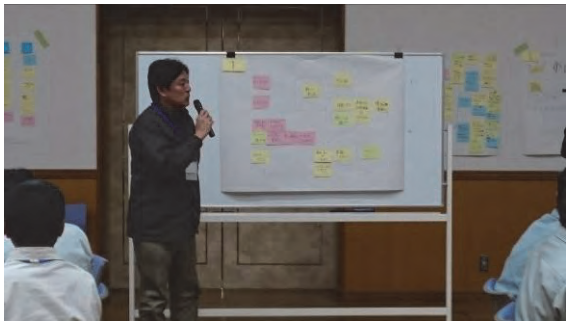

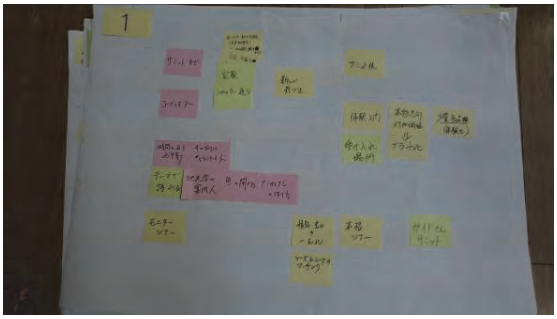

○２班の発表

・子どもが育つ、育てられるまちの実現に向け、自然と子どもが親しめる場面、保護者がいなくとも遊べる場所づくりを進める。

・自然と子どもが親しめる環境を整えるために、子どもだけでも参加できるイベントや自然と親しめる場を提供する。

・具体的には、「多徳島キャンプイベント」を提案する。２泊から３泊を想定する。

・すぐにキャンプイベントができる場所ではないので、３年計画で整えていく。

１年目は、地元の企業や旅館の協力を得ながら、地元でキャンプの場などの環境整備を行う。また、将来的に観光ガイドや船なども必要となることから、そこで関わりそうな地域住民や漁師さんに１年目から参画していただく。

２年目は、地元で整備した場で、このイベントを試行的に実施する。

３年目は、その定着を図るために指導者の育成、ＰＲを行う。

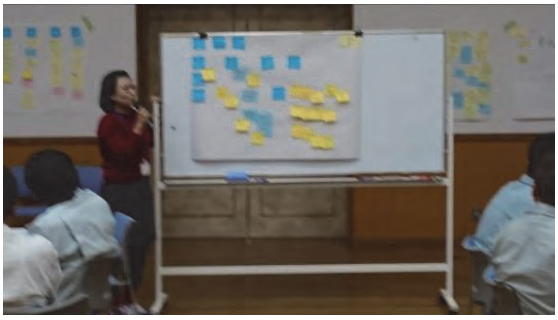

○３班の発表

・話し合った結果「おもてなしの向上」をテーマとして設定した。

・短期的な取組としては、インターナショナルな情報発信を行うため、サミット開催までに市民ひとりひとりの歓迎メッセージを youtube にアップしていく。

・長期的には、継続して行政と市民が一体となって水環境の保全に取り組んでいく。おじいさんたちが「昔は魚がたくさん捕れたよ」という話をしてくれるようなことを大事にしていき、将来的には川や海で魚釣りができる美的感覚を持ったまちづくりを実現していきたい。

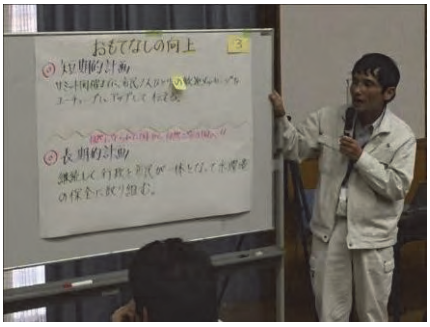

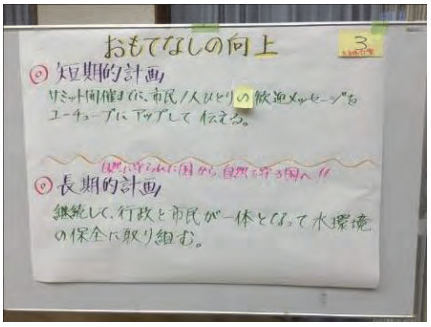

○４班の発表

・志摩市のブランド化を進めるためには、ファッション生も取り入れる事が重要だと話し合った。

・議論した結果、「漁師の長靴をおしゃれに！」するプロジェクトを提案することとした。

・漁師さんたちをターゲットとして設定し、長靴のデザインを見直し、そろいの長靴で「決まりポーズ（五郎丸選手のような)」をとってもらい情報発信する。

・そのために、11 月にはプロジェクトチームを発足させ、学生、漁師、地元企業、長靴メーカー、デザイナー、行政など様々な主体が協働して事業を進めることが必要となる。

・また、そういった主体からスポンサーを募ることで予算を確保し、事業の実現性を高めていく。

・長靴は、漁師だけでなく農業従事者も使うので、海の仕事と山の仕事をつなげるきっかけともなる。
・おしゃれな長靴を履いた漁業者、農業者の PV（プロモーションビデオ）を制作して情報発信していく。

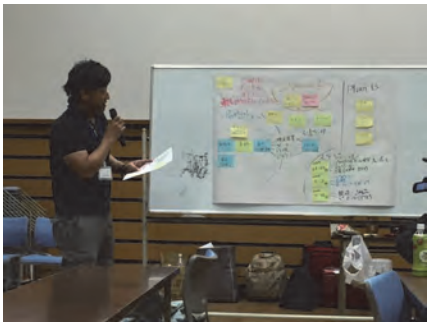

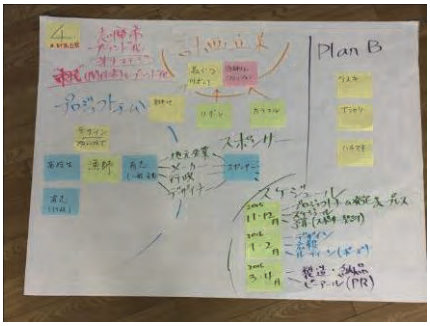

8　感想

＜１班＞

・こういう雰囲気は良い。様々な話も出る。
・久しぶりに歩いてみて、ふるさとである大王町は良いなと感じた。
・波切出身者として、町を歩いて「店がなくなっている。漁師がいない」事を感じた。間に合わないのではないかという危機感を感じた。
・研修は昨日（1 日目）も良かったが、本日（2 日目）は特に良かった。内容が濃かった。良い誕生日になった（笑）。
・市役所内の人々から波切のことを教えてもらい、志摩市もいろんな力を持っているんだなと感じた。
・昔のモノが壊れていってる。少しでも豊かな自然に戻していけたらいいと思う。これからの耳朶一を生き残る志摩市になれば良いと思う。
・ＩCMのプロセスを経験してもらいたいと思っていたが、ワークショップでの具体的な 4 つのテーマの発表が良かった。

＜２班＞

・職員同士の交流も重要だと感じた。
・自分なりに考えるきっかけができた。
・ワークショップが不安だったが、やってみて重要だと言うことがわかった。
・フィールドワークでは、波切のまちは寂れていたが、考えるところが大いにあった。
・ランチが良かった。ありがとうございました。

＜３班＞

・大王出身で 4 回目のまち歩きだった。志摩市がサミットの会場に選ばれた理由がわかったような気がする。あるモノを大事にしながらみんなで暮らしていきたい。
・2 日間楽しく過ごした。部署に戻って報告したいと思う。

・これからも里海推進室がやるべき事を進めていきたい。
・手ごね寿司も美味しかったがランチも良かった。研修で学んだことを今後何らかの役に立てたい。
・2 日間ありがとうございました。

＜４班＞

・ベイスイートが感動的だった。ワークショップの長靴の話が盛り上がって楽しかった。こういう雰囲気で議論を進められたら良いと思った。
・もっといろんな関係者とこういう場に参加できると良いと思った。
・海外の事例紹介が参考になった。フィールドワークでの講師やみなさんとの交流が成果。
・研修に参加して楽しかった。これをきっかけに様々なことを考えたいと思う。
・こういう研修に市民も参加して欲しいと感じた。
・ワークショップでいろいろなことを話せて楽しかった。

９　連絡事項

アンケートについて

１０　閉会

※その他

〇配布資料

・「沿岸域総合管理入門Ⅰ」、「沿岸域総合管理入門Ⅱ」（古川氏講演資料）
・「海洋政策における沿岸域総合管理について」（志水氏講演資料）
・「里海の取組について」、「大きく変わる瀬戸内海の管理方策（『ｱｸｱﾈｯﾄ 2015.5』抜粋）」、
「瀬戸内海環境保全特別措置法の改正の概要」（松田氏講演資料）
・「志摩市里海創生基本計画（志摩市）」「豊かな英虞湾をつくる干潟再生の取組（環境省
中部地方環境事務所）」（浦中氏講演資料）
・志摩市沿岸域の利用現況地図

○アンケート結果（1 日目）

・海洋基本法（平成 19 年施行）が制定されたことをご存知でしたか。

	人数（人）	割合（%）
総数	33	100.0
良く知っている	2	6.1
少しは知っている	5	15.2
聞いたことはあるがよく知らない	13	39.4
知らなかった	13	39.4
無回答	0	0.0

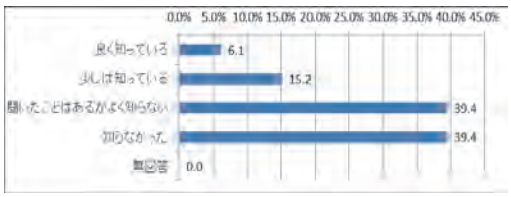

・海洋基本法に基づいて海洋基本計画が翌年に策定されましたが、海洋基本計画（平成 20 年策定）のことをご存知でしたか。

	人数（人）	割合（%）
総数	33	100.0
良く知っている	2	6.1
少しは知っている	4	12.1
聞いたことはあるがよく知らない	9	27.3
知らなかった	18	54.5
無回答	0	0.0

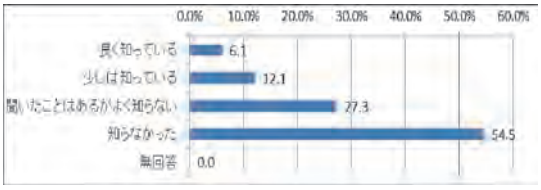

・海洋基本法に基づいて海洋基本計画が翌年に策定されましたが、５年に一度の見直しによって、新たな海洋基本計画（平成 25 年）が策定されたことをご存知でしたか。

	人数（人）	割合（%）
総数	33	100.0
良く知っている	2	6.1
少しは知っている	4	12.1
聞いたことはあるがよく知らない	6	18.2
知らなかった	21	63.6
無回答	0	0.0

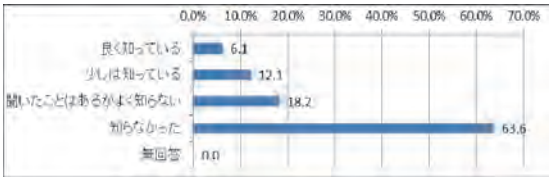

・海洋基本法には、責任条項として、国の責務（第８条）のほかに、地方公共団体の責務（第９条）、事業者の責務（第 10 条）、国民の責務（第 11 条）が記されていますが、こうした条文があることをご存知でしたか。

	人数（人）	割合（%）
総数	33	100.0
良く知っている	1	3.0
少しは知っている	3	9.1
読んだことはあるがよく知らない	2	6.1
知らなかった	27	81.8
無回答	0	0.0

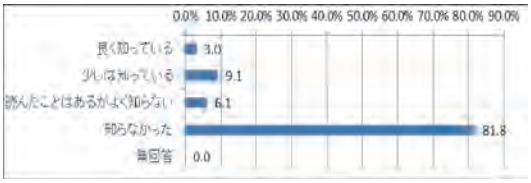

・海洋基本法の第 25 条に基本的な施策の一つとして「沿岸域の総合的管理」が謳われていますが、そのことをご存知でしたか。

	人数（人）	割合（%）
総数	33	100.0
良く知っている	1	3.0
少しは知っている	5	15.2
読んだことはあるがよく知らない	4	12.1
知らなかった	23	69.7
無回答	0	0.0

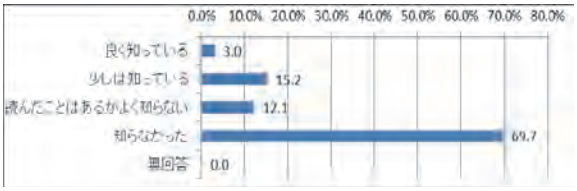

・新たな海洋基本計画の「９．沿岸域の総合的管理」の最初の部分で、「地域の計画の構築に取り組む地方を支援する。」といった内容が記載されていますが、この内容をご存知でしたか。

	人数（人）	割合（%）
総数	33	100.0
良く知っている	2	6.1
少しは知っている	4	12.1
読んだことはあるがよく知らない	4	12.1
知らなかった	22	66.7
無回答	1	3.0

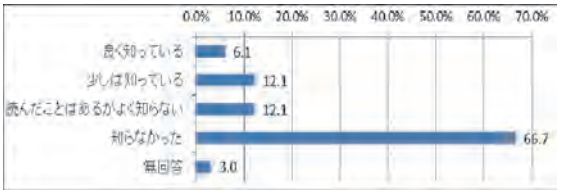

・現行の「志摩市総合計画・後期基本計画」において、沿岸域総合管理を推進し、新しい里海づくりを進めることが明記されていることをご存知でしたか。

	人数（人）	割合（%）
総数	33	100.0
良く知っている	12	36.4
少しは知っている	13	39.4
聞いたことはあるがよく知らない	5	15.2
知らなかった	3	9.1
無回答	0	0.0

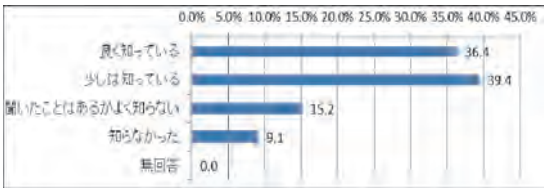

・現行の志摩市総合計画を受け、「志摩市里海創生基本計画」が策定されていることをご存知でしたか。

	人数（人）	割合（%）
総数	33	100.0
良く知っている	17	51.5
少しは知っている	11	33.3
聞いたことはあるがよく知らない	5	15.2
知らなかった	0	0.0
無回答	0	0.0

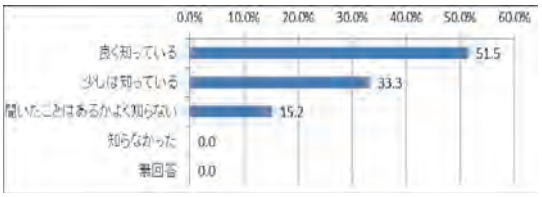

・志摩市議会において、「新しい里海のまち」が宣言されていることをご存知でしたか。

	人数（人）	割合（%）
総数	33	100.0
良く知っている	18	54.5
少しは知っている	13	39.4
聞いたことはあるがよく知らない	1	3.0
知らなかった	1	3.0
無回答	0	0.0

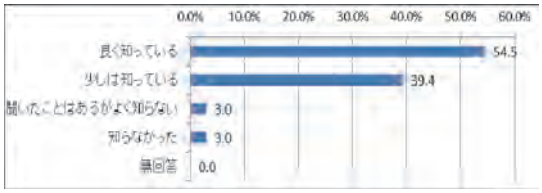

・性別

	人数（人）	割合（%）
総数	33	100.0
男	20	60.6
女	7	21.2
無回答	6	18.2

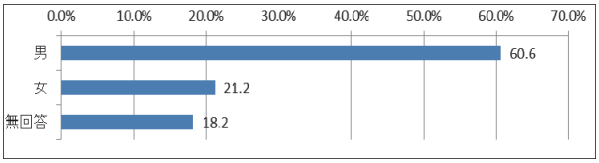

・年齢

	人数(人)	割合(%)
総数	33	100.0
20代	3	9.1
30代	10	30.3
40代	9	27.3
50代	4	12.1
60代	4	12.1
70代以上	1	3.0
無回答	2	6.1

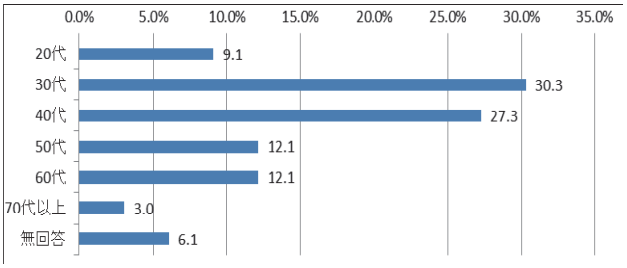

・所属

	人数(人)	割合(%)
総数	33	100.0
民間企業	1	3.0
関連団体	3	9.1
中学・高校	0	0.0
大学・教育機関	0	0.0
研究機関	0	0.0
公務員	22	66.7
議員	0	0.0
その他	4	12.1
無回答	3	9.1

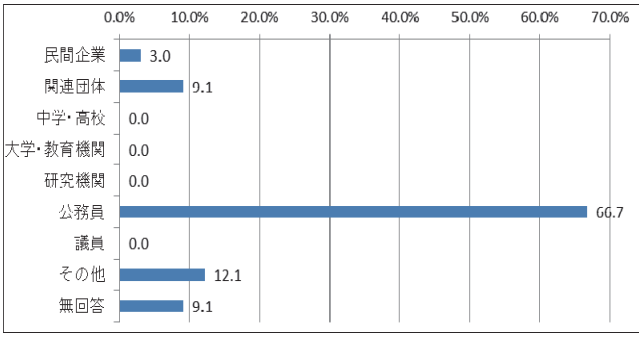

※その他

「一般市民」(3 人)、民宿 (1 人)

○アンケート結果 (2 日目)

・今回の研修を知ったきっかけを教えてください。

	人数(人)	割合(%)
総数	26	100.0
主催者からの紹介	4	15.4
職場の上司・同僚からの紹介	20	76.9
家族からの紹介	0	0.0
関係者からの紹介	1	3.8
他の参加者、友人、知人等からの紹介	0	0.0
その他	0	0.0
無回答	1	3.8

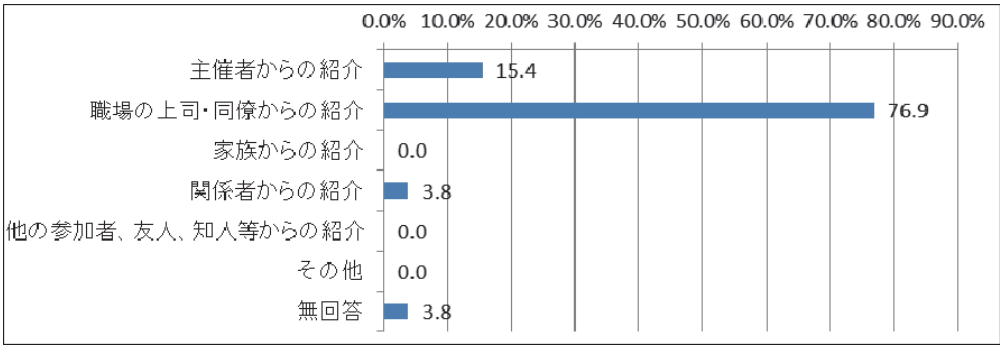

・今回の研修に参加しようと思った理由を教えてください。

	人数（人）	割合（%）
総数	26	100.0
海洋問題一般に関心があるから	3	11.5
沿岸域総合管理に関する取り組みに関心があるから	7	26.9
政府などによる沿岸域総合管理の取り組みに関心があるから	2	7.7
大村湾沿議員連盟に関心があるから	0	0.0
海洋政策研究所の取り組みに関心があるから	3	11.5
仕事として参加するように指示があったから	19	73.1
その他	2	7.7
無回答	1	3.8

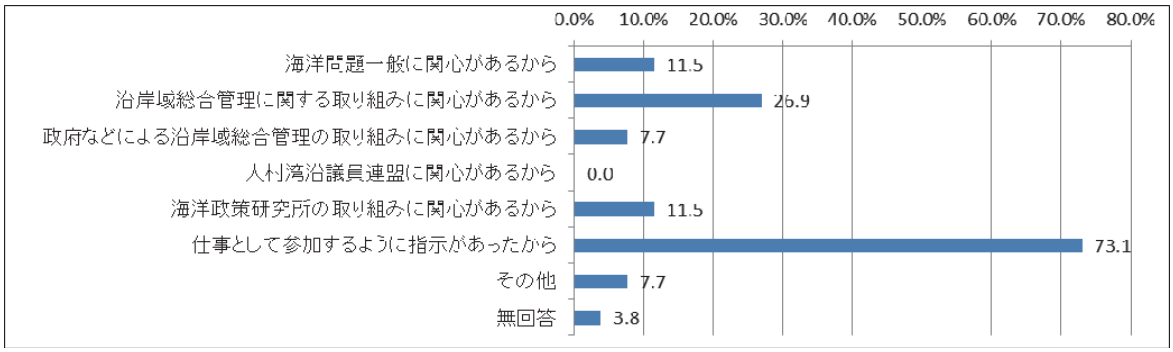

※その他

「地域にとって必要だから」

「志摩市の進める「新しい里海のまち」に関連する取組みであったから」

・『沿岸域総合管理入門Ⅰ』の講義の時間設定について

	人数（人）	割合（%）
総数	26	100.0
長い	0	0.0
やや長い	4	15.4
適切	19	73.1
やや短い	0	0.0
短い	0	0.0
無回答	3	11.5

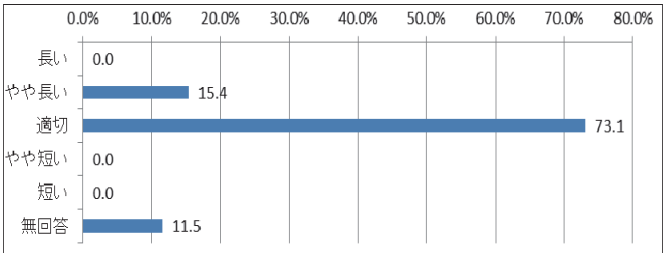

・『沿岸域総合管理入門Ⅰ』の講義の内容について

	人数（人）	割合（%）
総数	26	100.0
難しい	1	3.8
やや難しい	7	26.9
適切	11	42.3
やや易しい	2	7.7
易しい	0	0.0
無回答	5	19.2

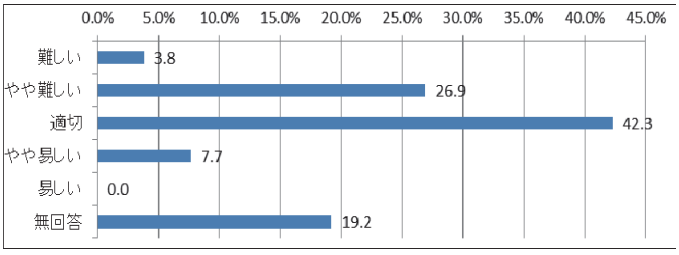

・『沿岸域総合管理入門Ⅰ』の講義で、特に印象に残ったことや講義に関する質問やご意見・ご要望

「国内だけではなく海外の事例紹介.他の事例から学ぶ・アイデアを得ることの大切さを感じた」

「内容が難しい」

・『海洋政策における沿岸域の総合管理の取組』の講義の時間設定について

	人数(人)	割合(%)
総数	26	100.0
長い	0	0.0
やや長い	3	11.5
適切	19	73.1
やや短い	0	0.0
短い	0	0.0
無回答	4	15.4

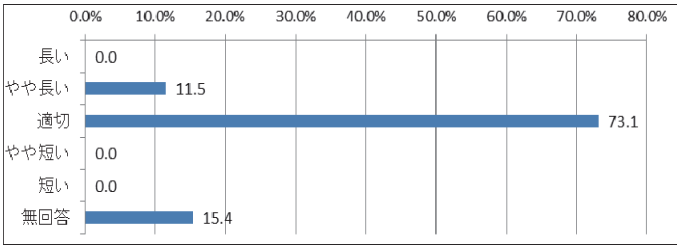

・『海洋政策における沿岸域の総合管理の取組』の講義の内容について

	人数(人)	割合(%)
総数	26	100.0
難しい	1	3.8
やや難しい	9	34.6
適切	12	46.2
やや易しい	0	0.0
易しい	0	0.0
無回答	4	15.4

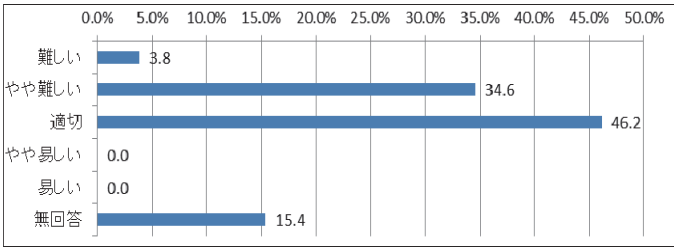

・『海洋政策における沿岸域の総合管理の取組』の講義で、特に印象に残ったことや講義に関する質問やご意見・ご要望

「法令について、もう少し詳しく勉強できればさらに良いと感じた」

「基本が良くわかった」

・『里海の取組について』の講義の時間設定について

	人数(人)	割合(%)
総数	26	100.0
長い	0	0.0
やや長い	1	3.8
適切	20	76.9
やや短い	0	0.0
短い	0	0.0
無回答	5	19.2

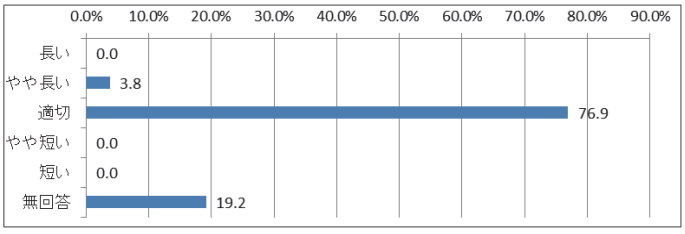

・『里海の取組について』の講義の内容について

	人数(人)	割合(%)
総数	26	100.0
難しい	0	0.0
やや難しい	4	15.4
適切	16	61.5
やや易しい	1	3.8
易しい	0	0.0
無回答	5	19.2

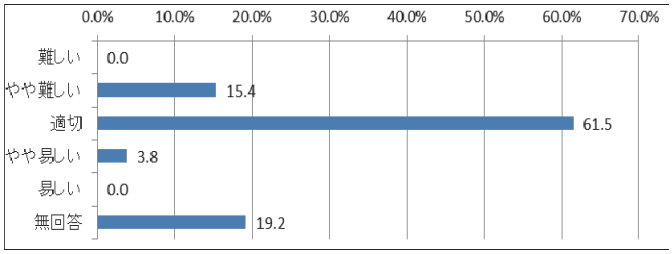

・『里海の取組について』の講義で、特に印象に残ったことや講義に関する質問やご意見・ご要望

「里海に興味が持てない人については、理解してもらうように働きかけるより、まずは、楽しく経験（体験）してもらうことが重要というところが印象に残った」

「"Fun theory"の考え方が新鮮だった」

・『志摩市の取組について』の講義の時間設定について

	人数(人)	割合(%)
総数	26	100.0
長い	0	0.0
やや長い	0	0.0
適切	21	80.8
やや短い	0	0.0
短い	0	0.0
無回答	5	19.2

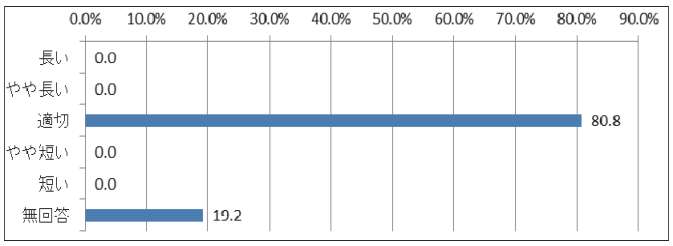

・『志摩市の取組について』の講義の内容について

	人数(人)	割合(%)
総数	26	100.0
難しい	0	0.0
やや難しい	2	7.7
適切	19	73.1
やや易しい	0	0.0
易しい	0	0.0
無回答	5	19.2

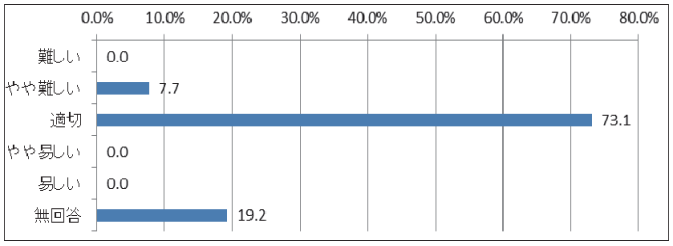

・『志摩市の取組について』の講義で、特に印象に残ったことや講義に関する質問やご意見・ご要望

「とてもわかりやすかった」

・『沿岸域総合管理入門Ⅱ』の講義の時間設定について

	人数(人)	割合(%)
総数	26	100.0
長い	0	0.0
やや長い	0	0.0
適切	20	76.9
やや短い	1	3.8
短い	0	0.0
無回答	5	19.2

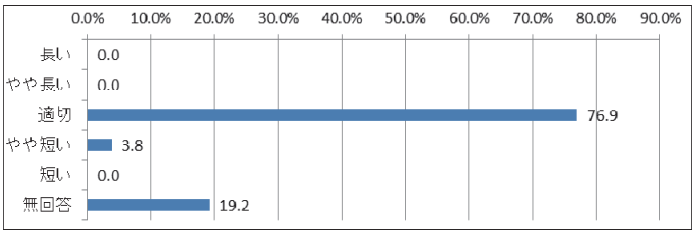

・『沿岸域総合管理入門Ⅱ』の講義の内容について

	人数(人)	割合(%)
総数	26	100.0
難しい	1	3.8
やや難しい	4	15.4
適切	14	53.8
やや易しい	1	3.8
易しい	0	0.0
無回答	6	23.1

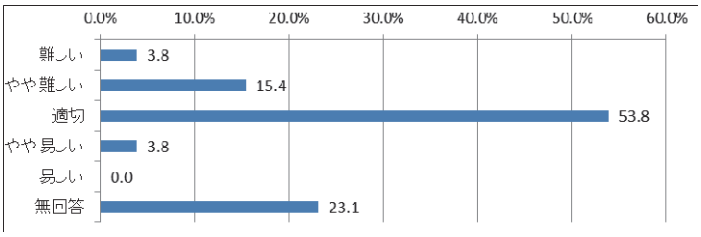

・『沿岸域総合管理入門Ⅱ』の講義で、特に印象に残ったことや講義に関する質問やご意見・ご要望

「海外の取組み事例など良くわかった」

「具体的な事例がわかりやすかった」

・現地見学の時間の設定について

	人数(人)	割合(%)
総数	26	100.0
長い	0	0.0
やや長い	1	3.8
適切	19	73.1
やや短い	2	7.7
短い	0	0.0
無回答	4	15.4

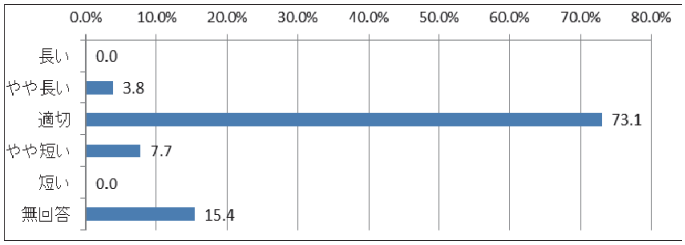

・現地見学の場所について

	人数(人)	割合(%)
総数	26	100.0
多い	0	0.0
やや多い	1	3.8
適切	20	76.9
やや易しい	1	3.8
易しい	0	0.0
無回答	4	15.4

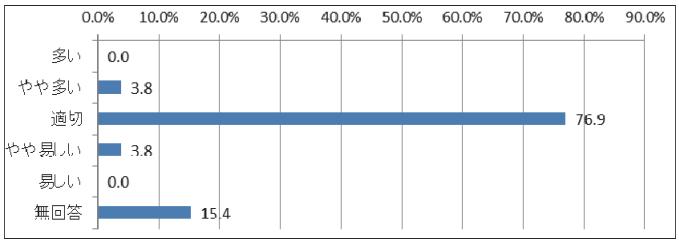

・現地見学で、特に印象に残ったことや講義に関する質問やご意見・ご要望

「学ぶべき事例として最適だったと思う」

「時間が短いので現地見学は２ヶ所で良いと思った」

「市外の人達と一緒にまわれたので、市外の方の意見や視点を聞けて非常に参考になった」

「波切の風景を視るのが初めてであった」

「知らないことを知れたことが多数あった」

・ワークショップの時間設定について

	人数（人）	割合（%）
総数	26	100.0
長い	0	0.0
やや長い	1	3.8
適切	20	76.9
やや短い	1	3.8
短い	0	0.0
無回答	4	15.4

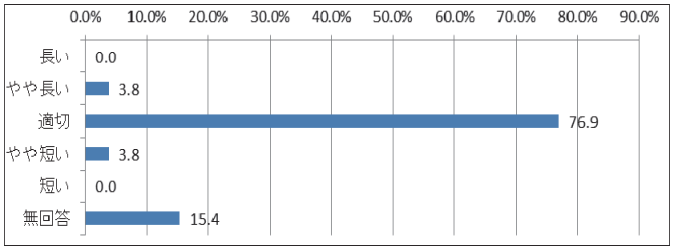

・ワークショップの内容について

	人数（人）	割合（%）
総数	26	100.0
難しい	0	0.0
やや難しい	4	15.4
適切	16	61.5
やや易しい	1	3.8
易しい	0	0.0
無回答	5	19.2

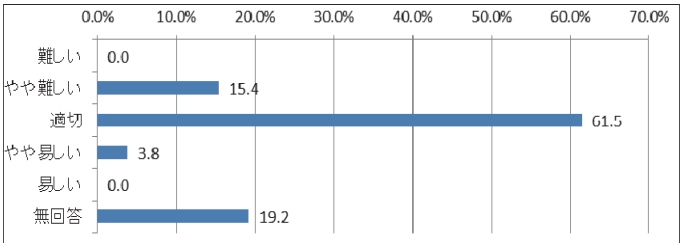

・ワークショップで、特に印象に残ったことや講義に関する質問やご意見・ご要望

「"短い時間でよいものを作る"が実践できたワークショップだったと思う」

「参加型のワークショップということで、班での発表もあり、非常に良い経験をさせてもらえた」

「慣れていないのでやや難しかったが、うまく、コーディネートしていただいた」

「３つのセッションの役割分担（作業内容）をもう少し明確にできればよかったかと感じる」

「時間の制限があって、上手くまとめようとしてしまうので、うまくいかないこともあった。発表は緊張しすぎるので、あたらなくてよかった」

「もっと沿岸域に引きつけたテーマにしても、まとまったアイディアが出たと思った」

「主催者のワークショップのまとめかたが上手だった」

「自分たちで考えることで、里海が空想のものではなくて、身近であり実現可能であると実感した」

・今後もこのような研修が必要と思いますか？

	人数（人）	割合（%）
総数	26	100.0
必要	20	76.9
必要ない	0	0.0
どちらともいえない	3	11.5
無回答	3	11.5

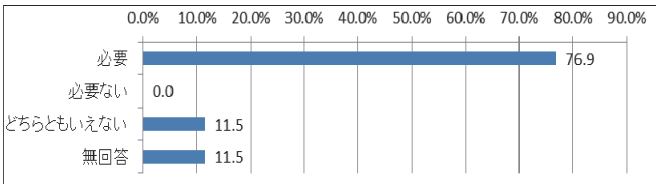

・研修の開催頻度について

	人数（人）	割合（%）
総数	20	100.0
年数回の開催	6	30.0
年1回の開催	12	60.0
1.5日（本研修）程度が適切	2	10.0
無回答	0	0.0

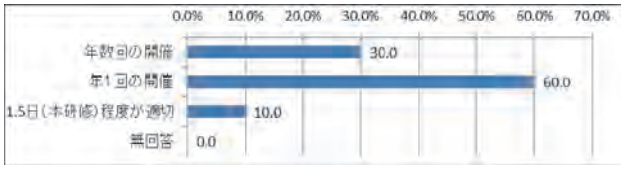

・研修１回の開催期間について

	人数（人）	割合（%）
総数	20	100.0
もっと長期間の設定がよい	3	15.0
もっと短期間の設定がよい	3	15.0
1.5日（本研修）程度が適切	11	55.0
無回答	3	15.0

・研修１回の開催期間についてもっと長期間の設定が良い（何日間程度）

	人数（人）	割合（%）
総数	3	100.0
1日間	2	66.7
2日間	1	33.3
無回答	0	0.0

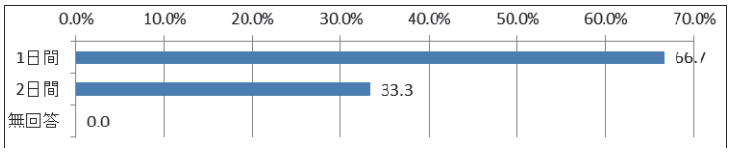

・研修１回の開催期間についてもっと短期間の設定が良い（何日間程度）

	人数（人）	割合（%）
総数	3	100.0
1日間	3	100.0
無回答	0	0.0

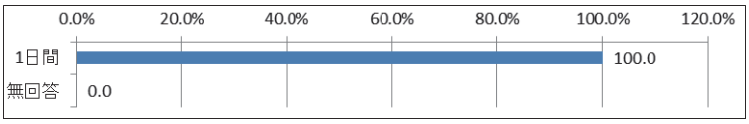

・本研修について物足りなかった点や、深く議論してほしかった点、今後検討してほしいテーマ等

「フィールドワーク時に間延びした感があったので、方法を考えたらよいと思う」

「楽しく参加できたが、内容が難しかった」

「係長級以下の職員についての研修もしてほしいと思った」

「2 日目からの参加だったので、1 日目の話を出されたもわからないことがあり、ほかのメンバーに迷惑をかけた」

・本研修全体を通しての感想、または取り組みへのご意見、ご要望

「みんなでわいわいできたので楽しかった」

「海に囲まれた日本であり、財団の取組みは大変必要だと感じました」

「一人ひとり意見や感想を発表することは、全員のためになると感じた」

「楽しく勉強させていただいた」

「市民の参加を増やせる取組みを今後もお願いしたい」

「全体通して、非常に有意義な研修になった。最終のワークショップについては、市民や事業者と一緒にできれば、もっと良い意見が出るのではないかと思った」

「フィールド見学を通して参加者や講師の方々と交流が深まった感があったので、日程の早い段階で組まれても良いのではないかと思った。一参加者として、このような形式の研修の必要性を強く再認識させられるほど中身のある濃い研修内容だった」

「自分の業務の展開に役立つと思う」

「会場が寒かった」

「もっと幅広い関係者の出席があるとさらに効果的であると感じました」

・性別

	人数(人)	割合(%)
総数	26	100.0
男	18	69.2
女	3	11.5
無回答	5	19.2

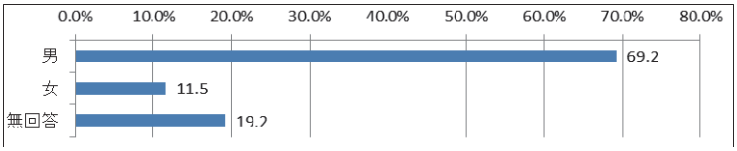

・年齢

	人数(人)	割合(%)
総数	26	100.0
20代	0	0.0
30代	8	30.8
40代	8	30.8
50代	5	19.2
60代	0	0.0
70代以上	0	0.0
無回答	5	19.2

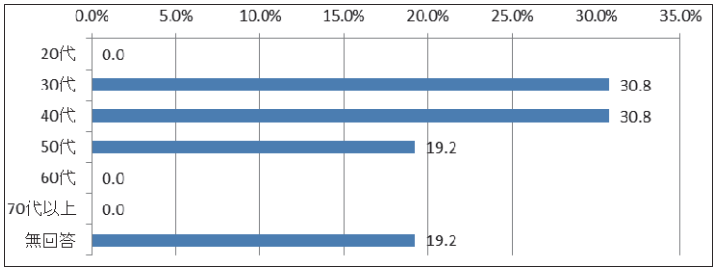

・所属

	人数(人)	割合(%)
総数	26	100.0
民間企業	0	0.0
関連団体	0	0.0
中学・高校	0	0.0
大学・教育機関	0	0.0
研究機関	0	0.0
公務員	20	76.9
議員	0	0.0
その他	0	0.0
無回答	6	23.1

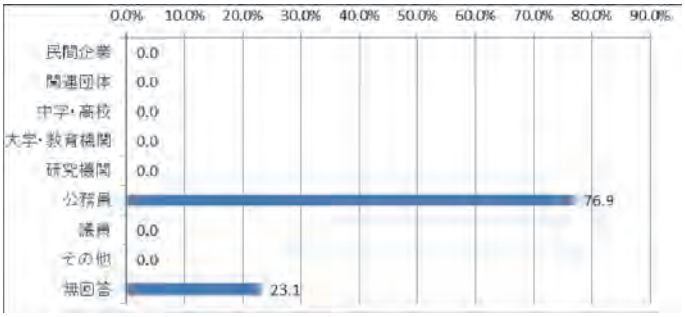

２）沿岸域総合管理入門研修会（備前市研修会）

主催：公益財団法人笹川平和財団 海洋政策研究所

共催：国土交通省総合政策局海洋政策課

日時：2015 年 11 月 7 日（土）10:00～17:00・8 日（日）9:30～12:00

会場：備前市日生総合支所（〒701-3204 岡山県備前市日生町日生 630　TEL:0869-72-1101）

（11 月 7 日（土）午後：現地見学（備前市内））

プログラム：

11 月 7 日（土）

10:00-10:15	開会
10:15-10:35	沿岸域総合管理入門Ⅰ 古川　恵太（公益財団法人笹川平和財団海洋政策研究所）
10:35-11:00	海洋政策における沿岸域総合管理について 當眞　亮（国土交通省総合政策局海洋政策課）
11:00-11:40	里海の取組について 田中　丈裕（NPO 里海づくり研究会議）
11:40-12:10	沿岸域総合管理入門Ⅱ 古川　恵太（公益財団法人笹川平和財団海洋政策研究所）
12:10-13:00	昼食（休憩）
13:00-13:40	港の見える丘公園(移動含む)
13:40-14:15	カキ処理施設見学(移動含む)
14:15-15:25	千軒湾（海洋牧場）見学(移動含む)
15:25-16:50	備前焼作家見学(移動含む)
16:50-17:00	初日終了挨拶＆明日の日程等の連絡事項
17:30-	意見交換会

11 月 8 日（日）

9:30-9:40	開会＆ワークショップⅠの説明
9:40-10:05	ワークショップⅠ：状況把握
10:05-10:15	ワークショップⅡの説明
10:15-10:40	ワークショップⅡ：合意形成
10:40-10:50	（休憩）
10:50-11:00	ワークショップⅢの説明
11:00-11:30	ワークショップⅢ：計画立案
11:30-11:50	発表・講評
11:50-12:00	閉会

沿岸域総合管理入門研修会（備前市研修会）記録

日　時：１日目　2015 年 11 月 7 日（土）10：00～ 17：30
　　２日目　2015 年 11 月 8 日（日） 9：30～ 12：00

場　所：備前市日生総合支所（岡山県備前市日生町日生 630）

講　　師：田中丈裕氏（ＮＰＯ里海づくり研究会議、7 日参加、8 日参加）
　　當眞亮氏（国土交通省総合政策局海洋政策課、7 日参加、8 日参加）

参 加 者 ：

備前市研修会　（以下、内訳）	合計参加者：31 名、事務局：7 名
備前市役所	22 名
日生総合支所	1 名
備前市教育委員会	3 名
日生町漁業協働組合	1 名
一般参加者	2 名
講師	2 名
事務局：協力会社	2 名
事務局：海洋政策研究所	古川、大塚、角田、藤重、高

1 日目
11 月 7 日（土）

１　開　　会

２　挨　　拶
　海洋政策研究所　古川氏　ご挨拶

　沿岸域総合管理とはどういったものなのか、今回の入門研修を通じ、知って体験していた頂けたらと思う。沿岸域総合計画は様々な分野に応用が出来る。今までは東京での研修を行なっていたが、日本では 5 箇所で取り組みを行なっており、次の段階として各地に赴いている。2 日間の参加型の研修となっているので楽しく沿岸域総合管理を体験頂ければと思う。

多くの方が参加することが沿岸域総合管理の重要な事なので、楽しんで頂けたらと思う。

国土交通省総合政策局海洋政策課　當眞氏　ご挨拶

備前市にはいつもお世話になっており。先日の沿岸域総合ネットワークでも興味深い発表を拝聴した。国土交通省としても積極的に関わりたいと思っている。今後ともよろしくお願いしたい。

備前市まちづくり部　部長　高橋氏　ご挨拶

市役所からの参加が多く職員研修のような形だと思う。私自身も沿岸域総合管理についてはよく理解していないため、今回の体験型の研修に参加することで、身近な部分にあることから再発見をして、今後の里山・里海づくりの参考になるものを一つでも発見して活かしていきたい。

３　参加者自己紹介

４　「沿岸域総合管理入門Ⅰ」（講演者：古川氏）

〇海を活かしたまちづくり（以下、トピックス）

・海はだれのもの？～国連海洋法条約について
・沿岸域総合管理の誕生
・沿岸域の総合的管理とは～海洋基本法について
・総合的に考える～対象の広がり、影響のつながり、水によるつながり
・私達の沿岸域～どこで、だれが、どのように行なうか

５　「海洋政策における沿岸域総合管理について」（講演者：當眞氏）

〇海洋政策における沿岸域総合管理（以下、トピックス）

海洋政策の推進体制

・わが国の海洋を巡る現状
・海洋基本法の概要
・海洋政策に関する今後の課題
・海洋基本計画における沿岸域の総合的管理
・総合的な土砂管理の例

・環境省の取り組み～海域のヘルシープラン･海洋ごみ対策
・海洋環境整備事業
・沿岸域の総合的管理の国際的な連携・協力
・利用・環境を踏まえた海岸保全施設の整備
・東京湾での取り組み
・プレジャーボートの放置艇対策
・沿岸域総合管理の先進事例
・地方創生に係る新型交付金

6　「里海の取り組みについて」（講演者：田中氏）
〇アマモとカキの里海（以下、トピックス）
・里海とは？
・漁業と生物多様性
・日生町漁協におけるこれまでの里海活動
・アマモ再生への取り組み
・これまでの成果
・カキ殻による効果
・アマモとカキの里海がこれから目指すもの

7　「沿岸域総合管理入門Ⅱ」（講演者：古川氏）
〇海を活かしたまちづくり（以下、トピックス）
・海の恵み～生態系サービス
・みんなが参加するための手順
　場を知る（海の健康診断）
　話し合い計画にまとめる
　みんなで実行する
・沿岸域研究事例の紹介
　フィリピン･ペタダ海岸のマングローブ林再生
　東京お台場海浜公園の海苔作り

9　連絡事項
事務局よりアンケート記入に関する説明

－昼食（アンケートの記入）－

１０　現地見学

・見学ルート

海の見える丘公園→カキ処理施設（五味の市）→千軒湾（海洋牧場）→備前焼作家見学（森敏彰氏）

海の見える丘公園

見学の様子

海の見える丘公園からの眺望

カキ処理工場の様子

カキ処理工場見学の様子

カキ処理工場の様子

カキ処理工場では 20 のラインが稼動しており、全自動のコンベアにより殻剥き場に水揚げされる。以前は 1 ラインに 2 経営体だったが、現在は 1 ラインにつき 1 経営体が割り当てられている。処理工場の従業員は約 160 人。処理工場稼動から 19 年目を迎えているが、カキの殻剥きに外国人を雇用するなど働き手が不足している。現在日生のカキづくりを営む経営体は 50。

五味の市の湾より船で移動

船上での見学の様子

底引き網漁船

千軒湾（海洋牧場）の見学

海洋牧場の説明の様子

海洋牧場沖に設定された浮消波堤防

海洋牧場は平成 10 年のマリンフォーラム 21 における構想に端を発し、日生では平成 14 年よりアマモの再生から着手している。牧場の浜辺付近にはアマモが群生している。アサリ狩りやシュノーケリングのための干潟形成の為に潜堤（沈められた堤防）を設置している。潜堤の沖にはカキの殻を使用した漁礁が設置され魚の住処を提供している。稚魚の放流も盛んに行なっており、牧場は全面禁漁区の保護水域となっている。また、アマモは波高 0.6m 以上では生育できないことから牧場の沖合いの海には波を打ち消すための浮消波堤防が設置されている。

300 年前に構築された堤防
（復元されたものだが基礎部分は昔の石）

備前焼作家森氏の工房「宝山窯」

備前焼作家　森敏彰氏

見学の様子

登り窯

窯の内部

○備前焼

現在備前焼の作家は現在 300 人ほどいる。窯は年に 1 度大量の赤松の割り木を使用し火を入れる。一度火を入れると 10 日間ほどは焚き続け、森氏の工房では一度に 2,500 点の作品に火を入れる。焼き方により様々な模様をつけることが出来る。

○森敏彰氏

備前市伊部を拠点に活動する備前焼作家。祖父、父親共に備前焼の作家であり、家業を継ぎ備前焼作家となった。G.W に窯に火を入れ観光客へ備前焼体験を提供したり、「B1 グランプリ」や「ビアワングランプリ」への参加など精力的に備前焼の PR 活動を行なっている。

１１　参加者感想（1 日目）

・島に関しては観光課にいたこともあり良く知っていたが、備前焼に関しては知らなかったためよい勉強になった。
・アマモに関しても備前焼もほとんど知らなかった。現場で話を聞けて大変勉強になった。
・来る度に新しい発見がある。備前焼の窯が住宅街にあるとは知らなかった。備前市は地域ごとに良いものがあるので組み合わせていければと思った。
・午前中の講義は難しかったが、午後の現地見学では久々に鹿久居の海を見れてよかった。備前焼の現場を見たのは初めてで、作家さんの熱い思いも聴けてよかった。よい勉強が出来た。
・知らないことがたくさんあり大変勉強になった。
・千軒湾を魚が多いきれいな海にして、是非観光の名所に出来たらと思った。
・千軒湾には久しぶりに行った。取り組みがここまで進んでいるのかと驚いた。
・バスや船での移動も有り観光気分で日生を楽しめた。備前焼の窯もはじめて見る事が出来大変有意義だった。
・海は頻繁に見ているが、備前焼の窯を見たのは初めて。焼き物は重労働だと認識した。
・海洋牧場、備前焼きの窯も初めて見た。ありがとうございます。
・見学した現地は初めて見たわけではないが、まちづくりの観点で現場をいつもと違う観点で見れた。備前焼の作家さんはしっかりとした考えを持っており感心した。
・地域の良いところは必ずある。来年のアマモサミットのサブテーマは「備前発里海・里山ブランド」なので里山として吉永地区にも良い所がある。それぞれの部署が参加してオール備前での取り組みを検討していただきたい。
・日生出身のためアマモに関しては勉強していたが、備前焼に関しては初めての体験だった。備前焼をただ作り売るのではなく、作ることを体験してもらい食とコラボする等の話を聞けて勉強になった。実践していければよいと思った。
・多様な経験が出来、いろいろなキーワードを得ることが出来た。今後に活かしていきたい。
・大変有意義に過ごすことが出来た。
・先月は東京で沿岸域総合計画の応用編の講義を受けていたので、今日は初歩を知ることが出来て良かった。今までの縦割りの行政ではなく、いろいろな課が参加して全体で備前を盛り上げる取り組みが必要だと思った。単発ではなく、どう進めていくかが重要だと思う。
・備前市にはいろいろな魅力があるが活かしきれていない。海を活かしたまちづくりをみなさんの力で実現させ町を元気にしたい。
・皆様お疲れ様でした。集まることの力を改めて感じた。明日もよろしくお願いします。

（研修会 1 日目終了）

2 日目

11 月 8 日（日）

1　開会

2　挨拶

海洋政策研究所　古川氏　ご挨拶

昨日は沿岸域総合管理について、午後には現地見学で備前市のいろいろな面を見ていただいた。本日は沿岸域総合管理の重要部分である「皆で話し合う」という作業を行なっていく。

3 つの沿岸域総合管理の視点を持った計画が出来ていることを目指していきたい。

3　参加者自己紹介

4　ワークショップの説明

・グループ分け（括弧内はファシリテーターとして参加）

A 班・・・参加者 6 名＋（古川）、（高）

B 班・・・参加者 6 名＋（角田）、（藤重）

C 班・・・参加者 6 名＋（大塚）

・ワークショップの手順

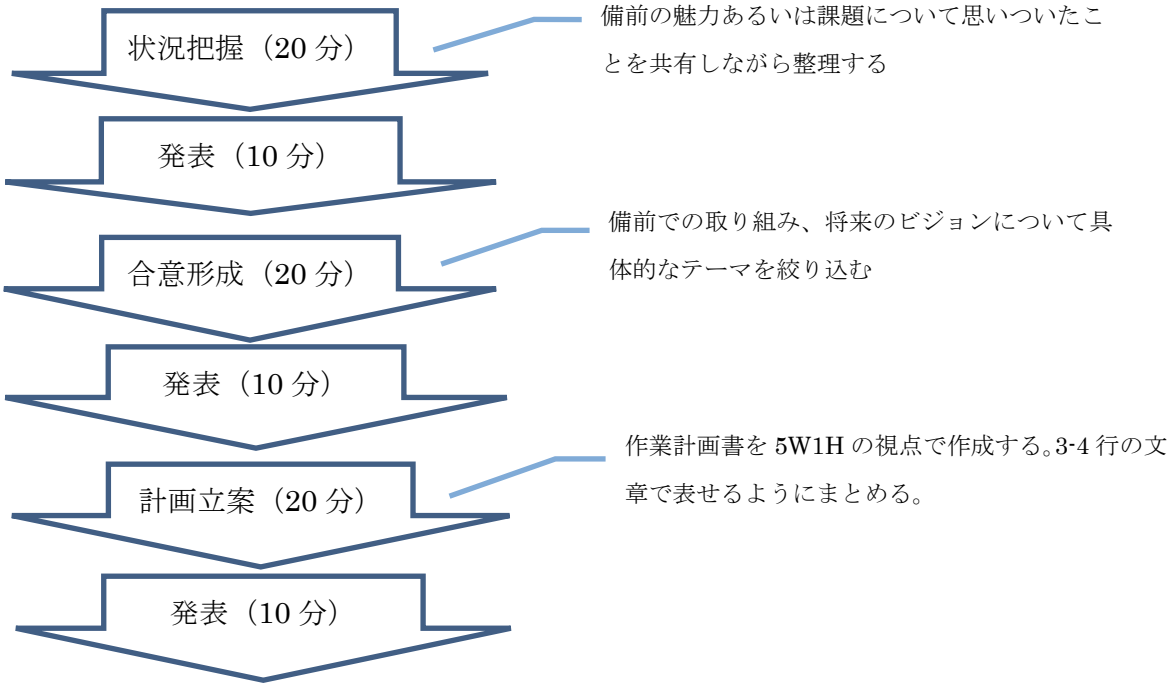

・ワークショップの前提

① 他人の発言をさえぎらない

② 話すときは、だらだらとしゃべらない

③ 話すときに、怒ったり泣いたりしない

④ 分からないことがあったら、すぐに質問する

⑤ 話を聞くときは、話している人の目を見る

⑥ 話を聞くときは、他のことをしない

⑦ 最後まで、きちんと話を聞く

⑧ 議論が台無しになるようなことを言わない

⑨ どのような意見であっても間違いと決めつけない

⑩ 議論が終わったら、議論の内容の話はしない

5　ワークショップⅠ：状況把握

「備前について」

○A 班の意見

・備前は山林率が 7 割を占めるが海もある。

・人のつながりが課題。観光資源は多いが合併後の各町の一体感がない。

・産業は備前焼やカキが盛んで昼の人口のほうが多く、ポテンシャルは高い。

・行政としては人口減少の危機感を感じておりこれからの課題。

・公共交通機関へのアクセスが弱い。

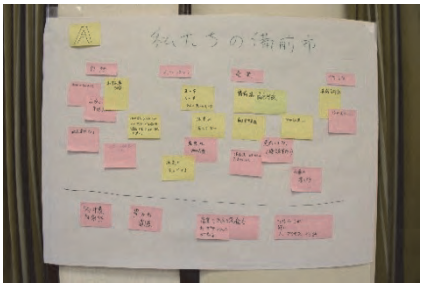

○B 班の意見

・水産資源や備前焼、他所に負けない魅力が多く備前は宝の山。

・身近にありすぎて気付いていない資源が多くある。

・自然が豊かな町。

・課題としてはつながり。地域間の距離感。水産や農業などの分野間にも距離感がある。

・公共交通機関での移動が課題。
・特色ある歴史と文化があるまち。埋もれつつある歴史を用いてストーリー性のあるまちづくりも出来る。

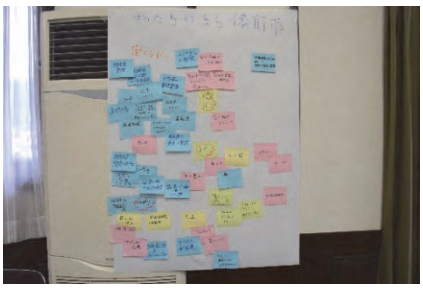

○C 班の意見
・漁師町、島、瀬戸内海と非常に自然に恵まれている。
・災害が少なく安全が魅力。気候も温暖。
・海の魅力としては里海、坪網やアマモ。
・食の魅力として、魚介類やカキオコ。
・歴史の魅力として八塔寺や街並み。
・芸術の魅力として備前焼や人間国宝。人間国宝には人の魅力もある。
・義理人情や町の人が明るい、外国人もいる、子どもが挨拶をする等も備前の魅力。

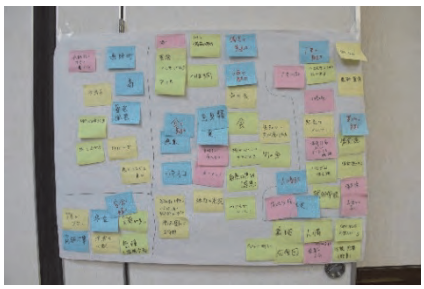

6　ワークショップⅡ：合意形成（ビジョンづくり）
○A 班の意見
テーマ「備前市として目指すもの」
・意見として備前焼とコラボした観光プランや島でのトライアスロンのイベント。島から閑谷学校を通り八塔寺まで行く観光プランやアマモの再生を利用した地域間の連携の強化など多くの意見が出た。
・観光に絞って話を進め、体験型の観光プランとして備前焼を利用した焼き物体験や底引き漁の体験やアマモ再生のプラン。

・見る観光プランとして八塔寺で星を見る。日生で海ホタルを見る。歴史的な物を広域で連携するプランなどの意見が挙がった。
・今現在の話し合いでは体験型をメインとした観光トライアスロンや島から閑谷学校を通り八塔寺まで行く観光プラン、もしくはそれぞれの場所で体験型を考える。
・見るプランとしては日生諸島など海を見るプランなど。
・今後具体的に話し合って行きたい。

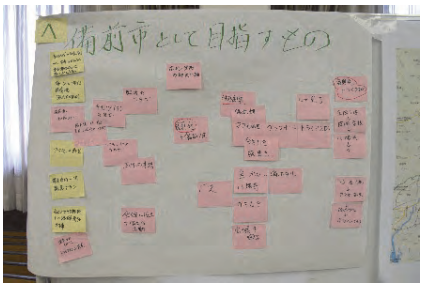

○B 班の意見

テーマ「遊・学・食・感・繋」

・体験ツアーを中心に考えてみた。備前市の魅力的な資源を市内外の人に知ってもらい、体験してもらう。
・五感を使った繋がる体験ツアーとして、カキ剥きや底引き網などの里海体験、八塔寺や芋掘りなどの里山体験。まずは備前を知ってもらい、体験を通じ地元でどのように食材が作られているのか学んでもらう。その後は備前焼で食材を食べる。
・企業の新人研修などでも使ってもらうことが出来る。

○C 班の意見

テーマ「食につながる観光プラン」

・備前の備前カレーやホルモンうどん、醤油ソフトやぶどうにイチジク。日生のカキオコや海の幸、吉永の八塔寺そばや鴨鍋、備前焼芋など各地域にある特徴ある食が繋がるような形にしたい。例えば備前の器に日生の料理を盛るなどそれぞれの良い所をミックスする。

・宿泊施設は備前には少ないので、食事は備前などでその後日生に宿泊してもらい滞在時間を長くする。
・備前には備前焼の二宮金次郎の像や狛犬などがあり市内に住んでいると当然に思っているが、市外の人にとっては珍しいものなのでアピール出来る。他の事と組み合わせて観光プランにしていく。

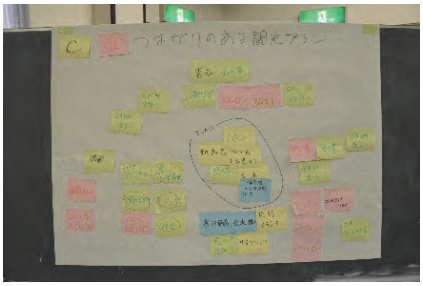

7　ワークショップⅢ・計画立案（ロードマップづくり）

○A 班の意見

『観光トライアスロンを目指して』

・2017 年春の観光トライアスロン実施を目指す。
・トライアスロンの「走る」・「泳ぐ」・「漕ぐ」に習い、3 つのキーワードとして備前、日生、吉永を考えている。
・観光トライアスロンの 3 つのキーワードとして、春は備前の焼き物、吉永の農業で種まき、日生ではカキの種付けを体験してもらう。夏には実際に各地でトライアスロンを。秋は窯だし、野菜を収穫、日生では底引き網漁の体験。冬には窯だしした器を使い収穫したものを料理して食べてもらう。1 年を通して備前に来てもらう。
・JA や漁協、地元自治会や観光協会、商工会などと協力しプランを練っていく。
・ふるさと納税でのポイントの活用などで参加できるようにする。備前市のアピールになる。

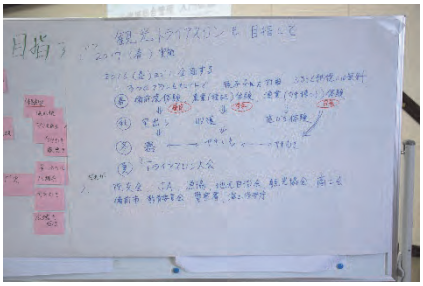

○B 班の意見

『遊・学・食・感・繋　五感を使った体験ツアー　鹿久居島体険記』

・遊ぶ、学ぶ、食す、感じることでお互いの繋がりを持つ五感を使った四季折々体験ツアー。

・来年度の 1 月～2 月のカキの時期に始める。

・ターゲットは全国、県内、地元なども考えている。

・実行委員会や市民、観光協会と協力し行なっていく。

・場所はまほろばの里を活かす。レンタサイクルでの移動や食材の収穫や料理を作り、備前焼で里山･里海を繋げ、海の幸と山野の幸を食べる。

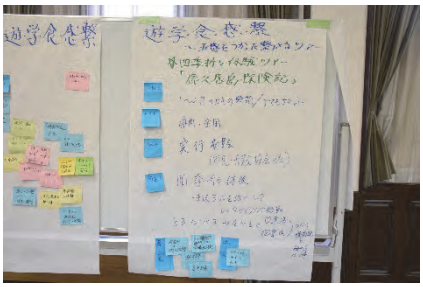

○C 班の意見

『食を活かした週末体験ツアー』

・食を活かした体験ツアーとして金土日の 2 泊 3 日を想定。

・金曜は星を見て八塔寺で宿泊。土曜日は自然の体験として、農作物の収穫を体験してもらいタクシーバスと連携し日生へ移動。観光として日生で備前焼を作り、作っている間に海へクルージングに。食材の調理を自分達で行い完成した備前焼で料理を食べる。日曜日は閑谷学校などを観光し備前焼を買って帰ってもらう。

・漁協や宿泊施設の協力が必要。ボランティアガイドに協力して頂ければ盛り上がるのではと思う。

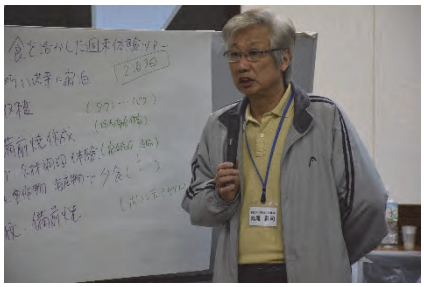
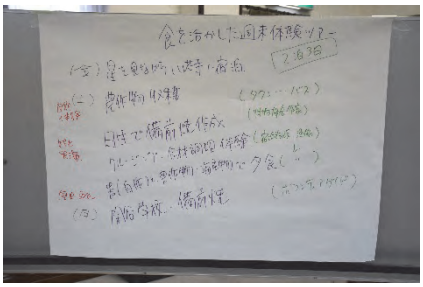

8　ワークショップ総括

同じ観光というテーマに見えてもバラエティに富んだ内容となっている。

9　参加者感想（2 日目）

・今回参加して、備前市のよい所が再発見できたので今後に活かしていく。
・研修の始めにも言ったが、何か 1 つでも得るものがあればと思って参加した。いろいろな方の多様な考え方がある事を改めて認識した。今後は皆さんの意見をいろいろ聞いて頑張っていきたい。
・備前市の知らないことをたくさん学べた。これからに活かして行けたらと思う。
・ワークショップのみの参加となったが、いろいろな意見を聞き事ができ皆すごいと思った。改めて備前市のポテンシャルの高さを感じた。
・2 日間本当に楽しかった。勉強になった。まだまだ備前市の知らないことがたくさんあると痛感した。もっと勉強して研修の成果を活かしたい。
・備前の活性化を望んでいる。今日話し合ったことを実現させるのは皆さんの力だと思う。情報を共有しながら、いい備前市となるように頑張って下さい。
・大変面白かった。今後ともよろしくお願いします。
・個人の考えでは限界があるが皆で話し合うことでアイデアが出てくると痛感している。役所内でも所属課だけでなく市全体で、観光協会や組合と協力してまちづくりの活性化につなげていきたい。
・知らない分野や、人と交わることで改めて発見があった。備前の中で多くの人と関わっていきたい。
・備前市の将来は明るい未来を描いていなかったが、今日の話を聞き備前市にはいい物があると感じた。
・みなさんの意見を聞いたり見たりすることで改めて備前のよさを再発見できた。
・昨日も楽しかったようで参加できずに残念。今日のような話し合いの場に中学生や高校生の意見も聞けるともっと良かった。
・自分の知らないことを再発見できた。この経験を活かして仕事に励みたい。
・備前市について自分が知らないことがたくさんあった。理解を深めて、備前の魅力を県外の方に伝えて行きたい。
・こういった場を提供頂き感謝している。このつながりを今後活かしていきたい。
・活発な意見交換が出来た。地域の発展のきっかけになればうれしい。
・今日話し合われたことは全て自分に関係する。皆の意見を聞きながら進めて行きたい。観光はいろいろな部署と関わっていると思う。それらが一つになることですばらしい備前になると思う。
・私自身の知っている備前市はほんの一部だと感じた。今後今日の話を参考に備前市の各地を見ていろいろ考えてみたい。

・この２日間で沿岸域総合管理を少しでも身近に感じていただけたら幸いです。また本番の沿岸域総合管理の場でお会いすることを祈念します。

１１　閉会

※その他

〇配布資料

・「沿岸域総合管理入門Ⅰ」（古川氏講演資料）
・「沿岸域総合管理入門Ⅱ」（古川氏講演資料）
・「里海の取り組みについて」（田名氏講演資料）
・「海洋政策における沿岸域総合管理について」（當眞氏講演資料）
・備前市沿岸域の地図

○アンケート結果（1 日目）

・海洋基本法（平成 19 年施行）が制定されたことをご存知でしたか。

	人数（人）	割合（%）
総数	24	100.0
良く知っている	2	8.3
少しは知っている	2	8.3
聞いたことはあるがよく知らない	8	33.3
知らなかった	12	50.0
無回答	0	0.0

・海洋基本法に基づいて海洋基本計画が翌年に策定されましたが、海洋基本計画（平成 20 年策定）のことをご存知でしたか。

	人数（人）	割合（%）
総数	24	100.0
良く知っている	2	8.3
少しは知っている	3	12.5
聞いたことはあるがよく知らない	1	4.2
知らなかった	18	75.0
無回答	0	0.0

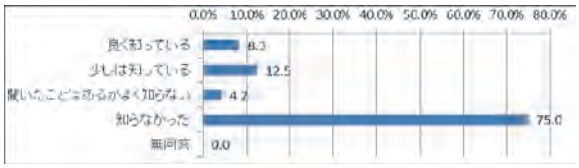

・海洋基本法に基づいて海洋基本計画が翌年に策定されましたが、５年に一度の見直しによって、新たな海洋基本計画（平成 25 年）が策定されたことをご存知でしたか。

	人数（人）	割合（%）
総数	24	100.0
良く知っている	2	8.3
少しは知っている	2	8.3
聞いたことはあるがよく知らない	2	8.3
知らなかった	18	75.0
無回答	0	0.0

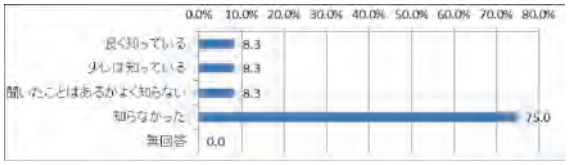

・海洋基本法には、責任条項として、国の責務（第８条）のほかに、地方公共団体の責務（第９条）、事業者の責務（第 10 条）、国民の責務（第 11 条）が記されていますが、こうした条文があることをご存知でしたか。

	人数（人）	割合（%）
総数	24	100.0
良く知っている	0	0.0
少しは知っている	4	16.7
読んだことはあるがよく知らない	0	0.0
知らなかった	20	83.3
無回答	0	0.0

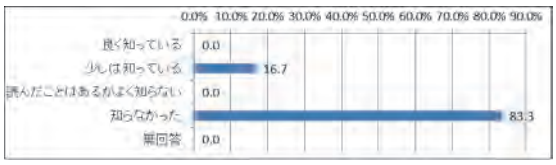

・海洋基本法の第 25 条に基本的な施策の一つとして「沿岸域の総合的管理」が謳われていますが、そのことをご存知でしたか。

	人数（人）	割合（%）
総数	24	100.0
良く知っている	2	8.3
少しは知っている	1	4.2
読んだことはあるがよく知らない	1	4.2
知らなかった	20	83.3
無回答	0	0.0

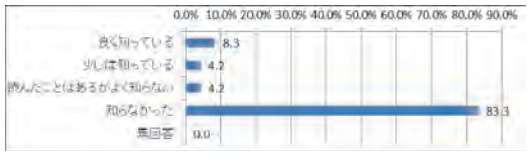

・新たな海洋基本計画の「９．沿岸域の総合的管理」の最初の部分で、「地域の計画の構築に取り組む地方を支援する。」といった内容が記載されていますが、この内容をご存知でしたか。

	人数（人）	割合（%）
総数	24	100.0
良く知っている	2	8.3
少しは知っている	1	4.2
読んだことはあるがよく知らない	1	4.2
知らなかった	20	83.3
無回答	0	0.0

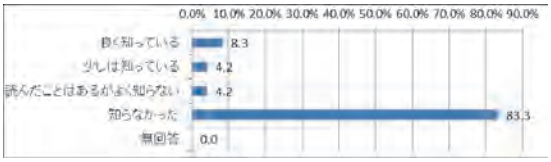

・「第２次 備前市総合計画」の「第７章 地域の活力を生む産業を振興させるまち」において、「里海づくりを柱とした水産業の振興」が掲げられていることをご存知でしたか。

	人数（人）	割合（%）
総数	24	100.0
良く知っている	7	29.2
少しは知っている	9	37.5
読んだことはあるがよく知らない	2	8.3
知らなかった	6	25.0
無回答	0	0.0

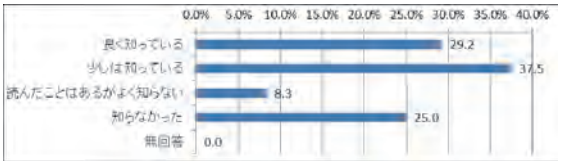

・現行の「第２次 備前市総合計画」の「第７章 地域の活力を生む産業を振興させるまち」において、「里海づくりを柱とした水産業の振興」の目標達成のための取り組みとして、「里海のまちづくり」や「沿岸域の総合管理」が明記されていることをご存知でしたか。

総数	24	100.0
良く知っている	7	29.2
少しは知っている	7	29.2
読んだことはあるがよく知らない	3	12.5
知らなかった	7	29.2
無回答	0	0.0

・全国アマモサミット 2016in 備前が来年６月に計画されていることをご存知でしたか。

	人数（人）	割合（%）
総数	24	100.0
良く知っている	10	41.7
少しは知っている	10	41.7
聞いたことはあるがよく知らない	1	4.2
知らなかった	3	12.5
無回答	0	0.0

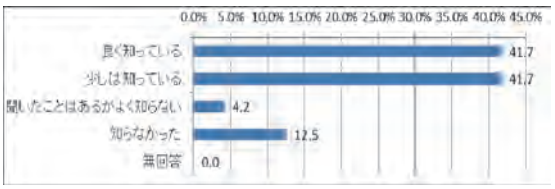

・性別

	人数（人）	割合（%）
総数	24	100.0
男	16	66.7
女	1	4.2
無回答	7	29.2

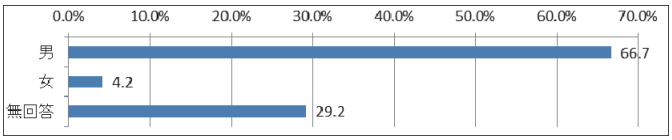

・年齢

	人数（人）	割合（%）
総数	24	100.0
20代	0	0.0
30代	4	16.7
40代	5	20.8
50代	9	37.5
60代	1	4.2
70代以上	0	0.0
無回答	5	20.8

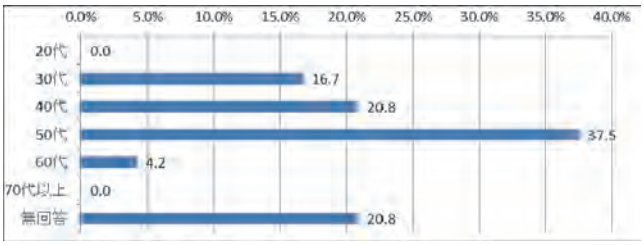

・所属

	人数（人）	割合（%）
総数	24	100.0
民間企業	2	8.3
関連団体	1	4.2
中学・高校	0	0.0
大学・教育機関	0	0.0
研究機関	0	0.0
公務員	13	54.2
議員	0	0.0
その他	1	4.2
無回答	7	29.2

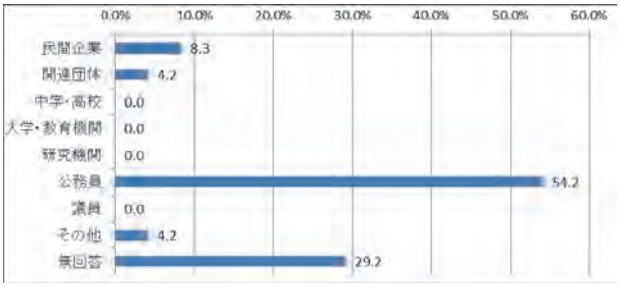

※その他

「公益財団」

○アンケート結果（2 日目）

・今回の研修を知ったきっかけを教えてください。

	人数（人）	割合（%）
総数	26	100.0
主催者からの紹介	7	26.9
職場の上司・同僚からの紹介	13	50.0
家族からの紹介	1	3.8
関係者からの紹介	3	11.5
他の参加者、友人、知人等からの紹介	1	3.8
その他	0	0.0
無回答	1	3.8

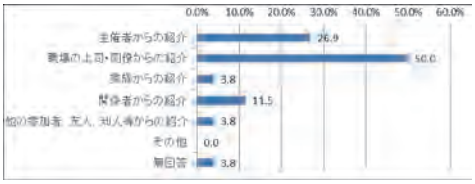

・今回の研修に参加しようと思った理由を教えてください。

	人数(人)	割合(%)
総数	26	100.0
海洋問題一般に関心があるから	5	19.2
沿岸域総合管理に関する取り組みに関心があるから	8	30.8
政府などによる沿岸域総合管理の取り組みに関心があるから	1	3.8
備前市の取組に関心があるから	11	42.3
海洋政策研究所の取り組みに関心があるから	3	11.5
仕事として参加するように指示があったから	5	19.2
その他	4	15.4
無回答	0	0.0

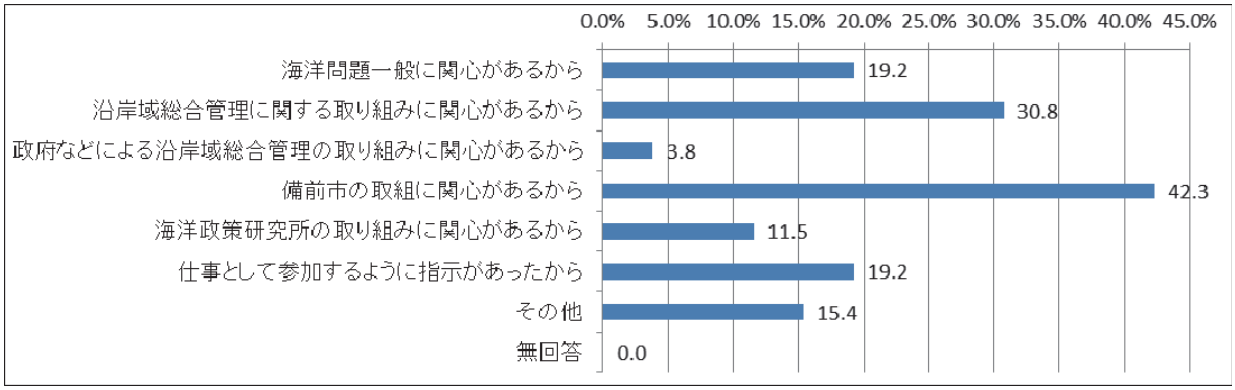

※その他

「おいしいものが食べられる、面白いものがみられる、ためになるお話が聞けると思ったので参加した」

「まちづくり、地域の特色づくりの一つとして関心があるから」

「エコツーリズムとの連携に興味があるから」

「担当課からの勧誘」

・『沿岸域総合管理入門Ⅰ』の講義の時間設定について

	人数(人)	割合(%)
総数	26	100.0
長い	0	0.0
やや長い	2	7.7
適切	20	76.9
やや短い	1	3.8
短い	0	0.0
無回答	3	11.5

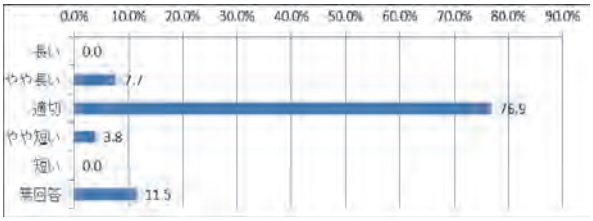

・『沿岸域総合管理入門Ⅰ』の講義の内容について

	人数(人)	割合(%)
総数	26	100.0
難しい	0	0.0
やや難しい	6	23.1
適切	16	61.5
やや易しい	0	0.0
易しい	0	0.0
無回答	4	15.4

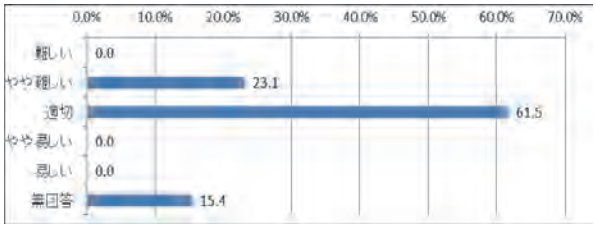

・『沿岸域総合管理入門Ⅰ』の講義で、特に印象に残ったことや講義に関する質問やご意見・ご要望

「海は誰のもの？という視点でつながりの気づきがあった」

「一般住民向けでない、かたぐるしい講義である。親しみやすい活動報告的なほうが良いと思う」

「沿岸域総合管理といえば難しいが、まちづくりという意味では共通の課題だと思う」

「総合的に考える影響のつながりが感じられた」

・『海洋政策における沿岸域の総合管理の取組』の講義の時間設定について

	人数(人)	割合(%)
総数	26	100.0
長い	0	0.0
やや長い	1	3.8
適切	22	84.6
やや短い	0	0.0
短い	0	0.0
無回答	3	11.5

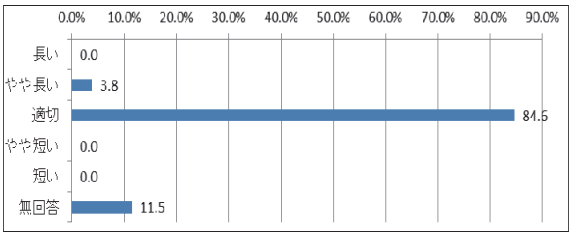

・『海洋政策における沿岸域の総合管理の取組』の講義の内容について

	人数(人)	割合(%)
総数	26	100.0
難しい	1	3.8
やや難しい	7	26.9
適切	11	42.3
やや易しい	0	0.0
易しい	0	0.0
無回答	7	26.9

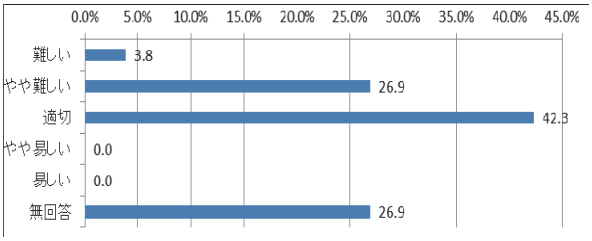

・『海洋政策における沿岸域の総合管理の取組』の講義で、特に印象に残ったことや講義に関する質問やご意見・ご要望

「新型交付金、有利な補助、交付金は活用したい」

「もっとわかりやすい表現で提案してほしい」

・『里海の取組について』の講義の時間設定について

	人数(人)	割合(%)
総数	26	100.0
長い	0	0.0
やや長い	0	0.0
適切	22	84.6
やや短い	1	3.8
短い	0	0.0
無回答	3	11.5

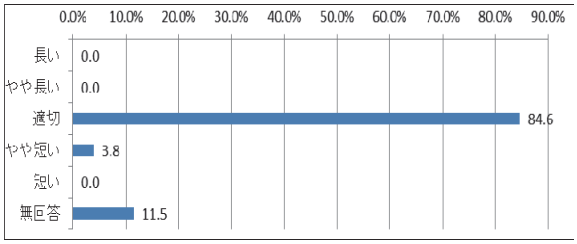

・『里海の取組について』の講義の内容について

	人数(人)	割合(%)
総数	26	100.0
難しい	0	0.0
やや難しい	5	19.2
適切	16	61.5
やや易しい	0	0.0
易しい	0	0.0
無回答	5	19.2

・『里海の取組について』の講義で、特に印象に残ったことや講義に関する質問やご意見・ご要望

「日生町漁協の長年の取組には感動した」

「太く、長く、滑らかな物質循環の話が印象に残った」

「日生地域の事例なので親しみやすく、わかりやすかった」

「アマモ再生に長年かけて取り組まれ、再生しつつある話を聞き関係者の努力に感銘を受けた」

・『沿岸域総合管理入門Ⅱ』の講義の時間設定について

	人数(人)	割合(%)
総数	26	100.0
長い	0	0.0
やや長い	0	0.0
適切	20	76.9
やや短い	2	7.7
短い	0	0.0
無回答	4	15.4

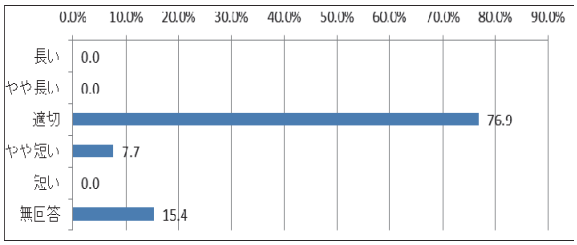

・『沿岸域総合管理入門Ⅱ』の講義の内容について

	人数(人)	割合(%)
総数	26	100.0
難しい	0	0.0
やや難しい	4	15.4
適切	16	61.5
やや易しい	1	3.8
易しい	0	0.0
無回答	5	19.2

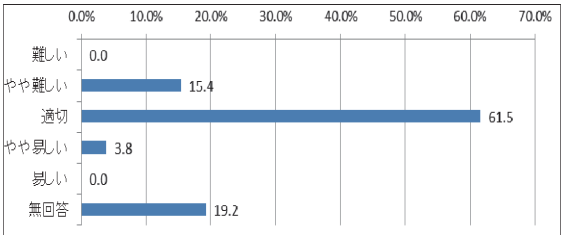

・『沿岸域総合管理入門Ⅱ』の講義で、特に印象に残ったことや講義に関する質問やご意見・ご要望

「地域の人も含めて沿岸域総合管理を理解することができればよい」

「フィリピンのマングローブの事例が印象に残った」

「フィリピンのマングローブの取組事例が印象に残った」
「事例について、もう少し詳しい内容や質疑の時間がほしかった」

・現地見学の時間の設定について

	人数(人)	割合(%)
総数	26	100.0
長い	0	0.0
やや長い	1	3.8
適切	13	50.0
やや短い	2	7.7
短い	0	0.0
無回答	10	38.5

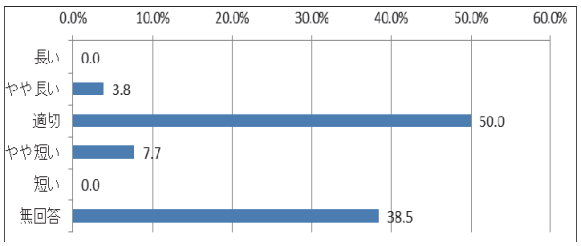

・現地見学の場所について

	人数(人)	割合(%)
総数	26	100.0
多い	0	0.0
やや多い	0	0.0
適切	15	57.7
やや少ない	1	3.8
少ない	0	0.0
無回答	10	38.5

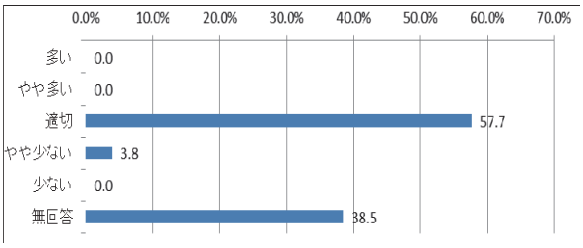

・現地見学で、特に印象に残ったことや講義に関する質問やご意見・ご要望
「地域ごとにさまざまな取組を行っていることを知り、それをつなげていくことが重要ではないかと感じた」
「ほぼ時間通りに進めていただき、ありがたい」

・ワークショップの時間設定について

	人数(人)	割合(%)
総数	26	100.0
長い	0	0.0
やや長い	0	0.0
適切	9	34.6
やや短い	8	30.8
短い	1	3.8
無回答	8	30.8

・ワークショップの内容について

	人数(人)	割合(%)
総数	26	100.0
難しい	0	0.0
やや難しい	1	3.8
適切	16	61.5
やや易しい	0	0.0
易しい	0	0.0
無回答	9	34.6

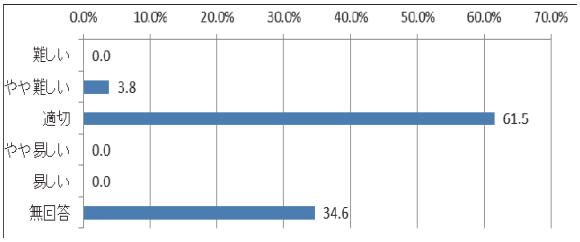

・ワークショップで、特に印象に残ったことや講義に関する質問やご意見・ご要望

「備前市について知らなかったことが再発見でき、有意義な話し合いとなった」

「ワークショップの進め方はもっと時間をとって、しっかりとしたやり方でやったほうが良いと思う」

「同じテーマをもとに話し合うことは意味がある」

「さまざまな意見を聞けて、自分自身の発見につながってよかった」

「もう少し時間がほしかった」

「地元からの視点と外からの視点で物事の見方が異なることに驚いた」

「今後のまちづくりに活かせるような様々な提案があり参考になった」

・今後もこのような研修が必要と思いますか？

	人数(人)	割合(%)
総数	26	100.0
必要	21	80.8
必要ない	0	0.0
どちらともいえない	3	11.5
無回答	2	7.7

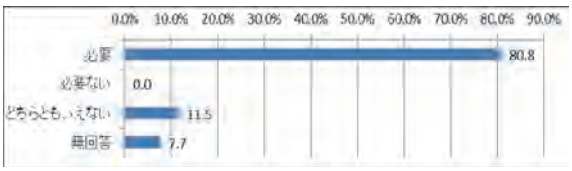

・研修の開催頻度について

	人数(人)	割合(%)
総数	21	100.0
年数回の開催	5	23.8
年1回の開催	15	71.4
1.5日(本研修)程度が適切	0	0.0
無回答	1	4.8

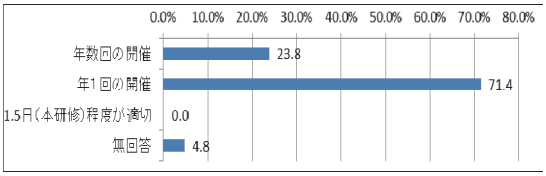

・研修１回の開催期間について

	人数(人)	割合(%)
総数	21	100.0
もっと長期間の設定がよい	7	33.3
もっと短期間の設定がよい	5	23.8
1.5日(本研修)程度が適切	5	23.8
無回答	4	19.0

・研修１回の開催期間について何日間程度が良いか

	人数(人)	割合(%)
総数	7	100.0
2～3日間	1	14.3
1日間	3	42.9
2日間	3	42.9
無回答	0	0.0

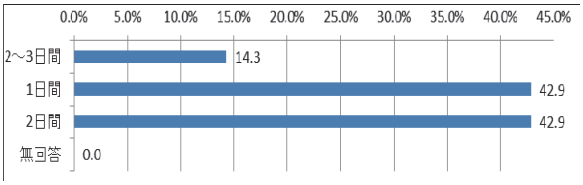

・本研修について物足りなかった点や、深く議論してほしかった点、今後検討してほしいテーマ等

「参加者を市民にも広げる必要がある」

「職員・職場研修で現地を中心に 2～3 日での実施（体験を含めた）をしていただく方向で、研修を考えられたり、依頼されてはどうか」

「年齢層や分野など多様なメンバーで実施したい」

「入門編ということで、計画策定といったところまでは辿りつかなかった。次回は、基礎編等であらゆるセクションの合意形成を協議できればと思う」

「もっと現地見学の時間が欲しかった」

・本研修全体を通しての感想、または取り組みへのご意見、ご要望

「今後も研修があれば参加したいと思っている」

「参加者を広げて、今後も継続できたら良いと思う」

「今の仕事（移住担当）へ生かしていきたい」

「今日の 1.5 日の研修だけでなく、年に数回実施して、ICM のベースになるような計画まで作成できる研修になれるといいと思った。またいろんな市町村や主体の参加があると、内容も深まると思う」

「また次回の開催を期待する。（市でも動きが出せるよう努力したい）」

「このような機会を通じて、様々な意見を出し合い、市の活性化につなげたい」

・性別

	人数(人)	割合(%)
総数	26	100.0
男	21	80.8
女	1	3.8
無回答	4	15.4

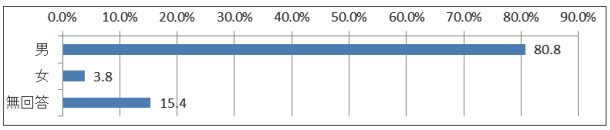

・年齢

	人数（人）	割合（%）
総数	26	100.0
20代	0	0.0
30代	4	15.4
40代	8	30.8
50代	8	30.8
60代	2	7.7
70代以上	0	0.0
無回答	4	15.4

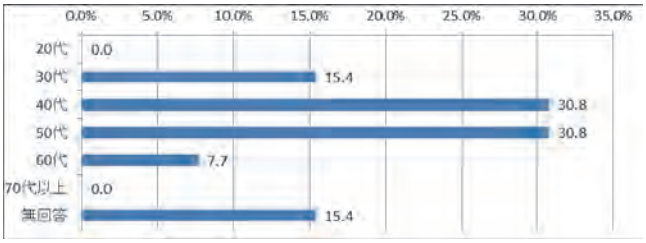

・所属

	人数（人）	割合（%）
総数	26	100.0
民間企業	1	3.8
関連団体	2	7.7
中学・高校	0	0.0
大学・教育機関	0	0.0
研究機関	0	0.0
公務員	16	61.5
議員	0	0.0
その他	1	3.8
無回答	6	23.1

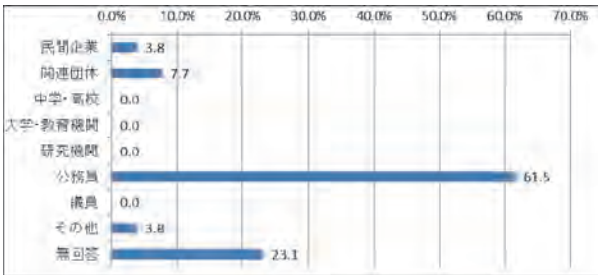

※その他

「財団」

３）沿岸域総合管理入門研修会（大村湾研修会）

主催：公益財団法人笹川平和財団 海洋政策研究所

共催：国土交通省総合政策局海洋政策課、大村湾沿岸議員連盟

日時：2015 年 10 月 22 日（木）13:00～17:00・10 月 23 日（金） 9:00～17:00

場所：ヴィラテラス大村ホテル＆リゾート（長崎県大村市幸町 25-189）

（10 月 23 日（金）午前：現地見学（大村湾内））

プログラム：

10 月 22 日（木）

13:00-13:10	開会
13:10-13:40	沿岸域総合管理入門Ⅰ 寺島　紘士（公益財団法人笹川平和財団海洋政策研究所）
13:40-14:20	大村湾の環境保全・活性化について 中田　英昭（長崎大学）
14:20-14:50	海洋政策における沿岸域総合管理について 志水　康祐（国土交通省総合政策局海洋政策課）
14:50-15:20	（休憩）
15:20-16:40	沿岸域総合管理入門Ⅱ 古川　恵太（公益財団法人笹川平和財団海洋政策研究所）
16:40-17:00	議論・連絡事項等
17:30-	意見交換会

10 月 23 日（金）

09:00-12:00	大村湾現地見学 （大村ヤスダオーシャンホテル 集合）
12:10-13:00	（昼食）
13:00-13:10	ワークショップⅠの説明
13:10-14:00	ワークショップⅠ：状況把握
14:00-14:10	ワークショップⅡの説明
14:10-15:00	ワークショップⅡ：合意形成
15:00-15:20	（休憩）
15:20-15:30	ワークショップⅢの説明
15:30-16:20	ワークショップⅢ：計画立案
16:20-16:50	発表・講評
16:50-17:00	閉会

沿岸域総合管理入門研修会（大村湾研修会）記録

日　　時：１日目　2015 年 10 月 22 日（木）13：00～17：00
　　２日目　2015 年 10 月 23 日（金）　9：00～17：00
場　　所：ヴィラテラス大村ホテル＆リゾート（長崎県大村市幸町 25-189）

講 師 等：寺島紘士氏（笹川平和財団海洋政策研究所）
　　中田英明氏（長崎大学）
　　志水康祐氏（国土交通省）
　　山口仁士氏（長崎県環境保健研究センター）

参 加 者 ：

大村市研修会　（以下、内訳）	合計参加者：22 名　、事務局：6 名
時津町議会	2 名
諫早市議会	1 名
川棚町議会	2 名
大村市議会	5 名
大村市役所	3 名
長崎市役所	1 名
長崎県庁	2 名
一般(大村湾の再生と活性を推進する会)	2 名
講師等	4 名
事務局：協力会社	2 名
事務局：海洋政策研究所	古川、大塚、角田、藤重

1 日目
10 月 22 日（木）

１　開　　会

２　挨　　拶

海洋政策研究所　寺島所長　ご挨拶

沿岸域総合管理というと堅い響きではあるが、簡易には海洋基本法を根拠に「海を活かしたまちづくり」をするための取り組みである。国は方針や戦略をつくり、地方が主体となって海洋における行動計画をつく取り組みは、世界各国で行われているが、日本はこの分野に関しては途上国を支援するものの、本国ではまだ開発途上である。地方の活性化の手段として沿岸域総合管理を利用するという試みのもと、現在沿岸域総合管理のモデルサイト事業が日本国内の 5 箇所で取り組まれている。大村湾沿岸では海の健康診断を中心にこれまで取り組まれてきたが、今後は海を生かしたまちづくりに向けて本格的に動き出していきたい。

国土交通省総合政策局海洋政策課　志水氏　ご挨拶

大村湾については、これまで環境省の方が中心に取り組んできたが、国土交通省でも海洋政策に取り組んでおり、今後は大村湾にも積極的に携わっていきたい。

大村湾沿岸議員連盟・事務局長　大崎氏　ご挨拶

大村湾議員連盟は設立 15 年目で、大村湾の環境・水質の改善・水産業の再興をしたいという思いで、130 人の議員の参画のもとで活動してきた。大村湾は厳しい状況にあるが、「大村湾を生かしたまちづくり」であるならば取り組みやすいのではないかと考えており、沿岸域総合管理には期待をしている。

3　研修の概要説明

4　自己紹介

5　「沿岸域総合管理入門Ⅰ」（講演者：寺島氏）

○沿岸域総合管理による大村湾沿岸域の活性化（以下、トピックス）

・海洋基本法、海洋基本計画における「沿岸域の総合的管理」
・沿岸域の総合的管理とは
・沿岸域総合管理の進展
・わが国の沿岸域管理の取り組みと効果
・沿岸域総合管理の取り組みのモデルプロセス
・大村湾の取り組み
・大村湾における取り組みについての提案
・沿岸域総合管理のモデルサイト
・沿岸域総合管理　志摩市の場合（志摩市里海創生基本計画）
・身近な海域の市町村区域への編入
・大村湾の市域・町域への編入
・地方創生との関わり

6　「大村湾の環境保全・活性化について」（講演者：中田氏）

○大村湾の「健康診断」から見た現状と課題（以下、トピックス）

・植物プランクトンを海の汚れに見立て、あさりの浄化作用
　効果を検証する実験（山口仁士氏）
・海の健康診断
・大村湾の診断結果と原因、対策

○将来に向けたいくつかの課題（以下、トピックス）

・今後の研究や環境政策の取り組み
・第３期大村湾環境保全・活性化行動計画

7　「海洋政策における沿岸域総合管理について」（講演者：志水氏）

○海洋政策における沿岸域総合管理（以下、トピックス）

・海洋政策の推進体制
・わが国の海洋を巡る現状
・海洋基本法の概要
・海洋政策に関する今後の課題
・海洋基本計画における沿岸域の総合的管理
・総合的な土砂管理の例
・環境省の取り組み
・海洋環境整備事業

・沿岸域の総合的管理の国際的な連携・協力
・利用・環境を踏まえた海岸保全施設の整備
・東京湾での取り組み
・プレジャーボートの放置艇対策
・沿岸域総合管理の先進事例
・地方創生に係る新型交付金

質疑応答

（参加者）大村湾に海の駅をつくるとして何か良いアドバイスはないか。

（志水氏）海の駅は海事局が主に取り組んでおり、協議会などを経て任意の団体により主導されている。他にも、港湾局では「みなとオアシス」というものに取り組んでおり、みなとオアシスでは Sea 級グルメなどを展開していて、地域の海産物の料理を提供している。詳しくは地方整備局にお尋ねいただきたいが、このように地域の特色を生かしていくのが重要なのではないか。

8　「沿岸域総合管理入門Ⅱ」（講演者：古川氏）

○　海を活かしたまちづくり（以下、トピックス）
・従来考えられてきた漁獲量の減少のメカニズム
・Bernie’s sneaker visibility という環境指標
・海の恵み（生態系サービス）の回復に向けたワイズユース（賢い利用）の概念
・沿岸域総合管理のための海の健康診断（場の理解）
・志摩市里海創生基本計画、及び同計画の評価と提言
・事例研究（備前市・日生地区の例、フィリピン・ペタダ海岸の例）

9　意見交換など

（参加者）・ICM を実際に実施するには財源がない。財源を確保する手立ては何かないか。
・ICM が新型交付金になる可能性の進捗状況について、今後も情報提供が欲しい。
・備前市やフィリピンの ICM では、地域と一体になった取り組みが実現しつつあり、大変参考になった。今後のまちづくりに生かしていきたい。
・地方創生にあたっては、一次産業の仕事づくりが課題である。漁業においても六次産業化の手立てを探しているが、中田先生のお話でもあったように特効薬はなく、長期的な取り組みになってしまい、漁業事業者のモチベーションの維持が難しいという現状がある。この状況の打破に向けての考えを聞いてみたい。
・近海の町として、大村湾を大切にしていきたい。広域的連携のためには地元の方々が自分たちの問題だと感じる形で事業を進めていくことが必要だと感じた。

・長崎市としては近海町として大村湾を大切にしていきたい。５市５町が協働して、水質改善・地域振興に向けて取り組んでいきたい。
・川棚町では埋め立ての結果、魚の産卵場所が減り、自然環境の大切さを思い知らされた。下流域で何かできないかを考えながら今日の講義を受け、大変勉強になった。
・川棚町では、護岸工事の影響で漁獲量が減り、漁師が減り、漁業組合の存続さえ難しい状況では、ICM が非常に難しい。
・役所の縦割り行政の体制では、ICM は難しい。志摩市などでは総合的な管理における組織的体制はどうしているのかが気になった。
・流域単位や町単位だけでなく、今後は地域毎での勉強会などの取り組みを増やさなければならない。
・大村湾は５市５町に面している分、とくに水質改善では広域的連携が必要である。
・大村湾には環境に対して負の部分が多く、様々の要素で海が汚れている。大村市における砂浜の再現などは楽しみにしている。
・大村湾面積についても交付金の対象になりうるというのが新鮮な情報であった。
・中田先生のお話の中で外科的手法はコストがかかるということであったが、大村湾が末期的な状況であり、短期間で結果が出るのであれば検討の可能性はあるのではないかと思った。
・護岸堤防で人と海が隔絶していることが、大村湾の環境を守ろうという人々の意識につながりにくい。人が海と一体になって、ふれあえるような、あるいは教育ができるようになっていってほしい。今回、大村市において砂浜の再現を図っていて、また、過去には海の駅をつくる構想が以前にあったため、今後も観光やレジャーなども含めて、総合的な管理が実現されてほしい。
・モデルサイトに大村湾が選ばれているという事もあり、総合的管理に向けて、どのような協議会をつくったらいいのか知りたい。大村湾のメリットが生かせる状況をつくり、子どもたちが笑顔になるような大村湾を目指したい。
・日本全国の沿岸で、漁獲量が落ち込んでいる中で、生態系維持のための環境規制が厳しくなり、漁業の制限は強くなっている。大村湾は 1970 年代から汚れ始めたが、東京湾や大阪湾はもっと昔から汚れてきた。大村湾は、漁業者にとっては厳しい状況に思えるかもしれないが、比較的にまだ復活の余地はあると考えられる。少しずつ状況改善に向けて、自分の領域に縛られず、幅広く連携的に取り組んでいってほしい。
・大村湾の状況は必ずしも良いとは言えないが、放っておいても良くはならないので、まずは、とにかく何かを実践してみることをお勧めする。埋め立てだけでなく、垂直護岸をつくり、浅場をなくしたことが、漁獲量の減少への影響と

しても大きいため、今回、大村湾で浅場を作る試みには大変注目している。

・「大村湾をこうしたい」という計画をつくることが大事である。予算はどこから来るのかという点に注目しがちだが、近年の国交省はソフト面での公共事業も重視しており、具体的な計画を持って熱意をもってすれば、国・行政だけでなく、民間企業の CSR の活動なども利用し、予算を取り付けられる可能性もある。

・行政機関は縦割りでなかなか ICM に主体的に取り組める部署がない。海洋基本法ができるときにも ICM の主体が不明確であったが、内閣官房に総合海洋政策本部ができたことで進展した。縦割りの機能別組織は必ずしも悪いことではないが、その中で横の連携を作る仕組みを作ることが大事である。そしてその仕組みにおいて、上に立つ人が指導力を持っていることが必要な条件である。志摩市の場合は、行政の中に、里海推進室という部署が発足したことで、原動力が生まれ、協議会の発足が実現した。

10　連絡事項

アンケートの説明

（研修会 1 日目終了）

2 日目

10 月 23 日（金）

1　現地見学

・船の概要

エラスムス号（安田産業汽船）乗船

通常は長崎空港～ハウステンボス間を結ぶ定期高速便（所要時間 50 分程度）

・見学ルート（所要時間 3 時間）

（往路）大村港→西海橋→針尾瀬戸→米軍石油貯蔵地区→佐世保湾→高後崎

（復路）高後崎→佐世保湾→ハウステンボス→くじゃく荘・しおさいの湯→片島→大村港

<table>
<tr>
<td>
発着地・大村港</td>
<td>
見学の様子</td>
</tr>
<tr>
<td>
大村湾中心部
（平均水深 15m ほど。静かで広いため、NHK 大河ドラマ「龍馬伝」では海を見立てた撮影スポットとして使われた。）</td>
<td>
西海橋
（大村湾の出入り口。湾の幅は 200m に狭まり、深さは最深部で 54m ある。）</td>
</tr>
<tr>
<td>
針尾送信所　無線塔
（大正期に建設され、現在までその姿を保つ。廃墟スポットの一つである。）</td>
<td>
米軍石油貯蔵地区</td>
</tr>
</table>

<table>
<tr>
<td>

米軍艦
（佐世保港周辺に米軍施設があり米軍艦がよく見られる。）</td>
<td>
高後崎
（高後崎を過ぎると東シナ海に入るため、海の色が変わり、潮も激しくなる。）</td>
</tr>
<tr>
<td>
西海橋付近の海域（小さな渦潮が多発する。）</td>
<td>
ハウステンボス</td>
</tr>
<tr>
<td>
くじゃく荘・しおさいの湯
（数少ない海水浴場。年々来訪者が減っている。付近にはドッグランもある。）</td>
<td> 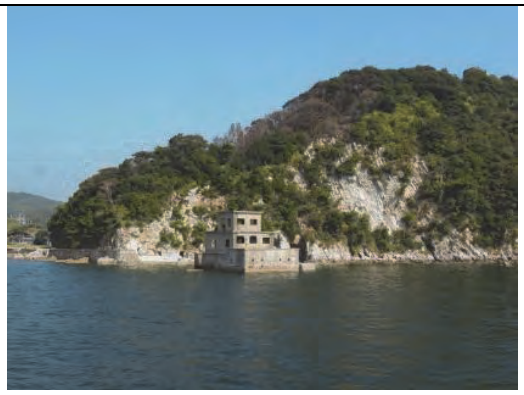
片島
（元々は島だったものが、陸続きになり現在は半島である。戦時期に魚雷の試射施設であった。近くには軍艦が沈んでおり、廃墟マニアの間では有名なスポットである。戦争をテーマとした観光地になりうる。）</td>
</tr>
</table>

 見学の様子	 見学の様子
 見学の様子	 見学の様子

2　昼食（会場：ヴィラテラス大村ホテル&リゾート）

3　自己紹介（途中参加者）

4　ワークショップの説明

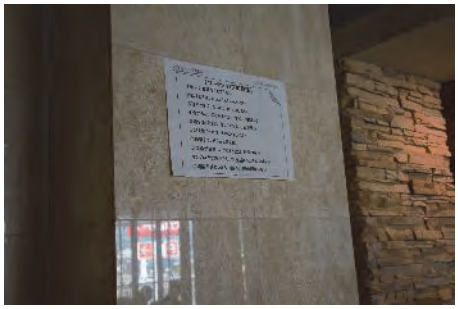

・グループ分け（括弧内はファシリテーターとして参加）

A 班・・・参加者 5 名＋（志水氏）、（大塚氏）、（角田氏）

B 班・・・参加者 5 名＋（山口仁士氏）、（古川氏）、（藤重氏）

・ワークショップの手順

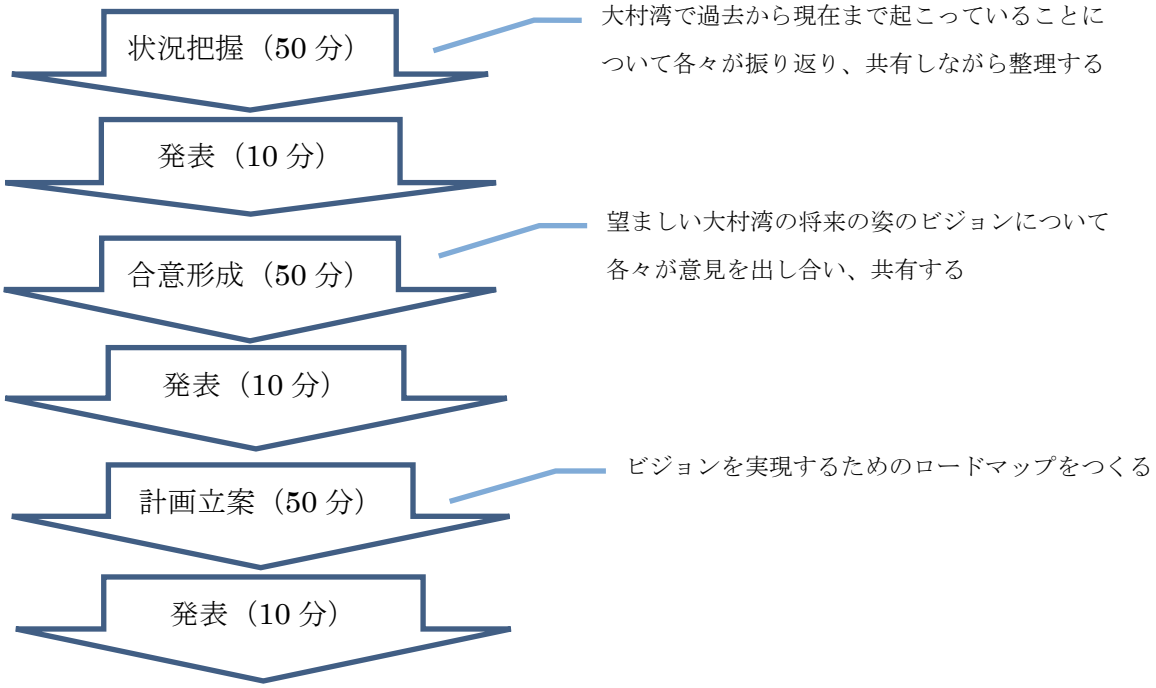

・ワークショップの前提

① 他人の発言をさえぎらない

② 話すときは、だらだらとしゃべらない

③ 話すときに、怒ったり泣いたりしない

④ 分からないことがあったら、すぐに質問する

⑤ 話を聞くときは、話している人の目を見る

⑥ 話を聞くときは、他のことをしない

⑦ 最後まで、きちんと話を聞く

⑧ 議論が台無しになるようなことを言わない

⑨ どのような意見であっても間違いと決めつけない

⑩ 議論が終わったら、議論の内容の話はしない

5　ワークショップⅠ：状況把握

テーマ「大村湾とは」

○A 班の意見

大村湾の特徴

・波静かで、災害が少なく穏やかで、レジャーに適している。

・沿岸に森林面積が多いので、貧酸素でもまだ改善の余地がある。

・ナマコ、赤貝、もずくなど、豊富な資源がある。観光資源の開発と漁業の振興は表裏一体の関係にある。

・ハウステンボスを訪れる観光客を次の観光地へ誘導できていない。キリスト教遺産や史跡がたくさんあり、クルーズツアーなどで、点から面の観光地化を目指せるポテンシャルがある。

○B 班の意見

大村湾の良いところ

・閑静で、小さな島が沢山有り、景観的によい。（とくに空港からの眺めがよい）

・史跡が多く、観光地としてのポテンシャルはある。

・現地に行って、思っていたよりも大村湾は広いと感じた。５市５町が面しているので、連携して大きなことができる可能性がある。

大村湾の悪いところ

・遊び場がない。（海水浴場、マリンスポーツなど岸辺で遊べる場所など）

・水に透明度がなく、汚れていて、漁業が衰退している。

6　ワークショップⅡ：合意形成

テーマ「こんな大村湾にしたい」

○A 班の意見

・環境は最重要のテーマであるが、状況は厳しい。子どもや若い方を如何に巻き込み、長期的に大村湾の環境の課題に関心を持ってもらう人を増やすことが必要である。体験・交流活動や博物館・資料館など、研究の場として大村湾が優れていることを PR しながら、人々が海と関わりを持つ機会が増えるように何かを仕掛けていく必要がある。

・観光に関して、飛塚街道（長崎街道）のようなキリスト教関連遺産を活用し、湾岸域の観光地を巡る船・列車・バスのルートをつくってはどうか。同時に、水産資源のブランド化に取り組み、協働事業として、５市５町共通の名産品をつくるのはどうか。

○B 班の意見

・まず第一には、５市５町が「こういう大村湾にしたい」という大村湾の理想像を共有することが必要である。この際には県が主導するのが適切である。

・大村湾の浄化に特効薬はないが、アサリよりもカキが 10 倍の浄化作用力を持っており、大村湾の５％の面積でカキの養殖をすれば大村湾に流入する汚れを除去できるという試算がある。漁業の復興を兼ねて、漁業はカキとナマコに特化した栽培漁業へ移行するのはどうか。収穫体験などは観光や教育にもつながるのではないか。

・５市５町が仲間意識を高めるために、５市５町が連携し協働できるイベントや事業を興すのはどうか。具体的な案としては、「大村湾を一周するサイクリングロードをつくる」、「船をバスのような公共交通機関にし、沿岸域を自在に交通できる手段を確立する」、「近隣５市５町で一斉に花火大会を開催し、外部からの人を集める、あるいは共同で大村湾の真ん中から花火を打ち上げる花火大会を開催する」、「琵琶湖の鳥人間コンテストのような大きなイベントを大村湾に誘致する」などが考えられる。

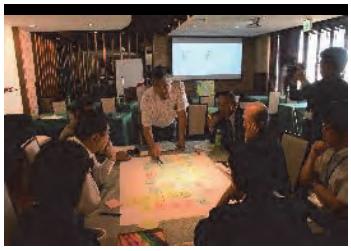

7　ワークショップⅢ・計画立案

テーマ「大村湾で５市５町が共通認識を持つために」

○A 班の意見

・「大村湾を知ってもらい、肌で感じてもらう」という教育を重視し、既存の取り組みを幅広く、様々な人を巻き込み、周知をしていく。具体的には、例えば、ペーロンを体験していただき、その中で大村湾の魅力に気付いていただく。やがては大会として大々的にやってみたいが、漁業者との兼ね合いが難しく、簡単にはできないかもしれない。他には、新しい試みとして、例えばゴミ拾いをするなど、小学生ぐらいの子どもなら教育活動として参加してくれるかもしれない。あるいは、海の幸を体験できるものを教育に活かす方向の中で検討はできないか。

・期限は３年以内に、議員連盟や教育委員会、市と町が協働するなど、担い手は多様に可能性があるため、様々の方の協力を得られるように、例えば、大村湾の日など、大村湾を意識する日をつくることで連帯感を育む中で、特に若い世代をターゲットに海の大切さを肌で感じてもらい、海を守る意識を育む必要があるのではないか。

○B 班の意見

・沿岸の５市５町の住民の方に如何に大村湾に関心を持っていただくかが大事である。バラバラではダメなので、みんなで協力することが大事であることが認識されないと、水質改善も漁業の再興もままならないと考えられる。

・まずは、年度内に、各市町の議員連盟に、大村湾についての共通認識を持っていただく。具体的には、議員を対象に、今回のようなワークショップをもう一度行い、議員間で共通認識の形成を図る。各議員連盟から大村湾を活かしたまちづくりに向

けて、ゼロから仕組みと方向性の知恵を出してもらい、とりまとめて共通認識として、議員の勉強会や総会で発表していただき、最終的に行政に働きかける。

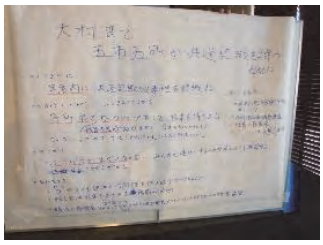

8　ワークショップ総括（古川氏）

A 班では緻密で具体的な議論をしていただき、大村湾の日という魅力的なアイデアが出た。一方で B 班では「そもそも何が大切なのか」という原点に立ち戻るところから、具体的な提案に結びつき、いずれの班の結論も大変参考になった。

9　感想

（参加者）・今回のワークショップで出た沢山の意見が一つでも二つでも実現されるように協力したい。

・久しぶりにこういった研修を受けて勉強になった。

・大村に住んでいながら大村湾について知らないことがたくさんあり、これからも大村湾について勉強し、地域の人々にアウトプットして、共有したい。

・５市５町が連携することが大事なので、今回学んだことを市庁内で情報共有し、新たな活性化を考えていきたい。

・５市５町がまとまるのは簡単ではないが、まとまると大きい力を生むので団結されるように願っている。縦割り行政では、例えば教育の分野に入ると別の部署に任せてしまうといったことがあるが、他人事とは思わずに連携して取り組んでいきたい。

・立場によって大村湾の見方が違うことを知った。今後の大村湾の未来に少し光が見えた。

・５市５町が連携するとなると簡単ではないが、一緒になって取り組んでいきたい。

・有意義な研修であった。環境の分野は結果がすぐには出にくい分野であるが、長い目で少しずつできることはやっていきたい。

・海に出るだけで、非日常な体験になるため、印象に残りやすく、効果が高いと思う。このような大村湾と触れ合うような機会を多くの人に体験していただきたい。

・大村湾議員連盟は、13 年前、ゴミ拾いに始まる環境美化活動から始まり、議員で共通認識はある程度出来ていると思っているが、具体的な活動となるとなかなか形にならなかった。これからは市民を海に近づける活動をしなければならない。観光やレジャーを含めて取り組んでいきたいと考えていたところなので、今回の研修のテーマはまさにホットな話題であり、参考になった。
・行政が動かないと沿岸域の総合的な管理は難しい。行政がどう実行し、その体制をつくるのかを研究するワークショップをする必要もあるのではないか。

１０　連絡事項

アンケートについて

１１　閉会

※その他

〇配布資料

・「沿岸域総合管理入門Ⅰ」（寺島氏講演資料）
・「沿岸域総合管理入門Ⅱ」（古川氏講演資料）
・「大村湾の環境保全・活性化について」（中田氏講演資料）
・「海洋政策における沿岸域総合管理について」（志水氏講演資料）
・大村湾沿岸域の航空写真および地図
・海洋教育パイオニアスクールプログラムについて

○アンケート結果（1 日目）

・海洋基本法（平成 19 年施行）が制定されたことをご存知でしたか。

	人数（人）	割合（%）
総数	17	100.0
よく知っている	1	5.9
少しは知っている	4	23.5
聞いたことはあるがよく知らない	5	29.4
知らなかった	7	41.2
無回答	0	0.0

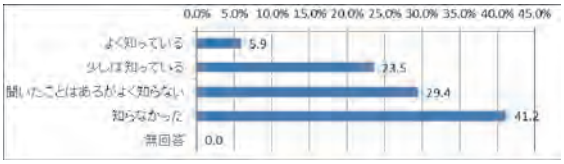

・海洋基本法に基づいて海洋基本計画が翌年に策定されましたが、海洋基本計画（平成 20 年策定）のことをご存知でしたか。

	人数（人）	割合（%）
総数	17	100.0
よく知っている	1	5.9
少しは知っている	2	11.8
聞いたことはあるがよく知らない	3	17.6
知らなかった	11	64.7
無回答	0	0.0

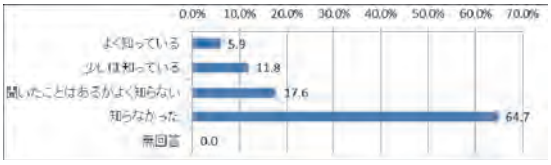

・海洋基本法に基づいて海洋基本計画が翌年に策定されましたが、５年に一度の見直しによって、新たな海洋基本計画（平成 25 年）が策定されたことをご存知でしたか。

	人数（人）	割合（%）
総数	17	100.0
よく知っている	0	0.0
少しは知っている	2	11.8
聞いたことはあるがよく知らない	3	17.6
知らなかった	12	70.6
無回答	0	0.0

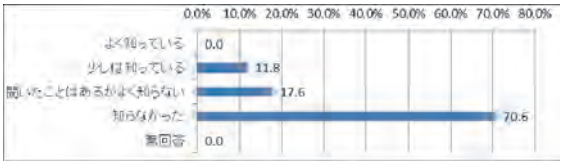

・海洋基本法には、責任条項として、国の責務（第８条）のほかに、地方公共団体の責務（第９条）、事業者の責務（第 10 条）、国民の責務（第 11 条）が記されていますが、こうした条文があることをご存知でしたか。

	人数（人）	割合（%）
総数	17	100.0
よく知っている	0	0.0
少しは知っている	3	17.6
読んだことはあるがよく知らない	2	11.8
知らなかった	12	70.6
無回答	0	0.0

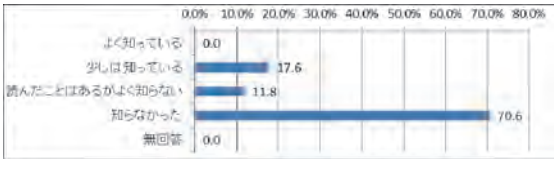

・海洋基本法の第 25 条に基本的な施策の一つとして「沿岸域の総合的管理」が謳われていますが、そのことをご存知でしたか。

	人数（人）	割合（%）
総数	17	100.0
よく知っている	0	0.0
少しは知っている	5	29.4
読んだことはあるがよく知らない	2	11.8
知らなかった	10	58.8
無回答	0	0.0

・新たな海洋基本計画の「９．沿岸域の総合的管理」の最初の部分で、「地域の計画の構築に取り組む地方を支援する。」といった内容が記載されていますが、この内容をご存知でしたか。

	人数（人）	割合（%）
総数	17	100.0
よく知っている	0	0.0
少しは知っている	5	29.4
読んだことはあるがよく知らない	1	5.9
知らなかった	11	64.7
無回答	0	0.0

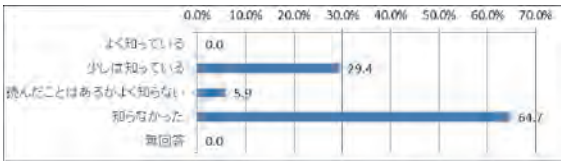

・長崎県で、大村湾環境保全・活性化行動計画現行が策定されていることをご存じでしたか。

	人数（人）	割合（%）
総数	17	100.0
よく知っている	9	52.9
少しは知っている	3	17.6
聞いたことはあるがよく知らない	4	23.5
知らなかった	1	5.9
無回答	0	0.0

・第 3 期大村湾環境保全・活性化行動計画（平成 26 年度～30 年度）において、「みらいにつなぐ“宝の海”大村湾」のもとで、里海づくりなどの沿岸域総合管理に関連した取り組みが掲げられていることをご存知でしたか。

	人数（人）	割合（%）
総数	17	100.0
よく知っている	8	47.1
少しは知っている	3	17.6
読んだことはあるがよく知らない	1	5.9
知らなかった	5	29.4
無回答	0	0.0

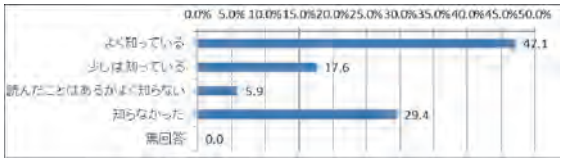

・沿岸域総合管理の取り組みの中で、やってみたい取り組み
「県および大村湾流域の市町で共同した水質改善事業」
「埋め立てにより消滅したアマモ場再生」
「漢方薬の話はよく理解できるが、今現在起こっているヘドロ、有機質についてはカンフル剤的に何らかの策を打ちことを考えるべきではないだろうか」
「アサリ等が採れる既存干潟の再生」
「大村湾ナマコの海洋牧場づくり」
「一度提案したことはあるが、小さなスペースでもいいので砂地・砂浜をつくってみたい」
「県が現在、浅場づくりに取り組んでいるが、同時に、市民が海に親しむ状況を作りたい。護岸を一部壊して、海岸へ人々が近付いて浅場で遊べるようにしたい」
「子ども達が参加できる浅場づくり」
「簡易的な形で試験的にICMをしてみたい（実際には「ミニＩＣＭごっこ」と記載）」
「アマモ場の保全と再生を行い、レジャーや釣りなどでの地域の活性化を行いたい」

・沿岸域総合管理の取組のうち、地域振興の観点で、やってみたい取り組み
「地域振興となれば、地元住民の方々が「何を求めているか」「どんなことについて興味があるか」等の意見をしっかりと把握し、それをもって取り組みに反映させなければならないと感じた」
「浅瀬（干潟）の再生」
「ナマコの育成」
「海と観光をリンクした取り組みが出来ればと思っているが、課題も多く難しい」
「以前、土地利用状況について色分けをしたことがあるが、これを大村湾全体で行い、それを電子データで利用できるようにしたい。（以前、提案したことがあるが却下された経緯あり）」
「大村湾ナマコの海洋牧場づくり」
「ぐるっと海道 大村湾のようなイベントをやりたい」
「水際公園の整備を進めたい。マリンレジャーや、環境教育などを含め、取り組みたい」
「水産振興を目的に、海の駅での水産物品の販売などはできないか」
「地方交付税を上げる」
「単発的なイベントではなく、人（県民・観光客）を常時、呼び込めるような施策がないか、何かいいアイデアはないだろうか」

・法令などの規制として課題となっていること
「漁業権を無視できない」
「法令の規制自体よくわからないので、特になし」

・国などへの意見・要望事項や改善提案など

「海に関する事業のハード面だけでなく、ソフト面でも財源助成を積極的にして欲しい」

「大村湾を研究すれば閉鎖性海域の研究の一つとして、この成果は世界に発信できる。大村湾に国の閉鎖性海域の研究所を設置することを考えて欲しい」

「大村湾の水環境と水産の増殖は関連があり省庁を超えた政策は必要である。(県も同様)」

「海の駅のことについてくわしく知りたい」

「海域の市域への編入」

「５市５町のみでの予算では到底足りない。国の補助がかなり必要」

「ICM には専門的な方がコーディネーターにならないとまとまらない気がする」

「ごく限られた財源で各事業を実施しているところである。沿岸域総合管理に特化した新たな財源（交付金など）をお願いしたい」

「大村湾の水質浄化対策および、砂場造成や貧酸素対策として実施しているエアレーション等の財政支援を受けるための手立てを教えて欲しい」

・沿岸域総合管理の取り組みへの要望・期待

「沿岸域総合管理を重要性及び自らの生活に密接に関係する事を周知させる必要があると感じた」

「官民一体となっての合意形成をする場を作る取り組みが数多くあればと思う」

「大村湾は一口に閉鎖性海域という言葉で表現される。しかし考えてみれば閉鎖的であるが故にいろいろな様相を部分的に呈している。その多様性を見つめなければならない。そうすることによって、するべきことがより見えてくる筈である」

「県の機関（部課）が推進役にならないと自治体関係はなかなか進まない」

「まだまだ研修・セミナーが必要である」

「行政関係者の仕事として、どうマッチングさせるかを考えたい。行政に負担をかけない ICM ができてほしい」

「大村湾で ICM を進めていく場合、県や大村湾議員連盟の関与、市町の役割についての調整が大変と思われる」

○アンケート結果（2 日目）

・今回の研修を知ったきっかけを教えてください。

	人数（人）	割合（%）
総数	17	100.0
主催者からの紹介	8	47.1
職場の上司・同僚からの紹介	5	29.4
家族からの紹介	0	0.0
関係者からの紹介	3	17.6
他の参加者、友人、知人等からの紹介	0	0.0
その他	1	5.9
無回答	0	0.0

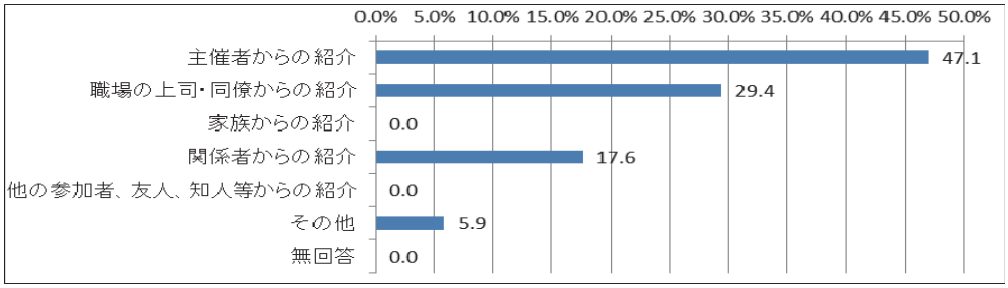

※その他

「海洋政策研究所からの案内」

・今回の研修に参加しようと思った理由を教えてください。

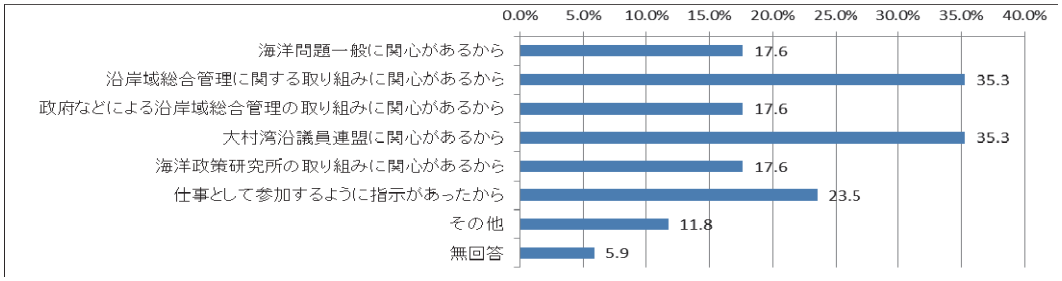

	人数（人）	割合（%）
総数	17	100.0
海洋問題一般に関心があるから	3	17.6
沿岸域総合管理に関する取り組みに関心があるから	6	35.3
政府などによる沿岸域総合管理の取り組みに関心があるから	3	17.6
大村湾沿議員連盟に関心があるから	6	35.3
海洋政策研究所の取り組みに関心があるから	3	17.6
仕事として参加するように指示があったから	4	23.5
その他	2	11.8
無回答	1	5.9

※その他

「まちづくりに活かせる内容であった」

「団体として、次のステップ（今後の大村湾をどう考えるか）の参考としたい」

・『沿岸域総合管理入門Ⅰ』の講義の時間設定について

	人数(人)	割合(%)
総数	17	100.0
長い	0	0.0
やや長い	4	23.5
適切	9	52.9
やや短い	2	11.8
短い	1	5.9
無回答	1	5.9

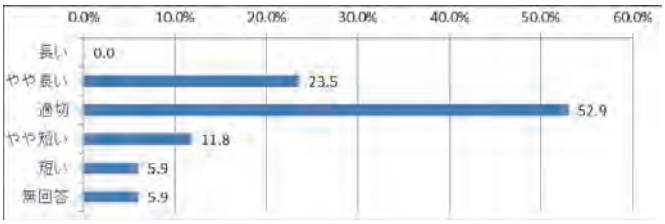

・『沿岸域総合管理入門Ⅰ』の講義の内容について

	人数(人)	割合(%)
総数	17	100.0
難しい	1	5.9
やや難しい	3	17.6
適切	12	70.6
やや易しい	0	0.0
易しい	0	0.0
無回答	1	5.9

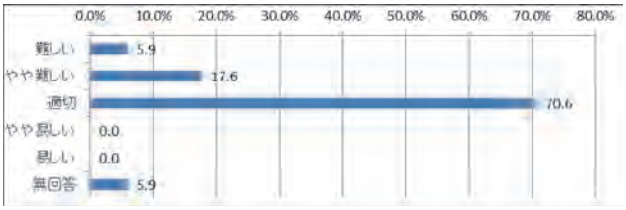

・『沿岸域総合管理入門Ⅰ』の講義で、特に印象に残ったことや講義に関する質問やご意見・ご要望

「国交省の諸々の取組、岡山県日生地区の取組、南の島のマングローブの取組がそれぞれ参考になった」

「大村湾の面積についても交付金の対象になりえるかもしれないとの話があったが、5 市 5 町沿岸市町があり、現実的に厳しいのではないかと感じた」

「大村湾を市町の区域に編入することができれば交付金を大村湾の保全・活性化に使うことができるので興味を持った」

・『大村湾の環境保全・活性化について』の講義の時間設定について

	人数(人)	割合(%)
総数	17	100.0
長い	0	0.0
やや長い	3	17.6
適切	10	58.8
やや短い	2	11.8
短い	1	5.9
無回答	1	5.9

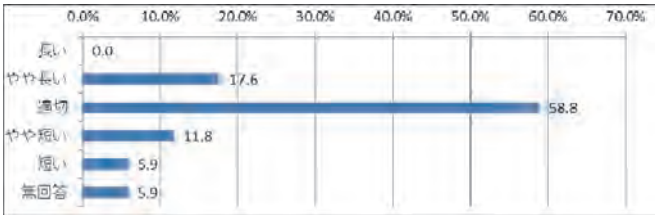

・『大村湾の環境保全・活性化について』の講義の内容について

	人数(人)	割合(%)
総数	17	100.0
難しい	2	11.8
やや難しい	0	0.0
適切	13	76.5
やや易しい	0	0.0
易しい	0	0.0
無回答	2	11.8

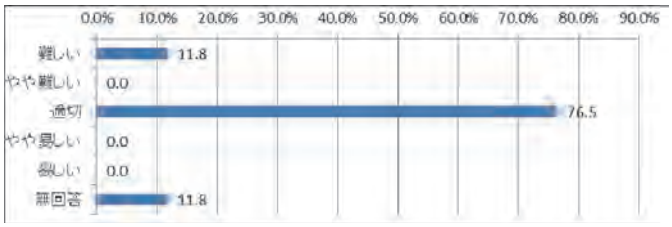

・『大村湾の環境保全・活性化について』の講義で、特に印象に残ったことや講義に関する質問やご意見・ご要望

「生物が棲息できる環境をつくることが水質改善にもつながることがわかった」

「海から陸を見る視点と海は繋がっているという事を認識することが大事だと思った」

・『海洋政策における沿岸域の総合管理の取組』の講義の時間設定について

	人数(人)	割合(%)
総数	17	100.0
長い	0	0.0
やや長い	2	11.8
適切	11	64.7
やや短い	2	11.8
短い	1	5.9
無回答	1	5.9

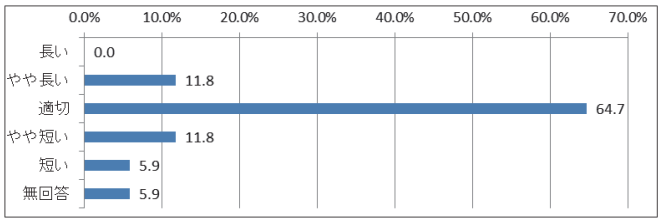

・『海洋政策における沿岸域の総合管理の取組』の講義の内容について

	人数(人)	割合(%)
総数	17	100.0
難しい	0	0.0
やや難しい	2	11.8
適切	14	82.4
やや易しい	0	0.0
易しい	0	0.0
無回答	1	5.9

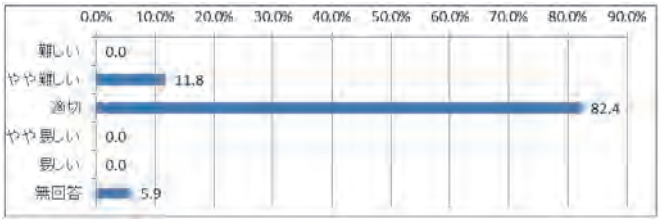

・『海洋政策における沿岸域の総合管理の取組』の講義で、特に印象に残ったことや講義に関する質問やご意見・ご要望

「大村湾で ICM を実施する場合、新型交付金の対象となるか」

・『沿岸域総合管理入門Ⅱ』の講義の時間設定について

	人数(人)	割合(%)
総数	17	100.0
長い	0	0.0
やや長い	2	11.8
適切	10	58.8
やや短い	2	11.8
短い	1	5.9
無回答	2	11.8

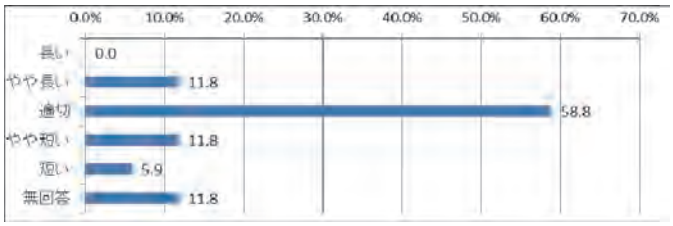

・『沿岸域総合管理入門Ⅱ』の講義の内容について

	人数(人)	割合(%)
総数	17	100.0
難しい	0	0.0
やや難しい	3	17.6
適切	12	70.6
やや易しい	0	0.0
易しい	0	0.0
無回答	2	11.8

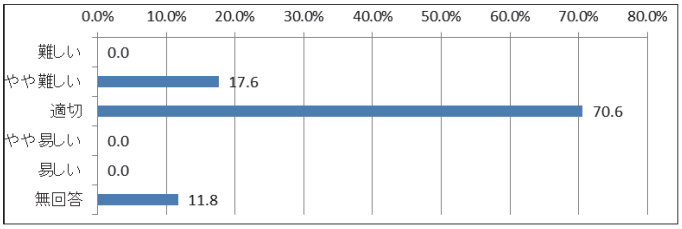

・『沿岸域総合管理入門Ⅱ』の講義で、特に印象に残ったことや講.義に関する質問やご意見・ご要望

「市民の関わり方などの事例が参考になった」

「事例研究が具体的な内容で勉強になった」

・現地見学の時間の設定について

	人数(人)	割合(%)
総数	17	100.0
長い	0	0.0
やや長い	1	5.9
適切	7	41.2
やや短い	0	0.0
短い	0	0.0
無回答	9	52.9

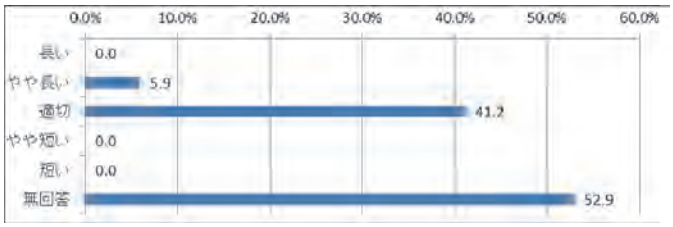

・現地見学の場所について

	人数(人)	割合(%)
総数	17	100.0
多い	0	0.0
やや多い	0	0.0
適切	8	47.1
やや易しい	0	0.0
易しい	0	0.0
無回答	9	52.9

・現地見学で、特に印象に残ったことや講義に関する質問やご意見・ご要望

「参加できず、非常に残念だった」

「初めて海からの大村湾を体験できてよかった」

・ワークショップの時間設定について

	人数(人)	割合(%)
総数	17	100.0
長い	0	0.0
やや長い	3	17.6
適切	4	23.5
やや短い	3	17.6
短い	0	0.0
無回答	7	41.2

・ワークショップの内容について

	人数(人)	割合(%)
総数	17	100.0
難しい	1	5.9
やや難しい	2	11.8
適切	6	35.3
やや易しい	0	0.0
易しい	0	0.0
無回答	8	47.1

・ワークショップで、特に印象に残ったことや講義に関する質問やご意見・ご要望

「議論が具体的になれば、ある程度の結果が期待できるが、抽象的な話になると掘り下げが不十分となり、人の意見をまとめるのは難しい」

「意見交換というなかなか得られない機会をいただけて良かった」

「様々な立場の方の意見が聞けて参考になった」

・今後もこのような研修が必要と思いますか。

	人数(人)	割合(%)
総数	17	100.0
必要	14	82.4
必要ない	0	0.0
どちらともいえない	0	0.0
無回答	3	17.6

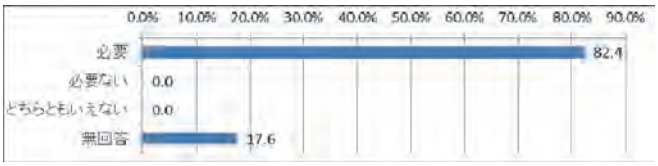

・研修の開催頻度について

	人数(人)	割合(%)
総数	17	100.0
年数回の開催	5	29.4
年1回の開催	7	41.2
1.5日(本研修)程度が適切	1	5.9
無回答	4	23.5

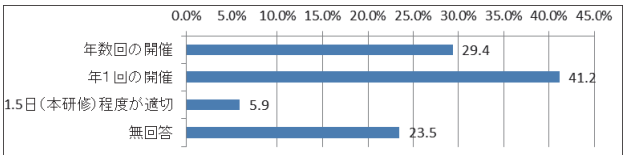

・研修１回の開催期間について

	人数(人)	割合(%)
総数	17	100.0
もっと長期間の設定がよい	3	17.6
もっと短期間の設定がよい	4	23.5
1.5日(本研修)程度が適切	5	29.4
無回答	5	29.4

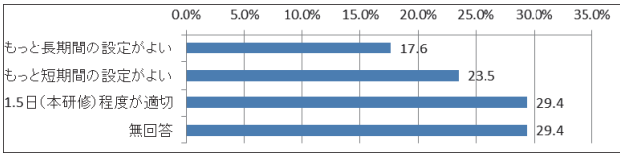

・本研修について物足りなかった点や、深く議論してほしかった点、今後検討してほしいテーマ等

「講義内容について内容が重なっていたところがあった」

「参加者が少なかった」

「もう少しゆっくりと研修を受けたかった。講師の先生方も限られた時間で大変そうだった」

・本研修全体を通しての感想、または取り組みへのご意見、ご要望

「久しぶりにこういう研修に出た。ワークショップでの話し合いをまとめることの難しさを再認識し　　た。時間不足もあり、議論の掘り下げが不十分になった」

「5 市 5 町が関わりを持つ特別な海であるので、温度差も合うとは思うが、結託して取り組んでいくことが、大村湾の活性化に必要であると改めて思った」

「小さなグループでのワークショップを 5 市 5 町で繰り返し行い、輪を広げることが必要と感じた」

「０から１を作るきっかけとしては成功しているので、2 回目の研修がカギとなると思う」

「大村湾の大切さを沿岸住民が考えられるように努力したいと思う」

「入門は研修大変勉強になった。もっと多くの人に参加いただけるようにしてほしい」

・性別

	人数(人)	割合(%)
総数	17	100.0
男	15	88.2
女	0	0.0
無回答	2	11.8

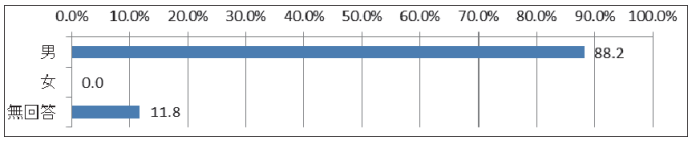

・年齢

	人数（人）	割合（%）
総数	17	100.0
20代	1	5.9
30代	3	17.6
40代	2	11.8
50代	3	17.6
60代	3	17.6
70代以上	2	11.8
無回答	3	17.6

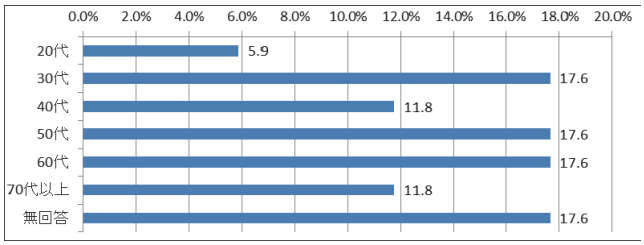

・所属

	人数（人）	割合（%）
総数	17	100.0
民間企業	0	0.0
関連団体	1	5.9
中学・高校	0	0.0
大学・教育機関	0	0.0
研究機関	1	5.9
公務員	7	41.2
議員	4	23.5
その他	1	5.9
無回答	3	17.6

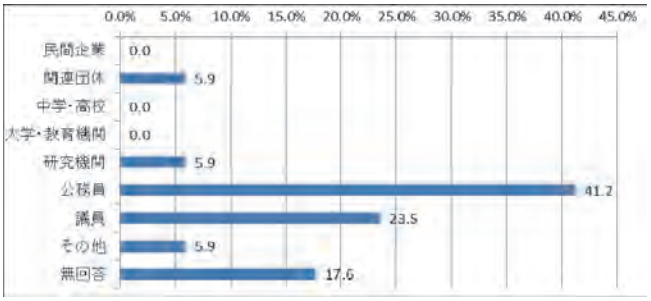

３．東アジア海洋会議 2015（EAS Congress 2015）への参加

（１）東アジア海域環境管理パートナーシップ

沿岸域総合管理の推進のために、わが国に留まらず、東アジア地域におけるネットワーク構築を目指した取組みも進めている。その一つが、東アジア海域環境管理パートナーシップ（PEMSEA）への参加である。

当財団は、PEMSEA の非政府パートナーとして、東アジアにおける沿岸域総合管理の推進、「東アジア海域の持続可能な開発戦略（Sustainable Development Strategy for the Seas of East Asia：SDS-SEA）」の策定などに積極的に取組んできた。

（２）第 5 回東アジア海洋会議

PEMSEA は、2003 年から 3 年ごとに東アジア海洋会議（EAS Congress）を開催してきた。会議は持続可能な東アジア海域の形成に向けて、国際会議による知識の共有、協働の行動、パートナーシップの醸成、フォーラムを行う基盤としての役割を持っている。

第 5 回目となる東アジア海洋会議（EAS Congress 2015）が、2015 年 11 月 16 日から 21 日、ベトナム国ダナンで PEMSEA とベトナム政府（天然資源環境省）とダナン市の共催で「世界的な目標―地方の利益：2015 年以降のアジアの海に対する持続可能な開発のための行動計画の策定」をテーマに開催された。その会議には各国から約 800 人が参加した。

東アジア海洋会議では、閣僚級会合、持続可能な海洋沿岸域の開発に関する国際会議、特別イベント、各種展示などが同時開催された。

当財団は、国際会議における 2 つのワークショップ（海洋ガバナンス、沿岸域総合管理）の主催、ポスターセッションでのブース出展を行い、わが国における沿岸域総合管理の取組みを「日本型」の新しい沿岸域総合管理の実践事例として広くアピールした。また、大口秀和志摩市長の閣僚級会合昼食会でのスピーチ、松崎晃治小浜市長や横浜市のワークショップ参加、大村湾沿岸議員連盟の視察などを支援し、東アジアにおける沿岸域総合管理のネットワーク構築の取組みを進めた。詳細については、本報告書の参考資料編（資料 6）を参照されたい。

2015 年の EAS Congress 2015 では、SDS-SEA の改定版およびそれらを承認する合意文書として、ダナン合意書（Da Nang Compact）が採択された。

なお、改定版として策定された「東アジア海域の持続可能な開発戦略 2015（Sustainable Development Strategy for the Seas of East Asia 2015：SDS-SEA 2015）」および「ダナン合意書（Da Nang Compact）」の和文仮訳（翻訳：笹川平和財団海洋政策研究所）については、本報告書の参考資料編（資料 7 および資料 8）を参照されたい。

第３章　沿岸域総合管理に関する情報発信・情報共有の取組み

1. ブログ「海を活かしたまちづくり　－沿岸域総合管理（ICM）の実践を目指して－」

「沿岸域総合管理」の啓発および、取組みの応援のため、陸と海にまたがる「沿岸域」を一体としてとらえた幅広い関係者の協力、海の環境・資源や魅力を最大限に活かした地域づくり等、各地での「沿岸域総合管理」への取組みの状況を紹介し、沿岸域の地域づくりに取組む全国の方々に共有いただくことを目的として運営している。

2016 年 3 月 1 日現在、記事数は約 350 本、アクセス数 (PV)は延べ約 227,000 である。

図 3-1　ICM ブログ　（http://blog.canpan.info/oprficm/）

２．沿岸域総合管理への取組みの記録映像

独自のテキスト・写真・映像記録を編集することにより多角的に各地の沿岸域総合管理への取組みを記録し、発信を行った。

（１）目的

これまでの調査研究の総まとめとして、沿岸域総合管理モデルの実施に関する調査研究から蓄積された知見をもとに、沿岸域総合管理の進め方について各モデルサイトの取組みに解説を加え、沿岸域総合管理にこれから取組もうとする地域に対して有益となる映像を日本語版と英語版で作成することにより、取組みの裾野を広げるとともに、日本における取組みを国際社会に紹介することを目的としている。

（２）映像の種類

・日本語の総まとめ映像（長編、短縮編、PR 編）等を作成。

・英語版の作成

日本語版と同時に英語版を作成することで国内外での会議において、日本の事例紹介等に活用する。

（３）取材・編集方針

オープニングでは、国連海洋法条約および 1992 年の地球サミットの合意文書であるアジェンダ 21 第 17 章に源を有する沿岸域総合管理について、その後の国際的枠組みの中に位置づける。

本編では､2010 年度から 2014 年度までの映像に 2015 年度の進捗を捉えるための取材（日本 16 回、海外 1 回）を通して、総まとめ映像（長編、短縮編、PR 編）及びその英語版と各サイトの記録映像(個別テーマ映像)を制作する。

（４）総まとめ映像

上記の取材方針などをもとに映像を作成した。以下に作成した映像のシナリオ（タイトル）を記載する。

オープニング：

1. 持続可能な開発のための 2030 アジェンダ、持続可能な開発目標 SDGs
2. 目標 14：海洋・海洋資源の保全と利用
3. アジェンダ 21 第 17 章で提案された持続可能な開発と沿岸域総合管理に始まる、国際社会での沿岸域総合管理に関する制度の推移
4. 国内における沿岸域総合管理に関する制度の推移
5. 持続可能な開発に有効なツールとして、国際的に認識されている沿岸域総合管理の国内モデルサイトにおける展開(本編)への導入

本編：

6. 地方自治を取り戻す取組としての沿岸域総合管理
7. かつての沿岸域
8. 失われた自治機能について
9. 沿岸域総合管理とは
10. 沿岸域総合管理の進め方
11. 海陸を一体とした状況把握
12. 地域の関係者による合意形成のしくみ
13. 関連計画との整合性に配慮した沿岸域総合管理計画の策定
14. 順応的管理手法を活用した事業の実施
15. 沿岸域総合管理計画の評価と見直し

エンディング：

16. エンディング

図 3-2　オープニング

第 4 章　総まとめ

本調査研究は、海洋基本法に定められている海洋の総合的管理を推進するための基本的施策の具体化を目的としている。これまでの調査研究における成果については、2010 年度から 2012 年度には、「沿岸域の総合的管理モデルに関する調査研究」を実施し、国内 5 ヶ所に選定したモデルサイトへの支援活動を成果として取りまとめている。そして、2013 年度からは、各モデルサイトにおける沿岸域総合管理を実施段階に移行させるとともに、前出の提言で示された地方における 6 つの取り組みおよび国による沿岸域総合管理の制度化を着実に実行していくため、日本財団からの助成を受け「沿岸域総合管理モデルの実施に関する調査研究」を 3 か年計画で実施している。

【20 世紀後半の海洋を巡る変化】

海洋空間は、地球表面の 7 割を占める国際空間であり、水で満たされた異質の空間であるとも言えるものである。科学技術の発達の発展に伴い、海域の資源の開発利用可能性も増大している。また、20 世紀以降、世界人口（約 2.6 倍）や国の数（約 4 倍）が増大した結果、各国が沿岸海域・資源への権利を主張するようになっている。昨今では、沿岸都市への人口や産業の集中により、環境劣化、生物資源の減少、利用の競合が発生し、その調整が急務となっている。

これらの変化に対し、国際社会（国連）の取組みが先行し、各国の海洋政策をリードしてきた。1982 年に採択された国連海洋法条約（1994 年発効）は、海洋に関する包括的な法的枠組みやルールを定めたものであり、それまで「海洋の自由」を尊重してきた国際法が「海洋の管理」を主たる目的として、海洋に関する人間の活動を律する原則へ転換したと言えるものである。また、1992 年の「環境と開発」に関するリオデジャネイロ宣言と「持続可能な開発のための行動計画である「アジェンダ 21」の採択を契機として、2002 年の持続可能な開発世界サミット（WSSD）で採択された実施計画、2012 年のリオ＋20 で採択された「我々が求める未来」、2015 年の国連持続可能な開発サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」などの行動指針が取りまとめられ、海洋に関する法的枠組みが急速に整備されつつある。

これらの法的枠組みの基礎となる国連海洋法条約は、「海洋の諸問題は相互に密接な関連を有し及び全体として検討される必要がある（前文）」として、「航行等の自由の確保」や「沿岸国の海域および資源の管理の拡大」、「領海 12 海里」、「群島国」、「排他的経済水域（200 海里）」、「大陸棚」、「島の制度」、「国際海峡」、「公海」、「閉鎖海・半閉鎖海」、「内陸国」、「人類の共同財産」深海底制度の創設」、「海洋環境の保護・保全」、「海洋の科学的調査の発展及び実施促進」、「海洋技術の発展及び移転の促進」、「紛争の解決」といった海洋政策を推進するために必要となる諸概念や諸手続を規定している。

これに対して、海洋に関わる初めての政策的枠組みであるアジェンダ 21 においては、第

17 章の「A. 海域の統合的管理及び持続可能な開発」において、「沿岸域及び海洋環境の総合的管理と持続可能な開発を沿岸国の義務とする」ことや「利用の適合性とバランスを促進するため、全ての関与部門を含む統合された政策及び意思決定プロセスを定める」こと、「沿岸国は、地方と全国レベルで、沿岸域･海域とその資源の総合管理と持続可能な開発のための適切な調整機構（ハイレベルの政策立案機関など）を設置･強化する。調整機構には、学界、民間部門、NGO、地方共同体、資源利用者グループ、住民との協議を含むべき」ことなどを規定している。また、「B.海洋環境保護」において、「海洋環境の悪化を予防、軽減、管理することにより、その生命維持と生産の能力を維持し、改善することを各国の義務とする」ことを規定するとともに、「C. 公海の海洋生物資源の持続可能な利用及び保全」や「D. 領海内の海洋生物資源の持続可能な利用及び保全」、「E. 海洋環境の管理及び気候変動に関する不確実性への対応」、「F. 地域協力を含む国際協力及び調整の強化」、「G. 小規模な島嶼国の持続可能な開発」といった項目を規定し、政策的な観点から海洋のあり方を規定している。

1992 年の国連環境開発会議（地球サミット）において採択されたアジェンダ 21 をフォローアップするために、国連ミレニアム宣言およびミレニアム開発目標（MDGs）（2000 年）や WSSD 実施計画（2002 年）、我々が求める未来（2012 年）といった宣言が取りまとめられるとともに、具体的に実施するための制度的枠組みとして、1993 年から開始された国連プロジェクトとして PEMSEA（東アジア海域環境管理パートナーシップ）（2009 年から地域国際機関に移行）や沿岸域総合管理を実施する地方政府が ICM ネットワーク（PNLG）の設立、「東アジア海洋会議」閣僚級会議による「東アジア海域の持続可能な開発戦略 SDS-SEA」の採択（2003 年）や「SDS-SEA 地域実施 5 ヵ年計画」の採択（2012 年）を進め、東アジア各国において ICM の取組みが開始している。

2015 年以降は、これまでの動きを踏まえ、さらに大きな動きが行っており、2015 年 6 月には国連総会において、「国家管轄権区域外の海洋生物多様性（BBNJ）の保全と持続可能な利用に関して国連海洋法条約の下での法的文書作成」が決議され、2016 年 3 月 28 日から海洋遺伝資源や海洋保護区などの海域管理ツール、環境影響評価、人材育成、海洋技術移転などを議論する準備委員会を開始し、2018 年に政府間会合を開催することが決定された。また、2015 年 9 月には国連持続可能な開発サミット 2015 において、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、17 の持続可能な開発目標（SDGs）とその実現のための 169 のターゲットが設定された。その中で特に海洋に関連する「目標 13　気候変動及びその影響の軽減のための緊急対策」や「目標 14　海洋・海洋資源を保全、持続可能な利用」、「目標 17　実施手段強化、グローバル・ パートナーシップ活性化」が設けられている。そして、2015 年 12 月には、気候変動枠組条約（COP 21）に基づく「パリ協定」が採択された。

「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」で設定された 17 の持続可能な開発目標（SDGs）について、「目標 14　海洋・海洋資源の保全、持続可能な利用」においては、「2025

年までに、あらゆる海洋汚染の防止、大幅削減」や「2020 年までに、海洋及び沿岸の生態系の回復」、「海洋酸性化の影響の最小限化、対処」、「2020 年までに、過剰漁業、違法・無報告・無規制（IUU）漁業及び破壊的漁業慣行を終了、科学的管理計画を実施」、「2020 年までに、少なくとも沿岸域及び海域の 10 パーセントを保全」などに総合的にとりくむことは、沿岸域烏合管理への取組み、沿岸域総合管理を進める上でも非常に重要な海洋・海洋資源の保全や持続可能な利用を達成するための具体的な目標が設定されている。

【わが国の沿岸域総合管理の取り組み】

我が国における沿岸域総合管理を巡る制度的な取り組みとしては、1956 年に海岸防護や国土保全を目的として制定された「海岸法（その後、1999 年に法目的に「海岸環境の整備と保全」と「公衆の海岸の適正な利用の確保」が追加されている)」や 1998 年に制定された「21 世紀の国土のグランドデザイン」、2000 年に制定された「沿岸域圏総合管理計画策定のための指針」などが挙げられる。2000 年に制定された「沿岸域圏総合管理計画策定のための指針」は、「沿岸域圏を自然の系として適切に捉え、地方公共団体が主体となり、多様な関係者が参加して、沿岸域圏の総合的な管理計画を策定し、各種事業、施策、利用等を総合的、計画的に推進する『沿岸域圏管理』に取り組む。」ことを目的として、「沿岸域圏総合管理計画の策定」や「沿岸域圏総合管理協議会（行政機関、企業、 地域住民、NPO など多様な関係者で構成）の設置（計画策定・実施状況の点検・調査、住民等への情報公開窓口の設置を含む)」が規定されている。

2007 年に制定された海洋基本法は、第 25 条（沿岸域の総合的管理）において、「国は、沿岸の海域の諸問題がその陸域の諸活動等に起因し、沿岸の海域について施策を講ずることのみでは、沿岸の海域の資源、自然環境等がもたらす恵沢を将来にわたり享受できるようにすることが困難であることにかんがみ、自然的社会的条件からみて一体的に施策が講ぜられることが相当と認められる沿岸の海域及び陸域について、その諸活動に対する規制その他の措置が総合的に講ぜられることにより適切に管理されるよう必要な措置を講ずるものとする（第 1 項)」と規定するとともに、「国は、前項の措置を講ずるに当たっては、沿岸の海域及び陸域のうち特に海岸が、厳しい自然条件の下にあるとともに、多様な生物が生息し、生育する場であり、かつ、独特の景観を有していること等にかんがみ、津波、高潮、波浪その他海水又は地盤の変動による被害からの海岸の防護、海岸環境の整備及び保全並びに海岸の適正な利用の確保に十分留意するものとする（第 2 項)」と規定し、沿岸域総合管理の実施を法的に担保している。

また、海洋基本法の実施計画である海洋基本計画（2007 年制定、2013 年改訂）は、第 1 部（基本的な方針）において、「我が国の沿岸域は、経済社会活動の拠点として利用が輻輳していることに加え、環境保全等においても様々な課題を抱えているため、沿岸域の再活性化、海洋環境の保全・再生、自然災害への対策、地域住民の利便性向上等を図る観点から、陸域と海域を一体的かつ総合的に管理する取組を推進する（２　本計画において重点

的に推進すべき取組　（５）海域の総合的管理と計画策定)」と規定するとともに、「沿岸域の総合的管理については、それぞれの特性に応じた海域の利用が行われていること等を留意したうえで、国、地方公共団体等が連携して各課題に対処し、陸域と一体となった沿岸域の管理を促進する（３　本計画における施策の方向性　（５）海洋の総合的管理)」と規定している。併せて、第２部（政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策）においては、「沿岸域の安全の確保、多面的な利用、良好な環境の形成及び魅力ある自立的な地域の形成を図るため、関係者の共通認識の醸成を図りつつ、各地域の自主性の下、多様な主体の参画と連携、協働により、各地域の特性に応じて陸域と海域を一体的かつ総合的に管理する取組を推進することとし、地域の計画構築に取り組む地方を支援する（９　沿岸域の総合的管理　（１）沿岸域の総合的管理の推進)」と規定するとともに、第３部（施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項）において、「地方公共団体は、国と地方の役割分担の下、地域の実態や特色に応じて、…良好な海洋環境の保全、地域の重要な産業である水産業や地域資源を活用した海洋関連観光等の海洋産業の振興、陸域と海域を一体的かつ総合的に管理する地域の計画の策定、地域の特色を生かした人材の育成等に努めることが重要である。その際、複数の地方公共団体にまたがる広域的な取り組みが求められる場合における地方公共団体相互の連携強化や、各部局の密接な連携による効率的な施策推進に努めることが重要である（２　関係者の責務及び相互の連携)」と規定し、沿岸域総合管理を実施するための具体的な制度を規定している。

【沿岸域総合管理】

沿岸域総合管理（Integrated Coastal Management）は、地域が主体となって、陸域・海域を沿岸域として一体的にとらえて、その開発・利用、環境・生態系の保全等の問題に総合的・継続的に取り組むこと、より具体的には、地方公共団体が中心となって市民を含む地域の関係者が参加して計画的に取り組むことを目的とした海域の管理手法である。沿岸域総合管理は、「計画（Plan）→実施（Do）→評価（Check）→改良（Act）→次のサイクル開始」という PDCA の連続的サイクル・プロセスで順応的に取り組むことをその特徴とし、米国で考案されて以降、各国に伝播し、アジェンダ 21 において規定された後、世界各国で実施されるようになった。

沿岸域総合管理は、急速な開発が進む大都市圏のみならず、過疎化が進む地方においても効果のある施策であり、沿岸の陸域、海域を一体的に捉え、様々な管理制度に横串を通して、地域の関係者が総合的な地域計画を共有して地域の課題に取り組むことが可能となる施策である。また、複数の地方公共団体の区域にまたがる広域的な問題への取り組む場合にも有効である。より具体的な効果としては、様々な関係者が共通のテーブルについて議論することにより、連携協力の相乗的なメリットを実現できることにより、情報の共有と共益の実現しうることや海域の市町村区域への編入をはじめとして、市町村が内湾等の身近な海域と陸域を沿岸域として一体的にとらえて、自らの問題として総合的に取り組み

うること、昨今の地方創生に代表されるように、過疎化、高齢化、少子化の進行が著しい沿岸域の地域社会の活性化対策の強力なツールとなりうること、合併等により広域化した市町村において、これまでの地域・集落が培ってきた生活共同体としての機能を維持して地域を活性化する手段として活用しうることなどが挙げられる。

沿岸域総合管理に取り組む場合のモデル的なプロセスとしては、「地域の沿岸域総合管理のビジョン・目標の設定（例：「新たな里海創生」や「海を活かした活力あるまちづくり」など）」を振り出しとして、「地方自治体の計画に盛り込む（例：「○○県環境保全・活性化行動計画」や「△△市総合計画」、「△△市里海創生基本計画」など）」、「沿岸域総合管理を推進する横断的な推進部局の設置（例：「○○計画推進室」など）」、「陸域・海域からなる対象「沿岸域」を設定（例：陸域（沿岸市町村区域）＋海域（湾内＋共同漁業権対象海域）など）」、「沿岸域総合管理協議会の設置（例：地方公共団体を中心に行政機関、事業者、漁業者、住民、NPO 等が参加）」、「沿岸域のモニタリング、環境評価の実施」、「沿岸域総合管理計画の策定」の施策を実施し、PDCA サイクルで順応的に実施するといった流れが挙げられる。

公益財団法人笹川平和財団海洋政策研究所（2015 年 3 月までは、海洋政策研究財団として活動）は、海洋基本法が定める「沿岸域の総合的管理」を地方の活性化に寄与し、地方に益する施策として推進するため、2010 年度から、地域の活性化に熱心な自治体（モデルサイト：三重県志摩市、岡山県備前市、岩手県宮古市、福井県小浜市、高知県宿毛市・大月町（宿毛湾）、モデルサイト候補：大村湾、竹富町など）と協力して、第 1 期(2010 年度から 2012 年度)「沿岸域の総合的管理モデルに関する調査研究」及び第 2 期(2013 年度から 2015 年度)「沿岸域総合管理モデルの実施に関する調査研究」事業に取り組んできた。

【第 1 期・第 2 期の取組み成果】

第 1 期「沿岸域の総合的管理モデルに関する調査研究（2010-2012 年度)」においては、人口数万人を擁し、閉鎖的な海湾を持つ市町を対象として、市町村が主体となる標準型の沿岸域総合管理モデルサイトの選定、事業の実施を行った。対象としたのは、前述の三重県志摩市、岡山県備前市、岩手県宮古市、福井県小浜市、高知県宿毛市・大月町（宿毛湾）の 5 か所であった（モデルサイト候補として、長崎県大村湾、沖縄県竹富町、香川県小豆郡小豆町等も研究対象とした）。各地方の特性に合わせ、地元自治体が主体的に取組めるよう試行錯誤しながら、沿岸域総合管理研究会を市町や関係者と設置し、「海の健康診断」を実施するなど、その地域の特性を活かした沿岸域総合管理のあり方を検討した。特に中心となる市町の行政担当部局、関係者とコア会合を実施し、研究会の運営、協議会への発展について綿密な連絡調整、情報共有を行ってきた。また、東アジア海域環境計画パートナーシップの名誉議長（当時、議長）のチュア・ティア・エン氏を招聘し、集中講義を実施し、沿岸域総合管理に関する理論の理解、実践事例の紹介を通して、関係者の意識啓発、能力向上を図ってきた。2012 年度には、「沿岸域総合管理の推進に関する提言」をとりまと

め、沿岸域総合管理の概念として①対象となる沿岸域の設定、②地域が主体となった取組み、③総合的な取組み、④協議会等の設置、⑤計画的・順応的な取組み、⑥地方公共団体の計画への位置づけが重要であることを示した。

上記のとおり整理した沿岸域総合管理の概念に基づいてモデルサイトにおいて関係者に対して助言等を行い、その結果、各サイトで顕著な進捗を得た。各サイトでの沿岸域総合管理の形成過程においては、地方公共団体だけでなく、漁業者や学識経験者・研究機関等の地域の多様な関係者の積極的な取組が大きな役割を果たしていることことに鑑み、このような取組を尊重して多様な道筋を許容することが適切であることに留意する必要があることが認識された。上記のとおり整理した沿岸域総合管理の概念は、これらの動きを地方公共団体が中心となって統合し、沿岸域総合管理の実施に結び付けていくために有効であると考えられた。

第 2 期「沿岸域総合管理モデルの実施に関する調査研究（2013-2015 年度）」においては、前述の 5 つのモデルサイトでの取組み支援を継続するとともに、パワーアップ研修会、ネットワーク会議等を開催し、モデルサイト対象となっている市町、県だけでなく、有識者、漁業者、市民活動に携わる人々等の関係者間のネットワーク構築による自主的、相補的な沿岸域総合管理への取組みの導出にも配慮した。2015 年度には、三重県志摩市、岡山県備前市、長崎県大村湾において沿岸域総合管理入門研修を実施し、各地方において担当者だけでない、行政の他部局、多様な関係者に対して啓発・能力開発を行うことで、地方における沿岸域総合管理の取組みを推進した。さらには、2015 年 11 月にベトナム・ダナンで開催された東アジア海洋会議 2015 において、「日本における沿岸域総合管理の優良事例、革新、効果」と題するワークショップを国際エメックスセンターと共催し、国際的にも本事業の活動成果をアピールした。

各モデルサイトでは、関係者との関係構築、制度的充実、計画策定に向けた動きなどを進めながら、順応的な沿岸域総合管理の取組みを目指して推進してきた。2015 年度には、こうした取組みの推進方策について考察し「沿岸域総合管理の推進に関する政策提言－市町村主体による地方沿岸域の総合的管理に向けて」を取りまとめた。その中で、（1）海陸を一体とした状況把握、（2）地域の関係者による合意形成、（3）関連計画との整合に配慮した沿岸域総合管理計画の策定、（4）順応的管理による沿岸域総合管理事業の実施（個別事業の実施計画の策定、体制構築、事業実施を含む）、（5）沿岸域総合管理計画の評価と見直しからなる、地方公共団体が中心となって進める標準型の沿岸域総合管理の実施に向けた具体の取組み、支援策の必要性を示した。

国土交通省は、こうした取組みに賛同し、地方における沿岸域総合管理入門研修を共催として実施した他、沿岸域総合管理に関する事例調査を進めている。さらに、地方創生戦略に基づく新型交付金の補助対象として、沿岸域総合管理の考え方を反映したメニューを事例として掲載するなど、多様な支援策が実施されている。

1－2 の地方公共団体が比較的小規模な閉鎖性内湾および、その流域を範囲とする標準型

の沿岸域総合管理を推進するために必要なプロセス、支援が明らかになるとともに、各地での取組みが具体的に進捗し、世界にその成果を発信したことが第 2 期の成果である。

【今後の取組みについて】

国連海洋法条約に端を発し、世界の持続可能な開発のための行動計画（アジェンダ 21 の第 17 章、我々の目指す未来、持続可能な開発目標等）、東アジア海域持続可能な開発戦略、海洋基本法・海洋基本計画で言及されてきた「沿岸域総合管理」の実現に向けた海洋ガバナンスの確立が急務である。今後第 2 期まで取組んできた成果を活かし、島嶼とその周辺海域を含む離島型や、複数の市町村にまたがり県、国とも連携して取り組む必要のある大規模海域型を合わせた「広域型」の沿岸域総合管理の導入・展開について重点的に取組みを進め、沿岸域総合管理の全体像を人材育成のあり方など関連の課題も含め研究を深める。これに政府の「海の再生プロジェクト」等により実施されている「大都市型」の沿岸域総合管理と合わせることにより、日本全体の沿岸域総合管理が網羅されることとなる。こうした保全と利用を両立させ、産学官民が連携し協働する「使いながらまもる」日本型の沿岸域総合管理を確立・発信し、東アジア地域、世界の沿岸域の総合的管理が定着・発展することを強く願うものである。

第 2 部　森川海の総合診断の開発に関する調査研究

第 2 部　「森川海の総合診断」の開発に関する調査研究

第 1 章　研究の背景

当財団では、2000 年に沿岸域の生態系の安定性や物質循環の円滑さを指標に海の環境状況を把握する「海の健康診断」手法を開発し、この手法を用いて沿岸域の“海の恵み”を生み出している「生態系の安定性（ストック）」や「物質循環の滑らかさ（フロー）」、つまり「海の豊かさ」について評価する 1 次診断を全国の閉鎖性海湾に対して実施した[1]。海の健康診断手法は、2010 年からモデルサイト事業の展開を通して、「沿岸域総合管理」で解決すべき課題の抽出、処方箋の検討、間を置いて実施してサイトの変化の確認などに用いられてきた。また、2009 年から 2011 年にかけては、3 カ年計画で、「森川海の一体的管理に関する研究調査」を実施した。この調査研究を通して、森林、流域と沿岸域が抱えているさまざまな問題を一体的に捉えて管理する必要があることを明らかにした[2]。

海の健康診断手法の実施を通して明らかになった沿岸海域の環境状況における諸問題の要因は、その海域とつなぐ陸域における人間社会の諸活動から由来するものである。また、2007 年に制定された海洋基本法第 25 条「沿岸域の総合的管理」において、「沿岸の海域について施策を講じることのみでは、沿岸の海域の資源、自然環境等がもたらす恵沢を将来にわたり享受できようにすることが困難である」ため、「自然的社会的条件からみて一体的に施策が講ぜられることが相当と認められる沿岸の海域及び陸域について、その諸活動に対する規制その他の措置が総合的に講ぜられることにより適切に管理されるよう必要な措置を講ずる（傍点は報告者が付与）」とされている。そのため、沿岸域における自然環境と人間社会を一体的に考え、施行される施策も総合的に検討すべきである。

そこで、当財団では、「沿岸域総合管理」の施策の実施状況を評価する「森川海の総合診断」（以下、診断）手法の開発に着手することとした。それは、沿岸域全域へ評価範囲を拡大し、自然環境・社会経済環境の両面から見た取組みの総合的な評価を行うものである

この診断は、以下に示すように、森川海への評価範囲の拡大、社会・経済という新たな評価軸の導入を主軸とし、「沿岸域総合管理」手法のもとで実行されている計画および施策が沿岸域の自然資源の利用と保全、そして社会全体の持続的発展に十分に寄与しているかについて検証し、計画の実施によってもたらされる成果を評価し、沿岸域総合管理における合意形成や順応的管理の実施を促進することも目指している。

---

[1] 海洋政策研究財団「海の健康診断－新しい概念の環境評価法－」参照。

[2] 海洋政策研究財団「平成 21 年度　森川海の一体的管理に関する調査研究報告書」、「平成 22 年度　森川海の一体的管理に関する調査研究報告書」、「平成 23 年度　森川海の一体的管理に関する調査研究報告書」参照。

第 2 章　「森川海の総合診断」の考え方

１．診断の対象

「森川海の総合診断」では、「海の健康診断」で採用されていた生態系の安定性と物質循環の滑らかさという 2 つの評価軸に加え、社会科学の観点を取り入れ、沿岸地域における人間の社会・経済活動をもう一つの評価指標として取り入れることによって、沿岸域がカバーするすべての自然領域を診断の対象とし、その上、診断対象を自然科学と社会科学の両面に分類した。

２．診断の目的

本診断の目的は、以下の 2 つである。

① 沿岸域総合管理計画の策定に資する自然環境（生物多様性、物質循環、地形等）と社会・経済環境（人口、産業、教育、歴史・文化等）の状況を総合的に把握すること。

② 沿岸域総合管理計画の策定における今後の地域の総合的な合意形成および順応的な施策実行への指針を提供すること。

３．診断の使用者

本診断は、以下の使用者を想定して開発される。

① 沿岸域に関係する行政機関および沿岸域の管理主体（港湾管理組合、漁業協同組合、森林組合、農業協同組合等）
「沿岸域総合管理」施策の計画策定者

② 地域コミュニティ・関連産業界
「沿岸域総合管理」施策の実施主体・参加者

③ その他のステークホルダー

４．診断の範囲

４．１　診断の対象期間

地域における沿岸域総合管理計画等と連動し、計画開始時、中間評価時、終了時など、数年毎を目途に、沿岸域総合管理施策の PDCA サイクルの中で定期的に実施することを想定する。

４．２　診断の対象地域

沿岸域総合管理の対象地域を対象とする（地方自治体が一体的に考えるべき陸域・海域を範囲とし、自然地形、行政界等に配慮して決定される）。

４．３　診断の対象施策

森・川・海が一体化としている環境システムの中で、人間社会の活動において、実施される経済活動（1 次、2 次、3 次産業等）および、社会活動（インフラ整備、まちづくり等）、環境保全・再生活動、教育・人材育成活動等を診断の対象施策とする。

第 3 章　既存の法律に規定される目標および診断指標のレビュー

本診断の開発を着手する前に、本診断が設定する各ゴールと各項目に関して、国レベルの各関係法規の中で具体的にどのように規定されているのか、そして国の法律ではどのような目的のもとで、施行する施策が講じられているのか等の内容を確認し、本診断の内容を構成するにあたって、政策面の根拠として各関係法規の定めを把握した（資料 2)。また、指標の抽出に関して、前述の各法規の内容に対する検討をはじめ、国内外において既存の評価方法の手法と指標の構成を分析し、それぞれの特徴について考察してみた（資料 3)。以下、考察した代表的な既存の評価方法の特徴についてレビューする。

まず、国内で代表的な既存の各評価方法としては、志摩市里海創生推進協議会（評価専門委員会）が開発した「志摩市里海創生基本計画に基づく取り組みの評価」（以下、志摩市の評価方法）と、東京湾再生官民連携フォーラム（指標検討 PT）が開発した「東京湾再生のための行動計画（第二期）の新たな指標に関する提案」（以下、東京湾の評価方法）がある。志摩市の評価方法は、志摩市里海創生基本計画の期間全体の取り組みおよび、その成果を定性的に評価するものである。評価結果に基づき、次期に向けた計画の見直しに提言を加えて志摩市に提出されている。実際には、2014 年末に志摩市の評価方法が 1 回実施され、その評価結果が沿岸域総合管理計画の見直しの策定に使用された。志摩市の評価方法は、志摩市が主体となっている事業や市民団体の取り組みを評価の対象としているため、指標データの入手源が確実であり、スムーズに評価の実施が行える。また、評価手法が明瞭で使いやすさがあるため、評価の結果もわかりやすいといった特徴がある。

東京湾の評価方法では、より多くの環境施策や行動を評価できるように、定性的な目標を定量的に示す手法を用いて、よりきめ細やかな評価指標を使用している。そのため、各自治体で実施されているモニタリングや不定期のデータも必要となる。場合によっては、他の研究機関と連携してデータを解析することも必要となり、東京湾の評価方法は、簡易に評価の実施ができない項目も含んでいる。さらに、評価の結果をどのように事業に反映させるのかが不明瞭である。そこで、提言を受けた東京湾再生推進会議では、この評価指標を全て採用することとしたが、この指標を提案した東京湾再生官民連携フォーラムにデータ収集、指標の使い方などについて協力を要請した。多くの定量的な結果が得られ、東京湾の環境変化を示す上でより信憑性の高い評価が行えることが期待できる。

また、海外の評価方法に目を向けると、近年に行われている代表的なものとして、Ocean Health Index（以下、OHI）と World Ocean Assessment（以下、WOA)、Sustainable Development Goals（以下、SDGs)、State of the Coasts（以下、SOC）の評価方法がある。OHI はコンサベーション・インターナショナル、ナショナル・ジオグラフィック協会、カルフォルニア大学等 7 つの研究機関が主導し、開発された評価方法である。この評価方法では、人間を海洋の生態系の一部として捉えるなか、海の健全度と便益を包括的に評価するものである。評価の手法として、100 以上のデータセットを用いて、複雑なモデリン

グをすることによって、総合得点で評価を提示している。その計算方法は、大量なデータを必要としているため複雑で、簡単に評価の実行ができない。しかしながら、総合得点で結果を表示しているので、政策の優先順位の指針としての役割を有している。評価結果は、政策決定者に利用されやすい。

WOA は、国連により取りまとめられた全球規模の総合的な海洋環境評価である。様々な 1200 を超す海洋評価を整理することから始め、数々の作業部会を経て、10 のメインテーマに沿って評価が行われた。そのテーマは、A. 気候変動・変化の影響、B. 海洋生物、C. 食の安全、D. 生物多様性のパターン、E. 海洋空間利用の増大、F. 危険物の流入の増加、G. 海洋生物多様性に対する人類の累積的影響、H. 海洋の利益と不利益の分布、I. 海洋に影響を与える人類行為の総合的管理、J. 海洋の危機の緊急性である。

SDGs は、ポスト 2015 開発アジェンダの国連サミットの成果文書としてまとめられた「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ：我々の世界の変化」に収録されている持続可能な開発目標である。17 の持続可能な開発目標、169 の個別目標が収録されている。

SOC は東アジア海域環境管理パートナーシップによって開発され、沿岸域現地にある物理的、地理的、社会的、経済的および環境保護に関係するデータと情報をまとめ、沿岸域総合管理計画にある環境条件、進展状況、傾向、影響および結果を監視し、評価を行う。その中で、コア指標を制定し、その達成度も評価の一部としている。SOC の評価方法を使用すると、沿岸域ガバナンスの確立から目標の達成までのプロセスを明らかにすることができる。一方、多様な指標が含まれていることからみれば、単独の部署によって評価の実施を行うのは容易ではない。

第４章　「森川海の総合診断」の枠組み及び特徴

１．診断の分類とゴール

本診断は、2 つの取組み分野から、5 つのゴールを設定し、森川海を一体的に管理する沿岸域総合管理政策の施行状況について評価を試みる。2 つの取組み分野とは、前述の通り、「自然環境」と「社会・経済環境」である。また、5 つのゴールとは、①生態系の安定性、②物質循環の円滑さ、③地域の活力・経済の自立性、④安心・安全な生活環境の構築、⑤社会の歴史・文化の継承と教育の推進、である。これら 5 つのゴールは、第 3 章でレビューした各評価方法で採用されていた評価項目や各種政策の目標を網羅するものである。

２．診断の指標

診断では、上記 5 つのゴールを定性的あるいは定量的な指標を用いて示す（表-1)。「自然環境」分野においては、沿岸域総合管理施策の問題点を抽出し、評価するものとして指標を設定し、変化の把握のための年数を 20 年を基本とした。また、「社会・経済環境」分野においては、沿岸域総合管理のために行われる基本な取組み、森川海が一体化としている沿岸域の総合管理施策には、どのような成果あるいは変化があるのかに基づき、評価する。「社会・経済環

境」の変化把握のための年数は 10 年を基本とした。

表－1　診断の指標に関する提案[3]

分類	ゴール	項目	指標	代表指標
1.自然環境	1.生態系の安定性	1.生物組成	森林面積のうちの天然林の割合	1
			海岸以外の生態系でみられる生物の出現状況の変化	2
			漁獲生物の分類群別組成の変化	3
			海岸生態系の生物の出現状況	4
		2.生息空間	土地利用強度の変化	5
			里山・鎮守の森の残存数の変化	6
			河道の侵食・運搬・堆積作用の変化 干潟・藻場・サンゴ群落面積の変化	7,8
			人工海岸の割合	9
		3.生息環境（劣化要因）	有害物質の測定値	10
			貧酸素水の確認頻度	11
	2.物質循環の円滑	1.流入負荷	流域の流出係数	12
			水面積あたりの流入負荷量	13
		2.基礎生産	透明度の変化	14
			赤潮の発生頻度	15
		3.負荷・海水交換	負荷と滞留のバランス	16
			潮位振幅の変化	17
		4.堆積・分解	底質環境	18
			無酸素水の出現状況	19
		5.除去	底生魚介類の漁獲量	20
2.社会・経済環境	1.地域の活力・経済の自立性	1.行政のカバナンス	沿岸域総合管理計画の策定の有無	21
		2.住民構成	若年女性人口の増減	22
		3.雇用創出	若年層の正規雇用労働者の割合	23
		4.地域経済	地域特産品の製造・加工における地域内関連産業の規模	24
		5.資源開発（3 次）	観光拠点におけるイベント数と訪問者・参加者数	25
		6.広域ネットワーク	人口の社会増減の変化	26
	2.安心・安全な生活環境の構築	1.防災・安全性	防災訓練の実施・参加者数	27
		2.循環型社会の形成	ゴミの最終処分量	28
		3.交通インフラ整備	交通拠点の数	29
		4.情報発信	住民に対する情報発信数	30
		5.住民間の団結力	4 人以上もしくは三世代世帯の比率	31
	3.社会の歴史・文化の継承、教育の促進	1.啓発・認知・意識向上	地域交流拠点の利用者数	32
		2.伝統文化の継承	伝統行事への参加者数	33
		3.教育	沿岸域（森川海）の特性やその保全、持続的利用を教える独自教材の数	34

[3] 指標の説明および指標にかかわるデータの取得方法について、「資料 1『森川海の総合診断　個別指標の提案』」を参照されたい。

３．指標に関する提案（表-1）の作成

前述の通り、本診断では、診断の対象を「自然環境」と「社会・経済環境」の２つの領域に分類し、その上で「沿岸域総合管理」に基づく施策が何を目指すべきなのかを診断のゴールとして提案した。「自然環境」の中で、「生態系の安定性」と「物質循環の円滑」を「沿岸域総合管理」施策が目指す目標として取り上げ、「社会・経済環境」において、「地域の活力・経済の自立性」、「安心・安全な生活環境の構築」、「社会の歴史・文化の継承、教育の促進」を施策の目標として設定した。さらに、表１にて提示している通り、各ゴールがもつ具体的な内容を診断項目として分類し、各項目の中で、どの指標を考慮すべきなのかを診断の指標として提案した。

上記の内容を作成したプロセスにおいて、第３章で紹介した国が定めた各関係法規および、国内外の既存の各種評価方法を整理し、その知見を本診断の指標作成に参考とした。

なお、本診断において、提案する指標の説明および指標にかかわるデータの取得方法について、「資料 1 『森川海の総合診断　個別指標の提案』」を参照されたい。

４．診断の特徴

上記の通り、本診断には、２つの特徴があるといえる。１つは、森川海を一体としてみている中、自然の領域と人間社会の領域を沿岸域とし、この沿岸域において施行されている様々な政策を評価することである。２つ目は、最も基本的で診断すべきところを評価の指標として提案し、その中で、なるべくデータが入手しやすい指標を取り上げることを考慮に入れた点にある。

第５章　まとめ

今回提案した「森川海の総合診断」の指標群は、持続可能な開発の３つの柱である環境・経済・社会に沿って設定されている。先例として挙げた各種の評価指標を参考にするとともに、「海の健康診断」の一次診断の様に、評価の簡便性についても配慮した。特に、各地方公共団体が整備している各種統計やまち・ひと・しごと創生本部事務局から出されている人口動向分析・将来人口推計を用いた地方人口ビジョンに掲載される情報などを活用できるようになっている。

これは、診断の目的が、科学的な現状評価ということだけではなく、沿岸域総合管理を実施していく上での順応的管理（PDCA）のために次の計画策定に反映させるための評価であることに着目した結果である。自然科学的な項目の多くは、1－2 年で急激に変化することは稀であり、沿岸域総合管理を実施した成果が直ぐに表れない場合が多いので、数年に１回の調査でも変化が追跡でき、その分、詳細かつ精密な評価が行える。一方で、社会・経済的な変化は、突発的、短期間に起こる可能性があり、そうした変化を確実に捉え、順応的管理をしていくためには、より短期かつ継続的な調査が必要である。例えば、東京湾再生官民連携フォーラムは、東京湾再生への関心醸成のために東京湾大感謝祭

を実施した。初年度の参加者は 1400 人だったが、次年度には、参加者は 8 万 4 千人に拡大した。こうした変化が追跡できれば、その次の年度以降の開催方針に的確に反映させることができる。

今回の個別指標については、指標値の測定方法、チェック方法は提示したが、その点数化は提示していない。これは、特に社会・経済的指標においては、汎用的な正解というものが存在せず、その地域の特性に合った状況になることが望ましいと考えられるからである。今後、ケーススタディにより、指標値の分布を参考に類型化を試みたいと考えている。例えば、観光産業や自然環境保全、水産業振興、教育等を重視する地方といった類型化毎に、指標群の得点を重みづけして評価する方法などがあり得る。

今回は、「森川海の総合診断」の開発の第一段階として試案の提示を行った。今後、具体の地方公共団体のデータを用いて実際に診断を試行し、沿岸域総合管理を実施している場合と、そうでない場合の比較などを通して、「森川海の総合」による評価の有効性や指標の特性の確認、評価手法の確立を行っていきたい。

参　考　資　料　編

資料 1　委員会の記録 171
資料 2　モデルサイトにおける取組みに関する資料 174
　1)　第 2 次志摩市里海創生基本計画
　　【志摩市沿岸域総合管理基本計画】(抜粋) 174
　2)　志摩市創生総合戦略(抜粋) 182
　3)　小浜市海のまちづくり計画(抜粋) 184
　4)　まち・ひと・しごと創生　小浜市総合戦略(抜粋) 186
　5)　全国アマモサミット 2016in 備前 188
　6)　備前市まち・ひと・しごと創生総合戦略(抜粋) 190

資料 3　参考サイトにおける取組みに関する資料 192
　1)　瀬戸内海　..... 192
　　(瀬戸内海環境保全基本計画変更ポイント,環境省) 192
　　(瀬戸内海環境保全特別措置法改正案概要,環境省) 193
　2)　東京湾 194
　　(東京湾再生プロジェクトについて,東京湾再生推進会議) 194
　　(東京湾再生官民連携フォーラムの活動) 198
　　(東京湾再生官民連携フォーラムからの政策提案) 203
　3)　大阪湾 206
　　(大阪湾再生行動計画(抜粋),大阪湾再生推進会議)　..... 206
　　(大阪湾生き物一斉調査 調査結果(抜粋),
　　大阪湾生き物一斉調査プログラム実行委員会) 208
資料 4　沿岸域総合管理とまち・ひと・しごと創生法 212
資料 5　森川海の総合診断に関する資料 214
　1)　森川海の総合診断　個別指標の提案 214
　2)　各法（基本法）の規定に対する検討 234
　3)　既存評価方法に対する検討 238

資料 6　東アジア海洋会議 2015(EAS Congress2015)の概要 244
資料 7　東アジア海域の持続可能な開発戦略 2015 に関するダナン合意書 253
資料 8　東アジア海域の持続可能な開発戦略 2015
　SDS-SEA 2015（全文和訳） 259
資料 9　「オーシャンズ・デイ@COP21」
　参加者向け海洋と気候に関する政策提言案の概要 367

別紙　モデルサイト等における沿岸域総合管理の進捗状況

２０１５年度
第１回沿岸域総合管理モデルの実施に関する
調査研究委員会　議事次第

日時：　２０１５年９月３０日（水）
１０：００～１２：００
場所：　東京都港区虎ノ門１－１５－１６
笹川平和財団ビル１０階１００１会議室

１．開会

２．報告

2014 年度事業実施報告（参考１、参考２）

３．議事

（１）２０１５年度事業実施計画（案）について（資料２）
（２）沿岸域総合管理ネットワーク会議の実施について（資料３）
（３）ICM 入門研修の実施について（資料４）
（４）情報発信、情報共有の実施について（資料５）
（５）「森川海の総合診断」の素案作成について（資料６、参考 3)
（６）その他・関連事項（参考 5)

４．閉会

資　料

資料１　沿岸域総合管理モデルの実施に関する調査研究委員会委員名簿
資料２　２０１５年度の実施計画（案）
資料３　沿岸域総合管理ネットワーク会議（案）
資料４　ICM(沿岸域総合管理)入門研修（案）
資料５　情報発信、情報共有の実施計画（案）
資料６　「森川海の総合診断」の素案作成について
参考１　沿岸域総合管理の推進に関する政策提言
参考２　「平成 26 年度沿岸域総合管理モデルの実施に関する調査研究報告書」
参考３　海の健康診断
参考４　既存の評価法(SOC、OHI、他)
参考５　PEMSEA EAS-コングレス

2015 年度
第 2 回沿岸域総合管理モデルの実施に関する
調査研究委員会　議事次第

日時：　2016 年 3 月 8 日（火）
10：00～12：00
場所：　東京都港区虎ノ門 1－15－16
笹川平和財団ビル 10 階　10-B 会議室

１．開会
２．議事
（１）第 1 回委員会の議事録（案）の確認について（資料 2）
（２）沿岸域総合管理ネットワーク会議実施報告について（資料 3）
（３）東アジア海洋会議 2015（EAS Congress 2015）の報告について（資料 4）
（４）沿岸域総合管理入門研修の実施報告について（資料 5）
（５）沿岸域総合管理モデルの実施状況について（進捗報告）（資料 6）
（６）情報発信、情報共有の実施報告について（資料７）
（７）「森川海の総合診断」の素案作成について（資料８）
（８）２０１５年度調査研究報告書の作成について（資料９）
（９）その他
３．閉会

資　料

資料１　沿岸域総合管理モデルの実施に関する調査研究委員会委員名簿
資料２　第 1 回委員会議事録（案）
資料３　沿岸域総合管理ネットワーク会議実施概要
資料４　東アジア海洋会議 2015（EAS Congress 2015）実施概要
資料５　沿岸域総合管理入門研修実施概要
資料６　各サイトの進捗報告（5：総括、5-1～5-7：個別）
資料７　情報発信、情報共有の実施報告について
資料８　森川海の総合診断　素案作成について
資料９　2015 年度報告書（案）

参考１　2015 年度の実施計画

参考２　SDS-SEA2015 全文和訳(抜粋紹介)

参考３　CBD テクニカルシリーズ第 76 巻
「INTEGRATED COASTAL MANAGEMENT FOR THE ACHIVEMENT OF THE AICHI BIODIVERSITY TARGETS」全文和訳(抜粋紹介)

参考４　瀬戸内法改正、瀬戸内海環境基本計画の改定（概要）

参考５　海の再生プロジェクト関連

参考６　地方創生関連資料（新型交付金関連）

参考７　森川海の総合診断　素案作成（個別指標の提案）

稼げる！
学べる！
遊べる！
新しい里海のまち・志摩

第２次
志摩市里海創生基本計画
【志摩市沿岸域総合管理基本計画】
平成28年度～平成32年度

平成28年3月
発　行：志摩市
編　集：政策推進部　里海推進室
〒517-0592 志摩市阿児町鵜方 3098 番地 22
TEL.0599-44-0206　FAX.0599-44-5252

第２次 志摩市里海創生基本計画 【志摩市沿岸域総合管理基本計画】

平成28年3月 志摩市

稼げる！
学べる！
遊べる！
新しい里海のまち・志摩

平成28年度～平成32年度
第２次
志摩市里海創生基本計画
【志摩市沿岸域総合管理基本計画】

志摩市

目　　次

はじめに 1
1　計画の趣旨　～これまでの取り組みとこれからのまちづくり～ 1
2　計画の特徴 2
3　計画の位置づけ 2
4　計画の期間 3
5　本計画で定める内容 3

第１章　めざす姿と取り組みの基本方針 4
1　本市がめざす姿 4
1－1　第2次志摩市総合計画のめざす姿 4
1－2　志摩市人口ビジョンで描かれた将来像 5
1－3　本計画でめざす姿 6
2　取り組みの基本方針 7

第２章　まちづくりの推進体制 11
1　取り組みを実施する区域の設定 11
2　取り組みの実施者と役割分担 16
3　取り組みの実施体制 18
4　進捗管理の方法 20

第３章　第１次基本計画の実績と評価 22
1　評価の基本的な考え方 23
2　第１次基本計画の取り組みに関する評価の概要 24
3　第２次基本計画に向けた計画見直しの視点 30

第４章　まちづくりの取り組み内容 33
1　自然の恵みの保全と管理 34
2　自然の恵みの持続可能な利活用 46
2－1　稼げる里海のまちづくり 46
2－2　学べる里海のまちづくり 58
2－3　遊べる里海のまちづくり 66
3　まちの魅力の向上と発信（地域ブランディング） 72

附属資料 79
資料１　志摩市の現状（統計データ） 80
資料２　志摩市のまちづくりに関するアンケート調査結果 96
資料３　沿岸域総合管理とは 103
資料４　志摩市の関連計画 107
資料５　用語の解説 108

本文中、※印がある用語は、資料５：用語の解説に説明があります。

第３章　第１次基本計画の実績と評価

進捗管理の方法に定められた PDCA サイクルに基づく第１次計画の実績と評価の概要は次のとおりです。

第１次基本計画では、基本方針に基づいて取り組みを展開することにより、下図のように５つの成果が発現することを期待し、新しい里海のまちの創生を図りました。

【新しい里海の創生に向けた取り組み】

1. 『自然の恵み』の保全と管理		(1)	新しい里海の創生の目的と情報の共有
		(2)	伊勢志摩国立公園としての適切な自然の利用と景観の保全
		(3)	環境に負荷をかけない生活スタイルの推進
		(4)	環境に負荷をかけない産業の仕組みの構築
		(5)	生物生息環境の保全と再生
		(6)	新しい里海の環境モニタリング体制の確立
2. 沿岸域資源の持続可能な利活用	2-1 『稼げる里海』の創生	(1)	資源管理型漁業の推進
		(2)	森林・農地の適切な利活用の推進
		(3)	『新しい観光』の推進
		(4)	地産地消の推進
		(5)	産業連携への取り組み
		(6)	産業の担い手育成
	2-2 『学べる里海』の創生	(1)	学校教育における里海学習の充実
		(2)	市民みんなが参加できる里海学習機会の充実
		(3)	観光客に対する里海学習や体験学習機会の提供
		(4)	楽しみながら学べる学習プログラム・教材の開発
	2-3 『遊べる里海』の創生	(1)	親しみやすく安全な沿岸域の形成
		(2)	みんなで沿岸域を使える制度やルールの整備
		(3)	美しい沿岸域維持のための美化活動の推進
3. 地域の魅力の向上と発信（地域ブランディング）		(1)	市民や関係者の取り組み目標の共有と理解
		(2)	地域産品の品質管理や認証方法の構築
		(3)	地域イメージの効果的な情報発信

【取り組みにより期待される成果】

豊かな自然環境の保全と再生
人と自然との共生による、豊かでさまざまな生き物の住む新しい里海の実現と、『自然の恵み』の還元

持続的・安定的な農林水産業の実現
持続的な里海資源の利用方法の確立と、高い品質に守られた価格形成による安定的な農林水産業経営の確立

魅力的な観光地の創生
本市独自の『里海ツーリズム』の創出による、魅力的で何度でも訪れたくなる観光地の創生

次世代を担う人材の育成
地域の自然環境や産業の魅力についての理解を醸成し、使命感と希望をもって地域に貢献できる人材の育成

里海文化の継承
レクリエーションや市民活動を通した市民と里海とのふれあう機会の増加による、里海を中心とした地域文化の継承と豊かな生活の維持

稼げる！学べる！遊べる！新しい里海のまち

1 評価の基本的な考え方

計画の見直しを行うにあたり、第１次基本計画期間の取り組みを評価し、見直しを行なうための提言を行うため、志摩市里海創生推進協議会に評価専門委員会を設置して原案を作成し、本会議での審議を経て「志摩市里海創生基本計画に基づく取り組みの評価及び計画見直しに関する提言書」を取りまとめました。

この評価及び提言書では、次に示す２つの視点から評価を行っています。

第一に、評価の対象となった取り組みを第１次基本計画第３章に記載された３つの取り組み分野に分類し、どのような取り組みが実施され、それぞれの取り組みが基本方針に沿って進められたかという視点から評価を試みました。評価の対象として、市内で行われた全ての取り組みを把握することは困難なため、志摩市が主体となり「里海関連事業」として実施した事務事業や「新しい里海創生活動実績集（平成２５年度版）」に掲載されている関係団体、市民団体などの取り組みなどを対象として評価を行い、対象となった取り組み状況を整理したうえで、「取り組みの進捗が確認できない」、「優れた取り組みが行われている」、「特に優れた取り組みが行われている」という三段階での評価を行いました。

第二に、まちづくりの成果として期待される５つの成果の出現状況について、取り組みの状況とあわせて過去から現在までに至るさまざまな成果指標の推移状況を勘案し、評価を試みました。

「第１次基本計画」及び計画期間中の取り組みに対する評価を記載した「志摩市里海創生基本計画に基づく取り組みの評価及び計画見直しに関する提言書」は、新しい里海のまち・志摩ホームページでご覧いただくことができます。

新しい里海のまち・志摩ホームページ
http://www.satoumi-shima.jp/about/

2 第１次基本計画の取り組みに関する評価の概要

第１次の計画期間中には、３つの分野ごとにさまざまな主体によって取り組みが実施され、特に「**干潟※の再生**」「**地域資源のテキスト化**」「**里海学舎の構築（里海ツーリズム）**」の取り組みについては、重点的に取り組みが進められました。取り組みの実績と期待される５つの成果の出現状況に関する評価の概要は次のとおりです。

（１）３つの取り組み分野ごとの主な取り組みに関する評価

１.『自然の恵み』の保全と管理

全国に先駆けて新しい里海のまち宣言が採択され、市民のまちづくりに対する意識の醸成が図られるとともに、志摩市景観計画の運用が始まり本市の重要な地域資源である景観保全に向けた取り組みが進んでいます。また、沿岸遊休地※を活用した**干潟再生**の取り組みが行われ、生物生息環境の保全と再生が図られるとともに、英虞湾や的矢湾で海洋環境の自動観測システムが運用されていることなども全国的にも優れた取り組みであると評価できます。

その一方で、伊勢志摩国立公園の指定を受けている意義については市民に浸透しつつありますが、関係法令などの詳細について十分に理解されているとは言えないことや、希少生物の保全の取り組みが手薄な印象があります。

２. 沿岸域資源の持続可能な利活用

２－１「稼げる里海」の創生

三重県水産研究所の研究成果を活用して地域ごとに独自の水産資源管理が行われ、観光業にとっても重要な水産資源の生産性の維持が図られているほか漁業塾や農業塾などがさまざまな主体により実施され、後継者の育成に結びついています。里海をテーマとしたさまざまな集客・交流イベントやスポーツイベントが実施されるなど、里海ツーリズムのコンテンツつくりが進むとともに、**里海学舎**の構築に向けた官学連携による研究会が設置され、観光客入込数の増大など一定の成果が得られつつあります。一方、森林資源の利活用や獣害対策については抜本的な解決策を見出すことができていないほか、地域の産品

の魅力を理解し、発信していくための**地域資源のテキスト化**の取り組みについては、きんこ※などを対象に作業が進んでいますが、十分な進捗が図られていない印象があります。

２－２「学べる里海」の創生

市内の学校において、海洋教育と方向をそろえた里海学習が推進され、漁業者や農業者などと連携した授業などが行われているほか、三重県立水産高校と市内の小学校が連携した体験事業なども優れた取り組みであると評価できます。また、地域の関係者が連携して、里海学習を目的とした新たなツアー開発などが行われています。

一方、子どもから大人までが参加できる学習機会が多いとは言えず、観光施設などにおける環境配慮に対する認証制度などについては確立されていません。

２－３「遊べる里海」の創生

阿児町を流れる前川では、河床への自然石の配置やダムの開放などが行われ、生物の生息環境が改善しています。また、自治会や漁協以外にもサーフィンなどで海岸を利用する団体により定期的に沿岸域の清掃活動が行われるなど、市民の環境に対する意識の高さが伺えます。

しかし、沿岸域がさまざまな形で利用されるようになっていますが、具体的なルールの制定について検討される段階には至っていません。

３. 地域の魅力の向上と発信（地域ブランディング）

志摩市の広報紙やホームページ、フェイスブックなどを活用し、さまざまなイベントを通して新しい里海のまち・志摩としての情報発信が行われています。また、笹川平和財団海洋政策研究所との連携により国内外で開催される国際会議などにおいて情報発信を行っているほか、平成 25 年に国際会議を誘致し、情報発信をおこなったことは優れた取り組みです。

しかし、新しい里海のまちとして地域をブランディングしていくというまちづくりのコンセプトに対する市民の理解と誇りの醸成が十分ではなく、自主的な活動に結び付いているとは言えない部分もあります。

第３章　第１次基本計画の実績と評価

（２）５つの期待される成果に関する評価

１．豊かな自然環境の保全と再生

市民団体が中心になった河川、海岸の清掃活動、漁業者による自主的な漁業管理が行われています。また研究機関と連携して詳細な環境モニタリングが継続され、学術的な研究に基づいて「豊かな海」への再生の努力が行われてきました。その一環として、とりわけ基礎自治体の方針として**干潟再生事業**に取り組み、三重県水産研究所や環境省とも連携し、市民参画で進めようとしている点がユニークです。

２．持続的・安定的な農林水産業の実現

志摩市の農林水産業の振興は、食材や農村・漁村のなりわい景観※など観光資源の側面があり、生産性の向上と付加価値の向上という二つの視点から取り組みが進められています。なかでも生産者が加工・流通産業の関係者と連携し、農水商工観光連携、６次産業化※などにより里海の商品として付加価値を付けた商品開発と販売に向けた動きが始まっています。そうした取り組みを多くの関係者が連携して行っていくうえでも、さまざまな**地域資源のテキスト**を作成し、各資源の優れた点、特質、込められた努力などを、市民のみならず観光客、消費者とも共有していくことが重要です。

３．魅力的な観光地の創生

志摩市の豊かな自然とその持続的な利用に向けた取り組みを体験し、深く味わってもらう観光としての里海ツーリズムの展開に向け、**里海学舎の構築**に向けた検討が行われ、具体化しつつあります。それは、先駆けとして行われてきた学校法人立命館や三重大学との連携協定を基にしたモデルツアーに見られるように、農業者・漁業者や商工業者、環境保全に取り組む団体の生業の場、生活の場に根差したプログラムになります。また観光事業者も干潟の再生に取り組むなど、新しい里海のまち・志摩という地域イメージの発信と観光地としての魅力の向上が確実に進んでいます。

４．次世代を担う人材育成

短期的な取り組みとして、漁業者が主体となって実施している漁業塾は、実際に市外からのＩターン、Ｕターンによる漁業者を確保するなどの成果が見られています。農業と漁業をあわせた志摩市らしい多角的な経営指導により後継者の確保が進められており、小人数ではありますが確実に成果があがっていると判断されます。

長期的な取り組みとしては、市内の小中学校と三重県水産研究所、行政機関のほか農林水産業者が連携した志摩市ならではの漁業体験や農業体験、沿岸域の自然環境保全に関する環境教育がなど実践されており、海洋教育の推進という視点から高い評価を受けています。これらの取り組みにより、将来的にＵターンのきっかけとなることが期待できることから、継続して取り組むことにより成果の発現につなげていくことが必要です。

５．里海文化の継承

入り組んだ海岸地形に点在している集落ごとに継承されてきた文化は非常に多様です。地域のコミュニティや志摩市歴史民俗資料館により、地域に引き継がれてきた多様な文化を保存する取り組みが進められていることは優れた取り組みです。海女文化の保存に向けた取り組みが産業振興とあわせて検討されており、その成果を期待します。

コラム
３つの重点的な取り組みと里海政策らしさ

「干潟の再生」

干潟の再生は、本計画で取り組みの「核」と位置付けた「豊かな自然の保全と管理」の要となる取り組みとして、重点的に取り組みを進めることになりました。

基礎自治体の方針として干潟再生事業に取り組み、三重県水産研究所や環境省とも連携し、市民や企業が参画して進めていく点がユニークで、生物による栄養の循環を促進し、内湾を「豊かな海」へと改善する効果が期待されます。

「地域資源のテキスト化」

地域資源のテキスト化は、個々の商品の素材の特徴・背景、産物を生みだす努力・志、利用や入手の方法などを紹介するにとどまらず、地域の個性・文化との関わり、里海政策とのかかわりを明示することで、「本物であること」「里海の産物であること」をアピールし、他の地域の産物との差別化を図ることを目的に取り組みを進めることとなりました。

これまでに「きんこ」や「アカモク」などをはじめとする地域資源のテキスト化が進められています。

「里海学舎の構築（里海ツーリズム）」

里海学舎は、地域の個性を深く体験し味わってもらう「里海ツーリズム」をコーディネートするとともに、ガイド（小売り業者、生産者を含む）の養成、研修などを担うものとして、重点的に取り組みをすすめることになりました。「地域資源のテキスト」は、里海ツーリズムの推進になくてはならないもので、観光客が訪れた時、体験した時に手にとって読んでもらうとともに、ガイドや店の人が説明するためのツールとなります。

現在、里海ツーリズムの推進に関わる施設や事業所のネットワーク化、学びのコンテンツの整理、ガイド養成に向けた準備が進められています。

海洋立国推進功労者表彰(内閣総理大臣賞)を受賞

志摩市は、平成２７年７月に第８回海洋立国推進功労者表彰※を受賞しました。

この受賞は「豊かな海と山が与える自然からの恵みにより産業や生活環境が成り立っていることを認識し、その恵みを持続的に活用できるよう、我が国の自治体で初となる「沿岸域総合管理計画」を策定・推進するなど、自然環境の保全・再生を図り、自然環境と調和した秩序ある利活用を通じて、地域の経済活動の再生と活性化に取り組むとともに、国際的組織に我が国初の加盟自治体として情報の発信・収集といった加盟各国自治体との連携に積極的に取組を行った。」ことが評価されたもので、自治体としては初めての受賞となります。志摩市の進めるまちづくりが全国的にも優れた取り組みであると評価されています。

3 第２次基本計画に向けた計画見直しの視点

第２次基本計画は、第１次基本計画の評価及び提言書に取りまとめられた以下の提言や、第２次志摩市総合計画や志摩市創生総合戦略の策定過程で集約されたさまざまな意見や検討された志摩市独自の視点を踏まえて取り組み内容の見直しを図っています。

（１）３つの取り組み分野に関する提言（要約）

１.『自然の恵み』の保全と管理

- 情報は、現場の活動団体が自ら連携を模索するようになるまで長期にわたり反復的に発信していくことが必要。
- 適切な自然の利用と景観の保全を図っていくためのルールづくりに対する理解を図ることが必要。
- 「里海ライフスタイル」に温室効果ガスの排出抑制を加え、市民への啓発と市外への情報発信を行うことが必要。
- 廃棄物再利用などの資源循環の取り組みを経済活動として推進することが必要。
- 市民参加型の**干潟や藻場※の再生**事業、希少生物保全の取り組みの進捗を期待する。

２. 沿岸域資源の持続可能な利活用

２－１『稼げる里海』の創生

- 水産資源管理の取り組み努力を里海政策と関連させてより強調することが必要。
- 森林資源の利活用方法の検討や鳥獣害対策について、地域単位で抜本的な対策が進むことを期待する。
- 「**里海ツーリズム**」の展開を加速し、市全体の産業の活性化につなげることを期待する。
- 学校給食、観光施設などにおける地産地消率の把握について検討することが必要。
- 農水商工観光連携により地域内で経済効果を循環させることが必要。
- 農漁業以外にも新規就業者、移住者を求め、その支援を行うことが必要。

２－２『学べる里海』の創生

- 自然環境の保全が地域の産業活性化に必要であることを意識して子どもたちに伝えていくことが必要。
- 人材の育成のため、効果的な研修機会を設け、取り組みが継続できる仕組み（**里海学舎**）が必要。
- 里海の観光施設としての排水対策など自然環境への配慮についてＰＲする仕組みが必要。
- **里海学舎**が中心となった連携で、さらに充実した体験や教材の提供が行われることを期待する。

２－３『遊べる里海』の創生

- 生物親和性の高い河川・海岸改修と、減災に向けたハード・ソフトにおける対応の進捗を期待する。
- 沿岸域利用のルールについて必要なところから先行して検討を進めることが必要。
- 活動主体間の連携を図るとともに情報の効果的な発信を助け、取り組みの輪を拡大していくことを期待する。

３. 地域の魅力の向上と発信（地域ブランディング）

- 個別商品の**テキスト化**を行い、単なる商品説明ではなく「新しい里海のまち・志摩」のコンセプトとの関わりを説明することで「地域ブランディング」が強化されます。この取り組みの目標を理解し、共有することが特に重要。
- 「里海」の理念が理解されるよう、情報戦略の検証が必要。

（２）５つの期待される成果に関する提言（要約）

１．豊かな自然環境の保全と再生

・環境や産業の状況をモニタリングし、公的な研究機関や大学などと連携して科学的な検証を行いながら取り組みを進めていくことが必要。

・豊かな自然の恵みの保全が産業振興のもとにあることを、**里海学舎**の構築を通して深く理解することが非常に重要である。

２．持続的・安定的な農林水産業の実現

・生産性の向上を図るとともに、地域そのもののブランド化を通して生産物の付加価値の向上を図っていくことが必要。

・本市を訪れる観光客などを対象に、地産地消型の商品販売による経済効果の地域内循環と生産者価格の維持を図ることが必要。

・戦略的なブランド化の取り組みを進めるうえで、個々の基幹的な**商品のテキスト化**の作業を急ぐことが必要。

３．魅力的な観光地の創生

・里海ツーリズムを展開して行くため、さまざまな関係者が連携し、事業の運営やガイドなどの養成を行う責任ある窓口として**里海学舎**組織の構築が必要。

・本市を訪れた人々が本市のファンとなり、観光や商品購買のリピーターとなることで地域経済の活性化につながるようにすることが必要。

４．次世代を担う後継者の育成

・長期的に、地域の子どもたちに本市の自然環境の保全や地域資源の持続可能な利用、里海文化について学ぶ機会を提供することが必要。

・少子高齢化が進む中で、市外から人材を募っていくことも必要。

５．里海文化の継承

・地域に継承されている貴重な文化を保存、記録し、次世代へ継承することが必要。

第４章では、本市の重点目標である「新しい里海」の恵みを市民みんなが生かすまちづくりを推進するため、第２次基本計画期間中に総合的に推進すべきさまざまな取り組み内容を次ページ以降に紹介します。

第１次基本計画ではさまざまな取り組みの中から「**干潟の再生**」「**地域資源のテキスト化**」「**里海学舎の構築（里海ツーリズム）**」の３つの事業を重点的な取り組みと位置付けましたが、本計画でもこれら３つに加え、必要に応じて具体的で集約的なテーマに重点を絞って取り組みを進めます。

【新しい里海の恵みを市民みんなが生かすための取り組み】

1．自然の恵みの保全と管理		(1)	新しい里海の恵みに関する情報の共有
		(2)	伊勢志摩国立公園としての適切な自然の利用と景観の保全
		(3)	環境に負荷をかけない生活スタイルの推進
		(4)	環境に負荷をかけない産業の仕組みの構築
		(5)	生物生息環境の保全と再生
		(6)	新しい里海の環境モニタリング体制の確立
2．自然の恵みの持続可能な利活用	2-1 稼げる里海のまちづくり	(1)	資源管理型漁業の推進
		(2)	森林・農地の適切な利活用の推進
		(3)	里海ツーリズムの推進
		(4)	地産地消の推進
		(5)	産業連携の推進
		(6)	産業の担い手育成
	2-2 学べる里海のまちづくり	(1)	学校教育における里海学習の充実
		(2)	市民みんなが参加できる里海学習機会の充実
		(3)	観光客に対する里海学習や体験学習機会の提供
		(4)	楽しみながら学べる学習プログラム・教材の開発
	2-3 遊べる里海のまちづくり	(1)	親しみやすく安全な沿岸域の形成
		(2)	みんなで沿岸域を使える制度やルールの整備
		(3)	美しい沿岸域維持のための清掃活動の推進
3．まちの魅力の向上と発信（地域ブランディング）		(1)	市民や関係者の取り組み目標の共有と理解
		(2)	地域産品の品質管理や認証方法の構築
		(3)	地域イメージの効果的な情報発信

【取り組みにより期待される成果】

豊かな自然環境の保全と再生
人と自然との共生による、豊かでさまざまな生き物の住む新しい里海の実現と、『自然の恵み』の還元

持続的・安定的な農林水産業の実現
持続的な里海資源の利用方法の確立と、高い品質に守られた価格形成による安定的な農林水産業経営の確立

魅力的な観光地の創生
本市独自の『里海ツーリズム』の創出による、魅力的で何度でも訪れたくなる観光地の創生

次世代を担う人材の育成
地域の自然環境や産業の魅力についての理解を醸成し、使命感と希望をもって地域に貢献できる人材の育成

新しい里海の文化の継承
レクリエーションや市民活動を通した市民と里海とのふれあいの増加による、里海を中心とした地域文化の継承と豊かな生活の維持

稼げる！学べる！遊べる！新しい里海のまち

志摩市創生総合戦略

（ 第1 期）

平成 28 年 3 月 1 日

志 摩 市

３－２．その他の計画に基づく独自の視点

１）「『自然と共生するまち』と「『市民が誇りをもてるまち』

志摩市では、10年間のまちづくりに関する基本的な方針を定めた市政運営の最上位計画として「志摩市総合計画」を定めて、１）自然と共生するまち、及び２）市民が誇りをもてるまちをまちづくりの基本理念としています。そのうえで、「住む人支え 来る人迎える 豊かな里と海のまち」を志摩市の将来像として定めています。

そこで、志摩市の地方創生においては、社会減対策に重点を置くことで、志摩市総合計画でめざす姿に寄与するような具体的な施策の実施に努めます。

２）新しい里海の恵みを市民みんなが生かすまちづくり

志摩市では、市の全域の陸域と共同漁業権が設定されている海域を沿岸域として一体的に管理するため「志摩市里海創生基本計画」を定めて、新しい里海の恵みを市民みんなが生かすまちづくりを進めています。

そのための取り組みの基本方針として、１）自然の恵みの保全と管理、２）自然の恵みの持続可能な利活用、及び３）まちの魅力の向上と発信の３つの方針が掲げられており、特に２点目の方針に基づいて、「稼げる里海のまちづくり」、「学べる里海のまちづくり」及び「遊べる里海のまちづくり」の３つの里海のまちづくりに取り組むこととされています。

そこで、志摩市の地方創生においては、本市の推進する里海創生に寄与するような具体的な施策の実施に努めます。

３）志摩の雄大な自然と悠久の歴史、伝統、文化を、「『にぎわい』がめぐる景観まちづくり

志摩市では、本市の美しい自然景観や豊かな歴史・文化的景観を大切にすることで、市民が郷土への愛着と誇りを感じるとともに、本市を訪れる人々に良い印象を与えるという考えのもと、良好な景観の形成は、まちに潤いを与え、地域の魅力を高め、地域の活性化を促すことにもつながるという理念に基づき、本市のもつ自然、歴史、文化等から見た本市にふさわしい良好な景観の形成を図るため、「志摩市景観計画」を定めて、景観まちづくりを推進しています。

このなかでは、本市の各地域にある豊かな自然、歴史・伝統文化をもつ地区を重点候補地とし、その地区の持つ魅力を引き出し、将来に継承するとともに、これらの地区を、良好な景観の形成に配慮した道路がネットワークとしてつながることにより、各地区での来訪者や居住者の交流の拡充を図り、それが志摩市全域に展開する、にぎわいのネットワークの形成を図ることとしています。

そこで、志摩市の地方創生においては、重点候補地区を中心にネットワークを形成するという本市の推進する景観まちづくりに寄与するような具体的な施策の実施に努めます。

資料2-3

小浜市海のまちづくり計画

平成２７年４月

小浜市海のまちづくり協議会

目次

はじめに　ページ番号

１．計画策定の趣旨・位置づけ　2

２．計画の対象範囲　2

３．計画の期間　3

第１章　基本方針

１．小浜市の目指す姿　3

２．取組みの基本的な方向　3

（１）沿岸域総合管理に基づく取組みの推進

（２）自然環境の保全

（３）産業・教育の振興

（４）市民参加を通じた郷土愛の醸成

第２章　具体的な取組み事項

■　（仮称）「海のまちづくり未来会議」の設置　4

■　ハマ自慢大会の開催　5

■　砂浜の生き物調査の実施　6

■　食べられる海藻の調査・研究、活用　7

■　地下水・湧水の調査・研究、活用　8

■　イサザの調査・研究、活用　9

■　海岸漂着ゴミの回収・処理のルールづくり　１０

第３章　計画の推進

１．計画の推進体制　１１

２．計画の進捗管理　１１

３．情報の発信　１１

○小浜市海のまちづくり協議会 委員名簿　１２

まち・ひと・しごと創生

小浜市総合戦略

「夢、無限大」
感動おばま

平成 27 年 10 月 30 日

福井県　小浜市

2）水産業

① 消費者からの需要が高い「若狭もの」の生産拡大

- 福井県立大学海洋生物資源学部や若狭高校海洋科学科、福井県栽培漁業センター等の市内に集積する水産研究・人材育成機関との連携を図り、水産物の生産拡大および高付加価値化を進めます。
- 人工的に藻場を造成し、サザエやアワビ、ウニ等の磯根生物が生息しやすい環境を整備するとともに、藻場に生える海藻の商品化を進め、漁業者の所得向上を図ります。
- 小浜市と縁の深いサバについて、養殖による生産量の拡大に取り組むとともに、日本遺産に認定された「御食国若狭と鯖街道」のストーリーを活かした販路を開拓し、観光誘客につなげます。
- 福井県栽培漁業センター等と連携して、地域の特性や消費者ニーズを踏まえた魚種の検討を行い、市内に集積している水産研究機関の技術を活かした新しい栽培漁業を推進します。
- 海底耕うんや堆積物除去等の漁場整備による資源保護を推進します。
- 漁港施設等の機能確保のため、機能保全計画による整備・維持補修を実施します。

② 水産業を核とした経済の好循環の創出

- 「おばま醤油干」や「小鯛ささ漬け」、「浜焼き鯖」、「へしこ・なれさば」など、地域に根付く小浜市独自の食品加工文化をブランド化し、地域内外に向けて発信することで、小浜市に集積する水産物の流通・加工業の活性化を図ります。
- 近年のブルーツーリズムに対するニーズの高まりに対応するため、各々に異なる漁業集落の特徴を活かした訪問・滞在プログラムを開発することで、交流人口の拡大を促し、漁村全体の活性化につなげます。
- 小浜市のその他の観光資源と連携しつつ、小浜市で「獲る・加工する」段階から、市内で「楽しむ・食べる・買う」、市外で「売る」段階までをつなげることで、経済の好循環の創出を図ります。

③ 沿岸域総合管理による「海のまちづくり」の推進

- 沿岸域総合管理の手法を活用して、漁業者や市民、行政等の様々な主体が連携して海の環境保全等に取り組み、小浜市の海の魅力を内外に発信します。
- 豊かな自然環境の形成、海の安全・安心の提供、やすらぎ空間の提供等の水産業・漁村の多面的な機能の発揮に向けた支援を行い、魅力と活力のある漁業・漁村の構築を図ります。

資料2-5

全国アマモサミット2016 in 備前

備前発！里海・里山ブランドの創生 ～地域と世代をつなげて～

think nature AMAMO SUMMIT JAPAN

備前市日生は、海のゆりかごと呼ばれ健全な沿岸環境の維持に欠かせない"アマモ場"再生活動発祥の地として知られています。昭和60年に地元の漁師19名がアマモの種播きに着手したのを皮切りに、30年もの長きにわたり活動を継続してきました。現在では、アマモ研究者をはじめとする有識者はもとより、消費者団体や次世代を担う学生や子ども達も参画し、活動の輪は新たな広がりを見せています。

では、なぜ人はアマモ場の再生を目指すのでしょう?

海のために…。自分のために…。未来の子どもたちのために…。その答えは人それぞれですが、なぜか活動している人たちはみんな「笑顔」で参加しています。

アマモ場の恵みを様々な視点から改めて見直し、このような活動の輪をさらに全国に広げるべく、有識者による基調講演やパネルディスカッションを軸とした「全国アマモサミット2016 in 備前」を開催します。

2016年 6月3日㊎～6月5日㊐

開催場所：岡山県備前市（メイン会場：備前市立日生市民会館）

参加・宿泊のお申し込みは大会ホームページから（4月1日より募集開始）

6月3日㊎

◆ **沿岸環境関連学会連絡協議会ジョイント・シンポジウム**
9：30～17：30【日生町漁業協同組合】入場無料
「我が国沿岸域におけるアマモ場再生への道～これまでとこれから～」

◆ **流れ藻回収大作戦** 参加無料
14：20～16：00【日生町漁業協同組合 14：00集合】
※大会ホームページより事前登録が必要です。

6月4日㊏

◆ **全国アマモサミット** 入場無料
9：30～17：00【備前市立日生市民会館】
第1部『アマモ場再生活動30年の歩み～振り返りと将来展望～』
第2部『アマモ場再生への道～里海づくりが目指すもの～』
第3部『里海・里山ブランドの発信～地域と世代をつなげて～』

◆ **レセプション 18：00～20：00**
参加費：5,000円　※大会ホームページより事前申し込みが必要です。

6月5日㊐

◆ **海辺の自然再生・高校生サミット** 入場無料
9：00～12：10【備前市立日生市民会館】

◆ **全国アマモサミット クロージングイベント** 入場無料
12：10～12：30【備前市立日生市民会館】

同時開催 ◆ **里海体験ツアー、観光ツアー**
※大会ホームページより事前申し込みが必要です。

【主催】全国アマモサミット2016 in 備前 実行委員会
大会長：吉村武司（備前市長）
実行委員長：田中丈裕（NPO法人 里海づくり研究会議 理事・事務局長）
構成：日生町漁業協同組合・伊里漁業協同組合・備前商工会議所・備前東商工会・備前観光協会・㈱岡山県備前焼陶友会・笹川平和財団海洋政策研究所・NPO法人里海づくり研究会議・認定NPO法人共存の森ネットワーク・NPO法人海辺つくり研究会・生活協同組合おかやまコープ・(公財)おかやま環境ネットワーク・岡山県・備前市

【共催】沿岸環境関連学会連絡協議会
構成：日本水産学会・土木学会海岸工学委員会・沿岸域研究連携推進小委員会・日本海洋学会海洋環境問題委員会・日本水産工学会物質循環研究会・土木学会水工学委員会・日本船舶海洋工学会海洋環境研究会・応用生態工学会・水産海洋学会・日本海洋学会沿岸海洋研究会・日本沿岸域学会・日本ベントス学会・日本プランクトン学会

【後援】環境省・水産庁・国土交通省中国地方整備局・岡山市・倉敷市・瀬戸内市・玉野市・笠岡市・浅口市・全国漁業協同組合連合会・岡山県漁業協同組合連合会・NHK岡山放送局・山陽新聞社・朝日新聞岡山総局

【協賛】生活協同組合おかやまコープ・東海シーブロ㈱はりまフレッシュ事業部・金平鉄鋼㈱・満長建設工業㈱・㈱エイト日本技術開発・アイサワ工業㈱・橋本産業㈱・日生信用金庫・岡山県漁業協同組合連合会・岡山県漁船保険組合・東備水産振興協議会・クラレケミカル㈱・キリンビールマーケティング㈱ ほか

★お問い合わせ先★

全国アマモサミット2016 in 備前 実行委員会事務局
（備前市まち産業課 里海・水産係）
〒705-8602 岡山県備前市東片上126番地
TEL：0869-64-1836　FAX：0869-64-1850
大会ホームページ http://amamo-summit2016.com

アマモサミット プログラム

※プログラムは変更される場合があります。ご了承ください。

6.3 金

■沿岸環境関連学会連絡協議会ジョイント・シンポジウム
「我が国沿岸域におけるアマモ場再生への道～これまでとこれから～」
9：30～17：30【日生町漁業協同組合】

全国のアマモ研究者が一堂に会し、アマモ場の重要性を再認識し、アマモ場再生技術の現状と課題を総括する議論を覗いてみませんか？

■流れ藻回収大作戦
14：20～16：00【日生町漁業協同組合 14：00集合】

アマモ場再生活動の一環としておこなう流れ藻の回収を、日生中学校の生徒たちと共に体験してみませんか？

※大会ホームページより事前登録が必要です。乗船数に限りがありますので先着順で定員となり次第締め切りとさせていただきます。

6.4 土

■全国アマモサミット 9：30～17：00【備前市立日生市民会館】
8：30～ 受付開始（開場9：00～）
9：30～ オープニングセレモニー（日生中学校吹奏楽部）

第1部『アマモ場再生活動30年の歩み～振り返りと将来展望～』

10：15～ 基調講演Ⅰ「岡山県日生のアマモ場再生の特徴－水産業の過去の教訓と経験の活用と広域的な人のつながり」
九州大学大学院工学研究科　准教授　清野聡子氏

10：35～ 基調講演Ⅱ「人と海に学ぶ海洋学習 ～日生中の挑戦～」
日生中学校　教諭　藤田孝志氏

10：50～ 日生中学校生徒による演劇「海に種まく人々」

11：30～ パネルディスカッション「海の守人達の声」
■コーディネーター：日生中学校の卒業生
■進行サポート：認定NPO法人共存の森ネットワーク事務局長　吉野奈保子氏
■パネリスト：湯本重廣氏、藤生泰三氏、磯本洋氏、川淵義徳氏、早川雅清氏【日生の漁師】、本田満寿美氏【元つぼ網組婦人部】、田中丈裕氏【NPO法人里海づくり研究会議】

12：15～13：15 昼休憩

第2部『アマモ場再生への道～里海づくりが目指すもの～』

13：15～ 基調報告「沿岸環境関連学会連絡協議会ジョイント・シンポジウム 我が国沿岸域におけるアマモ場再生への道～これまでとこれから～」の成果報告
北海道大学大学院水産科学研究院　教授　今井一郎氏

13：30～ パネルディスカッション「全国各地の取り組み～地域をつなぐ里海づくり～」
■コーディネーター：九州大学　名誉教授　柳哲雄氏
■パネリスト：木村尚氏【東京湾】、佐藤伸寿氏【東松島市】、藤田孝志氏【日生中学校】、西野ひかる氏【小浜湾】、川畑友和氏【指宿市】、岩井克巳氏【大阪湾】、平賀大蔵氏【三重県】

14：55～15：05 休　憩

第3部『里海・里山ブランドの発信 ～地域と世代をつなげて～』

15：05～ 基調講演「"里山資本主義"から"里海資本論"へ」
NHKエンタープライズ　エグゼクティブ・プロデューサー　井上恭介氏

15：35～ パネルディスカッション「備前発！里海・里山ブランドの創生～地域と世代をつなげて～」
■コーディネーター：笹川平和財団海洋政策研究所海洋研究調査部部長　古川恵太氏
■パネリスト：井上恭介氏【NHKエンタープライズ】、天倉辰己氏【日生町漁協】、森本温美氏【生活協同組合おかやまコープ】、平川忠氏【備前焼作家】、藤井和平氏【笠岡市漁協】、渋澤寿一氏【認定NPO法人共存の森ネットワーク】

18：00～ レセプション　会費 5,000円
※大会ホームページより事前申し込みが必要です。

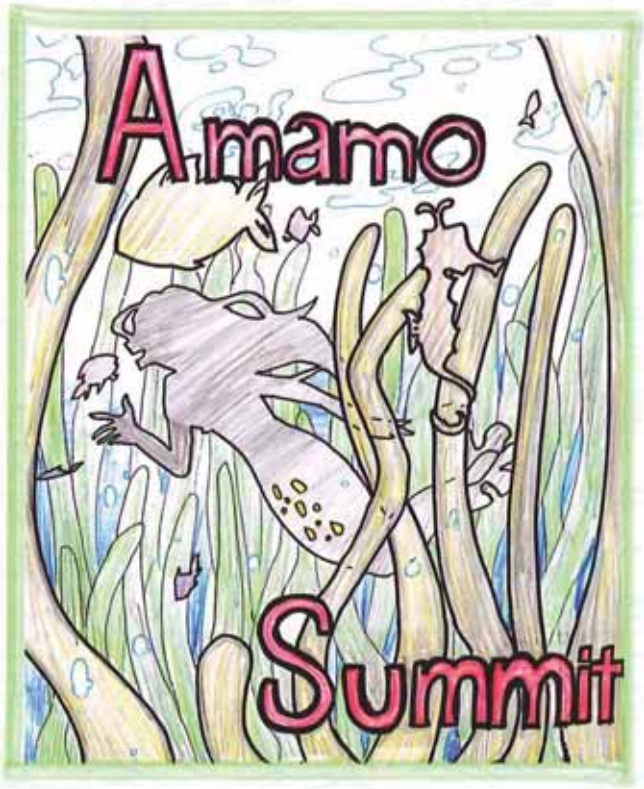

6.5 日

■海辺の自然再生・高校生サミット
9：00～12：10【備前市立日生市民会館】

主催：NPO法人海辺つくり研究会
　　認定NPO法人共存の森ネットワーク
助成：一般財団法人セブン-イレブン記念財団（予定）
全国各地の小・中・高校生による活動発表＆意見交換

■全国アマモサミットクロージングイベント
12：10～12：30【備前市立日生市民会館】

12：10～ 大会宣言　田中丈裕実行委員長
（NPO法人里海づくり研究会議理事・事務局長）

12：20～ 次期開催地PRと引き継ぎ式

同時開催

◆里海体験ツアー、観光ツアー
30年間継続してきたアマモ場再生活動の成果を感じてみませんか。

※大会ホームページより事前申し込みが必要です。

資料2-6

BIZEN

備前市まち・ひと・しごと創生長期人口ビジョン
備前市まち・ひと・しごと創生総合戦略

岡山県備前市

３．基本的な方向

（１）基本的な考え方

子育て世代の人口流出を抑制して市に活気を取り戻すことを念頭に、第２次総合計画では、「教育のまち備前」を将来像として掲げ、教育の質・学力の向上、子育て支援や福祉の充実などに取り組んでいます。

その例として、小中学校の児童・生徒へのタブレット端末配付、幼保一体型施設建設等を推進しており、「備前市＝教育のまち」が定着することにより、子育て世代が、都市の生活の利便性よりも教育環境の優れた本市の保育園・幼稚園・小中学校に我が子を通わせたいと思うようになれば、子育て世代の流出防止だけでなく都市部からの取り込みも可能と考えています。

産業振興面は、企業用地の造成等、企業誘致による雇用の拡大も図って人口減対策に取り組んでいますが、さらに、地域の資源を生かした特色ある事業に取り組みます。

本市の特徴である豊かな自然と伝統文化の活用が本市創生の鍵になると考えており、里山・里海が持つ山林資源・水産資源の活用にコンパクトシティの実現を加え、魅力ある地域づくりに取り組みます。

里山づくりでは、間伐材を原料に木質パウダーを製造し燃料として活用する木質バイオマスによる再生可能エネルギーモデル事業など里山の資源を生かす事業を産学連携で構築し、新規産業と雇用を生み出し、人口減少の抑制と活気あるまちづくりにつなげていきます。

里海づくりでは、アマモ場の再生活動を核とし、豊かな海を再生することにより、地元産物の付加価値の向上、漁業収入の増加を図り、漁業就業人口の減少に歯止めをかけるとともに、水産物のブランド化による新たなビジネスを構築し、雇用創出に結びつけていきます。

コンパクトシティでは、市内各地に小さな拠点をつくり、中心部まで出て行かなくても生活ができるまちにしていきます。その具体的手法となるのがICTであり、ICTで役所との物理的な距離を埋め、最終的には、見守りサービス、買い物支援、ネット診療などにまで広げ、市内ならどこに住んでも安心というまちを実現したいと考えています。

文化面では、本市にある旧閑谷学校は、江戸時代から今もその学びの精神を伝え続ける学びの原郷であり、「教育のまち」をイメージさせます。これと千年の歴史を持つ備前焼の振興を融合し、人を育て、大事にし、伝統と先進性を併せ持った魅力的なまちを目指します。

「瀬戸内海環境保全基本計画」変更のポイント

○ 『豊かな瀬戸内海』という考え方を踏まえ、生物多様性の観点から、藻場・干潟等の保全を含んだ**「沿岸域の環境の保全、再生及び創出」を新たに目標立てし**、今後の施策の方向性を明確化

○ 水質保全に関して、水質汚濁防止のための保全に加え、**地域性や季節性に合った水質の管理が重要**であるため、水質保全の目標に**「管理」の観点を追加**

○ 生物多様性の観点からも、水産資源が、生態系の構成要素であり限りあるものであるため、**「水産資源の持続的な利用の確保」を新たに目標立てし**、今後の施策の方向性を明確化

○ 現計画も含めこれまでの計画において、期間を設けておらず進捗管理の規定がなかったため、**計画の期間を設け**、**施策の進捗状況について点検**を行うことを明確化

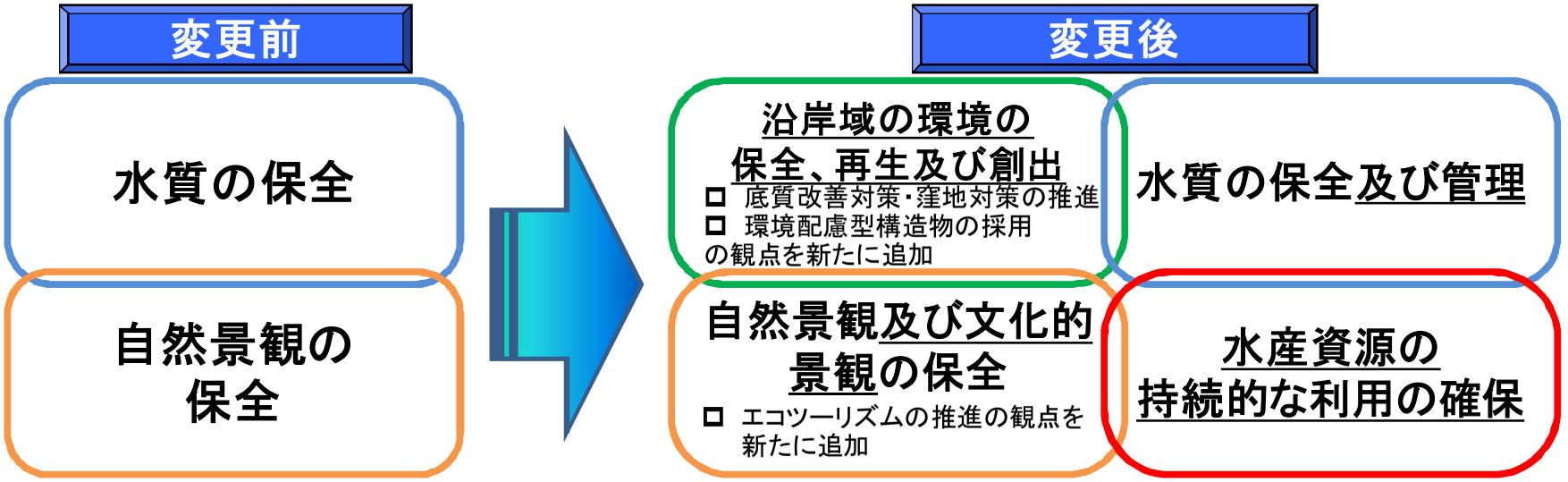

⇒湾・灘ごとや季節ごとの課題に対応し、多面的価値・機能が最大限に発揮された**『豊かな瀬戸内海』**を目指す

瀬戸内海環境保全特別措置法の改正の概要

（平成27年10月2日公布・施行）

【総則的事項】

「瀬戸内海の環境の保全」に関する基本理念の新設（第2条の2）

瀬戸内海の特性
・我が国のみならず世界においても比類のない美しさを誇り、かつ、その自然と人々の生活・生業及び地域のにぎわいとが調和した自然景観と文化的景観を併せ有する景勝の地
・国民にとって貴重な漁業資源の宝庫
→その恵沢を国民がひとしく享受し、後代の国民に継承すべきもの

①瀬戸内海を、人の活動が自然に対し適切に作用することを通じて、美しい景観が形成されていること、生物の多様性・生産性が確保されていること等その有する多面的価値・機能が最大限に発揮された豊かな海（里海）とする

②施策は、規制の措置のみならず、地域の多様な主体による活動（いわゆる「里海づくり」の活動）を含め、藻場、干潟その他の沿岸域の良好な環境の保全・再生・創出等の瀬戸内海を豊かな海とするための取組を推進するための措置を併せて講ずることにより、総合的かつ計画的に推進する

③施策は、瀬戸内海の湾、灘その他の海域ごとの実情に応じて行う

瀬戸内海環境保全基本計画及び府県計画に関する改正（第3条・第4条）

○政府は、基本理念にのっとり、次に関する瀬戸内海環境保全基本計画を策定
①沿岸域環境の保全・再生・創出
②水質の保全・管理
③自然景観・文化的景観の保全
④水産資源の持続的な利用の確保　　等
○政府は、おおむね5年ごとに基本計画に検討を加え、必要があると認めるときは、変更（いわゆるPDCAサイクルの明確化）

→

○関係府県知事は、府県計画を定めようとするときは、関係のある瀬戸内海の湾、灘その他の海域の実情に応じたものとなるよう、当該湾、灘その他の海域を単位として関係者により構成される協議会（湾灘協議会）の意見を聴き、その他広く住民の意見を求める等、必要な措置を講ずる

※関係府県　大阪・兵庫・和歌山・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・福岡・大分・京都・奈良の13府県

○これらの計画の達成に必要な措置が円滑・着実に実施されるよう、国は、地方公共団体に対し、必要な援助を行うように努める

【具体的施策の追加等】

漂流ごみ・海底ごみの除去等の施策の追加（第16条の2・第19条の2・第19条の3）

○国及び地方公共団体は、①漂流ごみ・海底ごみの除去等、②生物の多様性・生産性の確保に支障を及ぼす動植物の駆除等、③水産動植物の繁殖地の保護・整備、水産動物の種苗の放流等に努める

貧酸素水塊の発生機構の解明等の施策の追加（第18条）

○政府は、貧酸素水塊の発生機構の解明及びその防除技術の開発に努める

自然海浜保全地区の指定に係る干潟の明記（第12条の7）

○関係府県が、干潟について自然海浜保全地区の指定をすることができることを明らかにする

環境大臣による環境状況の定期的な調査とその結果の活用を法定化（第19条の4）

○環境大臣は、瀬戸内海の環境の状況を定期的に調査し、その結果を法の適正な運用に活用

【検討条項】（附則第2項・第3項）

①政府は、瀬戸内海における栄養塩類（りん・窒素）の減少、偏在等の実態の調査、それが水産資源に与える影響に関する研究その他の瀬戸内海における栄養塩類の適切な管理に関する調査及び研究に努め、その成果を踏まえ、法施行後5年を目途として、瀬戸内海における栄養塩類の管理の在り方について検討を加え、必要と認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる

②政府は、①のほか、法施行後5年以内を目途として、新法の施行状況を勘案し、特定施設の設置の規制の在り方を含め、新法の規定について検討を加え、必要と認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる

資料3-2
東京湾再生推進会議の構成

東京湾再生プロジェクトについて
About the Tokyo Bay Renaissance Project

■東京湾再生推進会議の構成

東京湾再生推進会議
（局・部長クラス等で構成）
構成メンバー

↓

幹　事　会
（課長クラスで構成）
構成メンバー

↓

【陸域対策分科会】
構成メンバー

下水道の整備・機能改善等による東京湾の流域の汚濁負荷削減対策等に関すること

【海域対策分科会】
構成メンバー

干潟・浅場等の保全・再生及び汚泥の除去等による東京湾の海域浄化対策に関すること

【モニタリング分科会】
構成メンバー

東京湾の海域環境のモニタリング及び分析に関すること

事務局：国土交通省港湾局　水管理・国土保全局下水道部　海上保安庁

■Home top

2. 東京湾再生のための行動計画（第一期）の総括

第一期計画の評価

東京湾の**「底層のDO（溶存酸素量）」に明らかな改善傾向は認められない**ものの、化学的酸素要求量（COD）、窒素、リンの発生汚濁負荷量は着実に減少し、再生された浅場や干潟で生物の生息が確認されるなど、取組に対する一定の成果が認められた。

第一期計画での明らかになった課題

○ 行動計画の評価指標では評価出来ない環境施策や行動が多くある。より**きめ細やかな評価指標**の設定が必要。

○ 環境改善は短期間で達成できるものではないので、**長期的視点で粘り強く取組を継続**するとともに、改善に向けた**活動や行動の輪を広げる**工夫が必要。

3. 東京湾再生のための行動計画（第二期）の概要

第二期行動計画の全体目標

快適に水遊びができ、**「江戸前」をはじめ**多くの生物が生息する、
親しみやすく美しい「海」を取り戻し、
首都圏にふさわしい「東京湾」を創出する。

（第一期の目標に***「江戸前」***
（＝東京湾全体でとれる新鮮な魚介類）を追加。）

第二期行動計画のポイント

○ 長期的視点で粘り強く取組を継続するとともに、できることをできるところから一つずつ環境改善対策
を積み 重ねる。

○ 東京湾の環境改善に向けた活動や行動の輪を拡げるため、企業、NPO、水産関係者、研究者、レ
ジャー関係者、市民等東京湾に関わりをもつ多様な主体で構成される**「東京湾再生官民連携フォーラム」**を設置し、推進会議への提案等を行う組織とする。

○ 施策の効果を端的に評価できる場所を**アピールポイントとして7カ所設定**する。

○ あらゆる興味を東京湾に引き付けられるよう、**評価指標**や手法を工夫する。

平成27年8月19日現在

東京湾再生推進会議委員名簿

○：座長

内閣官房内閣参事官
国土交通省水管理・国土保全局下水道部長
〃　水管理・国土保全局長
〃　大臣官房技術参事官（港湾）
○　〃　海上保安庁次長
農林水産省農村振興局整備部長
〃　林野庁森林整備部長
〃　水産庁増殖推進部長
〃　〃　漁港漁場整備部長
環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長
〃　大臣官房審議官（水・大気環境局担当）
埼玉県環境部長
〃　都市整備部長
千葉県環境生活部長
〃　県土整備部長
東京都下水道局長
〃　環境局自然環境部長
〃　港湾局長
神奈川県環境農政局環境部長
〃　県土整備局河川下水道部長
横浜市環境創造局長
〃　港湾局長
川崎市環境局長
〃　建設緑政局長
〃　上下水道事業管理者
〃　港湾局長
千葉市建設局長
〃　環境局長
さいたま市建設局長
〃　環境局長

平成 25 年 5 月 31 日

東京湾再生推進会議幹事会幹事名簿

国土交通省水管理・国土保全局河川環境課流域治水室長
〃　　〃　　下水道部流域管理官
〃　海事局船舶産業課舟艇室長
〃　港湾局海洋・環境課長
〃　海上保安庁総務部参事官
農林水産省農村振興局整備部農村整備官
〃　林野庁森林整備部計画課長
〃　水産庁増殖推進部漁場資源課生態系保全室長
〃　　〃　漁港漁場整備部計画課長
環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課浄化槽推進室長
〃　水・大気環境局水環境課閉鎖性海域対策室長
埼玉県都市整備部都市計画課長
〃　下水道局下水道管理課長
〃　環境部水環境課長
千葉県県土整備部都市整備局下水道課長
〃　県土整備部港湾課長
〃　環境生活部環境政策課長
〃　環境生活部水質保全課長
東京都下水道局計画調整部カーボンマイナス推進担当課長
〃　港湾局港湾整備部環境対策担当課長
〃　環境局自然環境部水環境課長
神奈川県県土整備局河川下水道部流域海岸企画課長
〃　　環境農政局環境部大気水質課長
横浜市環境創造局政策調整部政策課下水道政策調整担当課長
〃　港湾局企画調整部企画調整課計画担当課長
川崎市上下水道局下水道部下水道計画課長
〃　港湾局港湾経営部経営企画課長
〃　環境局環境対策部環境対策課担当課長
千葉市建設局下水道建設部下水道計画課長
〃　環境局環境保全部環境規制課長
さいたま市建設局下水道部下水道計画課長
〃　　環境局環境共生部環境対策課長

東京湾再生官民連携フォーラムの活動

東京湾再生官民連携フォーラムは、多様な主体で構成され、東京湾再生推進会議への政策提案を行う組織です。東京湾の環境改善方策の検討などに取り組み、東京湾の大切さや東京湾のシンボル・江戸前の啓発活動を実施しています。

1. 東京湾再生のための行動計画について

概　要

- ○ 東京湾の再生を図るため、平成14年2月に関係省庁及び自治体が「東京湾再生推進会議」を設置
- ○ 平成15年3月に「東京湾再生のための行動計画（第一期）」を策定
- ○ 平成25年5月31日に第一期行動計画の期末評価及び次期行動計画（第二期）を策定

東京湾再生のための行動計画

全体目標

快適に水遊びができ、
多くの生物が生息する、
親しみやすく美しい「海」を取り戻し、
首都圏にふさわしい「東京湾」を
創出する。

汚泥の浚渫

海域環境の改善

海域のゴミ回収

各種施策の連携

下水道の整備

モニタリング

啓発活動

汚濁流入負荷の削減

東京湾再生官民連携フォーラムの活動

7つのグループ組織（プロジェクトチーム<ＰＴ>）が活動しています

＜平成25年11月23日発足＞

◆東京湾環境モニタリングの推進ＰＴ

＜ミッション＞
○ 東京湾再生推進会議と協働したモニタリング（東京湾環境一斉調査等）の実施及び成果についての普及、啓発を促進する。

◆生き物生息場つくりＰＴ

＜ミッション＞
○ 多様な関係者が連携した生き物生息場（アマモ場等）の再生策を提案する。
○ 民間企業が主体的に自然再生を実施する際の枠組み・インセンティブ・ＰＲ方策等を検討する。

◆「東京湾再生のための行動計画」の指標検討ＰＴ

＜ミッションは終了しました＞
○ 指標検討ＰＴにより検討されたミッションは、フォーラム総会での承認を受け、平成26年11月17日に東京湾再生推進会議へ政策提案を行いました。

◆江戸前ブランド育成ＰＴ

＜ミッション＞
○「江戸前」という言葉にのせた東京湾の魅力を広報する。
○「江戸前」を通して検証した東京湾のブランド性を追究する。

◆東京湾大感謝祭ＰＴ

＜ミッション＞
○ 東京湾各地で行われている様々なイベント等の情報を収集し、連携する。
○ 東京湾に触れあい、楽しみながら環境について学ぶ機会を提供する。

＜平成26年7月31日発足＞

◆東京湾での海水浴復活の方策検討ＰＴ

＜ミッション＞
○ 東京湾における海水浴の可能性検討や試行経験の交流を行い、課題解決の検討や試行拡充の方策を検討し、政策提案する。

◆東京湾パブリック・アクセスＰＴ

<ミッション>
○ 人々が、手軽に海に行ける既存のアクセスを広く紹介する
○ 現状ではアクセスが困難な地域について、既存の社会資源等を有効活用しながら官民が一体となってアクセスの拡充方策の検討する。

<平成27年5月26日発足 >

◆「東京湾再生のための行動計画」の指標の活用ＰＴ

<ミッション>
○ 東京湾再生官民連携フォーラムが提案した『指標』が効果的に活用できるようサポートする。このため、前回のＰＴ活動である『指標検討』のステップから、『指標の効果的活用』のステップとして活用推進活動をおこなう。これにより東京湾再生のための行動計画（第二期）の全体目標が達成されることを支援する。

東京湾再生官民連携フォーラム活動組織

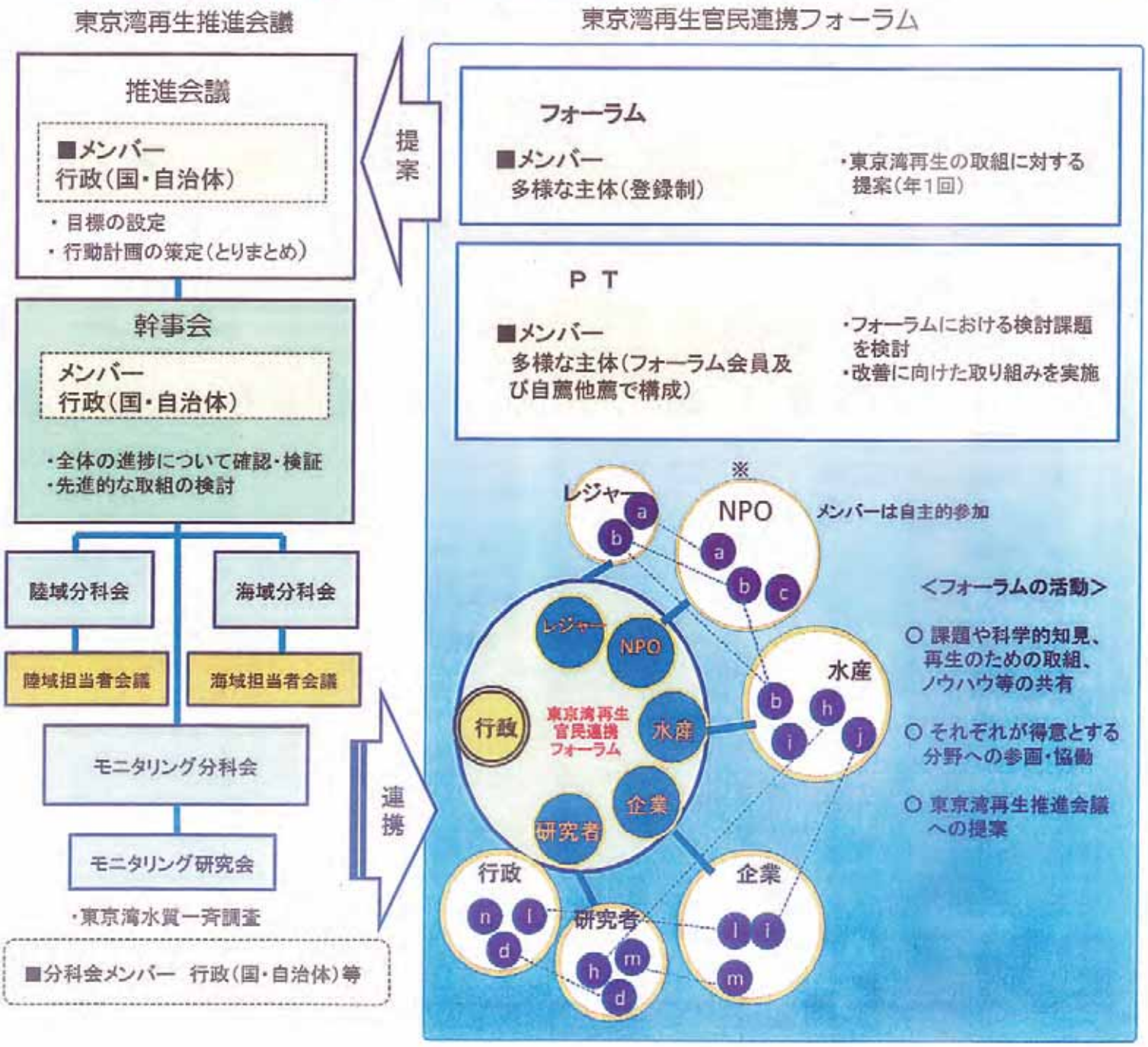

個人会員構成

平成27年8月31日現在

個人会員の内訳全255人

名称	人数	割合(%)
企業	87	34
NPO	36	14
レジャー	8	3
水産	4	2
大学・研究	44	17
行政	28	11
個人	48	19

団体会員構成

団体会員の内訳全109団体

名称	団体数	割合(%)
企業	38	35
NPO	32	29
レジャー	1	1
水産	2	2
大学・研究	6	5
行政	30	28

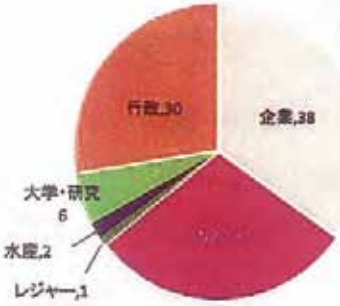

東京湾再生官民連携フォーラム事務局
〒105-0001 東京都港区虎ノ門3丁目1番10号 第2虎ノ門電気ビルディング4F
一般財団法人 みなと総合研究財団総合研究財団内
TEL 03-5408-8298 FAX 03-5408-8741
http://www.tbsaisei.com/

東京湾再生官民連携フォーラムからの政策提案がなされました
～マコガレイ産卵場の底質改善に関する提案～

平成28年2月24日

2月18日（木）、官民で構成される「東京湾再生官民連携フォーラム」から「東京湾再生推進会議（東京湾に関係する省庁及び地方自治体により構成）」へ東京湾再生に向けた政策提案として、マコガレイの産卵場を再生するため等の「生き物生息場つくりに関する提案書」が提出されました。

東京湾の環境を改善するため、平成14年2月に東京湾再生推進会議（以下、「推進会議」という。）を設置し、行政が主体となって施策を進めてきました。

その後、東京湾の環境改善に向けた活動や行動の輪を拡げることを目的として、平成25年11月に「東京湾再生官民連携フォーラム」（以下、「連携フォーラム」という。）が設立され、官民で連携・協働した取組を進められており、連携フォーラムから推進会議へ年一回の政策提案がなされています。

今回の提案内容は、10年スケールで官民が連携して取り組むべき生き物生息場つくりの基本的な考え方及び進め方についての提案、およびその具体的な施策の一つとして、マコガレイ産卵場の底質改善に関する提案となっています。

今後、推進会議において、本提案を踏まえ、東京湾再生に向けた施策への反映を検討していきます。

※推進会議は、東京湾に関連する11の省庁（部局）及び9の地方自治体により構成されおり、平成25年5月に「東京湾再生のための行動計画（第二期）」を策定し、それに基づき東京湾の環境改善のための施策を実施している。

※連携フォーラムは、学識者、企業、NPO団体、行政関係者等、個人、団体を問わない多様な主体により構成されており、平成28年2月時点の会員数は個人会員268名、団体会員109団体となっている。

（推進会議及びフォーラムの詳細は下記HPをご覧ください）

東京湾再生推進会議: http://www1.kaiho.mlit.go.jp/KANKYO/TB_Renaissance/index.html

東京湾再生官民連携フォーラム:http://www.tbsaisei.com/

添付資料

報道資料（PDF形式）

別紙1（手交の写真）（PDF形式）

別紙2（政策提案書）（PDF形式）

別紙3（東京湾再生推進会議の構成）（PDF形式）

別紙4（東京湾官民連携フォーラムの構成）（PDF形式）

お問い合わせ先

国土交通省港湾局海洋・環境課　鈴木（すずき）、保坂（保坂）
TEL:03-5253-8111（内線46652、46663）　直通 03-5253-8684　FAX:03-5253-1653

国土交通省海洋情報部環境調査課　山尾（やまお）、渡邉（わたなべ）
TEL:03-5500-7152　FAX:03-5500-7154

東京湾再生官民連携フォーラム事務局　　間瀬（ませ）、中島（なかしま）
TEL:03-5408-8298　FAX:03-5408-8741

別ウィンドウで開きます

PDF形式のファイルをご覧いただくためには、Adobe Acrobat Readerが必要です。
左のアイコンをクリックしてAdobe Acrobat Readerをダウンロードしてください（無償）。
Acrobat Readerをダウンロードしても、PDFファイルが正常に表示されない場合はこちらをご覧ください。

生き物生息場つくりに関する提案書

生き物生息場つくりPT

かつての東京湾は湿地－干潟－浅場－沖合と続く広大な汽水域を持った連続性のある景観を有し、多様な地形は豊かな生態系を育んでいた。このような東京湾の本来の姿を少しでも再生するため、東京湾再生推進会議「東京湾再生のための行動計画（第二期）」に示された東京湾再生の理念と全体目標に掲げられた「「江戸前」をはじめ多くの生物が生息する東京湾の創出」を踏まえ、10 年スケールで官民が連携して取り組むべき生き物生息場つくりの基本的な考え方と進め方についての提案、およびその具体的な施策の一つとして、東京湾北部沿岸におけるマコガレイ産卵場の底質改善に関する提案を行う。

生き物生息場つくりの基本的な考え方と進め方についての提案

生き物生息場つくりの検討に際しては、東京湾の再生が自然環境、周辺住民の生活、産業、文化の将来にわたる持続的利用のため、東京湾の地史の中で育まれてきた生き物、生態系及び景観の再生であることを踏まえ、陸から海への緩やかな景観の連続性を取り戻すことを念頭に置きつつ、小規模であっても生き物の生息場を増やしていくことの積み重ねが重要である。この生息場つくりの方法としては、埋立で失われた干潟、浅場の造成や、覆砂や盛土等による底質の改善、湿地や藻場の造成、生物共生型護岸の整備等、新たな創出と既存の構造物の撤去や改善による環境の修復が考えられる。また、旧海岸線沿いの水路等に残存している東京湾在来種の保全も重要な視点である。

生き物生息場つくりを進めるに際しては、関係者の合意形成が不可欠である。実施場所の選定に際しては、漁業者、遊漁船業者、水産部局、港湾部局、海上保安部局、環境部局、企業等を含む様々な関係者が存在することに留意するとともに、広く海の恵みを共有する市民・住民の理解を得るべく、官民連携フォーラムの枠組み等を活用して、その合意形成を慎重に進める必要がある。また、モニタリングはプロジェクト実施段階に加え、実施後も継続的に行うことでプロジェクトの効果を把握し、予期せぬ影響が現れた際にはプロジェクト自体を見直すことも必要である。モニタリングは行政に加え、漁業者、NPO、研究機関等も含めた官民連携の体制で取り組み、結果を広く公にしながら、市民の東京湾再生への関心を高めていくことが期待される。

以上は生き物生息場つくりに関する基本的な考え方と進め方を示したものであり、具体的な生き物生息場つくりプロジェクトの計画・実施に際しては、これらの考え方と進め方を踏まえたものとすることを提案する。

東京湾北部沿岸におけるマコガレイ産卵場の底質改善の提案について

生き物生息場つくりPTにおけるこれまでの活動の成果として、東京湾再生推進会議「東

京湾再生のための行動計画（第二期）」に示された東京湾再生の理念と全体目標の一つに掲げられた「「江戸前」をはじめ多くの生物が生息する東京湾の創出」に合致し、生き物生息場としての効果が見込まれ、多くの関係者が連携することで実現が期待されるものとして、東京湾北部沿岸におけるマコガレイの産卵場の覆砂、盛土による底質改善に関する提案を行う。また、この取り組みを通して、官民連携の体制づくりを進めていくことを併せて提案する。

東京湾では陸域の人間活動の上昇から栄養塩の流入負荷が増大し、それを利用した植物プランクトンの異常増殖による赤潮が慢性化した。そのため、枯死して沈降した赤潮生物が海底近傍で分解を受ける際に多量の酸素を消費して貧酸素水塊が形成されている。加えて埋立てにより砂泥質の干潟・浅場の多くが失われ、懸濁態有機物（主に植物プランクトン）の除去機能の低下等により貧酸素水塊の広範囲な出現に拍車をかけ、生き物の生息に深刻な影響を与えている。さらに、かつて東京湾に生息していた生き物の多くは、生活史の一部で砂質の浅場を必要としており、そのような場の多くが失われたことが大きな問題と考えられる。例えば、マコガレイは主に東京湾の北部沿岸で産卵が行われているが、本種は沈性粘着卵であり、この海域の多くが泥質分の多い底質であることが卵のふ化率を低下させ、資源の減少要因の一つになっていると推察されており、小規模でも産卵場の底質を好適な環境（砂～砂礫）に改善することが、マコガレイ生活環の修復に有効であると考えられる。さらに、湾奥沿岸の浅場から沖合にかけて砂質の環境を連続的に配置することは、底生性魚類、甲殻類、二枚貝等、埋立による開発が進む以前に湾奥の砂地に生息していた多くの生き物に再び生息場を提供し、それぞれの生物個体群の生態系ネットワークの強化に通ずる。そこで、まずは小規模な現地実証試験から始め、モニタリングを通して効果や再生の理念との整合性を検証しながら、継続的に進めていくことを提案する。

砂質の環境を創出するためには、覆砂、盛土、浅場造成等の方法があるが、整備後も砂質を維持するために適切な土砂の確保と泥質分の堆積を抑制するための勾配の確保が必要であり、傾斜部への覆砂、盛土によるマウンド形状とする等の施工上の工夫も必要である。これらの実施にあたっては、浚渫土砂をはじめとする適切な土砂の確保と運搬、泥質分の堆積抑制も考慮した適地の選定と施工方法が重要であり、生き物及び漁業資源に関する知見を有する水産部局、港湾・湾域の事業実施や管理を行う港湾部局、及び水環境保全に知見を有する環境部局との連携、並びに関係者によるモニタリングと評価の取り組みが期待される。加えて、プロジェクトの計画・実施段階においては、河川部局、環境部局、海上保安部局等の行政に加え、漁業者、NPO、研究機関、教育機関等も含めた官民連携の下での協力が必要である。さらに、プロジェクトの効果や東京湾再生の理念との整合性に関する検証のためのモニタリングを官民の協力の下に実施し、結果を広く公にしながら、市民の東京湾再生への関心を高めていくことが期待される。

プロジェクトの計画実施に際しては、様々な関係者の合意形成が不可欠である。本提案の覆砂、盛土による底質改善の実証試験については比較的軽微な地形改変であり、予期せ

ぬ影響への懸念も小さいものと推察され、東京湾における官民連携の下での生き物生息場つくりにおける最初の取り組みにふさわしいものであると考える。また、期待される成果として、マコガレイに加え、江戸前の再興に繋がる魚介類の増加や生態系を支える生き物全般の再生が挙げられ、関係者の理解と協力を得ながら、生き物生息場つくりの展開に努めたい。

資料3-3

湾 for ALL, ALL for 湾

第二期

大阪湾再生行動計画

大阪湾はみんなもの。
みんなで大阪湾を再生しましょう!!

大阪湾再生推進会議

大阪湾再生行動計画

大阪湾を再生するために、「大阪湾再生行動計画」を策定し、住民・市民や NPO、学識者、企業等の多様な主体と連携、協働しながら、活動を推進しています。

経緯

平成 13 年 12 月	「海の再生」都市再生プロジェクト（第三次決定）
平成 15 年 07 月	大阪湾再生推進会議　設立
平成 16 年 03 月	大阪湾再生行動計画（第一期）　策定
平成 26 年 03 月	大阪湾再生行動計画（第一期）　最終評価　実施
平成 26 年 05 月	大阪湾再生行動計画（第二期）　策定

目標

大阪湾再生行動計画（第二期）の目標

森・川・里・都市・海等のネットワークを通じて、美しく親しみやすい豊かな「魚庭（なにわ）の海」を回復し、市民が誇りうる「大阪湾」を創出する。

目標を具体化した「目標要素」、目標達成のため実施する「施策」、進捗状況を評価する「評価指標」、および「関係者」を以下のとおり設定しています。

目標要素		施　策	評価指標	関係者
美しい「魚庭（なにわ）の海」	水辺を快適に散策できる海（湾奥部） 水に快適に触れ合える海（湾口部、湾央部）	・生活排水対策 ・面源負荷対策 ・河川浄化対策 ・森林整備等 ・浮遊ごみ、漂着ごみ、河川ごみ等の削減 ・モニタリングの充実	・表層ＣＯＤ ・透明度 ・T-N（及び形態別窒素） ・T-P（及び形態別リン） ・赤潮発生頻度 ・ごみ回収量、回収活動、参加者数 ・利用者アンケート結果	・行政 ・学識者 ・市民 ・ＮＰＯ ・水産関係者 ・レジャー
親しみやすい「魚庭（なにわ）の海」	水辺に容易に近づける海	・砂浜、親水護岸等の整備	・整備面積、整備延長 ・訪問者数 ・利用アンケート結果	・行政 ・学識者 ・市民 ・ＮＰＯ ・教育関係者 ・レジャー
	魅力的な親水施設や多彩なイベントがある海	・親水緑地等の整備 ・イベントの開催	・整備面積 ・訪問者数、参加者数 ・利用アンケート結果	
	市民や企業が積極的に関わる海	・市民や企業の取り組みへの参画促進、取り組みの支援	・実施活動数 ・参加者数	
豊かな「魚庭（なにわ）の海」	多様な生物が生息し、豊富な海産物の恵みが得られる海	・藻場、干潟、浅場、緩傾斜護岸等の整備 ・窪地の埋め戻し ・漁場整備 ・モニタリングの充実	・底層ＤＯ ・底生生物（種類数・個体数） ・海岸生物（確認された種、数） ・整備面積	・行政 ・学識者 ・市民 ・ＮＰＯ ・水産関係者 ・レジャー

コラム 2　なにわの海？

大阪を指す「なにわ」については、広辞苑によると、『（一説に「魚（な）庭（にわ）」の意という）大阪市およびその付近の古称』とされています。これは、古来より大阪湾が魚介類の豊富な海であったことから、「魚（な）の庭」が転じて「魚庭（なにわ）」になったというものです。

特徴

活動の特徴

住民・市民や NPO、学識者、企業等の多様な主体との連携強化・拡充

目標の達成のためには、関係する行政機関による取り組みだけでなく、住民・市民や NPO、学識者、企業等の多様な主体とも連携・協働して取り組むことが重要です。このため、多様な主体と連携した大阪湾での一斉調査の実施、市民参画による環境再生、ごみ対策、森づくりなどに加えて、環境学習、フォーラム、水辺に親しむイベントなどの取り組みを進めています。

①大阪湾再生水質一斉調査

調査項目、場所、時間などを統一し、効率的・効果的に大阪湾や大阪湾集水域の水質を把握するため、国・自治体・学識者・企業等の多様な主体の参加と協働により調査を実施しています。

水質一斉調査は、全国に先駆けて大阪湾で始め、その後、東京湾、伊勢湾、広島湾でも実施されています。

②大阪湾生き物一斉調査

大阪湾沿岸に棲む生き物を調査し、大阪湾の水環境を把握するため、多くの住民・市民や NPO の参加のもと、大規模な調査を実施しています。住民・市民参加型のこれほど大規模な生き物調査は、全国でも他に例をみないものです。

調査では、ハクセンシオマネキなど、貴重な生物も多く確認されています。

大阪湾生き物一斉調査
調査結果
(平成 20 ～ 26 年度)

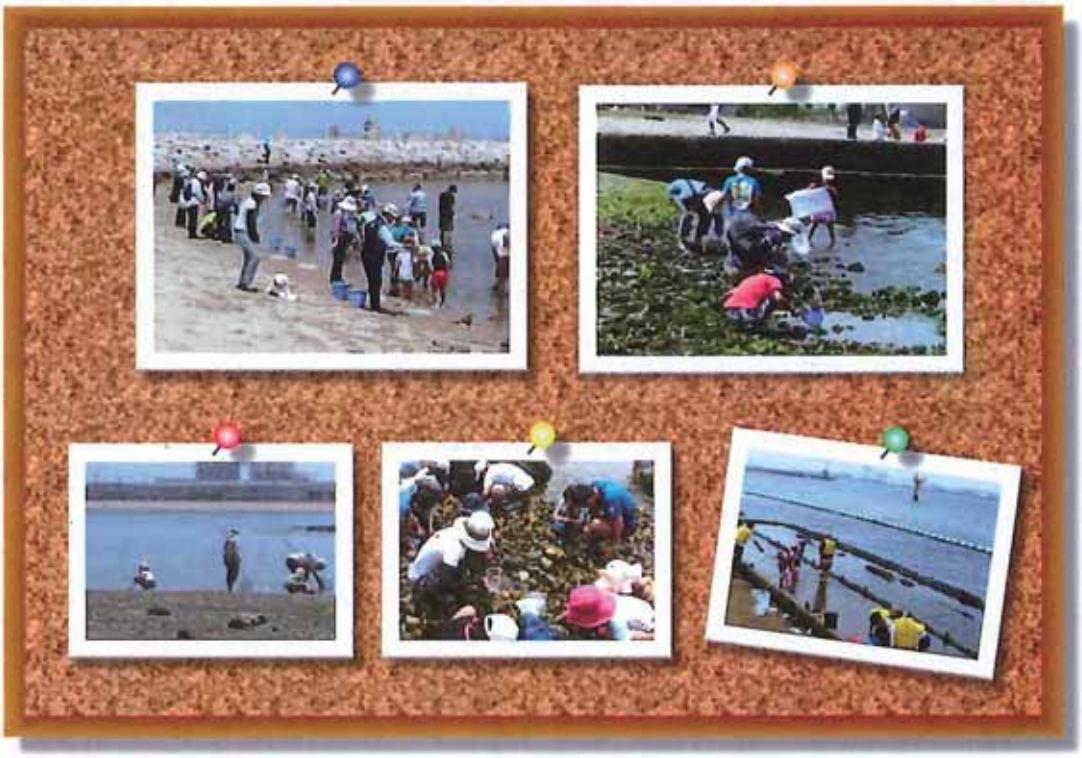

大阪湾生き物一斉調査プログラム実行委員会

(事務局：近畿地方整備局 神戸港湾空港技術調査事務所)

目 次

全体の要旨
1．はじめに 1-1
2．大阪湾生き物一斉調査について 2-1
2-1 大阪湾生き物一斉調査とは 2-1
2-2 調査の実施方法・実施状況 2-3
2-3 各調査地点の状況等 2-6
3. 調査結果の概要 3-1
3-1 調査シート掲載種の地点別確認状況 3-1
3-2 水生生物群（全種）の地点別確認状況 3-13
3-3 調査テーマの結果 3-31

付表
付表 1. 地点別の調査状況・確認種一覧表 .....付 1-1
1）第 1 回（平成 20 年度）.....付 1-1
2）第 2 回（平成 21 年度）.....付 1-6
3）第 3 回（平成 22 年度）.....付 1-12
4）第 4 回（平成 23 年度）.....付 1-19
5）第 5 回（平成 24 年度）.....付 1-25
6）第 6 回（平成 25 年度）.....付 1-32
7）第 7 回（平成 26 年度）.....付 1-39
付表 2. 調査シート掲載種の地点別・年度別出現状況 .....付 2-1
付表 3. 生物の学名一覧 .....付 3-1

参考資料
大阪湾生き物一斉調査 解説シート
大阪湾生き物一斉調査 調査シート

大阪湾生き物一斉調査 データの取り扱いについて
執筆者一覧及び分担

全体の要旨

平成 20 年以降、毎年 1 回「大阪湾生き物一斉調査」が実施され、平成 26 年までに 7 回を数えています。これまでに淡路島東岸を含む大阪湾沿岸の 28 箇所で調査が実施されました（1 回当たり 15～22 地域)。調査地の多くは護岸の間に残されている砂浜や転石海岸、河口干潟、あるいは人為的に造成された干潟や砂浜などですが、大阪府南部および淡路島洲本の自然海岸も含まれています。調査に参加した市民団体は計 22 団体（1 回当たり 11～22 団体)、参加人数は延べ 6,803 名（1 回当たり 467～1,375 名）にのぼっています。

調査の実施に当たっては、市民参加型の調査であることから、調べやすく興味を持てるフジツボ類、貝類、甲殻類、海藻、海浜植物など 43 種の海岸生物をあらかじめ選定し、それらの有無と生息・生育状況をチェックすることを中心としました。これらの 7 回分の記録について、対象種の分布傾向と水質環境との関係ついて生物群ごとに検討した結果、マガキ、ムラサキイガイ、アサリ、タテジマフジツボ、ユビナガホンヤドカリなど内湾性あるいは汽水性の種が高い出現頻度で湾内に広く分布する一方、クロフジツボのような外洋性の種は湾の南部または西部に分布が限られているといった傾向がみられました。

また、上記 43 種以外の生物についても各調査地において可能な限り同定を試みました。その結果、記録された種数は、海藻・海草 120、軟体動物 219、環形動物 74、節足動物 203、その他無脊椎動物 128、魚類 122 となり、総計 866 種にのぼります（上記 43 種および未同定のものを含む)。記録された生物をそれぞれの府県のレッドリストと照らし合わせると、絶滅危惧種（絶滅危惧Ⅰ類・Ⅱ類）の総数は大阪府下で 18 種、兵庫県下で 11 種、準絶滅危惧種を含めた貴重種は大阪府下で 61 種。兵庫県下で 22 種に達することが明らかになりました。これらの多くは河口や砂浜域において記録されています。

第 3 回(平成 22 年)調査以降は毎回異なる調査テーマを設け、勉強会なども開きながら一斉調査に臨みました。第 3 回調査では「マガキとケガキの優占状況の把握」に取り組み、湾奥では内湾性のマガキのみが分布し、外洋性のケガキは大阪府側では岸和田以南、兵庫県側では舞子、洲本に分布している状況が明らかになりました。第 4 回調査ではフナムシ類を採集して「キタフナムシの生息環境と生息状況」を調べ、洲本市大浜と泉南の岡田浦においてキタフナムシを記録しました。第 5 回調査では「外来種」に焦点を当て、40 種いるとされる日本の海の外来種のうち 15 種を大阪湾で確認しました。そのうち外来生物法で「要注意外来生物」に指定されているものが 7 種もあり、これらの動向には注意する必要のあることが指摘されました。第 6 回調査では人気の「カニ」を取り上げました。全体で 38 種ものカニが記録され、中でも大阪南港野鳥園からは最多の 13 種類のカニが記録され注目を浴びました。第 7 回調査は「巻き貝」をテーマとし、干潟と結びつきの強いウミニナ類を中心に出現状況をまとめました。その結果、ウミニナが大阪湾で分布を広げているようすが確認される一方、ホソウミニナ、イボウミニナ、フトヘナタリの 3 種の生息地は限られていることが明らかになりました。

2　大阪湾生き物一斉調査について

2-1　大阪湾生き物一斉調査とは

◆大阪湾生き物一斉調査とは

平成 15 年度に国土交通省を中心とする国の機関と地元自治体等により「大阪湾再生推進会議[1]」が結成され、翌年に「大阪湾再生行動計画（第一期）」が策定されました。この計画の中で、「市民参加によるモニタリング活動を将来にわたって円滑に促進するために、行政機関、学識経験者、NPO 等が連携した実施体制の整備及び、NPO、市民のモニタリング活動を支援する方策を検討する」という方針が掲げられ、これに基づいて「大阪湾環境再生連絡会」が組織されました。

『大阪湾生き物一斉調査』（以下、「一斉調査」という。）は、大阪湾環境再生連絡会[2]が大阪湾の沿岸で活動する団体の協力を得ながら、皆さんと一緒に各地の生き物を一斉に調査する取り組みです。

一斉調査は、平成 17～18 年度に大阪湾環境再生連絡会において検討された市民参加型プログラムの一環で、大阪湾に対する関心を高めるため、市民が興味を持てる「生き物」を対象とした市民参加型モニタリングとして提案されました。

一斉調査の結果は大阪湾の各地の水環境を把握する基礎資料にします。

本調査では様々な主体が以下のような役割を果たしています。

主体	役割
市民団体	・地元に精通した市民団体等による各地点の調査の実施 ・市民（地域住民）への参加呼びかけ
一般市民	・調査への参加・協力 （多くの目によるモニタリング）
学識者等	・支援組織から講師として調査地点に派遣 ・結果とりまとめの補助 ・全体の調査結果の監修
行政	・一斉調査の実施 ・市民団体、支援組織との連絡調整 ・全体の調査結果のとりまとめ、結果発表会等の開催

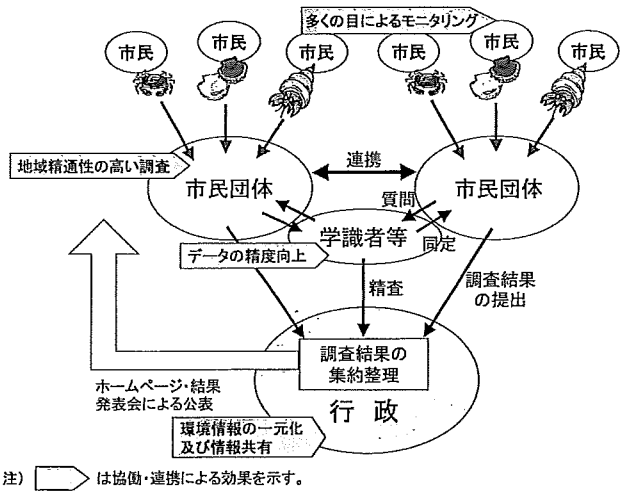

[1] 「大阪湾再生推進会議」は、平成 15 年 3 月に京都・滋賀・大阪で開催された「第 3 回世界水フォーラム」を契機として、関西圏の行政機関等が横断的かつ広域的に連携して、大阪湾の再生を図るための行動計画を策定し、その効果的な推進を図るため、平成 15 年 7 月に設置されました。

[2] 「大阪湾環境再生連絡会」は、市民、学識者、事業者、行政が大阪湾の環境に対する関心と理解をよりいっそう深めるとともに、互いに情報を共有化し、相互に連携した取り組みのあり方を検討、提案することにより、大阪湾の環境の保全・再生に向けた取り組みを改善、発展させ、「海と都市のかかわり」の再構築に資することを目的として、平成 17 年 11 月に設置されました。

資料4

沿岸域総合管理とまち・ひと・しごと創生法

まち・ひと・しごと創生法の概要

まち・ひと・しごと創生法の概要

目的（第１条）

少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくために、まち・ひと・しごと創生（※）に関する施策を総合的かつ計画的に実施する。

※まち・ひと・しごと創生：以下を一体的に推進すること。
- まち…国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営める地域社会の形成
- ひと…地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保
- しごと…地域における魅力ある多様な就業の機会の創出

基本理念（第２条）

①国民が個性豊かで魅力ある地域社会で潤いのある豊かな生活を営めるよう、それぞれの地域の実情に応じた環境を整備

②日常生活・社会生活の基盤となるサービスについて、需要・供給を長期的に見通しつつ、住民負担の程度を考慮して、事業者・住民の理解・協力を得ながら、現在・将来における提供を確保

③結婚・出産は個人の決定に基づくものであることを基本としつつ、結婚・出産・育児について希望を持てる社会が形成されるよう環境を整備

④仕事と生活の調和を図れるよう環境を整備

⑤地域の特性を生かした創業の促進・事業活動の活性化により、魅力ある就業の機会を創出

⑥地域の実情に応じ、地方公共団体相互の連携協力による効率的かつ効果的な行政運営の確保を図る

⑦国・地方公共団体・事業者が相互に連携を図りながら協力するよう努める

まち・ひと・しごと創生本部（第11条～第20条）
- 本部長：内閣総理大臣
- 副本部長（予定）：内閣官房長官、地方創生担当大臣
- 本部員：上記以外の全閣僚

案の作成、実施の推進

実施状況の総合的な検証

まち・ひと・しごと創生総合戦略（閣議決定）（第８条）

内容：まち・ひと・しごと創生に関する目標や施策に関する基本的方向等

※人口の現状・将来見通しを踏まえるとともに、客観的指標を設定

勘案

都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略（努力義務）（第９条）

内容：まち・ひと・しごと創生に関する目標や施策に関する基本的方向等

勘案

市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（努力義務）（第10条）

内容：まち・ひと・しごと創生に関する目標や施策に関する基本的方向等

施行期日：公布日（平成26年11月28日）。ただし、創生本部・総合戦略に関する規定は、平成26年12月２日。

まち・ひと・しごと創生「長期ビジョン」と「総合戦略」（抜粋）

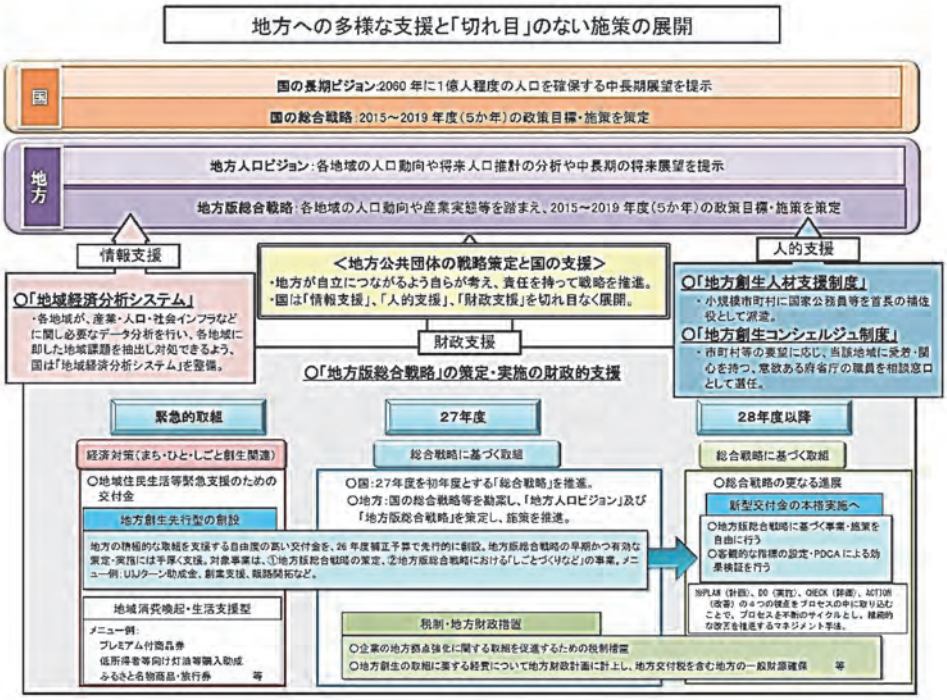

沿岸域総合管理に取り組む自治体の地方版総合戦略の比較

	志摩市	小浜市	備前市	大村湾	竹富町
研究会・関連会議	2010 年：沿岸域総合管理研究会設置 2012 年：志摩市里海創生推進協議会設置	2012 年：小浜市沿岸域総合管理研究会設置 2014 年：小浜市海のまちづくり協議会設置	2010 年：備前市沿岸域総合管理研究会発足	2013 年：大村湾懇話会発足	－
総合計画のなかでの沿岸域総合管理の位置づけ	2011 年：志摩市総合計画（後期基本計画）策定。「新しい里海創生によるまちづくり」に重点的に取組むことを明示	2011 年:第 5 次小浜市総合計画を策定、「夢、無限大」感動おばま（地域力を結集した協働のまちづくり）を掲げる	2013 年：備前市新総合計画を策定、里海づくりを柱とした水産業の振興に「沿岸域の総合管理」を記載	－	－
沿岸域総合管理計画	2012 年 3 月：「里海創生基本計画」を策定	2015 年 4 月：「小浜市海のまちづくり計画」を策定	－	2014 年 3 月：「第 3 期大村湾環境保全・活性化行動計画」を策定	2011 年 3 月：「竹富町海洋基本計画」を策定
地方版総合戦略での記載概要	「基本的な考え方」を示す「志摩市独自の視点」のなかで、「新しい里海創生によるまちづくり」[1]に寄与するような具体的な施策の実施に努めることを記載	「今後の施策の方向性」の水産業の具体的な施策のなかで、沿岸域総合管理による「海のまちづくり」を推進（海の環境保全・魅力発信等）することを記載	「基本的な方向」及び「具体的な施策」のなかで「里海」を柱としたブランド化、豊かな海の再生、漁業就業人口の歯止め等について記載。	佐世保市：第 4 編地方創生プロジェクトとその実践（2　地方創生プロジェクト）において、②海から稼ぐ観光客誘致プロジェクト」を規定。 大村市：Ⅲ基本目標において（3．住んでみたい、訪れてみたいまちづくり）において、「大村湾流域市町と連携し、それぞれの地域の特徴や利点を活かした、ヒト・モノ・コトの交流の拡大に向けて取り組む」と規定。 東彼杵郡東彼杵町：施策 1-2（豊かな資源を活かした林業・水産業の活性化）において、「水産資源の維持管理及び海底耕うん推進、漁場底質改善並びに漁業生産コストの軽減と漁家所得の向上」を規定。 東彼杵郡川棚町：第 3 章（基本目標 2）において「施策 2. 魅力ある観光を育てる」を規定。	未定(現在策定中)

[1] 市民や関係者が一丸となって沿岸域の総合管理体制を構築することで、「自然の恵みの利用と保全」を効率よく進め、地域の産業振興を図り、農林水産物や観光資源、地域の文化や住環境などを含む「志摩市そのもののブランド化」を確立することを目的としたまちづくり。そのための取り組みの基本方針として、1）自然の恵みの保全と管理、2）沿岸域資源の持続可能な利活用、3）地域の魅力の向上と発信の 3 つの方針が掲げられており、特に 2 点目の方針のなかで「稼げる里海」「学べる里海」「遊べる里海」の 3 つの里海の創生が掲げられている（志摩市創生総合戦略より）。

資料 5-1

森川海の総合診断　個別指標の提案

指標 1：森林面積のうちの天然林の割合 215
指標 2：海岸以外の生態系でみられる生物の出現状況の変化 216
指標 3：漁獲生物の分類群別組成の変化（※） 216
指標 4：海岸生態系の生物の出現状況（※　個別リストの選定について追記） 217
指標 5：土地利用強度（LUI: Land Use Intensity）の変化 217
指標 6：里山・鎮守の森の残存数の変化 218
指標 7：河道の侵食・運搬・堆積作用の変化 219
指標 8：干潟・藻場・サンゴ群落面積の変化（※　サンゴ群落を追加） 219
指標 9：人工海岸の割合（※） 220
指標 10：有害物質の測定値（※　ただし、流域全体に範囲を拡大） 221
指標 11：貧酸素水の確認頻度 221
指標 12：流域の流出係数 222
指標 13：水面積あたりの流入負荷量 222
指標 14：透明度の変化（※） 223
指標 15：赤潮の発生頻度（※） 224
指標 16：負荷と滞留のバランス（※） 224
指標 17：潮位振幅の変化（※） 226
指標 18：底質環境（※） 226
指標 19：無酸素水の出現状況（※） 226
指標 20：底生魚介類の漁獲量（※） 227
指標 21：沿岸域総合管理計画の策定の有無 227
指標 22：若年女性人口の増減 228
指標 23：若年層の正規雇用労働者の割合 228
指標 24：地域特産品の製造・加工における地域内関連産業の規模 228
指標 25：観光拠点におけるイベント数と訪問者・参加者数 229
指標 26：人口の社会増減の変化 229
指標 27：防災訓練の実施・参加者数 229
指標 28：ゴミの最終処分量 230
指標 29：交通拠点の数 230
指標 30：住民に対する情報発信数 230
指標 31：4 人以上もしくは三世代世帯の比率 231
指標 32：地域交流拠点の利用者数 231
指標 33：伝統行事への参加者数 231
指標 34：沿岸域（森川海）の特性やその保全、持続的利用を教える独自教材の数 232

1.　自然環境

1.1.　生態系の安定性

1.1.1.　生物組成

指標 1：森林面積のうちの天然林の割合

検査の趣旨

森林生態系を構成する樹種の多様性をチェックする。ただし、その他の潜在的な自然植生に基づいた森林を基本とする。

検査方法

望ましい潜在的自然植生を形作る樹種は、地域・高度によって異なり、固定的な多様性のチェックリストを作成することは難しい。そこで、簡易的に、天然林の存在量で代替えすることとする。森林面積および、人工林の面積は市町の統計として把握することができるので、

天然林の割合　＝　（森林面積　－　人工林面積）／　森林面積

として、算出する。

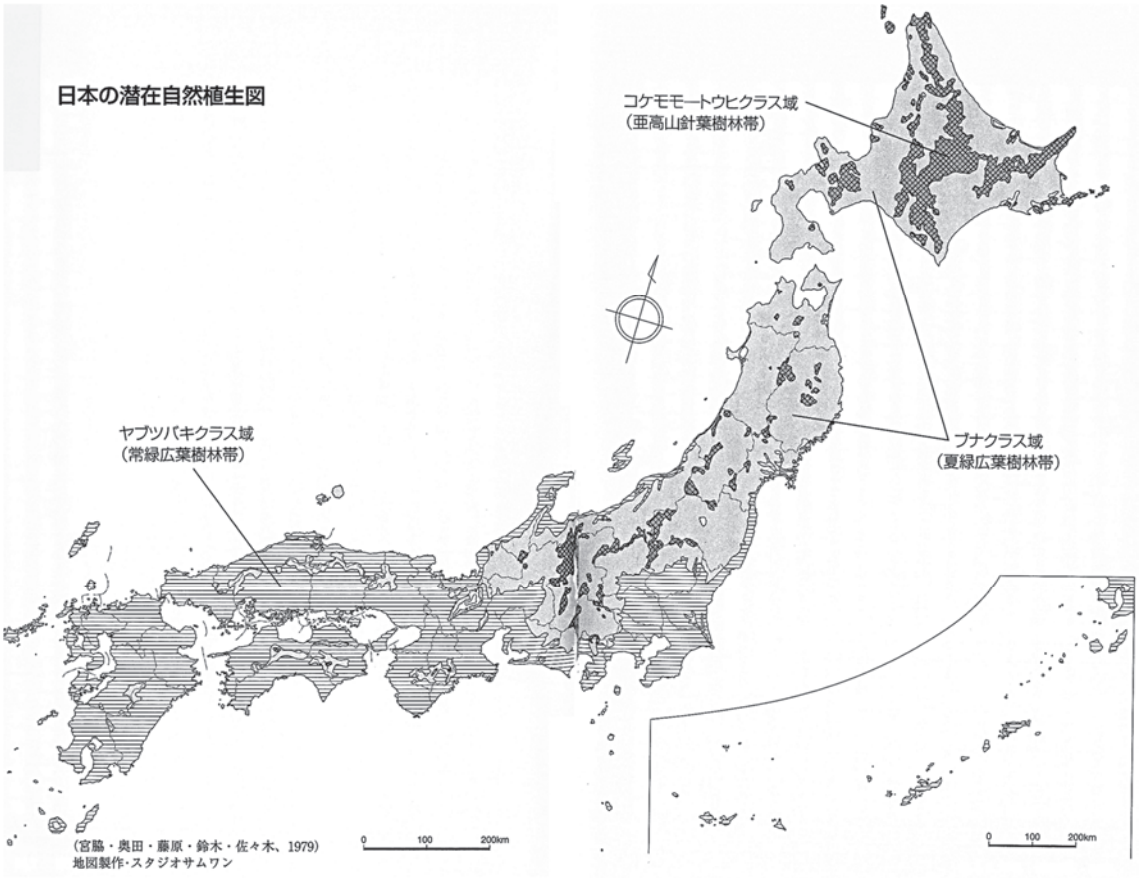

宮脇昭（2006）：木を植えよ、新潮新書、112-113 頁より

指標 2：海岸以外の生態系でみられる生物の出現状況の変化

検査の趣旨

沿岸域生態系の内、森林（植生）や海岸（磯、干潟、藻場、サンゴ礁）を除く、全体的な生物の生息状況、生物組成をチェックする。

検査方法

調査対象は、多岐にわたり、徹底的な調査が難しい項目である。生物の上位性および、データの整備状況などを参考に、猛禽類（ワシ・タカ類）、陸生鳥類（ヒヨドリ、ウグイス、シジュウカラ等）、ガン・カモ類、シギ・チドリ類、都市の鳥（スズメ・カラス等）の出現状況、組成割合を調査する。

日本野鳥の会による調査、モニタリングサイト 1000 による調査などを参考として、最近 10 年間の出現状況の変化に着目する。例えば、猛禽類や陸生鳥類の減少は森林への直接・間接の開発の影響や森林生態系の劣化、ガン・カモ類の減少は水辺環境の変化、シギ・チドリ類の減少は干潟などの水辺の環境変化と共に、餌生物の減少などとの関連が示唆される。また、近年、都市に住み着く鳥類の増加、行動の変化が観察されており、身近に観察できる陸上生物の代表種として着目する。

指標 3：漁獲生物の分類群別組成の変化（※）

検査の趣旨

魚類を中心とした食物連鎖の高次の生物組成をチェックする。

検査方法

漁獲量は長期にわたる生物情報で、海湾に生息する生物構成の指標として利用可能であり、農林水産統計年報で容易に把握できる。

使用データ：漁業地区別魚種別漁獲量

（漁業地区別あるいは魚種別のデータがない場合がある）

農林水産統計に基づき、各海湾の沿岸に位置する漁業地区別の最近 20 年間の魚種別漁獲量データを検査対象とする。20 年間の分類群別漁獲量を算出し、最優占分類群の漁獲割合及び漁獲量に着目する。漁獲割合、漁獲量ともに 20 年間の平均値と最近 3 年間の平均値を算出し、その比を検査値とする。分類群は浮魚、底魚、底生動物（貝類除く）、貝類、海藻類とする。漁獲対象種の分類は下表を基本とする。

浮　　魚	イワシ類、アジ類、サバ類、ブリ類などの回遊性の魚類で遠洋・沖合漁業で漁獲されるマグロ類やカジキ類は除外している。
底　　魚	上記、浮魚を除く魚類で同様に遠洋・沖合漁業で漁獲されるマグロ類やカジキ類は除外している。ヒラメ類やタイ類など。
底生動物(貝類除く)	エビ類、カニ類、タコ類、イカ類、ウニ類やその他の水産動物。
貝　　類	アワビ類、サザエ類、ハマグリ類、アサリ類。
海　藻　類	ワカメ類、テングサ類などの採藻による漁獲。

指標 4：海岸生態系の生物の出現状況（※　個別リストの選定について追記）

検査の趣旨

海岸生物などを中心に比較的低次の食物連鎖構造を担う生物組成をチェックする。

検査方法

沿岸海域を構成する４つの場（磯場、砂浜、干潟、藻場）をできるだけ含むようにして海岸を散策し、出現した生物種を記録する。その際に観察した生物やその生息環境について写真撮影等で記録しておくとなお良い。

生物は水温が高い夏季に活発に活動する。岩の間に生息する生物や穴の中に棲む生物は地表に出てきて活動するため、夏季に調査をすると生物も見つけやすい。従って、基本的には6 月から9 月ごろにかけて調査をすることが望ましい。しかし、アラメやカジメなどの海藻類は、秋季から冬季にかけて繁茂するため、海藻をチェックする磯場では必要に応じて、秋季または冬季にも調査を行うことが望ましい。

代表種と選定した海岸生物のうち、以上の現地調査によってどの程度の種類を確認できたかを検査値とする。代表種は海湾ごとに設定しており、全国の閉鎖性海湾 88 海湾のうち 84 海湾での設定種が提示されている。これ以外の海湾で検査を実施する場合は海湾の地理的位置、大きさなどが近い海湾の代表種を参考に標準的にみられる種（典型種）、生態系の食物網の上位に位置する種（上位種）、その土地特有の種（希少種）の他、海においては、生活史の観点から回遊種、定在種などにも着目して選定頂きたい。

基礎データとして、環境省が実施するモニタリングサイト 1000 などの資料が有効である（http://www.biodic.go.jp/moni1000/findings/index.html）。

1.1.2.　生息空間

指標 5：土地利用強度（LUI: Land Use Intensity）の変化

検査の趣旨

自然的な生態系の循環を残す土地（天然林や自然海岸だけでなく水田や里山などを含む）の割合の改変率により、生物生息空間の変化をチェックする。

検査方法

元来の土地利用強度（LUI）は、原始的自然を残す土地面積（O）と、その土地が農地に変わった面積（OC)、放牧地に変わった面積（OP)、都市に変わった面積（OU）を用いて

$$LUI = \log \{(OC + OP + OU) / O\}$$

として、定義されている（Hurtt et al. 2011)。この指標を、既にある程度開発が進んだ土地に適用するために、自然的な水循環からの変化を測る指標として、行政データとして把握しやすい下水道の整備率を用いて、自然的な生態系の循環を残す土地（O’：下水道が整備されていない土地＝市域―下水道整備面積）と、ここ 10 年で下水道が整備された面積（OU’）を用いて

$$LUI' = \log \{OU' / O'\}$$

で算出する。ただし、状況によっては、OU’には、地方部で導入が盛んな個別浄化槽などの整備割合なども加味する必要があること、下水道整備率と実効的な下水道への接続率が異なる場合があることなどに注意しなければならない。

指標 6：里山・鎮守の森の残存数の変化

検査の趣旨

人々が関わり残してきた森林生態系の残存をチェックする。

検査方法

人手をかけて落葉広葉樹を中心とした森林である里山は、15 年から 20 年に 1 度燃料となる木炭や薪をとるために伐採し、2－3 年に 1 度田んぼの肥料や牛小屋の下に敷くために下草がかられることで雑木林として土地ごとに季節ごとに多様な生態系として存続してきた。一方、鎮守の森は土地本来の森であり、高木、亜高木、低木、下草の自然のシステム（棲み分け）がしっかりしており、基本的に人手が入らないことで存続する森である。両者とも、現在の開発が進む日本において、意図的に残されてきた自然であり、今後とも防災の面からも環境保全の面からも、さらには景観や、精神的な安らぎを与える場として、多くの生態系サービスを供給する場として保全していくべきものである。

こうした場の正確な測量や把握は難しく、第 1 次近似として、里山、鎮守の森の数として把握する。森林公園や都市公園なども、同様の森として参考的に計数することも推奨される。公的記録（公園、社などの所在）や聞き取り、地図（航空写真）等による確認などで 10 年前の数と現在の数の比較、変化割合を指標とする。

照葉樹林の断面模式図。高木（25m）、亜高木（15m）、低木（5 m）が多層群落を構成している（鹿児島県名瀬市で調査）。

宮脇昭（2006）：木を植えよ、新潮新書、29 頁より

指標 7：河道の侵食・運搬・堆積作用の変化

検査の趣旨

河道の地形的変化と機能の変化をチェックする。

検査方法

河道は、表面水を運搬し配分する機能を持ち（利水）、出水時の洪水を流し（治水）、河川生態系の基盤となる（環境）多様な機能を持つ。人間生活にとっても、生態系にとっても欠かせない地形であり、森川海の連関を考える際に重要な構成要素である。

しかし、河道の付け替えや、隆起面積の変化などが起こることは少なく、その機能の変化を定量化することは難しい。ここでは、自然河道が治水のためにコンクリートブロックなどで護岸された後、多機能型自然工法の適用により自然河川もしくは反自然河川に再生されていることに着目し、第 1 次近似として、河道の改修率を持って河道の機能変化を抽出する。

河道の改修率　＝　（　10 年で人工化された河道延長
　　－　10 年で自然・半自然河道に再生された河道延長　）
　　／　河道延長

指標 8：干潟・藻場・サンゴ群落面積の変化（※　サンゴ群落を追加）

検査の趣旨

生物が多く生息する浅海域の代表として干潟や藻場の変化をチェックする。

検査方法

環境省では、自然環境保全基礎調査において日本全国の藻場・干潟面積の集計を実施している。自然環境保全基礎調査は全国的な観点から我が国における自然環境の現況及び改変状況を把握し、自然環境保全の施策を推進するための基礎資料を整備するために、環境

省が昭和48 年度より自然環境保全法第4条の規定に基づきおおむね5年ごとに実施している調査である。

この調査では干潟に関しては最も古いデータが 1945 年という古いデータであり、過去のデータは高度成長に伴う激しい開発以前の海湾が本来「あるべき姿」を検討する際の有効なデータとなる。ただし、1945 年のデータでは検査できる海湾にかなり限りがあることから、最低でも干潟、藻場ともに 1978 年時点のデータと現状（最新データとして 1993 年）との面積の変化を検査値としている。上記以外の資料より高度成長期以前と以降の干潟・藻場の面積データを持っている場合はそのデータを用いた検査をお勧めしたい。

指標 9：人工海岸の割合（※）

検査の趣旨

埋立てや護岸整備等の人間活動による生物の生息空間の変化をチェックする。

検査方法

環境省では、自然環境保全基礎調査において日本全国の海岸線の延長をその形態別に集計を行っている。自然環境保全基礎調査は全国的な観点から我が国における自然環境の現況及び改変状況を把握し、自然環境保全の施策を推進するための基礎資料を整備するために、環境省が昭和 48 年度より自然環境保全法第4 条の規定に基づきおおむね5年ごとに実施している調査である。

調査対象となった海岸線は、「全国海岸域現況調査」（建設省、昭和 50 年度）の「海岸区分計測図」に表示されている海岸線で、短径 100 m以上の島を含む全国の海岸線を対象としたものである（ただし、いわゆる北方領土を含まない）。該当する都道府県は全国で 39 都道府県であった。

環境省においては海岸線形態を自然海岸、半自然海岸、人工海岸および河口部の 4 つに整理しておりそれぞれの海岸線の定義は以下のとおりである。なお、近年日本全国で行われている“沿岸の自然再生”によって造成された人工干潟や人工藻場などは人工海岸に含めないように注意する必要がある。

1)自然海岸	海岸（汀線）が人工によって改変されないで自然の状態を保持している海岸（海岸（汀線）に人工構築物のない海岸）。
2)半自然海岸	道路、護岸、テトラポット等の人工構築物で海岸（汀線）の一部に人工が加えられているが、潮間帯においては自然の状態を保持している海岸（海岸（汀線）に人工構築物がない場合でも海域に離岸堤等の構築物がある場合は、半自然海岸とする。）
3)人工海岸	港湾・埋立・浚渫・干拓等により人工的につくられた海岸等、潮間帯に人工構築物がある海岸。
4)河口部	河川法の規定（河川法適用外の河川にも準用）による「河川区域」の最下流端を陸海の境とする。

ここでは、上記のデータを用いて、各海湾の沿岸に存在する市町村での人工海岸の占める割合を算定し、検査値とする。なお、市町村別のデータでは必ずしも各海湾の沿岸に限

った人工海岸の割合を算定できない場合があり、さらに精度の高いデータを入手できる場合はそのデータでの検査をお勧めしたい。

1.1.3. 生息環境

指標 10：有害物質の測定値（※　ただし、流域全体に範囲を拡大）

検査の趣旨

斃死や奇形など生物にとって致命的な悪影響を与える重金属やダイオキシン類の影響をチェックする。

検査方法

有害物質に関しては、人体への直接的な影響も問題となるため、公共用水域水質測定調査（健康項目）、化学物質環境安全性総点検調査（水質・底質、生物モニタリング）を中心に各地方自治体主体の調査結果が比較的速やかに公表されている。特にダイオキシン、環境ホルモン等について、各自治体が積極的に情報公開しているだけではなく、各自治体等からも情報を得ることができる。

ここでは、公共用水域水質測定（健康項目）の 20 年間の測定結果を検査対象とする。各健康項目の測定結果の最大値と環境基準値との比を算出し、検査値とする。なお、公共用水域水質測定が行われていない海湾・流域では、有害物質の影響とみられる奇形生物の発見例がないことや有害物質の発生源として疑われる鉱山、流入河川及び工場等がないことによって良好（A）と診断してもよい。

指標 11：貧酸素水の確認頻度

検査の趣旨

生物の呼吸に絶対的な悪影響を与える貧酸素水の発生状況をチェックする。ここでの貧酸素水塊の定義は底生生物の生息状況に変化を起こす臨界濃度（水産用水基準（2000 年版）（平成 12 年 12 月、（社）日本水産資源保護協会）参照）として、4.3mg/L 未満とする。

検査方法

公共用水域水質測定結果では水深方向に上層・中層・下層という分類で調査を実施しているが、全ての調査点で全ての層の観測結果があるわけではない。ここでは貧酸素化しやすい下層のデータのみを検査対象とする。最新の下層の全溶存酸素量データ数のうち貧酸素水となっているデータ数の比を算出し、検査値とする。

公共用水域水質測定結果のデータは、下層におけるデータの不足が否めない。また、同データは水質汚濁の監視を目的に調査を実施されており、水質汚濁が懸念される沿岸部に調査点が偏って配置されている。そのため湾中央部のデータも不足している。現在日本の内湾で大きな問題となっているため、海の再生プロジェクトが実施されている東京湾、大

阪湾、伊勢湾、広島湾では、貧酸素水塊の一斉調査が実施されている。中央環境審議会は、第 8 次の水質総量規制のあり方についての答申の中で、底層の貧酸素水塊の発生を問題として指摘しており、今後の調査の充実が期待される。

その他、内湾の底層の溶存酸素量を把握している調査として浅海定線調査がある。浅海定線調査は、各自治体の水産部局において実施されている漁況海況予報事業の一部であり、沿岸域の定点観測を実施しているものである。調査項目は水温・塩分等であるが、一部溶存酸素量の調査も行われている。鉛直方向の観測層数が多いことが特徴であり、各自治体により実施頻度は異なるが、概ね月に 1 ～ 2 回実施されている。浅海定線データは水温・塩分については 5 ～ 6 層程度の観測が行われているが、その他の項目については、実施主体によって大きく異なる。浅海定線データを用いる場合は最下層のデータを対象として検査を行う。浅海定線データは湾中央部の調査点が多く含まれており、公共用水域の測点配置と比べると、均一に配置されていると言える。しかしながら、浅海定線は公共用水域水質測定結果に比べてデータの公共性が低いため、データ収集が困難であり利用しづらい現状がある。

1.2. 物質循環の円滑

1.2.1. 流入負荷

指標 12：流域の流出係数

検査の趣旨

降雨によって流域にもたらされた水が地表を流下する割合をチェックする。

検査方法

降雨によって流域にもたらされた水は、地中への浸透、樹木・農作物への吸収、蒸発散等により減少するため、河川流量を全て足し合わしても降雨量と一致しない。地表水として流下する淡水量の全降雨量に対する比を流域の流出係数と呼ぶ。これが 1 に近いほど、不透水性で短期間での流出特性をもつ流域であり、森林や田畑など、自然循環の大きな流域では小さな値となる（例えば、都市域で 0.9、自然山地で 0.3）。

第一次近似として、

流出係数 ＝ 河川流量の総和 ／ （流域面積 × 降雨量）

として計算することができる。

指標 13：水面積あたりの流入負荷量

検査の趣旨

流入負荷量について、それを受け止める水域（湾）との関係としてチェックする。

検査方法

流入負荷量は水質総量規制行政の中で地方公共団体によりモニタリングされており、下水道などの整備等により年々減少傾向にある。流入負荷量そのものも指標として有効であるが、近年の流入負荷の減少に対して、水質の改善が線形に進んでいない。これは、内部精算や湾外からの流入など様々な要因が関係していると考えられている。

東京湾、大阪湾、伊勢湾、瀬戸内海などにおける水域面積当たりの汚濁負荷量と水質濃度の関係を見ると、ＣＯＤ、窒素及びりんのいずれも、水域面積当たりの汚濁負荷量が大きい海域ほど、水質濃度は高くなっている。また、水域面積当たりの汚濁負荷量の削減量が大きい海域ほど、水質濃度の低下傾向が明確に見られる（中環審、2015）。

流入負荷量のデータが整備されていない場合は、河川流量と負荷濃度を実測し掛け合わせて推算する方式と、土地利用に原単位（面積当たりの負荷流出量）を足し合わせて推算する方式を用いることができる。

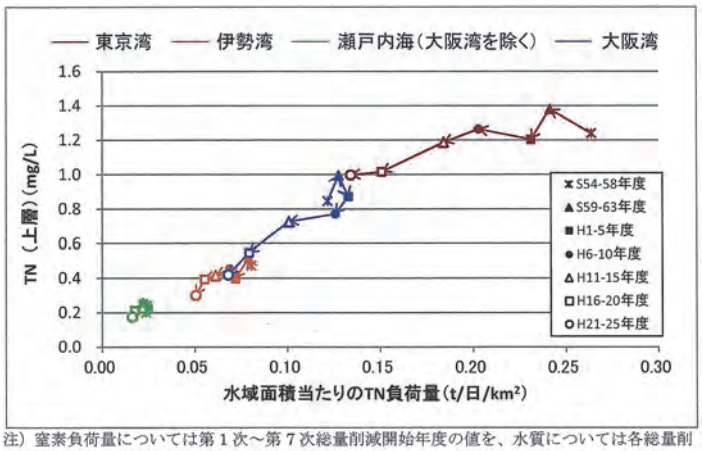

注）窒素負荷量については第１次～第７次総量削減開始年度の値を、水質については各総量削減期間中の平均水質を用いた。

水域面積当たりの負荷量と湾内水質（全窒素）

中環審（2015）：第８次水質総量規制のあり方より

1.2.2. 基礎生産

指標 14：透明度の変化（※）

検査の趣旨

高密度にプランクトンが存在する、懸濁物粒子が大量に流れ込むなど基礎生産の滞りが考えられる場合を最も簡単に表すデータとして、透明度の変化をチェックする。

検査方法

公共用水域水質測定結果を用いる。過去 20 年間と最近 3 年間の各海湾の透明度データの平均値を算出し、その比及び差を検査値とする。

指標 15：赤潮の発生頻度（※）

検査の趣旨

プランクトンが異常発生することは基礎生産の滞りを示すものであり、それを視覚的に捉えることができる赤潮の発生状況をチェックする。

検査方法

赤潮発生件数のデータはいくつかの自治体の水産部局で整理している、これらの組織から入手可能であると考えられる。またそれ以外でも主な海湾であれば環境省発行の環境白書等に整理されていることがあるので、これらから入手する。

過去 20 年間の毎年の赤潮の有無を検査対象として、赤潮の発生が毎年みられるかどうかで検査を行う。

ただし、平成16 年度に全国88 閉鎖性海湾を対象に行った一次検査の実施状況をみると、赤潮に関する情報が取得もしくは公表されていない海湾が多くあることがわかった。赤潮の情報が存在しない海湾では次のデータを用いて赤潮の発生状況を推測し検査することも可能である。特に、pH や表層の溶存酸素量については公共用水域水質測定で実施されており、既存のデータで対応できるものと考えられる。赤潮発生有無の判断は東京湾水質汚濁調査報告書（平成 11 年度）（東京湾岸自治体環境会議、平成 13 年 3 月）から次のように設定した。なお、溶存酸素の基準については上記報告書では「酸素飽和度 150%」としているが、公共用水域調査結果などでは一般的に溶存酸素量（mg/L）での表記が多いため、水温等を想定し溶存酸素量（mg/L）として設定した。基準は赤潮の発生頻度でみる正規の診断内容とほぼ同様の検査結果が出るように設定した。

- クロロフィル a ・・・・50 μ g/L 以上で赤潮発生と判断
- pH ・・・・・・・・・・8.5 以上で赤潮発生と判断
- 溶存酸素量（DO）・・・10mg/L 以上で赤潮発生と判断

1.2.3. 負荷・海水交換

指標 16：負荷と滞留のバランス（※）

検査の趣旨

“負荷滞留濃度”と定義する数値から負荷・海水交換のバランスをチェックする。イメージは下図のとおりである。

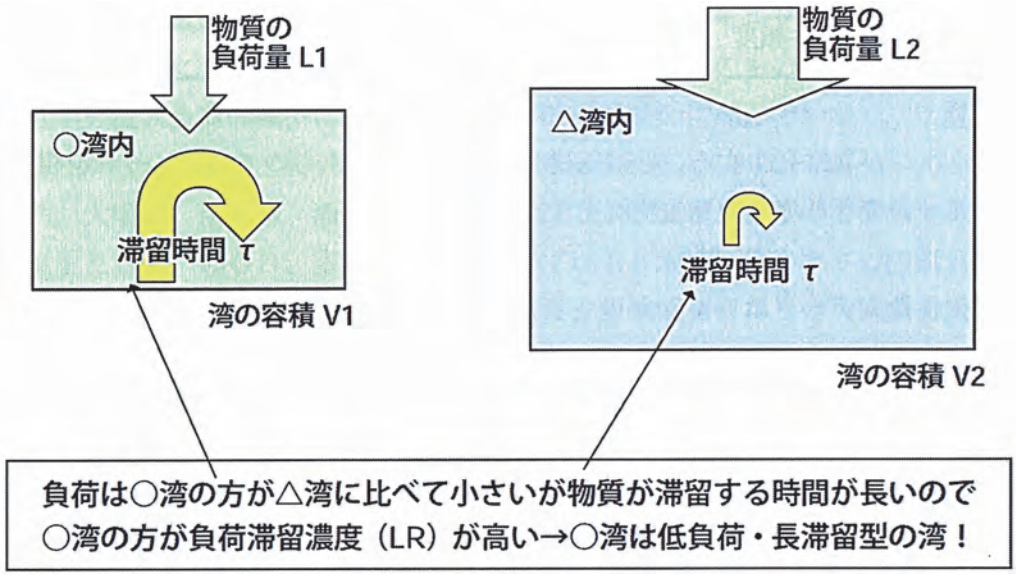

負荷滞留濃度の考え方イメージ

検査方法

負荷滞留濃度は次式で定義する。

負荷滞留濃度（LS）＝L τ f ／ V

L：物質の負荷量、τ f：淡水の平均滞留時間、V：海湾の容積

負荷滞留濃度は陸域からの流入負荷による物質の湾内の平均濃度を表し、大きさや海水交換特性が異なる海湾での負荷と滞留のバランスを相対に評価できる。このパラメーターは、負荷量（L）が多いほど、また淡水滞留時間τ f が長いほど大きな値となり、逆に湾の体積（V）が大きいほど小さな値となる。ただし、対象物質の滞留時間が淡水の滞留時間と異なる場合には、実際の濃度を反映しない。例えば、窒素やリンの滞留時間は、生物ポンプなどの生物過程や化学過程が関わるために、淡水の滞留時間とは異なる。負荷滞留濃度は、複数の海湾を相対的に比較する指標として用いられる。負荷滞留濃度を計算するために必要なデータは、淡水の平均滞留時間、負荷量、海湾の容積である。各データは次のように収集もしくは計算する。

物質の負荷量（L）

基本情報として収集したデータを用いる。

淡水の平均滞留時間（τ f）

淡水の平均滞留時間（τ f）は次式で表される。

τ f = R / Vf

R：淡水放出量（基本情報で収集した河川流量を用いる）　Vf：淡水存在量

淡水存在量（Vf ）は海湾内外の塩分差から算出する。

Vf＝（ S0－ S1）/S0 × V

S0：湾外水の平均塩分、S1：湾内水の平均塩分、V：海湾の体積

海湾の容積（V）

負荷量と同様に基本情報の収集においてすでに調査されているものを用いる。

算出された負荷滞留濃度を検査値とし、基準値と比較して診断する。

指標 17：潮位振幅の変化（※）

検査の趣旨

潮汐による海水交換の程度を潮位振幅の変化によってチェックする。

検査方法

潮位データは気象庁の検潮所の記録が一般に入手可能である。特に毎年発行される「潮位表」には実測潮位の統計値が記載されており、これを用いることにより容易に潮位差を知ることができる。気象庁以外では海上保安庁等の検潮所記録も同様に入手可能であり、データもある程度蓄積されている。

過去 30 年間の潮位振幅（各検潮所での朔望平均満潮位（大潮時の満潮位の平均値）と朔望平均干潮位（大潮時の干潮位の平均値）の差）より線形回帰を求める。その傾きに 30 年を掛け合わせ検査値とし、基準値と比較して診断する。

1.2.4. 堆積・分解

指標 18：底質環境（※）

検査の趣旨

海底の分解の状況を表す「底質の悪化」や「貧酸素水の発生」の状況を表現できる硫化物量をチェックする。

検査方法

底質の硫化物量については各地方自治体の水産試験場などが測定しているデータがホームページなどで公表されているものもあるが、データが取得されている海湾は少ない。最新の硫化物データの最大値を検査値として、基準と比較して診断する。

ただし､平成16 年度に全国88 閉鎖性海湾を対象に行った一次検査の実施状況をみると、硫化物に関する情報が取得もしくは公表されていない海湾が多くあることが認識できた。底質の粒径と硫化物の間に強い関係があることから、硫化物の情報がない海湾では、海湾内に泥分が存在する場合に安全側をみて要精検とする。

指標 19：無酸素水の出現状況（※）

検査の趣旨

分解機能を担う生物の生息環境としてチェックする。無酸素水の定義は溶存酸素濃度

0.0mg/L であるが、分析の定量限界値が 0.5mg/L であるためその値を採用する。

検査方法

生態系の安定性の検査項目である貧酸素水の確認頻度と同様に、公共用水域水質測定結果および各自治体が実施している浅海定線調査を使用する。

最新の底層の溶存酸素濃度の最低値に着目し、その値を基準値と比較して診断する。

1.2.5. 除去

指標 20：底生魚介類の漁獲量（※）

検査の趣旨

外海の資源変動の影響を受けづらい底生魚介類の漁獲量が減少していないかをチェックする。

検査方法

農林水産統計年報から把握できる。使用データは最近 20 年間の農林水産統計の魚種別漁獲量である。

底生魚介類の最近 20 年間と最近 3 年間の平均値を比較する。底生魚介類とは底魚、底生生物および貝類とする。これは、浮魚は外海の資源変動に大きく左右され海湾の健康状態をみるためには不適当であると考えられるためである。底魚、底生生物及び貝類の分類は以下のとおりである。

底魚	浮魚を除く魚類で遠洋・沖合漁業で漁獲される魚類は除外している。ヒラメ類やタイ類など。
底生生物	エビ類、カニ類、タコ類、イカ類、ワニ類やその他の水産動物。
貝類	アワビ類、サザエ類、ハマグリ類、アサリ類。

2. 社会・経済環境

2.1. 地域の活力・経済の自立性

2.1.1 行政のガバナンス

指標 21：沿岸域総合管理計画の策定の有無

検査の趣旨

地方公共団体の総合計画、地方創生計画などと整合した沿岸域総合管理計画の策定をチェックする。

検査方法

地方公共団体の総合計画、地方創生計画など上位計画に位置付けられる計画において、沿岸域総合管理の実施や計画策定について言及があるかどうか、沿岸域総合管理計画として認められる計画が策定されているか（例えば、志摩市里海創生基本計画、小浜市海のま

ちづくり計画等）を確認し、その言及の有無、策定の有無を指標とする。

2.1.2. 住民構成

指標 22：若年女性人口の増減

検査の趣旨

人口の自然増は、地域の出生数に依存する。人口再生産力を担う若年女性の人口動態を把握することで、住民構成の今後の変化の内、自然増減についての推定が可能となるため、その変化をチェックする。なお、若年女性人口そのものの変化は、社会増減により影響を受けるので、間接的には、社会増減による住民構成の変化についての情報としてもチェックできる。

検査方法

人口統計から、20～39 歳女性の人口を抽出し、10 年前と現在の変化についてその差異をとり診断する。今後 10 年の予測値も使用可能であれば、参考として傾向の変化の解析に利用する。

2.1.3. 雇用創出

指標 23：若年層の正規雇用労働者の割合

検査の趣旨

雇用の創出により魅力ある職場づくり、雇用環境の整備が進めば、様々な年代の正規雇用労働者が増加すると考えられ、若い世代の正規雇用労働者の割合を指標として採用する。本指標は、まち・ひと・しごと総合戦略の 4 つの基本目標の 1 つである「地方における安定した雇用を創出する」ことの指標として採用されている

検査方法

全ての世代における正規雇用労働者の割合と、15～34 歳（若年層）の正規雇用労働者の割合を比較し、相対的に評価する。

2.1.4. 地域経済

指標 24：地域特産品の製造・加工における地域内関連産業の規模

検査の趣旨

特産品生産を自律的・持続的にするために、その収穫・製造と、その加工に係る地域内産業の規模をチェックする。

検査方法

経済連関表を確認し、特産品の収穫・製造に関連する産業を抽出し、その域内規模を確認する。同様に、その特産品を原料とする高次産業を抽出し、その域内規模を確認し、足し合わせることで関連産業の規模を推定する。

2.1.5. 資源開発（3 次）

指標 25：観光拠点におけるイベント数と訪問者・参加者数

検査の趣旨

域外からの観光客を集客するための観光拠点のポテンシャルをチェックする。

検査方法

3 次産業の資源として、観光拠点の整備、景観の保全、イベントの招致・開催などが挙げられるが、最終目的である集客を指標とするために、観光協会や役場などが主催、登録するイベントの開催回数と、その訪問者・参加者数を指標とする。民間主導のイベントであっても、参加者数などが確実にカウントできるのであれば、計数に足し合わせることとする。

2.1.6 広域ネットワーク

指標 26：人口の社会増減の変化

検査の趣旨

対象とする地方を取り巻くネットワークとして、情報、物流、観光などが考えられる。そうしたネットワークが確立され、当該地方がその周辺地域のネットワークのハブ（中核都市）となることで、社会的な人口増（流入）が起こることが想定される。広域ネットワーク形成の間接的な指標として、社会増減をチェックする。

検査方法

人口変化の内、自然増減の分を差し引くことで、社会増減が推定できる。

2.2. 安心・安全な生活環境の構築

2.2.1. 防災・安全性

指標 27：防災訓練の実施・参加者数

検査の趣旨

住民における意識の啓発のために防災訓練の実施を参加者数によりチェックする。

検査方法

防災設備の整備（ハード）と防災システムの確立（ソフト）の両面からの防災・減災に向けた備えが大切である。そうした備えの活用は、住民の意識の高さが鍵となるので、地

方自治体、自治会などが実施する防災訓練の実施数、参加者数を指標とする。

2.2.2. 循環型社会の形成

指標 28：ゴミの最終処分量

検査の趣旨

循環型社会の形成基盤となる３R（リユース、リデュース、リサイクル）の達成基準として、最終処分量の減量が達成されているかチェックする。

検査方法

循環型社会は、3R の実施により最終処分に持ち込むゴミの減容化を目標としている。域内で発生したゴミについて、域内・域外を問わず、最終処分に持ち込まれるゴミの量の総和を指標とする。

2.2.3. 交通インフラ整備

指標 29：交通拠点の数

検査の趣旨

交通インフラの整備状況の指標として、交通拠点の数をチェックする。

検査方法

交通インフラは、ネットワークとして整備されるので、路線延長も重要な指標であるが、ネットワークの複雑度により計数が難しい。そこで、ネットワークの結節点となる交通拠点の数の総和を指標とする。

交通拠点として、鉄道の駅、高速道路のインターチェンジ、パーキングエリア、道の駅、バス停、海の駅、フェリーターミナル等を計数する。それぞれの利用者数や規模に幅がある場合、複数の交通手段が結節する場合などは、重みを付けて計数する手法も検討する（例えば、利用者数に比例した重みづけで拠点数を計数するのも一つの手法である）。

2.2.4. 情報発信

指標 30：住民に対する情報発信数

検査の趣旨

安心・安全な生活環境の構築のために、地方自治体側から住民に対して発信された情報の発信数をチェックする。

検査方法

対象とする媒体として、公報誌の発行数、ケーブル TV・地域ラジオの番組数、啓発パンフレットの発行数など、住民の大半を対象とした情報発信の数を指標とする。

2.2.5. 住民間の団結力

指標 31：4 人以上もしくは三世代世帯の比率

検査の趣旨

地域コミュニティの基礎となる同居家族の多さをチェックする。

検査方法

住民間の団結力は、家族単位での結びつきの強さと、それに地域コミュニティの結びつきの強さが重なって発揮されていると考えることができる。地域コミュニティの結びつきについては、文化・教育の面からの指標によっても計数される部分があるので、ここでは、家族単位での結びつきの強さを指標とする。一人暮らしの世帯、高齢者の一人暮らしなどの割合が低い地区は、複数家族の割合が高いことに着目し、4 人以上の家族の割合と三世代世帯率を加算して、家族単位での結びつきの強さの指標とする。

2.3. 社会の歴史・文化の継承、教育の促進

2.3.1. 啓発・認知・意識向上

指標 32：地域交流拠点の利用者数

検査の趣旨

公民館や公園のビジターセンター、美術館、博物館などの文化施設を啓発のための施設と位置づけ、その利用率をチェックする。

検査方法

公的地域交流拠点など入場者数、利用者数の統計がある施設の内、公民館、公園などのビジターセンター、美術館、博物館、図書館などの文化施設について、総数を指標とする。イベント開催などによる啓発、認知、意識向上も大切な取組みであるので、入場者数、利用者数を内数として計数に加算する。

2.3.2. 伝統文化の継承

指標 33：伝統行事への参加者数

検査の趣旨

お祭り、伝統行事、関連の啓発イベントを伝統文化の継承の場として位置づけ、その参加者数をチェックする。

検査方法

地域のお祭り、伝統行事、そうした行事の根拠となる伝統文化の継承のための講演会や啓発イベントへの参加者数を指標とする。

2.3.3. 教育

指標 34：沿岸域（森川海）の特性やその保全、持続的利用を教える独自教材の数

検査の趣旨

沿岸域を担う次世代の育成のために、その地方の沿岸域の特性を知り、その環境保全と持続的利用をバランスよく考える力をつける教育に活用できる教材の数をチェックする。

検査方法

教育現場において、森川海の総合管理を進めるうえで、指導者の育成、指導教材の充実、指導機会（現場）の創出が必要となる。いずれも欠くべからざるものであるが、持続的な教育の実施を考えた場合、カリキュラムや指導資料など継承できる教材の充実は、不可欠であり、多くの関係者の協力が必要となる。

主には小学校・中学校・高校を対象とし、その地方独自の特性を反映した教育教材（テキストなどの指導資料だけでなく、カリキュラムや指導プログラムなどソフトも含む）などの数を指標とする。例えば、森川海に関する先輩への「聞き書き」指導を実施している学校や、プログラム実施において社会との協力体制を確立した学校なども教育教材の確立事例とする。

参考文献

1. 宮脇昭『木を植えよ』新潮選書、2006 年 11 月。
2. Hurtt, G. C. ・ Chini, L. P. ・ Frolking, S. ・ Betts, R. A. ・ Feddema, J. ・ Fischer, G. ・ Fisk, J. P. ・ Hibbard, K. ・ Houghton, R. A. ・ Janetos, A. ・ Jones, C. D. ・ Kindermann, G. ・ Kinoshita, T. ・ Goldewijk, Kees Klein ・ Riahi, K. ・ Shevliakove, E. ・ Smith, S. ・ Stehfest, E. ・ Thomson, A. ・ Thornton, P. ・ Vuuren, D. P. van. ・ Wang, Y. P. “Harmonization of land-use scenarios for the period 1500-2100: 600 years of global gridded annual land-use transitions, wood harvest, and resulting secondary lands.” *Climatic Change* (2011): 117-161.
3. （社）日本水産資源保護協会『水産用水基準（2000 年版）』、平成 12 年 12 月。
4. 中央環境審議会『第 8 次水質総量規制のあり方』、2015 年。
5. 東京湾岸自治体環境会議『東京湾水質汚濁調査報告書（平成 11 年度）』、平成 13 年 3 月。

各法（基本法）の規定に対する検討

法律名	施策項目	項目の細部	備考
海洋基本法	海洋資源の開発及び利用の推進 （第 17 条）	目的：海洋環境の保全並びに海洋資源の将来にわたる持続的な開発及び利用を可能とすることに配慮しつつ海洋資源の積極的な開発及び利用を推進する	生物資源の保存・管理、生育環境の保全・改善 非生物資源の開発・利用及びそのための体制整備
		水産資源の保存及び管理、水産動植物の生育環境の保全及び改善、漁場の生産力の増進 海底又はその下に存在する石油、可燃性天然ガス、マンガン鉱、コバルト鉱等の鉱物資源の開発及び利用の推進並びにそのための体制の整備、その他の必要な措置を講ずる	
	海洋環境の保全等 （第 18 条）	目的：地球温暖化の防止、地球環境の保全	生育環境保全・改善、生物多様性確保、汚濁の負荷の低減、廃棄物排出の防止、流出油の迅速な防除、景観の保全
		生育環境の保全及び改善等による海洋の生物の多様性の確保 海洋に流入する水による汚濁の負荷の低減、海洋への廃棄物の排出の防止 船舶の事故等により流出した油等の迅速な防除 海洋の自然景観の保全、その他の海洋環境の保全を図るために必要な措置を講ずる	
	排他的経済水域等の開発等の推進 （第 19 条）	目的：排他的経済水域等の開発、利用、保全等に関する取組の強化	EEZ 開発の推進、主権的権利に対する侵害の防止
		海域の特性に応じた排他的経済水域等の開発等の推進 排他的経済水域等における我が国の主権的権利を侵害する行為の防止 その他の排他的経済水域等の開発等の推進のために必要な措置を講ずる	
	海上輸送の確保 （第 20 条）	目的：効率的かつ安定的な海上輸送の確保	産業（造船）、人材育成・確保、湾岸整備
		日本船舶の確保、船員の育成及び確保、国際海上輸送網の拠点となる港湾の整備、その他の必要な措置を講ずる	
	海洋の安全の確保 （第 21 条）	目的：海に囲まれ、かつ、主要な資源の大部分を輸入に依存する我が国の経済社会にとって、不可欠であるため	Security（安全保障）, Safety（治安、防災）
		我が国の平和及び安全の確保並びに海の安全及び治安の確保のために必要な措置を講ずる 津波、高潮等による災害から国土並びに国民の生命、身体並びに財団を保護するため、災害の未然の防止、災害が発生した場合における被害の拡大の防止及び災害の復旧に関する措置を講ずる	
	海洋調査の推進 （第 22 条）	目的：国は、海洋に関する施策を適正に策定し、及び実施する	状況把握、変化予測、調査体制の整備
		海洋の状況の把握、海洋環境の変化の予測 その他の海洋に関する施策の策定及び実施に必要な調査の実施並びに海洋調査に必要な監視、観測、測定等の体制の整備	
	海洋科学技術に関する研究開発の推進等 （第 23 条）	目的：海洋に関する科学技術に関する研究開発の推進及びその成果の普及を図る	研究開発の推進、成果の普及、各アクターの連携
		研究体制の整備、研究開発の推進、研究者及び技術者の育成、国、独立行政法人、都道府県及び地方独立行政法人の試験研究機関、大学、民間等の連携の強化、その他の必要な措置を講ずる	
	海洋産業の振興及び国際競争力の強化 （第 24 条）	目的：海洋産業の振興及びその国際競争力の強化を図る	人材育成・確保、経営基盤の強化、新事業の開拓、技術の高度化
		先端的な研究開発の推進、技術の高度化、人材の育成及び確保、競争条件の整備等による経営基盤の強化及び新たな事業の開拓、その他の必要な措置を講ずる	
	沿岸域の総合的管理 （第 25 条）	目的・理由：沿岸の海域の諸問題がその陸域の諸活動に起因し、沿岸の海域について施策を講ずることのみでは、沿岸の海域の資源、自然環境等がもたらす恵沢を将来にわたり享受できるようすることが困難であるため 沿岸の海域及び陸域のうち特に海岸が、厳しい自然条件の下にあるとともに、多様な生物が生息し、生育する場であり、かつ、独特の景観を有しているため	一体的に施策を講ずる、自然災害から海岸の防護、海岸環境の整備・保全、海岸の適正な利用

			自然的社会的条件からみて一体的に施策が講ぜられることが相当と認められる沿岸の海域及び陸域について、その諸活動に対する規制その他の措置が総合的に講ぜられることにより適切に管理されるよう必要な措置を講ずる 津波、高潮、波浪その他海水又は地盤の変動による被害からの海岸の防護、海岸環境の整備及び保全並びに海岸の適正な利用の確保	
	離島の保全等 （第 26 条）		目的・理由：離島が我が国の領海及び排他的経済水域等の保全、海上交通の安全の確保、海洋資源の開発及び利用、海洋環境の保全に重要な役割を担っている	海岸の保全、海上交通の安全確保、海洋資源開発のための施設整備、自然環境の保全、生活基盤の整備
			海岸等の保全、海上交通の安全の確保並びに海洋資源の開発及び利用のための施設の整備、周辺の海域の自然環境の保全、住民の生活基盤の整備、そのたの必要な措置を講ずること	
	国際的な連携の確保及び国際協力の推進 （第 27 条）		目的：海洋に関して、我が国の国際社会における役割を積極的に果たす	海洋における国際協力の推進
			海洋資源、海洋環境、海洋調査、海洋科学技術、海上における犯罪の取締り、防災、海難共助等に係る国際協力の推進のために必要な措置を講ずること	
	海洋に関する国民の理解の増進等 （第 28 条）		目的：国民が海洋についての理解と関心を深めることができるよう	海洋教育の推進、国際的な取組みに関する普及
			学校教育及び社会教育における海洋に関する教育の推進、海洋法に関する国際連合条約その他の国際約束並びに海洋の持続可能な開発と利用を実現するための国際的な取組みに関する普及啓発、海洋に関するレクリエーションの普及等のために必要な措置を講ずること	
森林・林業基本法	森林の有する多面的機能の発揮に関する施策 （第 3 章）	森林の整備の推進 （第 12 条）	目的：森林の適正な整備を推進する	造林、保育、伐採の計画的な推進、林道整備、種苗確保、森林の現状調査、地域活動の支援
			地域の特性に応じた造林、保育及び伐採の計画的な推進、これらの森林の施業を効率的に行うための林道の整備、優良種苗の確保、その他必要な施策を講ずること 森林所有者等による計画的かつ一体的な森林の施業の実施が特に重要であることにかんがみ、その実施に不可欠な森林の現況の調査その他の地域における活動を確保するための支援を行うこと	
		森林の保全の確保 （第 13 条）	目的：森林の適正な保全を図る	森林保全の支障の防止、各アクター間の連携、技術の普及
			土地の形質の変更その他の森林の保全に著しい支障を及ぼすおそれがある行為に関し、その支障を防止するために必要な規制、災害による土砂の崩壊の防止及びその復旧のための森林土木事業の推進、森林病害虫の駆除及びそのまん延の防止、その他必要な施策を講ずること	
		技術の開発及び普及 （第 14 条）	目的：森林、林業並びに林産物の流通及び加工に関する技術の研究開発及び普及の効果的な推進を図る	技術の研究開発の目標の明確化、各アクター間の連携、技術の普及
			森林、林業並びに林産物の流通及び加工に関する技術の研究開発の目標の明確化、国、独立行政法人及び都道府県の試験研究機関、大学、民間等の連携の強化、地域の特性に応じた森林及び林業に関する技術の普及事業の推進、その他必要な施策を講ずる	
		山村地域における定住の促進 （第 15 条）	目的：森林の適正な整備及び保全を図る	地域特産物・産業の振興、就業機会の増大、生活環境の整備、定住の促進
			森林所有者等が山村地域に生活することが重要であることにかんがみ、地域特産物の生産及び販売等を通じた産業の振興による就業機会の増大、生活環境の整備、その他の山村地域における定住の促進に必要な施策を講ずること	
		国民等の自発的活動の促進 （第 16 条）	目的：国民の森林及び林業に対する理解と関心を深めるとともに、健康的でゆとりのある生活に資するため	国民の森林及び林業に対する理解関心を深める
			都市と山村との間の交流の促進、公衆の保健又は教育のための森林の利用の促進、その他必要な施策を講ずること	

法律名	施策項目		項目の細部	備考
		都市と山村の交流等 （第 17 条）	目的：国民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体が自発的に行う緑化活動その他の森林の整備及び保全に関する活動等が促進されるように	森林整備・保全の活動の促進
			情報の提供その他必要な施策を講ずること	
		国際的な協調及び貢献 （第 18 条）	目的：森林の有する多面的機能の持続的な発揮を国際的協調の下で促進する	国際的な準則の整備を取り組む、開発途上地域に対する協力支援
			森林の整備及び保全に関する準則等の整備に向けた取組のための国際的な連携、開発途上地域に対する技術協力及び資金協力その他の国際協力の推進に努めること	
	林業の持続的かつ健全な発展に関する施策 （第 4 章）	望ましい林業構造の確立 （第 19 条）	目的：効率的かつ安定的な林業経営を育成し、これらの林業経営が林業生産の相当部分を担う林業構造を確立する	林業経営の促進
			地域の特性に応じ、林業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、機械の導入、その他林業経営基盤の強化の促進に必要な施策を講ずること	
		人材の育成及び確保 （第 20 条）	目的：効率的かつ安定的な林業経営を担うべき人材の育成及び確保を図る	人材育成・確保
			教育、研究及び普及の事業の充実、その他必要な施策を講ずること	
		林業労働に関する施策 （第 21 条）	目的：林業労働に従事する者の福祉の向上、育成及び確保を図る	林業労働者の福祉向上
			就業の促進、雇用の安定、労働条件状況の改善、社会保障の拡充、職業訓練の事業の充実、その他必要な施策を講ずる	
		林業生産組織の活動の促進 （第 22 条）	目的：地域の林業における効率的な林業生産の確保に資するため	林業生産活動を促進
			森林組合その他の委託を受けて森林の施業又は経営を行う組織等の活動の促進に必要な施策を講ずる	
		林業災害による損失の補てん （第 23 条）	目的：災害によって林業の再生産が阻害されることを防止するとともに、林業経営の安定を図る	災害による林業の再生産、災害損失に対する合理的な補てん
			災害による損失の合理的な補てん、その他必要な施策を講ずること	
	林産物の供給及び利用の確保に関する施策 （第 5 章）	木材産業等の健全な発展 （第 24 条）	目的：木材産業等が林産物の供給において果たす役割の重要性にかんがみ、その健全な発展を図る	木材産業の発展
			事業基盤の強化、林業との連携の推進、流通及び加工の合理化、その他必要な施策を講ずること	
		林産物の利用の促進 （第 25 条）	目的：林産物の適切な利用の促進に資するため	林産物利用の知識普及、需要開拓、木材使用の促進
			林産物の利用の意義に関する知識の普及及び情報の提供、林産物の新たな需要の開拓、建物及び工作物における木材の使用の促進、その他必要な施策を講ずること	
		林産物の輸入に関する措置 （第 26 条）	目的：林産物につき、森林の有する多面的機能の持続的な発揮に配慮しつつ適正な輸入を確保する	適正な輸入
			国際的な連携に努めるとともに、林産物の輸入によってこれと競争関係にある林産物の生産に重大な支障を与え、又は与えるおそれがある場合において、緊急に必要があるときは、関税率の調整、輸入の制限、その他必要な施策を講ずること	
環境基本法 **（関係箇所）**	環境基準 （第 16 条）		大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準を定める　（水質汚濁に係る環境基準：環境省ウェブサイト[https://www.env.go.jp/kijun/mizu.html]参照）	生活環境の保全に関する環境基準（河川の基準値）
水循環基本法	貯留・涵養機能の維持及び向上 （第 14 条）		目的：流域における水の貯留・涵養機能の維持及び向上を図る	合理的に水を利用する取組みの推進
			雨水浸透能力又は水源涵養能力を有する森林、河川、農地、都市施設等の整備、その他必要な施策を講ずること	
	水の適正かつ有効な利用の促進等		理由：水が国民共有の貴重な財産であり、公共性の高いものであること	

	（第 15 条）	水の利用の合理化その他水を適正かつ有効に利用するための取組を促進するとともに、水量の増減、水質の悪化等水循環に対する影響を及ぼす水の利用等に対する規制、その他の措置を適切に講ずること	
	流域連携の推進等 （第 16 条）	目的：流域の総合的かつ一体的な管理を行う	体制の整備、連携・協力の推進、住民の意見
		必要な体制の整備を図ること等により、連携及び協力の推進に努める 流域の管理に関する施策に地域の住民の意見が反映されるように、必要な措置を講ずること	
	健全な水循環に関する教育の推進等 （第 17 条）	目的：国民が健全な水循環の重要性についての理解と関心を深めるよう	教育の推進
		健全な水循環に関し、学校教育及び社会教育における教育の推進、普及啓発等のために必要な措置を講ずること	
	民間団体等の自発的な活動を促進するための措置 （第 18 条）	目的：事業者、国民又はこれらの者の組織する民間の団体が自発的に行う、健全な水循環の維持又は回復に関する活動が促進されるように	水循環の維持・回復、そのための活動の促進
		必要な措置を講ずること	
	水循環施策の策定に必要な調査の実施 （第 19 条）	目的：水循環に関する施策を適正に策定し、及び実施するため	調査の実施、調査体制の整備
		水循環に関する調査の実施及び調査に必要な体制の整備、その他の必要な措置を講ずる	
	科学技術の振興 （第 20 条）	目的：健全な水環境の維持又は回復に関する科学技術の振興を図るため	研究開発の推進、成果の普及、研究者養成
		試験研究の体制の整備、研究開発の推進及びその成果の普及、研究者の養成、その他の必要な措置を講ずる	
	国際的な連携の確保及び国際協力の推進 （第 21 条）	理由：健全な水循環の維持又は回復が地球環境の保全上重要な課題であることに鑑み	国際的な連携、技術協力
		健全な水循環の維持又は回復に関する国際的な連携の確保及び水の適正かつ有効な利用に関する技術協力、その他の国際協力の推進に必要な措置を講ずること	
まち・ひと・しごと創生法	目的 （第 1 条）	全体の目的：我が国における急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくためには、国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会の形成、地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保及び地域における魅力ある多様な就業の機会の創出を一体的に推進する	住みよい環境、活力ある日本社会、潤いのある豊かな生活、個性豊かで多様な人材､魅力ある多様な就業機会
	基本理念 （第 2 条）	国民が個性豊かで魅力ある地域社会において潤いのある豊かな生活を営むことができるよう、それぞれの地域の実情に応じて環境の整備を図る 日常生活及び社会生活を営む基盤となるサービスについて、その需要及び供給を長期的に見通しつつ、かつ、地域における住民の負担の程度を考慮し、事業者及び地域住民の理解と協力を得ながら、現在及び将来におけるその提供の確保を図る 結婚や出産は個人の決定に基づくものであることを基本としつつ、結婚、出産又は育児についての希望を持つことができる社会が形成されるよう環境の整備を図る 仕事と生活の調和を図ることができる環境の整備を図る 地域の特性を生かした創業の促進や事業活動の活性化により、魅力ある就業の機会の創出を図る 地域の実情に応じ、地方公共団体相互の連携協力による効率的かつ効果的な行政運営の確保を図る 国、地方公共団体及び事業者が相互連携を図りながら協力するよう努める	
循環型社会形成推進基本法 **（関係箇所）**	環境の保全上の支障の防止 （第 21 条）	目的：原材料等が廃棄物等となることの抑制並びに循環資源の循環的な利用及び処分を行う際の環境の保全上の支障を防止する	公害の原因となる物質の排出の規制
		公害の原因となる物質の排出の規制その他の必要な措置を講じなければならないこと	

既存評価方法に対する検討

	（視点）分類（項目）		指標（データ）	備考
海の健康診断[1]	生態系の安定性	生物組成	生態分類群ごとの漁獲割合、生物の出現状況	自然環境： 生植物の種類、生植物の生息状況（代表種）、水際延長線、有害物質、水の透明度、水温、溶存酸素濃度、汚染状況、下水の処理、底性系魚介類の漁獲量、生物生息空間、森林面積、生物多様性の保全、持続可能性、沿岸域総合管理、生物資源の保護、生育環境の保全、非生物資源の開発・利用、汚濁負荷の低減、廃棄物、有害物質の流入 社会・経済環境： 補助（金）制度、観光者数、管理戦略、管理計画、開発計画、法と制度の確立、沿岸域総合管理政策、科学研究協力、教育機関との連携、知識の普及、教育活動の回数、研究機関との協力、財務の組み立て、災害対策、人口、景観、観光
		生息空間	藻場・干潟面積、海岸線延長	
		生息環境	有害物質、底層水の溶存酸素濃度	
	物質循環の円滑さ	流入負荷・海水交換	負荷滞留濃度、潮位振幅	
		基礎生産	透明度、プランクトンの異常発生	
		堆積・分解	底質、底層水の溶存酸素濃度	
		除去	底性系魚介類の漁獲量	
SDGs Goal 14[2]	海洋汚染の防除（2025 年目標）		陸起源活動、海洋ゴミ、富栄養化	
	海洋性生態系の保護・保全（2020 年目標）		強靭性の強化、再生活動、健全性、生産性	
	海洋酸性化の影響の軽減		科学研究協力	
	過剰漁獲、IUU 漁業等の制限（2020 年目標）		科学に基づく管理計画の策定、漁業資源の回復、持続可能漁獲量（MSY）の達成	
	海洋保護区の設置（海域の 10%、2020 年目標）		海洋保護の区設置面積	
	不適切な漁業への補助金の禁止（2020 年目標）		特定目的の補助金額	
	小島嶼開発途上国（SIDS）の経済利益の増加（2030 年目標）		海洋資源の持続性、持続的な管理型漁業、水産養殖、観光の導入	
	SIDS や開発途上国での科学的知識、研究能力の増進		海洋の健全性、海洋生物多様性の保全、海洋技術の移転	
	伝統的小規模漁業の海洋資源および市場へのアクセス		伝統漁法の実施、市場	
	階位用資源の保全と持続可能な利用のための国、地域、世界の法制度の実行		海洋ガバナンスの確立、ICM の導入	
Ocean Health Index [3]	食糧供給	自然漁業	持続的食糧生産、自然漁業の漁獲量の持続可能性	
		海洋養殖	海洋養殖の持続可能性と生産性	
	零細漁業の可能性		供給量（零細漁業の備蓄量）	
	自然生産物		持続可能な非食糧である自然生産物の獲得量	
	炭素貯蔵量		主要炭素貯蔵地	
	海岸保護		主要保護生息地	
	観光及びリクレーション		観光者数、観光経験の質	

	沿岸域の生計及び経済	生計	海洋セクターによる就業（生計）と歳入（経済）の提供	
		経済		
	場所のイメージ	持続可能な生物種の場所	文化的価値を有する場所の保全	
		象徴的な生物種	文化的価値を有する生物種の保護	
	きれいな水		汚染とゴミから守られているきれいな水	
	生物多様性	生物種	存在価値を持続させるための生物種と生息地の保全	
		生息地		
World Ocean Assessment [4]	海洋環境における主要な生態系サービス（供給サービス以外）の評価		気候変動およびこれに関連した大気変動の影響	海面水温、海面上昇、海洋酸性化、塩分濃度、海洋の循環、暴風およびその他の極端な気象現象、紫外線とオゾン層、etc.
			海洋生物の死亡率の高まりと繁殖成功率の低下	持続可能な漁獲量の最大値を上回る漁業資源の捕獲、繁殖および生育地域の変化による営業、混獲、投棄および廃棄水準、etc.
			有害物質の流入量の増加	陸地からの流入、重金属およびその他の有害物質、石油、農業排水の流入、富栄養化、放射性物質、固形廃棄物の処分、漂流ゴミ、船舶輸送、沖合炭化水素産業、etc.
	食の安全および食糧安全保証に関する分野横断的課題の評価		食の安全および食糧安全保証	捕獲漁業、水産養殖、社会問題、食の安全
	その他の人間活動および海洋環境の評価		海洋空間の利用増加	沿岸部における人口の増加と都市化、水産養殖と海洋牧場、航路と港、海底ケーブルとパイプライン、沖合炭化水素産業、沖合採鉱、洋上における再生可能エネルギー、漁業管理領域、海洋保護区、海洋空間の需要がもたらす影響
			海洋生物多様性に対する人間活動の累積的影響	海洋生物多様性への影響、特別な配慮を要するものとして特定された生態系および生息地
			海洋から得られる利益および不利益の分布	
			海洋への脅威に対する	
	海洋生物多様性および生息地の評価		生物多様性パターン	生物多様性ホットスポットの分布および高水準の生態系サービスの分布との関係性
	知識格差		海洋の物理的構造、海洋水の組成および流動、海洋生物相、人間と海洋の相互作用の状態といった分野の知識における格差。北極海、インド洋に関する情報と知識が不足	

	（視点）分類（項目）		指標（データ）		備考
	能力開発格差		海洋の物理的構造、海水、海洋生物相、人間と海洋の相互作用の状態といった分野における活動が能力開発に望ましい		
State of the Coasts[5]	ガバナンス	政策、戦略と計画	沿岸域プロフィールと環境リスク評価	海岸線の長さ、沿岸域の環境プロフィール/環境リスク評価/他の類似評価、環境評価が行われた海岸線の長さ	
			沿岸域管理戦略と活動計画	沿岸域管理戦略と活動計画、当該計画の管理の範囲（地理的）、運営管理計画、複数セクターの参加のメカニズム、地方政府の実施のコミットメント、監視と評価プログラム	
			地方政府の沿岸域及び海洋の開発計画	地域の開発計画	
		制度的設立	コーディネーションのメカニズム	コーディネーションのメカニズムの確立とその法的根拠、コーディネーションのメカニズムの組織的構成、コーデイネーションオフィスの確立とその法的根拠、コーディネーションオフィスの組織構成、コーディネーションオフィスのスタッフと予算配分	
			コーディネーションのメカニズムへの利害関係者の参加	コーディネーションのメカニズムに利害関係者を参加させる。コーディネーションのメカニズムの為の人員と各機関への予算配分	
		法規	ICM 実施法規	ICM の制度的メカニズムと管理活動に関する法律/地域の政令、沿岸域管理ゾーンの設定、漁業、鉱業及び他の採取活動、沿岸域環境にある水産養殖施設、規則と法律の遵守	
			法規の制定と遵守の監視	種々の環境管理の遵守の監視/検査方法（即ち、違法漁獲、水産養殖、製造業、沿岸域汚染、沿岸域のツアー、施設、港湾、及び海運業などに対する業態別検査）、沿岸域パトロール等による、環境保全法規の遵守の監視/検査の頻度	
			環境関連訴訟、提訴済/解決済	報告されている苦情の総件数、違反者が逮捕された違反件数、罰せられた違反件数、関連法規の不遵守に対する罰金の総額	
		情報と公的認知	公衆教育と認知	コミュニケーションプランの作成、コミュニケーションプランの実施を行う予算と人員配分、地方政府が情報の公的通知の為の施設を所有していること、地域の認知プログラム、地域会社の参画活動の頻度、地域社会の参画活動の参加者数	
			利害関係者の参加と動員	環境関連プログラムと活動に関係する、非政府組織、市民社会グループ及び他の利害関係者組織、環境関連のプログラムと活動の書類、メンバー数	
		能力強化	供給可能性/利用可能性	施設とトレーニングシステムの利用可能性、能力強化の為の人員と予算の配分、専門家の名簿、関連のコース/研究活動を行っている、その地域の大学や研究所、	

				トレーニングを行う地方政府の能力	
			人材能力	ICM のトレーニングを受けた人の数、ICM プログラムで働くスキルを持った人間の数、 ICM 関連のコースを修了した人の数、ICM のトレーニングを受けた人に必要数	
		財務的メカニズム	統合的沿岸域管理の予算	沿岸域管理の総予算、地方自治体によって配分された総予算、沿岸域管理の総経費、外部からの支援金とローン、環境インフラへの投資	
			持続可能な財務のメカニズム	企業の社会の責任（CSR)、民間セクター出資金（PPP)、環境ユーザーフィー、環境プロジェクトに割り当てられる環境ユーサーフィーの割合、民間セクターの環境インフラへの投資、標準的調達プロセスの確立（入札、取引、購入等に対する規制枠)、州/市/町村の官民パートナーシップ契約の承認	
	持続可能な開発の側面	天災と人災の予防と管理	災害への対応レベル	人災と天災/環境的緊急事態対応計画の備え、人災と天災/環境の緊急事態対応計画の内容（洪水、地震、油流出等)、災害の抑制戦略の特定、緊急事態対応計画のための制度的なメカニズム、配分された訓練済及び未訓練人員の数、早期警戒システムの備え、適切な設備の備え、天災、人災への予算配分	
			災害に対する脆弱度	複数の災害（地滑り、嵐、洪水等）のマップの備え、災害発生可能地域にいる人の数、災害発生可能地域からの転居者又は移転者の数	
			災害による社会経済的損失	タイプ別災害発生頻度、天災と人災発生により重大な被害を受けた人の数、天災と人災で発生した死亡者数、天災と人災で発生した経済的損失総額	
		生息環境の保護、回復と管理	生息環境管理計画と実施	生息環境管理計画、生息環境管理の為の人員及び予算配分	
			生息環境の範囲	沿岸域の生息環境の総面積（サンゴ礁、藻場、マングローブ、天然の砂浜、森林、田園の緑地帯）	
			沿岸域生息環境と遺産の保護	法律によって保護されている陸地、海洋、沿岸域の遺産地域の数と面積、陸地、海洋及び沿岸域の遺産の保護地域の管理有効度測定、自然回復地域	
			開拓と転換	沿岸域と開拓された沿岸線の長さ、他の目的に転換された沿岸域の総面積	
		水の使用と供給管理	水の保存と管理	水の管理と保存計画の備え、抑制と実施戦略、一人当たり水の使用量、水管理を行う人員及び予算	
			改善された水源の利用	改善された水源を利用している人口、水道水の供給量、立法メーター当りの水の価格	
			水が媒介する疾病の発生/死亡者数	水が媒介する疾病による疾病/感染の発生回数と死亡者数	
		食糧の確保と生計管理	漁業管理と実施	漁業管理計画、漁業管理を行う人員と予算配分	

	（視点）分類（項目）		指標（データ）		備考
			栄養不良発生率	栄養不良の男女の数（全年齢）、栄養不良の男女の数（5 才以下）	
			貧困、教育と雇用	貧困のレベル、貧困の発生、一人当りの収入（男/女）、被雇用者総数（男/女）、教育レベルでの人口分布（男/女、第一次/第二次/第三次）	
			生計プログラム	現行の生計プログラム、生計プログラムに対する人員と予算の配分、対象セクター、生計プログラムの影響	
		公害と廃棄物処理	公害管理計画	公害抑制管理計画の備えと範囲（水、空気、土地）、監視プログラム、公害と廃棄物管理の為の予算、公害と廃棄物管理の為の人員の配分、適切な設備/施設	
			水質	水の透明度（セッキ深度/全浮遊物質濃度）（海洋/河川/砂浜）、溶存酸素濃度（海洋/河川/砂浜）、全/糞便性大腸菌群数（海洋/河川/砂浜） クロロフィル濃度（海洋/河川/砂浜）、栄養素（硝酸塩、リン酸塩）濃度（海洋/河川/砂浜）、生化学的酸素要求量濃度（海洋/河川/砂浜）、地下水質（硝酸塩と重金属）	
			空気の品質	全浮遊粒子物質、その他の空気の汚染物質（粒子状物質、流黄酸化物、酸化窒素、一酸化炭素、発揮性有機炭素）	
			衛生管理システムと家庭の下水道	衛生管理システムを利用している人口、浄化槽につながっている家庭、汚水の回収/処理量、公共の下水道システム（回収）を利用している人口、下水道処理プラントと排水管の位置、下水道処理のレベルと処理量、家庭の廃水排出量、処理量と、リサイクル及び再使用量	
			町村の固形廃棄物	固形廃棄物発生量、ゴミ処理場/ゴミ投棄書で受けとられた固形廃棄物の量、リサイクル施設が受け取った固形廃棄物の量	
			工業、農業の廃棄物と有害廃棄物	有害で有毒な廃棄物の発生量、取扱量、処理量と処置量	
志摩市里海創生基本計画に基づく取り組みの評価及び計画見直しに関する提言書[6]	一般指標		人口、転入・転出者数、出生・死亡者数、生産人口、里海政策に関する認知度、産業分野別生産額、事業所数		
	豊かな自然環境の保全と再生		再生干潟・藻場箇所数、人工林に対する間伐率、森林面積、汚水衛生処理率、汚水衛生処理率向上に向けた独自の制度利用（補助金）、里海の認知度、英虞湾の健康状態（海の健康診断）、市民による環境モニタリングの取組み、事業者の排水削減努力数、真珠養殖から排出される廃棄物の処理、希少生物保全活動数、景観計画に基づく志摩市独自基準での景観保全事例数		
	持続的・安定的な農林水産業		種苗放流種類及び放流数（指標種）、主要生産物の生産者価格（指標生産物）、志摩ブランド認定商品数、農林水産総生産、地域産品を積極的に食べる人の割合、耕地面積（田、畑、果樹）、休耕地面積、鳥獣被害額、害獣駆除数（指標獣）、		

			6 次産業化などの研修開催状況（実施回数、参加人数）、ふるさと給食実施回数、農業塾漁業塾の塾生数（各塾毎の）、地域資源のテキスト数、遊漁船投力数	
	魅力的な観光地の創生		里海創生に関する研修視察（件数、人数）、体験ツアー参加者数（ツアー毎の）、年間商品販売額、観光入込客数（日帰り、宿泊、県内、県外、国外）、市内飲食施設での自産自消率、継続イベントへの参加数（各イベント毎の）	
	次世代を担う人材の育成		市民ガイド数（国立公園パークボランテイア登録数）、１年間の里海学習参加人数、環境学習に参加する人の割合、横山ビジダーセンター（入館数、自然観察会参加人数）、防災訓練参加者数、就職件数、学校での里海学習回数	
	里海文化の継承		地域を学ぶ勉強会・講演件数、主な伝統行事への参加人数、指定・登録文化財数、歴史民俗資料館入館者数、清掃活動に伴うゴミ処理減免団体数、のべ清掃活動数、自然にふれる言余暇時間を過ごす人の割合、里海に関する資料の発行数、海女文化の保存に関する取組み	
東京湾再生のための行動計画（第二期）[7]	快適に水遊びができる	進展度を直接・間接的に評価する指標	透明度、COD、合流改善対策によって削減された汚濁負荷量、糞便汚染、ゴミの回収、水遊び空間における水難事故防止のための監視・パトロール活動回数	
		達成度を評価する指標	赤潮発生回数、水遊びイベント・環境学習イベント等の参加者数、海浜公園等の施設利用者数	
	「江戸前」をはじめ多くの生物が生息する	進展度を直接・間接的に評価する指標	生物生息場の面積・箇所数（干潟、浅場、砂質海浜、塩性湿地、磯場・磯浜）、藻場の箇所数、生物共生型港湾構造物の延長、底層 DO 濃度、底層硫化物濃度	
		達成度を評価する指標	底層生物の生息環境、江戸前の地魚・魚介類の販売箇所数、イベント数、青潮	
	親しみやすく美しい	進展度を直接・間接的に評価する指標	海辺に近づける水際線延長、海が見える視点場	
		達成度を評価する指標	水辺のイベントの開催回数、水上バス、屋形船、レストラン船の利用者数	
	首都圏にふさわしい	進展度を直接・間接的に評価する指標	都市圏における雨水浸透面の面積、下水処理施設の放流水質、フォーラム会員数、東京湾大感謝祭の来場者数、多様な主体による環境の保全・再生の取組み等の情報発信、科学論文・報告書の数	
		達成度を評価する指標	一人当たりの流入負荷量、東京湾の環境に対して取組みを行っている企業・団体等の数	

1 海洋政策研究財団「海の健康診断−新しい概念の環境評価法−」、平成 12 年。

2 国連文書 A/70/L.1 Goal 14. Conserve and sustainably use the oceans, seas and marine resources for sustainable development, *Transforming our world: the 2030 Agenda for Sustainable Development* を参照。

3 ウェブサイト[http://www.oceanhealthindex.org.]を参照。

4 国連文書 A/70/112 *Summary of the first global integrated marine assessment* を参照。

5 Partnerships in Environmental Management for the Sea of East Asia, *Guidebook of the State of Coasts Reporting* (2012)を参照。

6 志摩市里海創生推進協議会「志摩市里海創生基本計画に基づく取り組みの評価及び計画見直しに関する提言書」、平成 27 年 1 月。

7 東京湾再生推進会議「東京湾再生のための行動計画（第二期）」、平成 25 年 5 月 31 日。

資料6

東アジア海洋会議 2015（EAS Congress 2015）の概要

１．東アジア海洋会議の概要

東アジア海洋会議は､東アジア海域における環境管理と持続可能な開発を促進するため、日本・中国・韓国を含む各国政府、国際機関、NGO、研究者等の幅広い関係者間の連携・協力により、同地域での沿岸域総合管理を推進することを目的としている。

2003 年に､東アジア海域環境管理パートナーシップ（PEMSEA）が参加各国に呼びかけ、マレーシアのプトラジャヤにおいて、第 1 回東アジア海洋会議 2003（The East Asian Seas：EASCongress 2003）が開催され、その後も 3 年に 1 度、PEMSEA が中心となって開催されてきた。これまで、2006 年に中国海口市、2009 年にフィリピン・マニラ、2012 年に韓国・チャンウォン市で開催され、第５回の今回は、ベトナム・ダナン市での開催となった。

(1) 会議概要

東アジア海域における沿岸及び海洋のガバナンス、沿岸域総合管理の拡大、東アジア海域における気候変動及び災害のリスク管理等の 9 つのテーマに関するワークショップ､各国代表による意見交換が行われた。我が国からは、国土交通省の大脇技術総括審議官より、「東京湾再生プロジェクト」や、地方創生に繋がる各地の沿岸域の管理に関する施策等について紹介及び、我が国で先進的な取組みを進めている志摩市の取組みについての紹介がなされた。

今回の EAS Congress2015 は、「Global Targets Local Benefits」というスローガンの下に、2015 年以降の東アジア海域の持続可能な開発アジェンダの設定を目指して開催された。

(2) 会議開催地：ベトナム・ダナン市

(3) 会議日程：015 年 11 月 16 日（月）～21 日（土）

(4) 参加国・参加者：

カンボジア、中国、北朝鮮、インドネシア、日本、ラオス、フィリピン、韓国、シンガポール、東ティモール、ベトナムの各国代表のほか、地方政府、国際機関、NGO、研究者等の幅広い関係者を含め、役 800 人の参加があった。

(5) 会議の結果：

各国が最近の状況等についてそれぞれ発言するとともに、SDS-SEA の改定（Updated ）及びポスト 2015 戦略目標（Post 2015 Targets）について審議し、最後に、PEMSEA のポスト 2015 戦略目標と SDS-SEA 2015 を承認するダナン合意書（Da Nang Compact）を採択され、各国代表による署名がなされた。

国際会議では、連日冒頭に総会が開かれ、基調講演とパネルディスカッションが行われ、終了後には 3 つのセッションに分かれてワークショップが開催され、当研究所は、海洋ガバナンスおよび沿岸域総合管理に関する 2 つのワークショップを開催し、参加者から高い評価を受けた。

20 日に開催された閣僚級会合の昼食会においては、PEMSEA に参加する 11 か国の地方自治体を代表して、当研究所がこれまで支援してきた三重県志摩市の大口秀和市長より、「新しい里海創生によるまちづくり」の取り組みについての報告がなされた。また、「未来の沿岸都市」をテーマにしたワークショップでは、当研究所がこれまで支援してきた福井県小浜市の松崎晃治市長が「未来を見据えた小浜市海のまちづくり」について報告がなされた。

笹川平和財団海洋政策研究所では、沿岸域総合管理に意欲を持つ地方自治体・地域の取組みをさまざまな側面から支援してきており、今回、会場内にブースを設け、三重県志摩市、福井県小浜市、岡山県備前市などにおける取組みのポスター・映像紹介など行った。

松崎晃治小浜市長の報告の様子

(6) 海洋政策研究所共催のワークショップの概要

11 月 17 日（火）～20 日（金）には、各国政府や地方政府、国際機関、国際団体・NGO、学者・研究者、経済界、NPO、ユースなどが参加する国際会議（International Conference）、ポスターセッションが実施された。当財団が発表したセッション及びそこでの議論の概要は以下のとおり。

① セッション 1

テーマ：東アジア海洋における沿岸・海洋ガバナンス　-　国から地域 へ（Coastal and Ocean Governance in the Seas of East Asia: from Nation to Region）Part 2: 東アジア海洋における海洋政策の発展　-選ばれた国家のケーススタディ-（Development of ocean policies in the Seas of East Asia – Case studies of selected countries）

日時：2015 年 11 月 19 日（木）10：30～16：00
場所：　Furama Ballroom 1
主催：海洋政策研究所(OPRI)、OPINEAR、PEMSEA の共同開催
共同議長：寺島紘士　OPRI- SPF 所長、Dr. Chua Thia-Eng　PEMSEA 名誉議長

a)　基調講演：寺島紘士（OPRI 所長）

【タイトル】国連海洋法条約、the Future We Want、そして SDGs の枠組み下での国家、ローカルレベルの海洋ガバナンスの発展（Development of Ocean Governance at the National and Local Level under the Framework of UNCLOS, the Future We Want and SDGs）

基調講演：OPRI 寺島紘士所長

b) パネルディスカッション 1

各国の海洋政策に関するケーススタディ（Case studies of ocean policy development in selected countries）

【司会】寺島紘士（OPRI 所長）、Dr. Chua Thia-Eng,（PEMSEA 名誉議長）

【パネリスト】

- 三浦大輔（国土交通省海洋政策課専門官）
- Cheong Wei Min Denise（シンガポール国立大学）
- Liu Yan（中国国家海洋局）
- Pham Thi Gam（ベトナム政策法制局）
- Pinsak Suraswadi 博士（タイ資源環境部）
- Cheryl Rita Kaur（マレーシア海洋研究所）
- Jiyeon Choi（韓国海洋水産開発院）
- Rodolfo Ferdinand Quicho（フィリピン）

【概要】

2012 年の EAS Congress 2012 以降、東アジア地域の国家で行われた海洋政策の発展と OPINEAR（東アジア海洋政策研究機関ネットワーク）の将来の活動に関する議論が行われた。

共同議長：OPRI 寺島紘士所長・Chua Thia-Eng,博士

c) パネルディスカッション２

国家海洋政策の発展と効果（Development and impact of national ocean policies）

【司会】寺島紘士（OPRI 所長）

【パネリスト】

- 古川恵太（OPRI）海洋研究調査部長
- 三浦大輔（国土交通省海洋政策課専門官）
- Cheong Wei Min Denise（シンガポール国立大学）
- Liu Yan（中国国家海洋局）
- Pham Thi Gam（ベトナム政策法制局）
- Pinsak Suraswadi 博士（タイ資源環境部）
- Cheryl Rita Kaur（マレーシア海洋研究所）
- Jiyeon Choi（韓国海洋水産開発院）
- Rodolfo Ferdinand Quicho（フィリピン）

【概要】

各国の海洋政策の実施経験に基づき、次のような論点に対する議論が行われた。

1) 国家海洋政策の実施に起因する利益と課題は何なのか。
2) 域内諸国の地域協力を改善する方法（事例）
3) 地域協力が各国の政策を改善する方法（事例）
4) 東アジア海洋の持続可能な発展を促進および強化するためにはどのような手順が求められるのか。

パネルディスカッションの様子

② セッション 2

テーマ：沿岸域総合管理の拡大、地方、国、地域における革新的取組みと成果（Scaling up ICM: Innovations and Impacts at Local, National, Regional Levels Part 1B: Good Practices, Innovation and Impacts in ICM Applications in Japan）

日時：11 月 17 日（火）11:30～17:00
場所： Non Nuoc 1 and 2, Furama Hotel
主催：海洋政策研究所(OPRI)、国際 EMECS センターの共同開催
共同議長：古川恵太（OPRI 海洋研究調査部長）、松田治（広島大学名誉教授）

a) 基調講演：來生 新（放送大学副学長）／代理発表：OPRI 古川恵太
【タイトル】日本における沿岸域総合管理の発展（ICM Development in Japan）

【概要】

日本における沿岸管理の歴史について法制度の発展過程を中心に概観し、沿岸域総合管理（ICM）の世界的な潮流について説明。引き続き、日本での ICM の発展と実施状況についての報告を行った。まず、1973 年に瀬戸内海環境保全特別措置法が施行され、海域と陸域の統合的管理の要素が含まれていたこと、そして、同法により日本での ICM 実施の先鞭がつけられたことを紹介。その後、2007 年の海洋基本法、2008 年の海洋基本計画を経て、2013 年の新たな海洋基本計画の策定により、「陸域と海域を一体的かつ総合的に管理する取組を推進することとし、地域の計画の構築に取り組む地方を支援する」ことが明記された。具体的な ICM 適用例として、OPRI-SPF が支援している異なる状況や実施段階にある 5

基調講演：來生 新（放送大学）／代理：古川恵太

つ ICM モデルサイトが紹介された。発表の結論として、日本のように沿岸域の管理の取組が既に成熟し、行政のしくみが高度に縦割り化された国では、ICM 成功の秘訣は、規模が「小さい方がより良い」効果を生み出しやすいということである。また、「里海」というコンセプトは沿岸域管理に人々の参加を促し、エコシステムサービスと強く結びついて、日本における ICM の実践に重要な役割を担っている。日本中で里海活動が増加しており、これと結び付けることが ICM の実践を成功へと導く。

b) 発表セッション１: 日本の沿岸域総合管理の進捗（ICM Development in Japan）

松田名誉教授によるセッションへの導入に引き続き、古川部長による海洋政策研究所が地方自治体とともに行っている５カ所（志摩市・小浜市・備前市・宿毛湾・宮古市）での沿岸域総合管理研究調査事業について紹介。続いて、志摩市（浦中秀人課長補佐）「順応的管理による志摩市沿岸域総合管理：新しい里海推進基本計画の第２期目」、小浜市（御子柴北斗課長）「小浜市の挑戦：沿岸自治体発展のための未来会議」、備前市（田中丈裕 里海づくり研究会議事務局長）「瀬戸内海の再生：備前市沿岸域総合管理導入に向けた沿岸環境再生活動」、国際エメックスセンター（柳哲雄特別研究員、松田治広島大学名誉教授、日高健近畿大学教授）から「持続可能な沿岸海域管理法の創出」「持続可能な沿岸域を実現する多段階管理手法の仮説」「日本における里海活動の現状」について、それぞれの取組みが報告された。

共同議長 OPRI 古川、松田名誉教授

志摩市　浦中課長補佐

小浜市　御子柴課長

備前市　田中丈裕氏

c) パネルディスカッション：日本における沿岸域総合管理の進展－地方レベルから国レベルへさまざまな沿岸域総合管理のタイプと段階（Panel discussion: Development of ICM Implementation in Japan, From Local to National, Various Types of ICM and Stages）

【パネリスト】

- Representatives from PNLG（PNLG 代表者）
- Ms. Pham Thi Chin, Da Nang Agency of Seas and Islands, Viet Nam（ベトナム）
- Mr. Luis Awitan, Provincial Government Environment and Natural Resources Office(PG-ENRO), Batangas, Philippines（フィリピン）
- Ms. Sally Nay, ICM PMO, Sihanoukville, Cambodia（カンボジア）

【概要】

パネルディスカッションでは、計画やプログラムと調和させながら ICM プロセスに準じることの重要性、ICM 導入に関する能力向上と自信を醸成するための研修（例えば「実践の中で学ぶ」）、優先順位、民間も含むすべての部門が参加することの重要性とその適切な方法が強調された。まず、ICM が対象とする沿岸域の規模について多くの意見交換が行われた。特にコミュニティ・レベルでは、ローカルなニーズや状況に適した ICM を実施すべきであり、その際に留意すべきは地元の文化やライフスタイルを尊重し、その文脈の中で持続可能な開発や保全活動を進めるべきであり、利害関係者の話によく耳を傾けることの重要性が指摘された。また、ICM 実施における、漁業、農業、観光業など多様なセクター間の連携の可能性についても指摘された。さらに、生態系ベースで捉えるならば、陸域起源の汚染物質に対する対応も必要であり、市町村や県の境界を越えたさらに広域な管理が要求される。また、ICM に関わるアクターに目を向けると、昨今、利害関係者は多様化しており、特にビジネスセクターの関与や参加が重要である。さらに、市民に情報提供し関与や参加を促すことにより市民自身が政府を動かす原動力にもなり得る。最後に、ICM の拡大発展について、里海や ICM のコンセプトは有益であり、これらの考えをいかに実行に移すかが何よりも大切だという指摘がなされた。そのためには明瞭な業務運用手順が示される必要がある。本ワークショップのような国際・地域間の経験や教訓を共有する取組は極めて重要である。例えば、フィリピンでは 40 年の ICM の歴史があるが、1950 年代と比べて藻場は激減している。日本のアマモ場再生から学ぶ事は多い。持続可能な開発という概念をいかに実行に移すか、そのための経験の共有が重要である。

③　ポスターセッション

全体で15程度のブースに対して日本からはエメックスセンターと海洋政策研究所の2団体が参加した。海洋政策研究所のブースでは、日本の5つのモデルサイトの取組に関する紹介映像を繰り返し上映するとともに、映像を全て見なくても分かるよう、抜粋した映像の一部を静止画と文章で説明するポスターを展示した。

閣僚クラスの訪問に加えて多数の参加者の訪問があるなど、日本における ICM の取組への関心の高さを伺うことが出来た。

海洋政策研究所のブース（PEMSEA 議長への説明）の様子

２．報告総括

International Conference 開催中の 11 月 18 日（水）には、東アジア海域パートナーシップ協議会の会合（Special East Asian Seas Partnership Council Meeting）が開催され、席上で寺島紘士 OPRI 所長より、「海洋政策研究財団は、笹川平和財団と 4 月に合併し、これからは笹川平和財団海洋政策研究所として、皆さんと協力してこれまで以上に積極的に海洋の総合管理と持続可能な開発に取り組んでいく、また、12 月にパリで開催される気候変動枠組条約の COP21 では世界の海洋関係者と「Oceans Day」を開催して海洋のアジェンダの採択を働きかける」との表明がなされた。

11 月 20 日（金）の午前中には、International Conference の閉会式が開催され、各セッションにおける結論および各セッションにおける議論を通じた提言に関する報告が行われ、次回開催国であるカンボジア代表へ EAS Congress 旗が引き継がれた。

同日午後からは、東アジア 11 か国の代表が参加する会合（Ministerial Forum）が開催された。会合に先立ち、午餐会が開催され、地方政府や産業界、学術界の代表からの報告が行われた。地方政府による報告においては、大口秀和志摩市長が志摩市における沿岸域総合管理を基盤にした新たな里海創生によるまちづくりに関する報告を行った。続いて、会合が開催され、日本からは大脇崇国土交通省大臣官房技術総括審議官、大沼俊之国土交通省総合政策局海洋政策課長等が出席した。会合では、参加国における最近の状況等につい

て、各代表がそれぞれ発言するとともに、SDS-SEA の改定（Updated）およびポスト 2015 戦略目標（Post 2015 Targets）に関する検討が行われ、PEMSEA におけるポスト 2015 戦略目標と SDS-SEA 2015 を承認するダナン合意書（Da Nang Compact）を採択し、各国代表による署名が行われた。

EAS Congress 2015 においては、前述の会合以外にも、ICM 実施自治体のネットワークである PNLG による会合やユース・フォーラムなども行われ、大村市市議会議員の方々による EAS Congress 2015 及び PNLG 会合の視察・参加なども実施された。また、最終日の 11 月 21 日には、沿岸域総合管理の地域活動を視察する視察（Field Trip）も開催された。6 日間の会議には、合わせて 800 人を上回る人々が各国およびベトナム国内から参加し、今後の東アジアにおける海洋政策の将来を議論する有意義な会議となった。

（PNLG 会合　PEMSEA Daily Bulletin より抜粋)

（了）

資料 7

東アジア海域の持続可能な開発戦略 2015
に関するダナン合意書

DANANG COMPACT ON THE SUSTAINABLE DEVELOPMENT STRATEGY FOR THE SEAS OF EAST ASIA 2015

※翻訳の正確性に関する責任は笹川平和財団海洋政策研究所にあります。

東アジア海域の持続可能な開発戦略2015に関するダナン合意書

第5回閣僚級会合｜東アジア海洋会議2015

2015年11月20日、ベトナム・ダナン

我々、東アジア海域の11の周辺国・地域の代表は、当地域の沿岸域・海洋戦略である東アジア海域の持続可能な開発戦略（SDS-SEA）について再検討し、2015年以降のPEMSEAの戦略目標を定めるため、本日2015年11月20日にベトナムのダナンに集まった。今日の我々の目的は、そのパートナーシップの核となる使命に再び言及し、その使命が我々の現在や将来の懸念事項に常に対応しているようにし、さらに我々の物理的環境と国際政治的環境の両方において起こった変化に対して常に対応することである。

健全な海洋や人々、経済：我々のビジョン

PEMSEAの政府パートナーは、SDS-SEA（*プトラジャヤ宣言、2003年*）を採択することで、その地域の海洋や沿岸域の持続可能な開発に取り組むことを約束した。この約束は、当地域の貴重な生態系やその海洋・沿岸域で得られる資源――当地域のコミュニティの健康・福祉や食糧供給の確保、経済の持続可能な開発――との結び付きから生まれたものである。これはPEMSEAが過去において達成を目指していたものであり、現在、さらに今後においても実現を目指すものである。

現在の状況

2003年以降、我々は：

a）PEMSEAをSDS-SEAの実行を主な目的とした国主導の地域団体に転換した（*目標1、ハイコウパートナーシップ合意、2006年*）。

b）PEMSEAパートナー諸国の75パーセントにおいて、海洋や沿岸域に関する国の政策・戦略を策定し、採択した（*目標2、ハイコウパートナーシップ合意、2006年*）。

c）ICMプログラムの実施規模を拡大し、対象を地域の海岸線の1%未満から14%以上に引き

上げた（*目標3、ハイコウパートナーシップ合意、2006年*）。

d）ICMプログラムを実行する地方政府における沿岸域や海洋のガバナンスや管理に関する進展や傾向を判断するための報告制度（沿岸域の状態、SOC）を確立し、実行した（*目標4、ハイコウパートナーシップ合意*）。

これらを行うことで、**我々はSDS-SEAの目的や行動プログラムを**地域や国、地方のレベルで**前進させた**。また、気候変動や当地域の海洋や沿岸域に対するその影響への対処（*マニラ宣言、2009年*）や、リオ＋20の「我々が求める未来」やその他の国際的合意に呼応した海洋を基盤としたブルー・エコノミーの構築（*チャンウォン宣言、2012年*）など、持続可能な開発に対して新たに発生した問題に対処するために沿岸域総合管理（ICM）を適用することについての自信も深めた。

我々は、過去12年間におけるGEFやUNDP、世界銀行、当地域の非政府パートナー、その他協力してくれた援助提供者や団体の貴重な支援やコミットメントがなければこれは不可能であったと認識し、感謝している。その中には、PEMSEAの地方政府ネットワークによる2011年の「*ICMを通じた海洋経済の構築に関するトンイン宣言*」の採択と実行を通じた貢献も含まれる。

2015年以降のソリューション

我々は、健全な海洋や人々、経済を目指したSDS-SEAのビジョンに対する我々のコミットメントを再確認する。このビジョンは、生物の多様性に関する条約に基づく「*愛知生物多様性目標*」や国連国際防災戦略の2015年以降の災害リスク軽減の枠組みに基づく「*仙台防災枠組み2015－2030*」、「*国連持続可能な開発目標*」など、最近採択された国際文書の目的に対応している。

我々は、2015年12月にパリで開催される第21回UNFCCC締約国会議の成果に期待している。

我々は、SDS-SEA 2015の採択に合意する。これはSDS-SEA 2003の最新版で、気候変動への適応や災害リスク軽減、海洋や沿岸域の生物多様性保全に向けた戦略や目的、行動プログ

ラムを組み入れている。SDS-SEA 2015は、地域協力のための共通プラットフォームとして、さらに政策やプログラムの策定や実行のための枠組みとして、東アジア地域に関連する個々の国々によって適切とみなされた場合、法的な義務や禁止事項を課すことなしに、自発的に国や地方のレベルで採択される。

我々は、以下の2015年以降の戦略的目標の採択にも合意する：

目標1：**2017年**までに、地域や国、地方のレベルでSDS-SEAの実行を推進するための一連の成果やサービス、資金調達メカニズムの管理や調整を行う**自律的なPEMSEA事務局**を実現すること。

目標2：**2018年**までに、進展や影響、利益を監視し、SDS-SEAの実行の計画や管理を継続的に改善するため、**地域の海洋や沿岸域の状態を報告するシステム**を実現すること。

目標3：**2021年**までに、環境や持続可能な開発に関する国際的な約束と一貫性を持ち、利用できる最善の科学的情報に基づいた、**沿岸域や海洋に関する国の政策が、100％のPEMSEAパートナー国において策定され、機能する補助的な法規制や制度的取り決め**を実現すること。

目標4：**2021年**までに、**当地域の少なくとも25％の海岸線とそれに隣接する流域における沿岸域や海洋域の持続可能な開発を目的とし**、国連の持続可能な開発目標やUNFCCC、愛知生物多様性目標、UNISDRの2015年以降における災害リスク軽減の枠組み、その他PEMSEAパートナー国が同意した関連の環境や持続可能な開発に関する目標に基づく国の優先事項やコミットメントをサポートする**ICMプログラム**を実現すること。

これらの目標を達成するため、**我々は、地方と国の両方のレベルで、相互にサポートするSDS-SEAの実行計画を策定、採択、実行することに合意する**。国の実行計画では、2016年から2021年までの更新された戦略的目標を達成するための優先事項や行動、役割、責任を示すことが求められる。地域の実行計画は、国や地域のレベルでSDS-SEAを実行するための行動や補助的な成果・サービス、持続可能な資金調達メカニズム、SOC報告システムなど

を示しながら、海洋や沿岸域の持続可能な開発における地域的・世界的目標に貢献することが求められる。その持続可能な資金調達メカニズムには、国や地域のレベルで最新のSDS-SEA行動プログラムを実行することを目的とした長期的な資金調達の推進や確保について政府・非政府パートナーを支援する方法や手段、さらにPEMSEAリソース・ファシリティが政府・非政府パートナー、協力者、最新のSDS-SEAの実行を支持するビジネスコミュニティへの成果・サービスを提供する方法や手段を含めることが求められる。

我々は、科学的に健全な海洋や沿岸域の状態（「SOC」）の報告システムを確立し、利用することに合意する。このシステムは、合意された指標や必須データを含む、SDS-SEA 2015の実行における地域の進展を監視するメカニズムとして機能し、より優れた効果的な計画や政策策定、意思決定を推進することを目的とする。地域SOC報告書を2018年の第6回東アジア海洋会議とそれ以降の同会議で毎回発表することが求められる。

パートナーシップの拡大の呼び掛け

我々は、PEMSEAが、持続可能な開発に対する国境を越えた取り組みの推進において、共同計画を通して、今よりも大きな役割を担うと考えている。我々、PEMSEAの政府パートナーは、当地域の海洋や沿岸域の持続可能な開発における数多くの問題や機会に対処する上で、パートナー間の積極的な協力が鍵となるという長年にわたって実証されてきた原則に従う。

PEMSEAの非政府パートナーとともにSDS-SEAの実行に全面的に取り組むことは、我々にとって最大の強みである。それらのパートナーに対して、更新されたSDS-SEA 2015の実行や2016年から2021年までの戦略的目標に対して引き続き取り組むことの再確認を求める。

同時に、我々は、現代の問題へのより良い対応を可能にするため、当地域の国や地方レベルの政府、国際機関、開発当局、金融機関、企業、沿岸域や海洋に関係する産業、学術機関や独立した研究機関に対して、PEMSEAパートナーシップに参加することを呼び掛ける。

本日、2015年11月20日にベトナム社会主義共和国ダナンで採択された。

資料 8

東アジア海域の持続可能な開発戦略 2015

SDS-SEA 2015

（全文和訳）

※翻訳の正確性に関する責任は笹川平和財団海洋政策研究所にあります。

SDS-SEA 2015
東アジア海域の持続可能な開発戦略 2015

本文書は、参加国であるカンボジア、中国、朝鮮民主主義人民共和国、インドネシア、日本、ラオス人民民主共和国、フィリピン、大韓民国、シンガポール、タイ、東ティモール、ベトナムといった 12 カ国の政府が協議したうえで、PEMSEA（東アジア海域の環境管理パートナーシップ）によって起草され、作成された。

さらに、以下の組織が本文書作成にあたり情報を提供した。

目次

図表一覧
頭字語一覧
用語集
戦略の概要
序文
東アジア海域
東アジア海域の人々
東アジア海域の環境
東アジア海域の経済発展
東アジア海域の問題と課題
ICM と持続可能な開発における最近の進展
対応
共通ビジョン
使命
戦略の枠組み
求められる変化
戦略
戦略の基盤
戦略の実施
戦略的行動の声明
一般原則
持続
保存
保護
適応
開発
実施
伝達
戦略のモニタリング
付属書 1 「沿岸・海洋環境に関する主な国際文書」
付属書 2 「沿岸・海洋環境に関する主な国際的および地域的行動計画」
付属書 3 「国際条約」
参考文献

図表一覧

表

東アジア海域の主な河川流域
人口および沿岸域
東アジアにける生息種（サンゴ礁、マングローブ、海草）の割合
東アジア諸国とそのラムサールサイト
東アジア海域諸国の経済状況
海洋経済の構成要素
国際文書の統合的実施のための行動計画
海洋汚染に関する国際条約の批准状況
海洋環境に関する国際条約および国際合意の批准状況

図

東アジア海域、主要な河川流域、および主要な海流
サンゴ礁の種類の数
水鳥の移動経路
開拓を要因とした干潟の生息地減少の比較
東アジア海域における海洋漁業生産量(2011 年)
持続可能な開発における世界的・地域的コミットメントの年表
SOC 指標の事例および地域・国際文書との関連性
SOC における中心的指標
統合実施ネットワークにおける国際条約

ボックス

世界で最も発着数の多いコンテナ港は、東アジア海域にある
気候変動への適応に関する PEMSEA の取組み
東アジア海域における大災害
東アジア海域の気候変動および災害のリスク管理

用語集

生物資源調査 – 商業的に価値のある遺伝子および生化学に関する資源のために行う、生物多様性の調査(UNEP/CBD/COP/5/INF/7)

ブルーカーボン – 海洋・沿岸カーボンと称されることもある。第 34 回 科学上および技術上の助言に関する補助機関会合（SBSTA）にて、2011 年 6 月に UNFCCC（国連気候変動枠組条約）において初めて具体的に協議された。(UNFCCC, 2011a) 潮汐湿地やマングローブ、海草藻場といった沿岸域生態系により、蓄積、隔離、または放出された炭素。(Herr, et al., 2012)

ブルーエコノミー – 沿岸域および海洋生態系に大きく依存する、持続可能な海洋ベースの経済モデル。但し、持続可能な開発への貢献を強化しながらも、沿岸域および海洋域 を保護するための目標達成を目指して、環境に優しいインフラや技術、実践、ならびに、革新的で先を見越した制度および資金調達に関する取決めを採用する。 (PEMSEA, 2012a)

市民社会 – 沿岸および海洋に直接的または間接的に関係する特定の目的を進展させるために国家的または地域的に組織された、営利を動機としない社会グループの総称。NGO（非政府組織）、環境保護・擁護団体、市民団体、住民団体、マスメディア、宗教団体、さらには、生計のための資源利用者や土地所有者、地元コミュニティといった、比較的組織化の程度が低いグループを含む。

沿岸域および海洋域 ― 陸が海に接触し海が陸に接触する陸上の地点から始まり、海において人間活動が影響をおよぼす地点までのエリアおよび資源。

コミュニティ ― 公的に組織されていないが、特別に具体的な問題に関して共通の関心を持つ、特定の地域の人々または団体。

企業責任 ― 法人、またはビジネス実施を目的として組織された集団が持つべき、自分たちが影響を及ぼすコミュニティなどに対する義務および説明責任。

経済的手法 ― 価格シグナルによって機能する、市場ベースのインセンティブの形態を持つメカニズム。それにより、代替行動のコストや利益に影響するため、環境的に優れた選択肢を選ぶうえで、個人や企業、政府の決断や行動に影響を及ぼす。法規制的メカニズムの代替または補足として計画される。

生態系管理 ― 環境との相互作用を認識し、生態系からのシグナルに対応して人為的な活

動や利用を制御する、生態系の価値および利用についての管理。

環境効率 ー あらゆる運営における、資源やエネルギーの効率的利用。

エコツーリズム ー 環境資源および文化資源に焦点を置き、通常は保全のテーマに基づく観光事業。

環境リスク評価 ― 自然環境によって目標を達成する人間活動から生じる要素を通じて、人間の健康や生態系に発生する被害の可能性を評価するプロセス。

環境リスク管理 ― 環境リスク評価のプロセスを通じて特定された環境に関する懸念事項に対処するため、特定された管理介入の適用。

グリーン経済 – 環境リスクや生態系の希少性を大幅に減少させつつ、人間の福祉や社会的衡平性を改善させる結果となる経済。低炭素で資源効率に優れ、社会的共生を実現する。(UNEP, 2011)

沿岸域総合管理（ICM） – 沿岸域における複雑な管理問題に対処するにあたり、統合された総合的アプローチや、相互作用的な他部門の計画立案プロセスにおいて採用する、自然資源および環境の管理システム。

ICM プログラム – ICM の目的を設定および達成するために従うべき、管理体制、実施手配、行動計画または活動や手続きのスケジュール、予算や説明責任の対策。

陸上活動 ― 主に陸上で発生する活動。

大規模海洋生態系 ― 河川流域や河口から、大陸棚の海の境界線や沿岸流システムの海の縁に至るまでの沿岸域に広がる海洋空間の地域。湧昇流域、半閉鎖性海域、西太平洋の境界における浅い大陸棚生態系、サンゴ礁、大陸棚ー三角州ー河川の相互作用システムを含む。

地方政府 ― より大きな政治組織、すなわち国または州の一部である特定の地理的区域内の人や財産に対して、立法と行政の権限を行使する政治機関。

マイクロプラスチック - 「マイクロプラスチック」という用語は 2000 年代半ばに導入された。現在では、5 ミリ以下のプラスチック粒子を表現するために広く使用

(http://www.unep.org/yearbook/2013/pdf/Microplastic_english.pdf)

中央政府 ― 単一であれ、連邦制であれ、1 つの国に対して立法と行政、司法の権限を行使する政治機関。

非政府組織（NGO）― 特定の社会的目的を実現する、または特定の支持者にサービスを提供するために、制度上の政治構造の外側に組織された非営利のグループまたは団体。

その他の湿地 － 沿岸域にあり、かつ、サンゴ礁やマングローブ、藻場ではない、ラムサール条約により規定された湿地。（天然であれ人工であれ、永続的であれ一時的であれ、静水、流水、淡水、汽水、または海水が溜まった沼地、湿地、泥炭地、または水域のエリア。干潮時に水深 6m を超えない海域を含む）

高度汚染地域 － 汚染負荷が高く、海洋および沿岸域の生態系に深刻な影響を及ぼし、公衆衛生に対して脅威をもたらすエリア。

海洋環境汚染 － 人間による、海洋環境（河口を含む）への物質またはエネルギーの直接的または間接的な取り込み。生物資源や人間の健康への危害、漁業を含む海洋活動の阻害、海水利用における質の低下、快適さの減少といった悪影響を引き起こす。

民間部門 － 営利を目的としてビジネスを実施する、人々または団体の総称。

受入施設 － 適切に処理するために、港にて船舶からの廃棄物を受け入れる施設。

地域メカニズム － 沿岸域および海洋域 の環境に関する課題や問題に対処するために、共通の統合的、協力的、協調的アプローチに取り組むことを目的に結んだ、東アジア地域内諸国間の構造的取決め。法律文書に基づく場合と、そうではない場合がある。

資源利用 ― 東アジア海域における天然資源の利用。沿岸および海洋における生物資源の持続可能な利用や保全、および非生物資源の保全や管理を含む。

海洋活動 － 主に海で発生する活動または現象。

半閉鎖性海域 － 2 つ以上の国に囲まれ、かつ、別の海または大洋と狭い水路でつながっている、または、全体としてもしくは主に 2 つ以上の沿岸国の領海および排他的経済水域から成っている、湾、入り江、または海域。

南南協力 - 南（途上国）の国々の間で、政治、経済、社会、文化、環境、技術の分野で協力するための幅広い枠組み。２つ以上の開発途上国が関与し、二国間、地域、準地域、または地域間をベースに実施可能である。
(http://ssc.undp.org/content/ssc/about/what_is_ssc.html)

特別引出権 ― 国際通貨基金（IMF）の通貨単位として、また、数多くのその他国際機関のための通貨単位の基礎として流通している、人為的な「バスケット」通貨。

ステークホルダー ― 沿岸域および海洋域 に関する政策、または沿岸域および海洋域 における活動もしくは現象によって、直接的または間接的に、肯定的または否定的に影響を与える、または影響を受ける人々もしくは団体の総称。

戦略的環境影響評価 ― 国、地域、準地域、または部門レベルにおける、環境影響評価。

準地域的成長エリア ― 通常、2 つ以上の国または管轄区域のもとで成り立つ連続する地域。当該の国や管轄区域間で規制が緩和された経済活動や投資に関する合意によって統制されている。

準地域的海域 ― 地理的には単一の管理エリアを形成しているが、政策的に 2 つ以上の管轄区域となっている海洋環境の比較的広いエリア。

持続可能な開発 ― 天然資源の生産性、および高レベルな環境の質の継続性を確保するための開発。それにより、将来世代のニーズを損なうことなく、現在のニーズを満たす経済成長がもたらされる。

持続可能な資金調達 ―計画、プロジェクト、活動、またはその一連の環境管理措置について持続可能な資金供給を行うために、財源を調達または配分するメカニズム。

越境的 ― 国や州、またはその他の行政機構の管轄区域を超えた動き。

戦略の概要

本戦略は以下のように構成されている。

序文では、本戦略の作成についての背景的情報とその目的、指針、手法を示す。

東アジア海域のセクションでは、東アジア地域の沿岸域および海洋域 についての基本情報、それらに伴う課題と問題を提示し、同地域の国々が協力を必要とする理由を示している。本文書全体においてテキストボックス内で時事情報を提供している。

対応セクションのでは、同地域の国々が個々にまた全体的に共通の課題を追求していく方法を示す。共通のビジョンおよび使命、ならびに行動のための統合管理の手法と枠組みを提示している。

戦略は本文書の本体部分である。本セクションにて具体的な戦略および行動計画が詳細に述べられ、地域、国家および局所レベルで、沿岸域および海洋域 の持続可能な開発と管理に関する総体的かつ総合的な視点が示される。

最終セクションである**戦略のモニタリング**では、本戦略の実施状況をモニタリングするための数多くの指標を特定している。

脚注および参考文献では、「東アジア海域の持続可能な開発戦略」に記載される情報の出典を示す。

付属書では、SDS-SEA （東アジア海域の持続可能な開発戦略）に基づいた行動に関連する国際的および地域的条約、合意、プログラムを記載している。国際協定との関連性についても論じている。

序文

「東アジア海域の持続可能な開発戦略」を策定するという決断は、2000 年 7 月に大連で開催された東アジア 11 カ国による政府間会議が発端となっている。参加国は、ブルネイ・ダルサラーム、カンボジア、中国、朝鮮民主主義人民共和国、インドネシア、マレーシア、フィリピン、大韓民国、シンガポール、タイ、ベトナムであった。日本も参加した 2002 年 3 月の PEMSEA 政府間会議では、原則として同戦略が承認され、国、地域、および国際レベルにて部門間協議を進めることが合意された。SDS-SEA（東アジア海域の持続可能な開発戦略）は、マレーシアのプトラジャヤにおける第 1 回閣僚級会合にて 2003 年 12 月に採択された。

採択から 10 年以上を経て、第 6 回 EAS（東アジア海域）パートナーシップ会議（2014 年 6 月）にて地域的戦略を更新することが決定された。2003 年以来、同地域の国々によって海洋に関する数多くの国際文書や義務が承認され、または、採択されるプロセスにあり、これが東アジア海域の沿岸および海洋の持続可能な開発にとって重要な意味を持つことが認識されたのである。さらに、東アジア海域全体における状況や知識、能力が変化していることから､各国の優先度や目標との調和を保つために SDS-SEA を再検討する必要が生じた。

持続可能な開発戦略とは何か？

持続可能な開発戦略は、東アジア海域の持続可能な開発を達成することを目指し、適用される原則と、関連する既存の地域的および国際的行動計画、合意、手段、ならびに実施手法を取りまとめたものである。関係国およびその他のステークホルダーが、既に取り交わされたコミットメントを新たな法的義務を負うことなく統合的または包括的なかたちで実施するための地域的な枠組みを提供している。SDS-SEA は、社会、文化、経済、および環境問題における連携に取り組んでおり、また、東アジア海域における各国およびその他のステークホルダーの共通ビジョン、ならびに、その共通ビジョンを達成するための方法を具体化している。本戦略は、個別の国、国際機関、または部門の利害を反映するのではなく、地域的な視点、原則およびガイドライン、ならびに、それぞれが自身の役割を果たして強化し、共通の課題や懸念事項に対処するうえで互いに協力するための基盤を提示している。持続可能な開発戦略は、計画的アプローチ、ならびに、特に必要性、本質、目的、基本的役割や機能、適用範囲、不可欠な要素に関して各国およびその他のステークホルダーの間で到達したコンセンサスに基づいている。

なぜ、持続可能な開発戦略が必要なのか？

持続可能な開発戦略は、以下の利益をもたらすことを視野に入れて、環境とそこに存在する資源の統合管理、および持続可能な利用のための実施手法を提示している。

- 政府機関、NGO（非政府組織）、民間部門、その他のステークホルダー間の地域的パートナーシップの構築を促進する。
- 関係機関およびプログラムが、各国およびその他のステークホルダーの利益のための取り組みや専門技能の相乗的および累積的効果を促進し、同地域にてあらゆるレベルにおいて運営できるようにする。
- 特定の国、地方および部門のニーズに対処するための戦略、政策、および実施計画の策定を支援することを目的に、一連のガイドラインや参照資料、事例を各国およびその他のステークホルダーに提供する。
- 同地域における 10 年間の実証および拡大活動を通じて持続可能かつ効果的であることが証明されている、持続可能な沿岸域および海洋域 の開発に向けた一連の運営上の手法と対策を提供する。
- 経験や知識、技術、技能の共有および移転、ならびに、現状において社会経済的開発の段階が異なる各国間の相互支援を促進する。
- 関連の資金調達機関および資金援助機関からの支援や援助の流れを促し、持続可能な沿岸域および海洋域 の開発に向けた自律的な資金調達メカニズムおよび投資機会の構築を促進する。

戦略の適用範囲は？

本戦略は、農業や工業、サービス業といった個別の産業部門の開発課題に焦点を置くことを意図していない。そうした種類の課題は、部門ごとの方針やプログラムの課題に該当するからである。また、戦略自体が環境保護と環境管理に限定されることもない。本戦略はむしろ、環境と開発の相互作用に焦点を置いた統合管理手法を提示し、東アジア海域の持続可能な開発にとって制約や障壁となる、部門や行政、法律の境界線を越えた課題や影響に対処している。従って本戦略は、以下の課題について取り組んでいる。

- 東アジア海域に関する経済開発、社会開発、および環境保護の間の関係
- 災害リスクの低減と管理、気候変動適応、貧困の解消、持続可能な生活設計、自然災害に対する脆弱性の低減、長期的安全性、経済成長、および人類や生態系、天然資源基盤の健全性に関するプログラム間の連携
- 同地域の持続可能な開発に向けての部門間、機関間、政府間、プロジェクト間のパートナーシップ

森林伐採や大気汚染などの関連問題には直接取り組んでいないが、本戦略の実施によってもたらされる認知、地域的協力、信頼醸成は、持続可能な開発に向けての統合管理の枠組みのなかで、そうした問題の解決に寄与するであろう。

持続可能な開発戦略の適用範囲は、いかなる個別の国際文書や地域的プログラムよりも幅広い。その実施は、中央政府や地方政府、市民社会、ならびに、東南アジア諸国連合生物多様性センター（ACB）、東南アジア諸国連合（ASEAN）、アラフラ–ティモール海（ATS）、コーラル・トライアングル・イニシアティブ（CTI）、東アジア海域調整機関（COBSEA）、アジア太平洋経済社会委員会（ESCAP）、国連食糧農業機関／アジア太平洋漁業委員会（FAO/APFIC）、国際海洋学委員会西太平洋小委員会（IOC-WESTPAC）、北西太平洋行動計画（NOWPAP）、スールー スラウェシ海洋生態地域（SSME）、国連開発計画／地域協力に関する枠組み（UNDP/RCF）、国連環境計画／陸上活動からの海洋環境の保護に関する世界行動計画（UNEP GPA）、世界銀行、中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）、黄海大規模海洋生態系（YSLME）など、ビジネス部門や地域ガバナンスのメカニズムが関与する、パートナーシップを生み出し、それを促進する。また、本戦略は、国連機関、国際プログラムや国際プロジェクト、政府開発援助（ODA）プログラム、ならびに、世界自然保護基金（WWF）や国際自然保護連合（IUCN）など国内外の非政府組織（NGO）との協力や共同の取組みのための枠組みおよび基盤を提供する。

本戦略は、同地域の国々間の社会経済的および政治的状況を認識している。その実施により戦略的パートナーは、それぞれの資源を拠出し合い、共通の目標に向かって協力することが可能となる。

本戦略は、戦略的、計画的、問題志向型のアプローチを採用し、政治的および管理上の介入に対する効果的な対応を確実にしている。また、各国の能力や資源によって左右される計画実施について、長期的な視点でとらえている。

2015 年の持続可能な開発戦略は、どのように採択されるのか？

東アジア海域のニーズや状況への関連を保ちつつ SDS-SEA を更新するという、2014 年の EAS（東アジア海域）パートナーシップ会議における決定に伴い、2003 年以来採択もしくは批准された、または、更新時に協議された、同地域の持続可能な開発に最適な世界的および地域的な協定・文書または基盤、ならびに、その対応プログラムや目標、手法について包括的な評価が実施された。政府間および他部門の技術作業部会（TWG）が組成され、SDS-SEA 更新におけるコンセンサスの準備と構築を担った。その作業は、EAS（東アジア

海域）パートナーシップ会議の執行委員会で検証された。最終的には、PEMSEA（東アジア海域環境管理パートナーシップ）のナショナルフォーカル機関が主導する国内協議を通じて、2015 年戦略草案が見直され、洗練された。

2015 年 11 月の第 5 回閣僚級会合により、最終的な文書が検討に向けて提出された。各閣僚は、地域として集合的に、また、国として個別に「2015 年 SDS-SEA」を採択するために召集され、各国の開発目標と能力、国および関与するステークホルダーにおける特定の状況を考慮しながら、国家戦略、ならびに、地域、準地域、国家、地方の各レベルにおける開発および実施を確約することになる。

東アジア海域の持続可能な開発に向けての地域的ガバナンス

持続可能な開発戦略は、以下の事項を通じて同地域の海域および沿岸域の資源についてのガバナンスを強化していく。

1. 以下を目的とし、国境や地域を越えた環境および資源活用の関係に対処する地域的協力や協働に向けての機能的枠組みとしての PEMSEA

- 地球環境の懸念事項に関する政府間の協働の促進
- 国連機関、地域的ガバナンスのメカニズムや地域的行動計画、地域的および国際的 NGO（非政府組織）、ならびに、国際的な開発機関や資金調達機関における相乗効果および連携の強化
- 民間部門、NGO（非政府組織）、学界、コミュニティ、その他の市民社会の構成員による積極的な参加の奨励
- 環境投資における機会の特定および開発、ならびに、持続的な資金調達メカニズムの促進

2. 以下によって、地域、国、および地方レベルで、沿岸域および海洋域 に関する国際文書の目的や目標、ならびに、沿岸域および海洋生態系の保護や回復、管理を達成する、計画的アプローチとしての沿岸域総合管理

- 多国間の環境協定における相乗関係を強化
- 多様な資源の利用者による相互関係、ならびに、沿岸域および海洋生態系のさまざまな影響や利益についての理解向上を促進
- 健全で弾力的で生産的な生態系の保護や回復、維持に努めながら、管理戦略や行動計画を多様な利用者や資源活用に対応させるために、生態学的、社会的、経済的情報を統合

- 複雑な開発課題に対処するために、利用者や受益者間の多部門にわたる学際的なアプローチを通じて、人的、財政的資源の効率的な利用を促進

3. 以下を通じた、持続可能な開発戦略の実施から生じる変化への対策と文書化、同戦略の継続的な精選と適応の手段としての、沿岸域および海域の状況についての報告制度

- 統合的な環境のモニタリングと報告
- 生態系管理の知識を向上させ、また、持続可能な経済発展のために情報を提供する科学的な調査
- 国や地方レベルで知識や革新、実践、技術を適用する、発展途上国による別の途上国への支援

東アジア海域

東アジア海域

東アジア海域は 21 億人以上の人口を抱える [1]。ブルネイ・ダルサラーム、カンボジア、中華人民共和国、朝鮮民主主義人民共和国、インドネシア、日本、マレーシア、フィリピン、大韓民国、シンガポール、タイ、東ティモール、ベトナムに面しており、同地域沿岸の 100 キロメートル以内には、推定で 15 億人以上の住民が暮らしているとされる [2]。

同地域は、文化や地形、宗教、経済状況、環境に関して世界で最も多様性に富むエリアの 1 つである。台風や黒潮、高度回遊性魚類など大規模な大気的、海洋的、生物学的プロセスや現象と関連付けられる、数々の大規模海洋生態系（LME）、準地域的海洋、沿岸域およびそれに伴う河川流域を包含する。

東シナ海、黄海、南シナ海、スールー・セレベス海、インドネシア海、タイ湾の 6 つの大規模海洋生態系（LME）は、同地域にとって生態系的および経済的に大きな重要性を持つ。

これらの大規模海洋生態系は半閉鎖性であり、かつ、相互に連結しており、戦略的および世界的に重要な、また、地質学的にも独特な国際水系である。

- 朝鮮民主主義人民共和国と中国、大韓民国に隣接する黄海は、同エリアの複雑な海洋学的条件を起因として、独特の海底や複雑な生物群集を有している。北部では渤海に南部では東シナ海につながっており、連続的な海洋循環システムを形成している。黄海は世界で最も生産的な海の 1 つと言われている。2009 年には、黄海における環境の質に対する地域的管理目標、および、2020 年までにそれらの目標を達成するために必要な管理計画を含め、黄海の大規模海洋生態系のための政府間の戦略的行動計画が策定された。

- 東シナ海の浅い沿岸水域には、多くの浮魚類の産卵場や成育場所がある。東シナ海は中国、日本、大韓民国に面している。東シナ海の漁獲物には、さまざまな種類のマグロ、サバ、エビ、イワシ、サバヒー、貝類、海藻がある。

- 南シナ海は、浅海域の熱帯生物多様性の世界的な中心地として長年にわたり認識されてきた。インドー西太平洋の海洋生物地理学上のの域内に位置しており、北は中国、東はフィリピン、南はマレーシア、シンガポール、インドネシア、ブルネイ、西はタイ、カンボジア、ベトナムに隣接している。2008 年には、南シナ海のための政府間の戦略的行動計画が策定された。

東アジア海域、主要な河川流域、および主要な海流

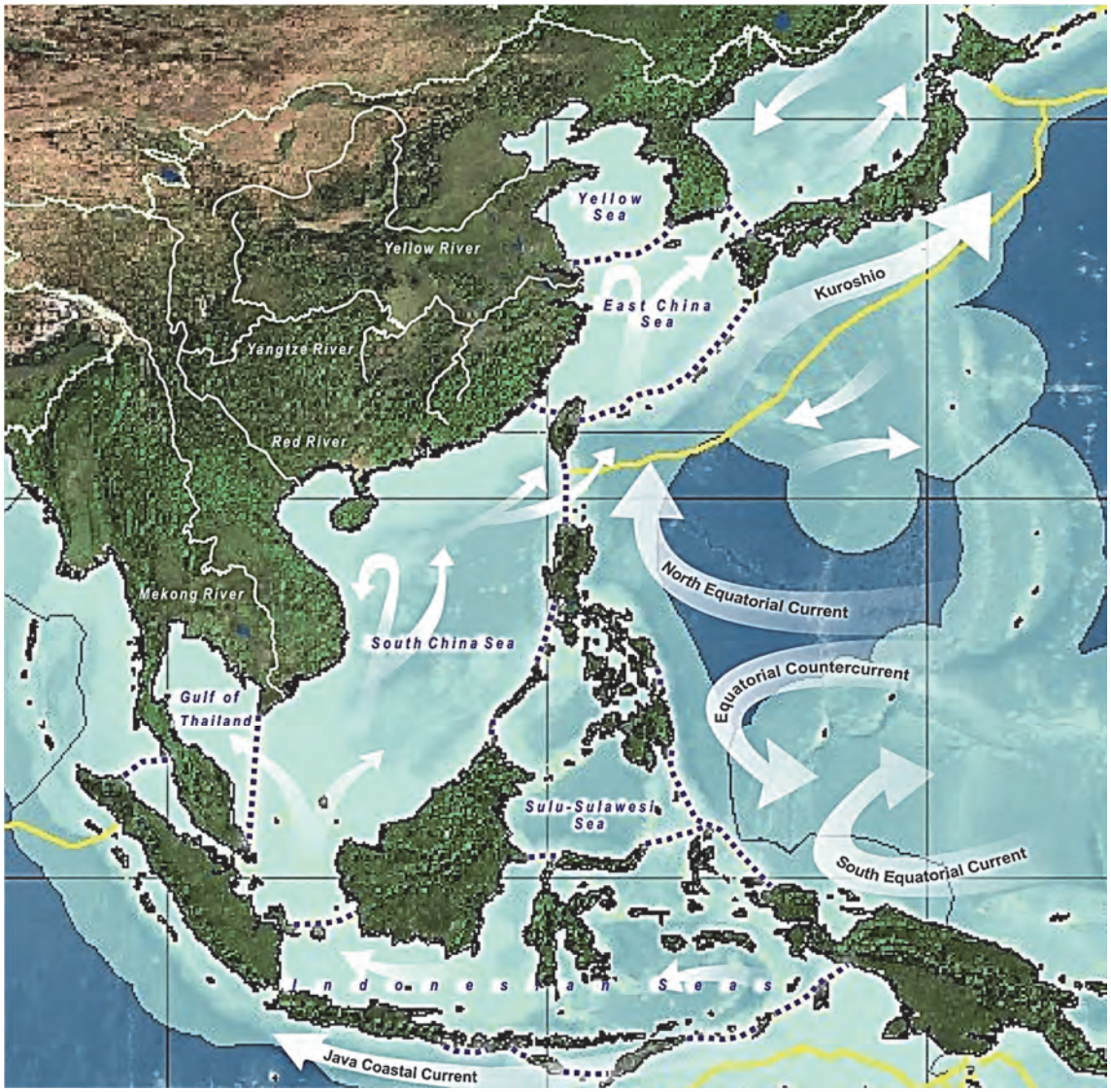

- インドネシア海はインドネシアの島々の間に位置しており、よって全体的に同国の管轄圏内にある。この熱帯海洋生態系は 40 万平方キロメートルにわたり、強力な吹送流や潮流が存在するエリアとなっている [3]。底生魚や浮魚を含む非常に高い生物多様性を支え、近接する国々（オーストラリア、フィリピン、マレーシア）と共に高度回遊性魚類資源（マグロ、サバ、ムロアジなど）を共有しているという事実が、とりわけその重要性の一因になっている。インドネシア海は、2009 年にインドネシア、フィリピン、東ティモール、パプアニューギニア、マレーシアが採択した、コーラル・トライアングル・イニシアティブ（CTI）行動計画に組み込まれている。

- スールー・セレベス海は、世界で最も生物多様性に富む海洋環境の 1 つとされる。マレーシア、フィリピン、インドネシアに囲まれ、総海域面積は約 90 面平方キロメートル [4] である。スールー・セレベス海は、世界で最も高濃度の海洋生物多様性の中心地、コーラル・トライアングルの中心にあり、生物多様性の高い世界的にも重要な生物地理区となっている。隣接する 3 カ国は 2004 年に MOU（覚書）を締結し、スールー・スラウェシ海洋生態地域（SSME）保全計画を実施することに合意した。SSME は、2009 年に採択された CTI 行動計画の対象にもなっている。

- タイ湾は、マレーシア、タイ、カンボジア、ベトナム南西部に面している [5]。幅は 560 km で全長約 725 キロメートルである。その浅い沿岸水域（平均水深 58 メートル）は、多様な魚類やその他の海洋生物のすみかとなっている。著名なチャオ・プラヤ川を含め多くの河川がタイ湾に流れ込んでいる。隣接するタイ、カンボジア、ベトナムは 2006 年、タイ湾における油流出事故への共同準備と対応のための枠組みプログラムを確立した。

南北太平洋が起源の多くの海流は、アジア大陸の東側を流れており、高い生産性に寄与する湧昇域を生み出している。また、これらの海流は、沿岸・海洋生物の幼稚仔を長距離まで分散させる役割を担う。さらに、これらの主要な海流は、赤道からの暖かい海水により、東アジア海域のサンゴの豊かな成長をもたらしてきた。

生態学的に大きな意義を持つ、東アジア海域に面する地域内の河川システムを以下に示す。

- 世界的に独特な湖・河川システム（メコン川－トンレサップ川－グレートレイクシステム）と、世界で最も重要な湿地帯および浸水した森林のいくつかを有するメコン川は、地球上で最も生産性が高く多様性に富む淡水生態系の 1 つを支えている。

【東アジア海域の主要な河川流域】

主要な河川流域	面積（平方キロメートル）	人口
黄河流域[6]	945,065	189,000,000
長江流域[7]	1,800,000	420,000,000
珠江流域[8]	453,700	89,000,000
紅河流域[9]	80,000	30,000,000
メコン川流域[10]	795,000	60,000,000

- アジア最長の河川である中国の長江は、貿易や輸送の主要ルートとしての役割を担う。東シナ海に流れ込むまでには、中国のうちでも人口が密集した経済的に生産性の高い地域を流れる。

- 中国で 2 番目に長い河川である黄河は、渤海に到達するまでに人口の密集した華北平原を通過する。中国で最も重要な農業地域の 1 つである同平原は、黄河が増水した際の壊滅的な洪水に周期的に悩まされる。

- 珠江は、中国南部に広がる河川システムである。珠江システムは最も奥から測定すると中国で 3 番目に長い 2,400 キロメートルであり、水量では長江に次いで 2 番目である。409,480 平方キロメートルに及ぶ珠江流域は、中国の中南部（広東省、広西チワン族自治区）の大半と南西部（雲南省、貴州省、湖南省、江西省）の一部に加えて、ベトナム北東部（カオバン、ランソン）の排水を担っている。

- 東南アジアにおける大規模な分水界の 1 つである紅河流域は、中国の雲南省を源とし、ベトナムを通過して南シナ海へ流れ込み、そこで広大な三角州を形成している。紅河の上流域と下流域の両方で頻繁に発生する深刻な洪水、および乾季における塩水遡上の問題は、中国とベトナム両国の経済に大きな影響を及ぼす。紅河下流の三角州地帯はベトナムで最も人口密度が高い地域である。

東アジア海域に関連する河川流域は、総流域面積が約 860 万平方キロメートルとなる[11]。また、東アジア海域には、これらの河川からの大規模な水流や堆積物、栄養素、汚染物質が流れ込んでおり、そのため隣接した河口、周囲の沿岸域、および東アジア海域全体の健全性が大きな影響を受ける。

東アジア海域の人々

東アジア地域の総人口は現在 21 億人で、2025 年には 22 億 9,000 万人に達すると見込まれている[12]。そのうち約 77%の人々（カンボジアと中国の 24%から、大韓民国、フィリピン、シンガポールの 100%までの幅がある）が沿岸から 100 キロメートル以内の地域で生活している。

同地域は人口の急増に伴い高度に都市化されている。東南アジアの人口は全体として、農村部から都市部へと急速に移動している。2014 年には、全住民（アジア）の 54%が都市部に住んでおり、2050 年までには 18 億人まで増加して 64%に達すると推定されている。

沿岸の居住地は、今や人口が密集した世界有数の大都市に発展している。2010 年には、30 あるメガシティ（1,000 万人以上の人口）の 11 都市を東南アジアが占めており、そのうち 8 都市は沿岸地域に位置している。

地理的条件を理由に、東アジア地域の多くの人々が海洋における食糧生産に依存している。アジア太平洋地域は、世界の海洋漁業生産量の 9%に寄与する。同地域では 1 億 2,000 万人以上の人々が生計の大部分を漁業に依存している。アジア人の動物性タンパク質摂取量の 20%は魚介類によるものである[13]。

【人口および沿岸域】

国名	海岸線 (キロメートル)	人口[14]	沿岸域の人口 (%)*	年平均人口増加率 (%)[15]
ブルネイ・ダルサラーム	161	423,000	100	1.3
カンボジア	435	1,541 万	約 30	1.8
中国	32,000	13 億 7000 万	40	0.5
朝鮮民主主義人民共和国	2,880	2,503 万		0.5
インドネシア	95,161	2 億 5,280 万	96	1.2
日本	約 35,000	1 億 2,610 万	96.3	-0.2
ラオス人民民主共和国	*内陸国	689 万 4,000	50**	1.8
マレーシア	9,323	3,019 万	92	1.6
フィリピン	36,289	1 億 10 万	100	1.7
大韓民国	14,962	5,034 万	27.10	0.4

シンガポール	195	547 万	100	1.6
タイ	3,148†	6,722 万	27.10	0.3
東ティモール	735	114 万	100	2.5
ベトナム	3,269††	9,018 万	50	1
合計	233,560	21 億 2,100 万		

* 海岸から 100 キロメートル以内の人口の割合（%）

** ラオス人民民主共和国のメコン流域内に住む人口の 50%

† 諸島を含む †† 諸島を除く

東アジア海域の環境

東アジア海域は、総海域面積 700 万平方キロメートル、海岸線は全長 23 万 3,560 キロメートル、総流域面積が約 860 万平方キロメートルの半閉鎖性海域である。世界にあるサンゴ礁とマングローブの大きな部分を占める。同海域は豊かな海洋性動植物に恵まれ、熱帯性の海洋生物多様性における世界の中心地の 1 つとなっている。

サンゴとマングローブ

サンゴとマングローブは、「海のアマゾン」として知られるコーラル・トライアングルを含め、東アジア海域全体で豊富である。既知のサンゴの種類のうち 76%、サンゴ礁魚類のうち 37%、世界中のサンゴの 53% が生息しており、世界で最も広範囲のマングローブ林を有する。また、約 3,000 種のサンゴ礁魚類の生息地および繁殖地、ならびに、世界最大で最も重要なマグロ漁のための産卵場所と生育場所となっている[16]。コーラル・トライアングル地域における沿岸環境は世界で最も生物多様性に富み、約 590 種のサンゴと 2,057 種の魚類が生息する。

この広範囲な生息地とその生態系は、推定 1 億 2,000 万人の食糧や生活の主な供給源となっている。魚類は依然として貴重な食糧源であり、食事によるタンパク質摂取量の 20%を占める。

【東アジアにおける生息種の割合】

生息種	割合（%）
サンゴ	コーラル・トライアングルに 76%
マングローブ	インドネシア、マレーシア、フィリピンに 67%
海草	東南アジアに 33%

サンゴ礁の種類の数（出典：CTI）

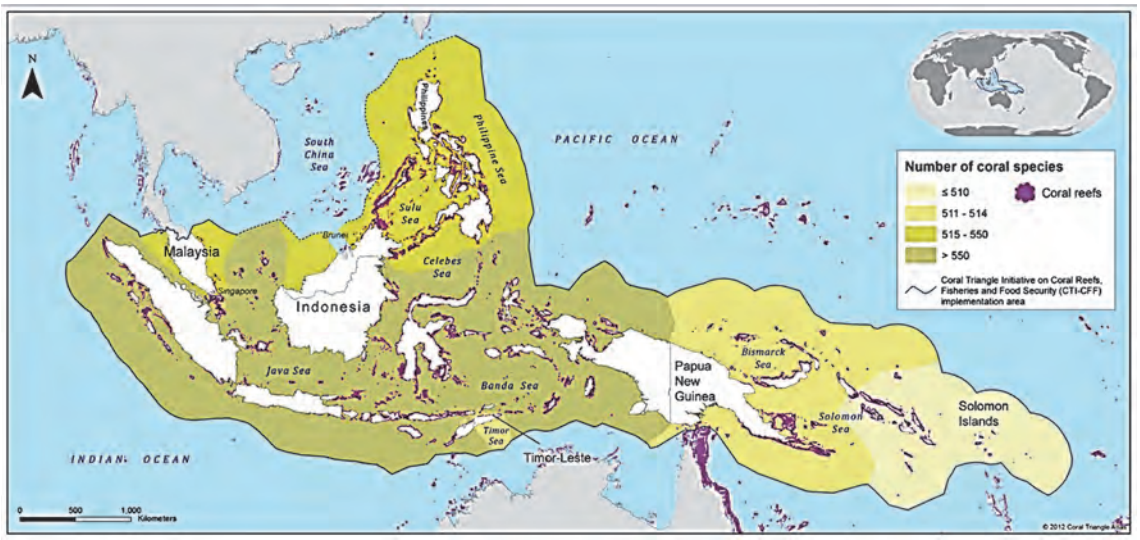

Sources: Number of coral species – Indonesia, Philippines, Papua New Guinea, Solomon Islands and Timor-Leste from Veron (2009)Coral Geographic: a spatial database; Malaysia from the State of the Coral Triangle Report (SCTR) for CT countries; Coral reefs – UNEP-WCMC (2010) Global Distribution of Coral Reefs.

移動性生物種のための湿地および生息地

東アジア海域は、東アジア・オーストラリア地域フライウェイ内を含め世界的に重要な湿地を抱えており、水産資源や移動性水鳥にとっての餌場や生育場を提供している。
湿地は、内陸（湖、河川、沼地、泥炭地、養魚池、浸水した洞窟）および沿岸の両方にある干潮時の水深が 6 メートル以下の生息地で、マングローブ、サンゴ、藻場、干潟、河口を含む。
ラムサール条約は、地球生存への生態学的、文化的、科学的、経済的貢献のために、湿地を保全・保護する必要性を認識している。東アジア地域だけでも 10 カ国内に合計 154 のラムサールサイトがある。2009 年には東アジア・ラムサール地域センター（RRC-EA）が設立され、同地域における合意の実施をモニタリングしている。

【東アジア諸国とそのラムサールサイト】

国名	ラムサールサイト
カンボジア	3
中国	46
インドネシア	7
韓国	19
日本	46
ラオス人民民主共和国	2
マレーシア	6
フィリピン	6
タイ	13
ベトナム	6

データ：RAMSAR (2014)

東アジア諸国が湿地の保全に努める目的は、生息地や種の保全、生態系サービスの提供、人間の生活や健康への支援、伝統的な湿地の賢明な利用慣行の維持、ならびに、娯楽や観光、教育、社会における意識向上である。

ジュゴン、アシカ、イルカ、クジラ、ウミガメ、マグロ種などの魚類、および、世界有数の 9 つの渡り鳥経路の 1 つとして多くの絶滅危惧種の水鳥も含め、同地域には多様な移動性哺乳動物が生息している [17]。 これらの移動性種は、同地域の人々に極めて貴重な経済的および文化的価値を提供している。これらの移動性種は移動中に、休息し、餌を食べ、繁

殖し、次の旅への十分なエネルギーを養うために、高度に生産的な生息地や湿地のシステムに依存している。

.

多くの水鳥の移動は、黄海（渤海を含む）の海域にて集結する（図を参照）。

残念なことにこうした移動性種の数は、生息地の減少、環境の劣化、商業利用のための捕獲または過剰開発を起因として大幅に減少している。そのうちの数種は絶滅危惧種でさえある。真剣な介入が適用されない限り、野生地から姿を消す種も出てくる可能性がある。これらの種は移動するため、各国の取組みはほとんどの場合不十分となっている。よって、移動性種と、そうした種が依存する生息地を保全および保護するためには、移動範囲全体にわたる協力が不可欠である。

水鳥の移動経路

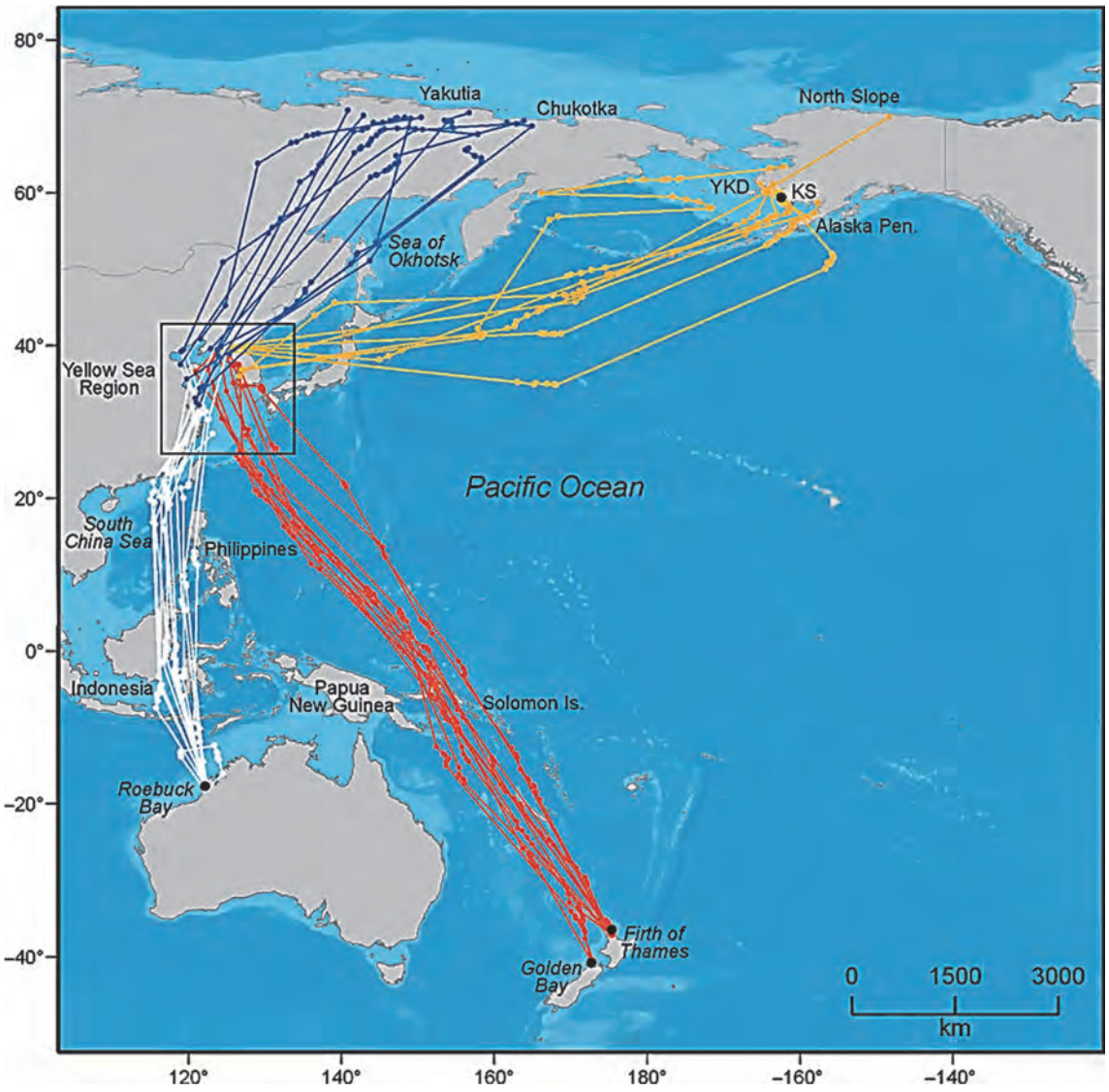

図中の線は、衛星タグ付けされたオオソリハシシギが北方へ移動した経路である。白色と青色の線は、menzbieri（亜種コシジロオオソリハシシギ）の個体群（白色：オーストラリア北西部から黄海地域、青色：黄海と渤海からシベリアの繁殖地）、赤色と金色の線は、baueri（亜種オオソリハシシギ）の個体群（赤色：ニュージーランドから黄海と渤海、金色：黄海地域からアラスカ）を表す。線上にある小さな円は、アルゴスデータから計算された位置を示す。

YKD：ユーコン - クスコクウィムデルタ、KS：クスコクウィムの浅瀬

出典： Battley, et al., 2012

東アジア海域の経済発展

東アジア地域はこの 10 年で貧困率が継続的に著しく低下してきており、有望な経済見通しから今後もこの傾向が継続することが見込まれる。世界銀行の報告[18]によると 2002 年から 2014 年にかけて、「同地域の極貧困率（1 日当たりの生活費、購買力平価（PPP）が US$1.25 未満の人口比率）は 27% から 5.1%に低下した。比較的高い貧困のライン（1 日当たりの PPP が US$2.00）を用いると、貧困率は 51%から 18%に低下している。中国を除くと、貧困率は半分の 25%であった。とはいえ、同地域には依然として 3 億 6,000 万人もの貧困層が存在する。さらに、大部分の人々は、景気低迷や自然災害、生活費の増加といった衝撃によって貧困に陥るという脆弱性を抱えている」

東アジア海域の国々はさまざまな成長過程の段階にあり、少なくとも 7 カ国は依然として貧困層の比率が高い。自然災害や気候変動、ならびに都市部への移動や消費傾向の変化を起因とする資源の枯渇が、今後も同地域の貧困レベルに影響を及ぼすことが予想される。

【東アジア海域諸国の経済状況】

国名	一人当たりの GDP PPP (US$) (世界銀行 2015)	平均年間 GDP 成長率（%）(世界銀行 2015)	部門別 GDP (US$) (ADB 2014)			部門別雇用率 (%) (ADB 2014)			失業率 (%) (ADB 2014)	貧困率 2010 (%) (ADB 2014)	乳児死亡率 (%) (UN 2015)	子供の栄養失調率 2005-2012 (%) (WHO 2013)
			農業	工業	サービス	農業	工業	サービス				
カンボジア	1,007.0	7.4	33.8	25.7	40.5	64.3	8.1	27.6	1.3	25.4	32.5	29.0
中国	6,807.0	7.7	10.0	43.9	46.1	31.4	30.1	38.5	4.1	16.5	10.9	3.4
北朝鮮	- -	- -	n.a	n.a	n.a	n.a	n.a	n.a	n.a	n.a	21.7	18.8
インドネシア	3,475.0	5.8	14.4	45.7	39.9	35.0	14.3	50.6	5.9	28.0	24.5	18.6
日本	38,634.0	1.6	1.2(2010)	27.5(2010)	71.3(2010)	3.7	16.5	79.8	4.0	n.a	2.1	n.a
マレーシア	10,538.0	4.7	9.4	41.0	49.6	13.0	53.5	69.4	3.1	0.4	7.2	12.9
ラオス	1,661.0	8.5	…	…	…	…	…	…	…	38.1	53.8	31.6
フィリピン	2,765.0	7.2	11.2	31.1	57.7	31.0	8.9	60.0	7.1	26.9	23.5	20.7

韓国	25,977.0	3.0	2.3	38.6	59.1	6.1	16.8	77.2	3.1	n.a	3.2	n.a
シンガポール	55,182.0	3.9	0.0	25.1	74.9	0.1	13.8	86.0	2.6	n.a	2.2	n.a
タイ	5,779.0	1.8	10.6(2010)	40.1(2010)	49.3(2010)	41.7	15.0	43.2	0.7	1.1	11.3	7.0
東ティモール	1,105(2012)	7.8(2012)	…	…	…	50.8(2010)	8.7(2010)	39.7(2010)	3.6(2010)	49.8	46.2	45.3
ベトナム	1,911.0	5.4	18.4	38.3	43.3	46.8	14.5	38.7	1.9	22.4	19.0	20.2

世界で最も発着数の多いコンテナ港は、東アジア海域にある

港湾のコンテナ処理能力は、世界の貿易に対する優れた指標である。国連工業開発機関（UNIDO）の発表によると、最も発着数の多いコンテナ港は東アジア海域に集中している。それに加えて、同地域は、造船業、石油精製業、および米の生産において世界をリードしている。こうした統計は、同地域の人口が増加していること、また、世界の製造市場として主導的役割を担っていることを強力に実証している。　出典：UNIDO

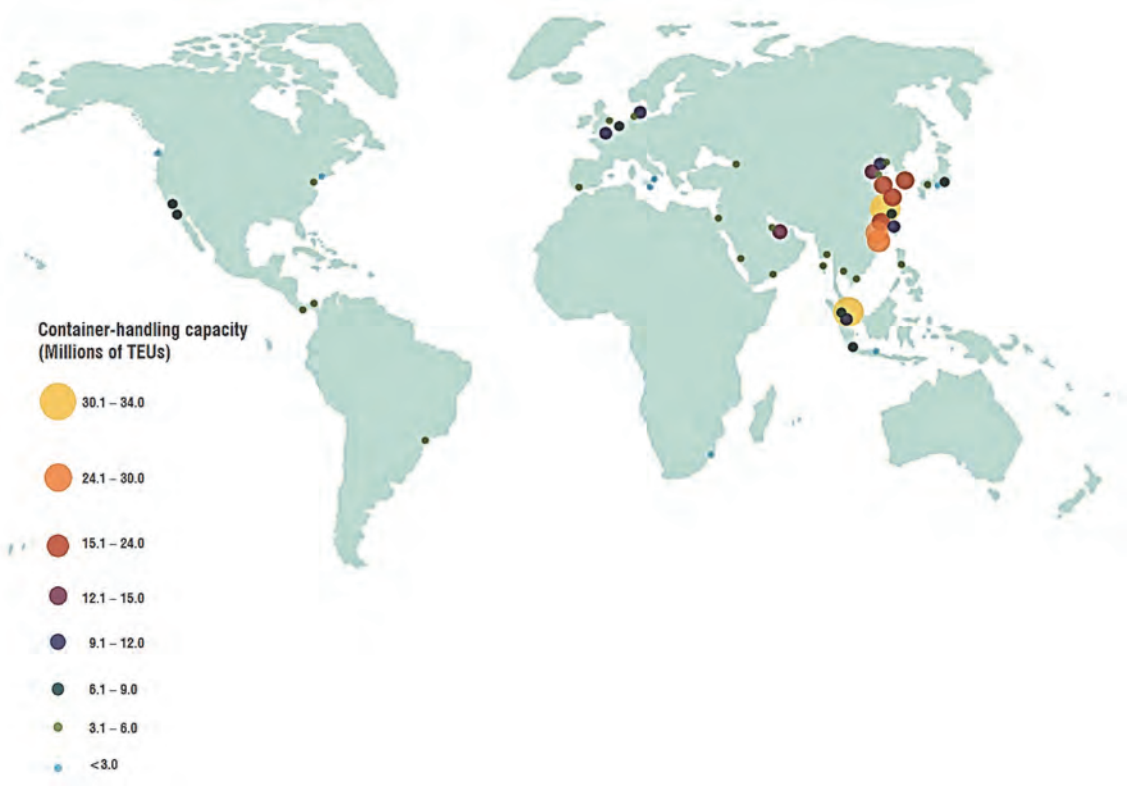

コンテナ港の世界トップ 9（2013 年）

港名、国名	100 万 TEU
1. 上海、中国	33.6
2. シンガポール、シンガポール	32.6
3. 深セン、中国	23.3
4. 香港、中国	22.4
5. 釜山、韓国	17.7
6. 寧波－舟山、中国	17.3
7. 青島、中国	15.5
8. 広州港、中国	15.3
9. ジュベル・アリ、ドバイ、UAE	13.6

データ：2015 年　世界海運評議会

太平洋諸島を含む東アジアの開発途上国の経済成長率は、2013 年の 7.2%から 2014 年には 6.9%とわずかに低下した。主な要因は、特定の国々における景気低迷である。とはいえ、同地域は世界における経済成長の 3 分の 1 以上を担い、その他の途上地域との複合的な貢献を倍増させている。

徐々に上向く高所得経済国の実績は、継続的な石油価格の下落と相まって、発展途上にある東アジアの持続的成長を下支えするであろう。実際に、2013 年におけるコンテナ貨物の輸出国トップ 5 は東アジアが占めた[19]。世界の財貨の多くが東アジア諸国で製造されるなか、同地域の貿易活動は 2000 年以来飛躍的に伸びている。

ブルーエコノミー

ブルーエコノミーとは「沿岸域および海洋生態系に大きく依存する、持続可能な海洋ベースの経済モデルである。但し、持続可能な開発への貢献を強化しながらも、沿岸域および海洋域 を保護するための目標達成を目指して、環境に優しいインフラや技術、実践、ならびに、革新的で先を見越した制度および資金調達に関する取決めを採用する」と、2012 年の東アジア海洋会議中に定義された。東アジア海域は、その沿岸域および海洋域 部門の持続可能性に大きく依存している。よって、持続可能なやり方で資源から利益を得ることを考えるなら、東アジア海域諸国は、国全体の持続可能な開発の過程においてこれらの部門の重要な役割を盛り込むことが不可欠となる。

経済的利益のために自然環境を活用する 1 つの事例として、東アジア海域で最も有望なエネルギー源の 1 つ、海洋エネルギーの利用がある。海洋エネルギーは、波力、風力、潮流や海流からの流体力学エネルギー、海洋温度差発電など、さまざまな方法で利用可能となる。潮汐エネルギーおよび沖合の風力エネルギーはすでに商業化が可能であるが、波力、および潮流・海流エネルギーはまだ研究段階である。

海洋経済の構成要素 [20]

Type of Activity	Ocean Service	Established Industries	Emerging Industries	New Industries	Drivers of Future Growth
Harvesting of living resources	Seafood	Fisheries	Sustainable fisheries		Food security
			Aquaculture	Multi-species aquaculture	Demand for protein
	Marine bio-technology		Pharmaceuticals, chemicals		R&D in health care industry
Extraction of non-living resources, generation of new resources	Minerals	Seabed mining			Demand for minerals
			Deep seabed mining		
		Oil and gas			Demand for alternative energy source
			Renewables		
	Fresh Water		Desalination		Freshwater shortages
Commerce and trade in and around the ocean	Transport and Trade	Shipping			Growth in seaborne trade
		Port infrastructure and services			International regulations
		Tourism			Growth of global tourism
		Coastal development			Coastal urbanization
			Eco-tourism		Domestic regulations
Response to ocean health challenges	Global monitoring and surveillance		Technology and R&D		R&D in ocean technologies
			Blue carbon (i.e. coastal vegetated habitats)		Growth in coastal and ocean protection and conservation activities
	Coastal protection		Habitat protection, restoration		
	Waste disposal			Assimilation of nutrients, solid waste	

Activities that can contribute to restoring Ocean health　　Source: Economist Intelligence Unit, 2015

出典：エコノミスト・インテリジェンス・ユニット 2015

東アジア海域における問題と課題

経済成長と人口増加に伴い、東アジア海域の沿岸域および海洋域 は、魚の乱獲、自然海岸の喪失、陸や海洋ベースを源とする汚染、生息地の破壊、海面上昇など数多くの課題によって増大する圧力にさらされている。また、気候変動と異常気象の悪影響に対して最も脆弱な地域の 1 つとしても知られる。さらに、同地域に住む 21 億人の人々が海洋および沿岸資源に多大な圧力をもたらしていることから、その大半が海洋からの収入に大きく依存する各国経済は不安定になったり低迷したりしがちである。

気候変動の悪影響

気候変動に伴うリスクは着実に増加している。気候変動に関する政府間パネル（IPCC） が予測したように、気候変動がもたらす台風やその他の異常気象の頻度や激しさは高まっていくであろう。海面上昇に伴い、主要地域における洪水や水不足が増え、動植物種の移動や絶滅、海洋の酸性化が現実のものとなっていく [21]。

2014 年の IPCC 報告では、アジアにおける沿岸域および海洋域 システムは、気候変動によるストレスと気候を要因としないストレスが共に高まっている状況にあることが明らかにされた [22]。平均海水面の上昇が、極端な沿岸域の高水位の上昇傾向に寄与するであろうことが示唆された。近年の頻繁な異常気象は、アジアの生態系、農業、および人間の健康に打撃を与えている [23]。東アジア海域における最近の気候関連の災害で見られるように、気候変動による悪影響は、すでに同地域に住む人々の日常生活を脅かしている。

気候変動への適応に関する PEMSEA の取組み

2009 年のマニラ宣言は、気候変動に対する東アジア海域の特定の脆弱性について認めた。その影響は、「水資源、食糧安全保障と生活、汚染、危険、災害、さらには生物多様性」など、さまざまな分野や問題に及ぶ。また、マニラ宣言では沿岸域総合管理（ICM）を、持続可能な開発、気候変動適応、およびその他の国際協定・文書における持続可能な開発目標を達成するメカニズムとして認識した [24]。

2012 年のチャンウォン宣言は、同地域内のブルーエコノミー促進に関して、マニラ宣言の作業を詳細に説明している。同宣言は、「気候変動や過酷な気象事象の人々への影響など…、課題を考慮すると、SDS-SEA のビジョンと目的への前進は控えめであった」[25] ことを指摘した。また、ICM を管理枠組みとして進める際の気候変動適応、および災害リスク軽減に向けての具体的な行動が盛り込まれた。

生息地の減少

2005 年のミレニアム生態系評価の結果によると、干潟は、食糧、海岸線の安定化、暴風雨からの保護、生物多様性の維持などの生態系サービスを提供することが明らかになった [26]。ところが研究によると、1980 年から 2000 年の間に世界中のマングローブの約 35% [27] が伐採され、過去 100 年間で海草の約 30%[28] が失われている。現在のアジアにおける干潟の生息地の減少率は、記録されているマングローブや熱帯林、海草の減少率と同程度がそれ以上だと推定される。

複数の異なる要因が、同地域の生息地の減少を進展させている。そのほとんどは事実上財政に関することであり、生態系サービスのための生物多様性保全や海岸線保護といった比較的弱い要因をしのぐ傾向にある。同地域の比較的発展した国々は、都市化やインフラ開発のために土地を造成する。比較的発展が遅れている国々は、コストが抑えられる場合、農業または養殖保全のために比較的小規模な開拓に取り組むという現地の要因に直面する。この取り組みによりしばしば、潮間帯のマングローブの伐採延長を強いられることになり、それがまた、隣接するサンゴや海草の損傷や沈泥を引き起こす。以下の図に示されるように、東アジア海域諸国は、開発に向けての新しい土地への高い需要、ならびに開拓のエンジニアリング技法の進歩により、さまざまな度合いで沿岸地域の生息地減少を経験している(IUCN 2012)[29]。

開拓を要因とした干潟の生息地減少の比較（IUCN 2012）

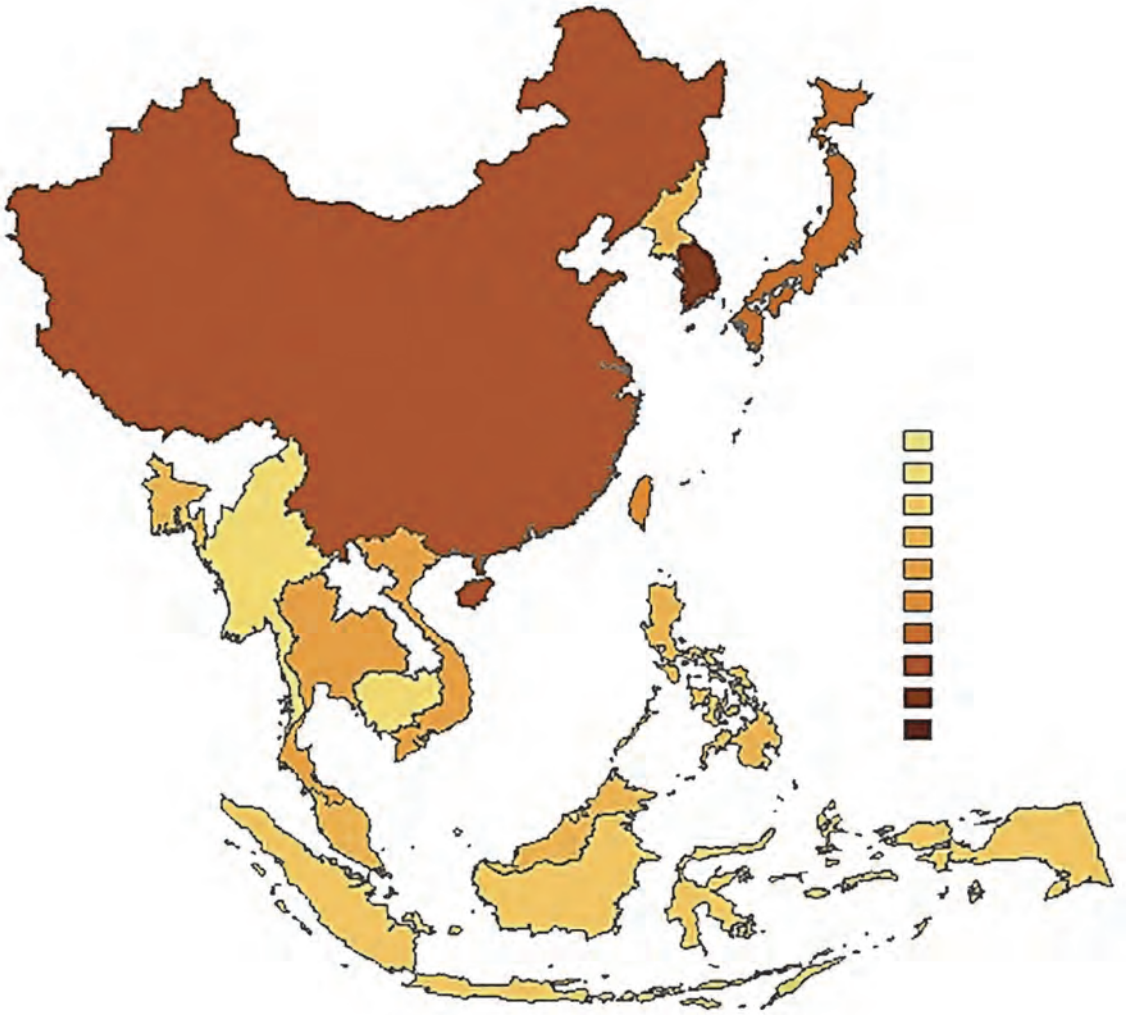

同地域の土地開発が進むことにより沿岸域保全の選択肢が狭まるなか、保全・保護行動について、優先順位をつけてエリアを区分することが急務となっている。保全計画は、より広範囲な計画プロセス、および、より広い視点で計画された保護区に統合させる、または主流として組み込む必要がある。こうしたアプローチは、国家的 ICM プログラムや生物多様性国家戦略・行動計画の開発および実施に利用されることが増えている。沿岸域および海洋域 部門にて経済・社会・環境を関連付けることの重要性への意識が高まるなか、より「ブルー」な種類の開発の必要性が、同地域の各国政府によって認識されようとしている。

持続不可能な漁業慣行

国際連合によると、世界における商業上の海洋漁獲量のうち 99%が、海外線から 200 海里以内の沿岸水域からもたらされている。しかしながら、こうした水域内では世界の捕獲漁業に関するさまざまな問題が存在する。例えば、魚の乱獲や過剰生産、違法・無報告・無規制（IUU）漁業、海洋環境の悪化、漁民の貧困などがある[30]。なかでも IUU 漁業は、海洋生態系や持続可能な漁業を最も脅かす世界的な問題である。IUU 漁業は、国際協定のもとで設定された割当てや混獲規制など、保全・管理対策をしばしば妨害していることが広く知られている。IUU 漁業は、世界中の漁業、海洋生態系、食糧安全保障、沿岸域コミュニティに悪影響を及ぼし、国内外の保全および管理の取組みを損なっている。

東アジア海域における海洋漁業生産量 (2011 年)

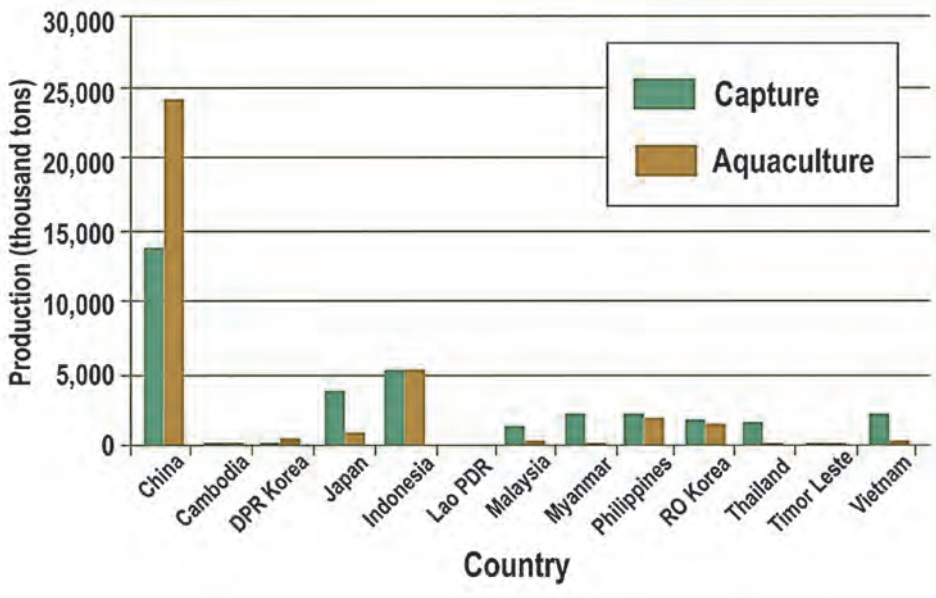

出典： FAO（国連食糧農業機関） 2014

東アジア海域は漁業生産における世界的リーダーと考えられているが、魚の乱獲や IUU 漁業、その他の人的活動による圧力が漁業に深刻な脅威をもたらしている[31]。FAO（国連食糧農業機関）（2014 年）の報告によると、世界トップ 5 の漁業国のうち 3 カ国（2010 年現在）は東アジア地域に位置する中国、インドネシア、日本である。中国による生産量がアジアを世界最大の漁業生産地域に押し上げており、また、東アジア海域はアジアによる総生産量の 80% 以上を担っている。

新興の養殖

世界的に見て、養殖は急成長している動物性食糧生産部門である。アジア地域の養殖が急成長を遂げたことに支えられ、2010 年代初期には年率 7%[32] の成長を果たした。同成長率が 1.7%であった捕獲漁業生産とは対照的である。アジアは、野生魚よりも養殖魚の生産量の方が多い世界で唯一の地域である。2011 年には、中国の養殖魚生産量 5,000 万トンが寄与し、野生魚の 5,200 万トンに対して養殖魚生産は 7,600 万トンであった[33]。

過去数十年間にわたり、より持続可能な海洋養殖に向けて大きく進歩してきた一方、環境に関する懸念事項は依然として存在する。養殖場は、栄養塩や未消化の餌、動物用医薬品、その他の殺生物剤を環境に放出する可能性がある。これらの物質は、疾病のリスクを高め、また、寄生生物や有害・有毒プランクトン赤潮（HAB）を蔓延させる恐れもある。多くの国々において、エビ養殖場の開発により、広大な沿岸生息地であるかなりの面積のマングローブ林が破壊された。養殖に魚ベースの餌を使用する場合、管理が不十分な野生魚資源や海洋環境に追加の圧力を及ぼす可能性がある[34]。

自然災害と人的災害

災害疫学研究センター（CRED）によると、アジアは自然災害に最も見舞われやすい地域である。2012 年、世界におけるすべての災害のうち 22%が南北アメリカ大陸、18%が欧州であるのに対し、40.6%をアジアが占めた。

2000 年代、自然災害に最も頻繁に見舞われたトップ 5 カ国のうち 4 カ国がアジアに位置しており、中国、フィリピン、インド、インドネシアとなっている。2012 年に中国は最も多くの犠牲者を出し、世界の全被災者の 36%を占めた。フィリピンも大きな打撃を受け、2011 年の台風ボパールでは 1,901 人、2013 年の台風ハイヤンでは約 6,000 人の命が奪われた。

東アジア海域における大災害

東アジア地域では高い頻度で壊滅的な自然災害が発生している。

2004 年 インド洋の地震および津波

2004 年 12 月 26 日、スマトラ・アンダマン地震とそれに伴う津波がインド洋周辺の 14 カ国を破壊し、26 万人以上の人々が犠牲になった。マグニチュード 9.1 の地震が 30 メートルもの津波を引き起こした。史上最悪の大災害の 1 つとされており、インドネシアが最も大きな打撃を受け、スリランカ、インド、タイがそれに続く。

影響を受ける海岸線沿いに津波警告システムが整備されていなかったため、犠牲者や被害は重篤であった。2004 年のインド洋の津波は、早期警告システム、および万全な方法での災害準備の重要性を明らかにした。

2011 年　東北の地震と津波

2011 年 3 月 11 日の午後、マグニチュード 9.0 の地震が引き金となり、日本の東北地方の海岸線に津波が押し寄せた。記録上、日本を襲った最大規模の地震となった。岩手県宮古には最大 40 メートルの巨大な津波が到達した。仙台では、津波が最大 10 キロメートルの内陸まで押し寄せた。

2015 年、日本の警察庁は、日本の 20 都道府県において死者 15,891 名、負傷者 6,152 名、行方不明者 2,584 名だったことを確認した。世界銀行の試算によると経済的損害は 2,350 億 US ドルとされ、世界史上最も損害の大きい自然災害となった。

人的損失や経済的損失はもとより、この大震災は日本の環境にも多大な影響を及ぼした。冷却システムの不具合によって発生した福島第一原子力発電所原子炉のメルトダウンにより、原発所周辺の数十万人もの住民が避難する結果となった。

2013 年 台風ハイヤン

フィリピンの台風ハイヤン（現地ではヨランダと呼ばれる）は、記録上、最も強力な熱帯サイクロンの 1 つである。2013 年 11 月、特にフィリピンとベトナムなど東南アジアの多くの地域に打撃を与えた。近代史上、最も激しい台風で、フィリピンでは少なくとも 6,300 人

が死亡し、数百万人もの人々が家を失った。米軍合同台風警報センター（JTWC）によると、2013 年 11 月 7 日に台風ハイヤンがビサヤ地域に上陸したとき 1 分間の平均風速は 315 km/h (195 mph) で、台風ハイヤンは観測史上最大の熱帯サイクロンとされる。その結果、5 メートルもの高潮がレイテ州タクロバン市の沿岸地域を破壊し、残された建物はごく僅かであった。

ICM および持続可能な開発における最近の進展

持続可能な開発目標

国際社会は、人間の尊厳と平等、公平の原則に従い、今世紀末までに世界における極度の貧困を根絶するという大胆なコミットメントに着手した。
ミレニアム開発目標（MDG）として知られるこのコミットメントは、期限を定めた測定可能な一連の目標と共に 8 つの目標から成っている。これらの目標は、最も差し迫った開発課題に対処するための青写真を確立した。2014 年の国連評価報告書にて明らかにされたように、2015 年までの達成を目指した MDG は人々の生活に大きな変化をもたらした。同報告書は、世界の貧困が 2015 年までの予定において 5 年早く半減したことを示している。開発途上地域の子供のうち 90%が現在、初等教育を受けており、入学者の男女格差は狭まった。すべての健康指標が改善するなか、マラリアおよび結核との闘いに目覚ましい進展が見られた。東アジア海域はこうした達成を共有している。とはいえ、大きな隔たりや格差が存在する分野を進歩させるためには、一層の取り組みが必要である。この問題に対処するために国連は、2015 年以降の開発アジェンダとして持続可能な開発目標（SDG）を策定した。

持続可能な開発における地域的進歩

海口パートナーシップ合意による沿岸域・海洋管理における地域的調整メカニズムとして、PEMSEA（東アジア海域の環境管理パートナーシップ）が発足したことにより、持続可能な開発アジェンダは 2006 年、地域的に大きく強化された。PEMSEA は 2009 年、同地域の 8 カ国が行った PEMSEA の国際法人格に関する合意の調印によって、その後国際機関として認識された。

沿岸域総合管理（ICM）は、持続可能な開発の行動計画を促進する効果的なツールとして、生物多様性条約（CBD）、国連気候変動枠組条約（UNFCCC）、陸上活動からの海洋環境の保護に関する世界行動計画（GPA）など、数多くの国際条約により認識された。1970 代初期に概念化された ICM は、多様で複合的な天然資源の利用など海洋および沿岸域にて競合する問題を管理するための、体系的プロセスに関与するメカニズムである。PEMSEA は、現在同地域全体で再現されている ICM サイトからの数々の成功談により、同地域における ICM の有効性と適用性を実証した。

東アジア海域は現在、2015 年以降の新たな時代に突入している。そこでは、一層の成長を遂げる世界経済、および持続不可能な慣行の圧力によって、持続可能な開発目標（SDG）

やブルーエコノミーが課題に直面していく。東アジア海域を共有する国々は、公共部門や民間部門、学界、研究機関などすべてのステークホルダーと協力して、それらの課題を乗り越え、持続可能な開発目標（SDG）にて設定された目標の達成に努めることを固く決意している。

持続可能な開発における世界的・地域的コミットメントの年表

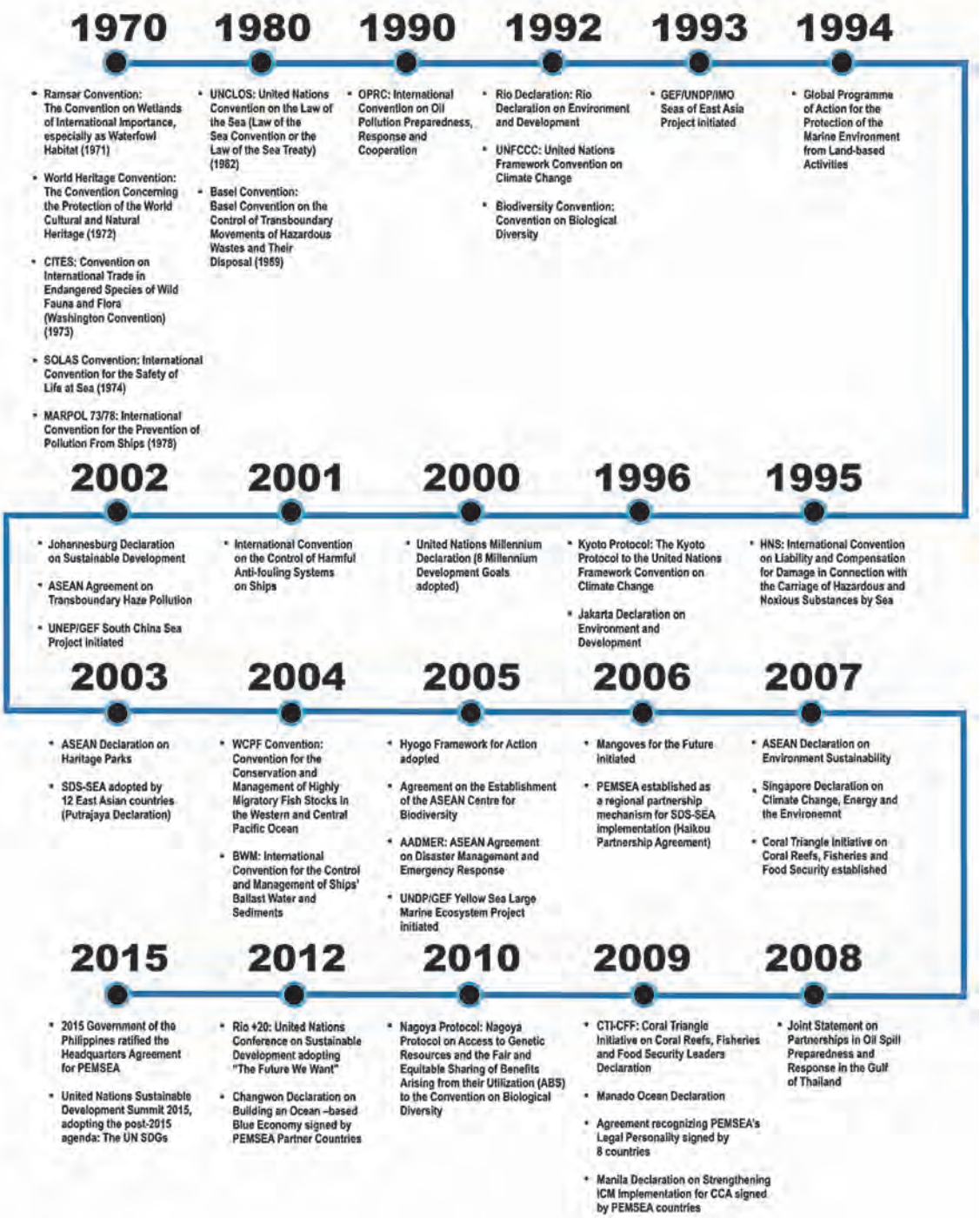

対応

対応

東アジア海域のための新たなパラダイム

東アジア海域諸国は、以下を行うものとする。

1. 東アジア海域の共通ビジョンを追求する。
2. 東アジア海域の共通ビジョンを達成するために共通の統合的戦略を推進する。この戦略は、市民の支持が得られるよう多部門のステークホルダーが参加し、同地域政府のあらゆるレベルで実施できるものとする。
3. 独自の国や地方の取組みを通じて海洋環境への脅威を防止および軽減するために、具体的な措置を取る。
4. 単一の政府、機関、ドナー、その他団体の能力を超える、複雑で越境的な環境への脅威に対処するための責任を共有する。

東アジア海域諸国は、以下を目的として革新的な新しいパートナーシップを構築する。

1. 地方政府と中央政府が結集して、沿岸問題を解決する。
2. 市民社会やすべてのステークホルダーの参加を促進する。
3. 民間部門の強みを動員して、効果的で持続可能な環境問題への解決を導く。
4. 地域内で、また、ドナー・コミュニティやその他の国際機関と協力することにより、共同で東アジア海域の環境問題に対処し、国際条約を履行する。
5. 共通でありながら分化した責任の原則、参加型の民主的で透明な意思決定、および主要ステークホルダーによる誠実な参加の増加を踏まえて、持続可能な開発のためのグローバルパートナーシップに貢献する。

共通ビジョン

健全な海洋、人々、経済

共通ビジョンについての注記

共通ビジョンは、東アジア海域に関して、同地域の人々共通の理解や見解、願望を表現している。すなわち、ステークホルダーが長期的な視点で同海域をどのように見ているかということである。このビジョンを達成するためには、一連の行動計画を実施するための時間と戦略、資源が必要となる。さらに重要なこととして、これらの行動計画を実施するためには、地域内外の関係国政府とその他のステークホルダー間で共有する政治的意思および協力が求められる。

使命

統合管理ソリューションおよびパートナーシップを通じて、東アジア海域全体にわたって健全で弾力的な海洋と沿岸、コミュニティ、経済を育成し維持していく。

使命についての注記

使命は、共通ビジョンであるという信念または使命感から生じる本戦略の当面の目的を表現している。すなわち、いかに本戦略を実施し、共通ビジョンを達成するかについての声明である。端的に言えば、使命とは、持続可能な開発戦略によって同地域が着手すべき事柄を示している。使命の声明は、1 つの共通目標に向けたステークホルダーの目的および機能、ならびにそれを達成するための手段を確認するものである。本声明は、今行うべき業務に焦点を置き、また、将来の目標に意識を向けている。使命は単純である。統合管理ソリューションを活用して、境界や部門、組織を越えたパートナーシップで取り組むことにより、本戦略を実施して共通ビジョンを達成することが可能となる。

戦略の枠組み

アジェンダ 21 の第 17 章、WSSD（持続的開発に関する世界首脳会議）実施計画、リオ＋20 の「我々が求める将来（The Future We Want)」、および海洋、海、島、沿岸域に関するその他の国際文書は、統合的アプローチと、あらゆるレベルでの効果的な調整と協力によって初めて、沿岸域および海洋域 の管理に向けて効果的に実施可能となる。

枠組みについての注記

枠組みは、本戦略を運営するための基本システムである。枠組みは、本戦略のすべての構成要素を適用するために必要不可欠な要素およびアプローチを提供する。本戦略は 7 つの具体的な戦略に分類され、各戦略は一連の行動計画によりさらに詳しく説明される。本戦略は次の 2 つの次元において具体化される。(1) 部門横断的：関連部門全体にわたって統合的な管理戦略やアプローチを策定および実施することによる具体化。ならびに (2) 部門別：持続可能な開発アプローチを関連部門の政策へ組み入れることによる具体化。2 つの次元は依存し合って相互に補完しており、また、環境と開発との調和、すなわち持続可能な開発目標の達成に向けて、結合されることによって機能していく。

求められる変化

共通ビジョンおよび使命の最終目標は、東アジア地域の人々の生活の質を改善することである。

制度上の変化

- 国の沿岸・海洋政策、およびそれを支援する法制度を採用する。
- 地方政府やコミュニティが、沿岸・海洋環境を管理する責任を負う。
- 大きな湾、入り江、内海、国際海峡、および LME（大規模海洋生態系）の環境管理と持続可能な開発を整備するために、地域別の制度的取決めを行う。
- 持続可能な沿岸開発、災害リスク軽減、対応プログラムの設定を実施する、地方の機関間の他部門による調整メカニズムを構築する。
- 地域、国および地方の開発計画に、環境行動計画および予防措置を組み込む。
- SDS-SEA（東アジア海域の持続可能な開発戦略）を進展させるための一連の製品やサービス、資金調達のメカニズと共に、機能的かつ自立的な地域メカニズムを構築する。
- 各国が、すべての主要な国際環境協定を批准し、履行する。
- 国および地方レベルで、環境管理を経済開発計画に組み入れる。

運営上の変化

- 採用された沿岸・海洋政策や戦略を、国の開発計画や投資計画に組み入れて実施する。
- 持続可能な開発のツールとして、資源や環境を査定、評価、管理するシステムを整備する。
- 沿岸域および海洋域 にて地方政府が、統合的な環境・天然資源管理プログラムを実施する。
- 準地域的な海域、湾、入り江、内海、国際海峡および LME（大規模海洋生態系）における越境的問題に対処するために、管轄機関が協力する。
- 沿岸・海洋資源の管理に向けての共同研究および情報共有について整備する。
- 国および地方レベルで、国際環境協定・文書の統合的実施に取り組む。
- 国際条約を地域的に実施するために、持続可能な資金調達メカニズムを構築する。
- 気候変動適応および災害リスク評価に取り組むために、能力を強化する。

成果

社会的成果

- 沿岸・海洋経済のブルーエコノミーへの移行を支援するうえで、政策決定者や意思決定者、民間部門、市民社会の間で姿勢が変化する。
- 東アジア地域の環境保全のために、教育を受けた環境を意識する人々が協力する。
- 市民社会および民間部門が、沿岸・海洋環境や天然資源管理プログラムに深く関与し参加する。
- 国および地方レベルの政府において、科学的アドバイスが利用可能になる。
- 公衆衛生のレベルが改善する。
- 自然・文化遺産エリアが保護される。
- 国および地方の CCA（気候変動適応）および DRR（災害リスク軽減）戦略が増加し、災害による損失や損害が軽減される。

経済的成果

- 民間部門が、持続可能で、かつ社会的責任を負う投資に関与する。
- 持続可能な生活が追求され、特に貧困層において生活が改善する。
- 沿岸域コミュニティが、自然災害や気候変動のために準備し、対処できるようになる。
- 持続可能な海洋産業が確立される。

環境と資源についての成果

- 環境および天然資源を保護しながら、より多くの沿岸域が経済成長を達成できるよう

になる。

- 環境管理が、準地域的成長エリアの開発に統合される。
- 公共娯楽場における河川および沿岸水域の安全が確保される。
- ポイント汚染およびノン・ポイント汚染が管理される。
- 汚染による損害と回復のための責任システムが確立される。
- 汚染エリアの水質が回復する。
- 主要都市に下水処理施設が整備され運用される。
- 有毒・有害廃棄物の組織的かつ安全な管理および処理が行われる。
- 港湾に沿岸受入施設が整備される。
- 港湾にて、港の安全および環境監査が実施される。
- 油および化学物質の流出における、効果的な対応システムが実施される。
- 主要な生息地の劣化が阻止され、回復に着手される。
- 海洋の絶滅危惧種および生物多様性が効果的に保護される。
- 必要に応じて適切に、保護区とそのネットワークが設定および管理される。
- 枯渇した魚類資源が持続可能なレベルまで回復する。
- 魚類資源が公正かつ持続的に利用される。
- 食用として安全な水産食糧生産が確保される。
- エコツーリズムが促進される。
- 広範囲な環境サービスが利用可能になる。
- 気候変動の影響に対して、環境に関する回復力が増す。

戦略

戦略の基盤

本戦略は、以下の事項を柱として策定されている。

国際条約および国際的・地域的行動計画

本戦略の行動計画は、貧困緩和やその他の優先目標を含む、WSSD（持続的開発に関する世界首脳会議） 実施計画、国連ミレニアム宣言、アジェンダ 21 など、持続可能な開発に関する世界的および地域的文書における規定に基づいている。ASEAN（東南アジア諸国連合）、UNEP（国連環境計画）地域海計画、ESCAP（アジア太平洋経済社会委員会）、APEC（アジア太平洋経済協力会議）などを通じて、地域的行動計画が長年にわたって策定されてきた。

パートナーシップ

本戦略は、男性と女性、公共部門と民間部門、地方と国、NGO（非政府組織）、政府、国際社会といったさまざまなステークホルダーが、互いに協力して活動することによって実施されることを意図している。

自立と持続可能性

本戦略は、沿岸・海洋環境を管理して共通ビジョンを達成するよう地域的自立を促進するために、各国の能力を構築することを目指している。

相乗効果

さまざまな部門、利益、問題に応じて本戦略を実施することにより、共通ビジョンの達成に向けて相乗的、乗数的、累積的効果がもたらされる。

戦略の実施

同地域の一人ひとりが、東アジア海域の持続可能な開発戦略を実施するうえでの役割および責任を持つステークホルダーとなる。中央政府や地方政府、民間部門、市民社会、学界、コミュニティが、戦略実施における重要かつ積極的な役割を果たす。国連およびドナー機関は、技術支援や情報交換、能力開発といった活動を通じて本戦略を促進する役割を担う。二国間および多数国間の金融機関は、本戦略および行動計画を実施するための資金調達を行ううえで極めて重要である。ステークホルダーの視点や能力に基づいた目的に柔軟性と適応可能性を持たせるために、行動計画は必ず対象範囲を広くする。

中央政府および地方政府は、対応する沿岸および海洋の戦略を策定および採用することにより、本戦略を効果的に実施することが可能となる。一方、既存のメカニズムやプログラムによって、政府による本戦略の実施が妨げられることはない。

さまざまなステークホルダーの役割を以下に示す。

中央政府

- SDS-SEA を指標の枠組みとして活用し、国家の沿岸・海洋戦略または政策を策定して実施する。
- 機関間の他部門による調整メカニズムを構築して、または既存のメカニズムを強化して、戦略の計画と実施について調整する。
- 国家 ICM（沿岸域総合管理）プログラムを策定して実施する。
- ICM の枠組み内で国および地方レベルで実施される、関連の戦略および行動計画を特定し、優先順位をつける。
- 国家 ICM プログラムに関連するステークホルダーを特定する。
- 法制定プログラムおよび奨励プログラムを作成して採用し、国全体における ICM の拡大を促進および支援する。
- 国家 ICM プログラムの実施を主導する国の機関を指定する。可能であれば、中立的立場の機関が望ましい。
- 測定可能な目標、作業スケジュール、適切な人材と財源の割当てを含め、国家 ICM プログラムの実施計画を策定して実行する。
- 関連する目標と戦略、行動計画の効果的な実施に向けて、地方政府やその他のステークホルダーが必要とする適切な規範や標準、手続き、ガイドライン、基準、マニュアルを作成する。
- 地方政府が ICM を効果的に管理および実施するために、全国的な能力開発プログラムと支援システムを作成して実施する。
- 沿岸域および海域の状況についての報告制度など特定の指標や報告制度に基づき、変化

についてモニタリングおよび評価する。

地方政府

州や省、市町村、都市、郡の政府は、以下により基盤レベルにおける行動を確実に実施する。

- ICM プログラムを策定して実施するために、地方行動計画を策定する。
- 機関間の他部門による調整メカニズムを構築して、または既存のメカニズムを強化して、戦略の計画と実施について調整する。
- 所轄地方機関を指定して、優先順位や目的、行動計画を含め、地方における関連の ICM プログラム実施について調整する。
- 地方政府により既に着手されている現状の活動を特定し、これらの活動を ICM の戦略的枠組みおよび行動計画に組み入れる。
- 測定可能な目標、作業スケジュール、適切な人材と財源の割当てを含め、ICM プログラムの沿岸域戦略と実施計画を策定して実行する。
- 関係する地方政府の権限および予算について採用と承認を確保する。
- ICM プログラムを実施する際に、関係するコミュニティや部門、その他関係するステークホルダーとの協力関係やパートナーシップを構築する。
- 沿岸域の状況についての報告制度など特定の指標や報告制度に基づき、変化についてモニタリングおよび評価する。

民間部門

- 環境に対する企業責任を果たす。
- 民間部門によるインプットや投資が、最も適切で効果的になり得る分野を特定する。
- 本戦略および行動計画のいくつかを実施する際に、関係する政府機関や地方政府、その他のステークホルダーと交流する。

市民社会

- ICM プログラムを実施する際に、人々に情報提供や教育、助言を行い、人々の支援と積極的な参加を動員する。
- 独自のネットワークや連携を活用して市民の意識を向上させることにより、ICM プログラムの実施を促進するためのネットワークや連携を調整する。
- 関連する ICM プログラムの活動に参加する。

学界および研究・開発機関

- 国および地方レベルで、ICM を実施するための専門知識や助言、関連情報を提供する。
- 政策決定および意思決定を支援するために、専門知識や情報を提供する。
- 必要とされる情報や手法、助言を創出するために、研究・開発プログラムを策定して実施する。
- ネットワークを通じて科学情報を共有する。
- 訓練プログラムと正規教育により、能力開発を行う。

コミュニティ

- 保護区、生息地の管理と回復、CCA（気候変動適応）や DRR（災害リスク軽減)、持続可能な漁業と生計、水供給の保全と利用、汚染削減、廃棄物管理に関するプログラムなど、地方における ICM プログラムの実施を支援し、積極的に参加する。

国連および国際機関

- 本戦略の実施に関して、地方および国のレベルで政策を調和させる。
- 本戦略を計画して実施できるよう、国および地方のレベルで能力を強化する。
- ICM プログラムの実施に向けて、国および地方の取組みを促進する。
- 作業モデルを開発してアプローチや手法の実証を行い、知識やスキルの格差に対処する。
- 境界的な環境問題に関連した活動を実施する際に、地域的な協力や協働を促進する。
- 本戦略を遂行するための地域メカニズムについて、その構築と強化、協働を促進する。
- 補完的に業務を行い、その比較優位性を利用して本戦略の実施を支援する。

金融機関

- 沿岸・海洋管理に関する問題をマクロ経済政策の協議に取り入れ、持続可能な沿岸・海洋経済開発を促進する適切なインセンティブの枠組みを構築できるよう、各国を支援する。
- 沿岸・海洋ガバナンスにおける改革を積極的に支援する。
- 官民パートナーシップの構築を支援する政策を促進する。
- 本戦略および行動計画を実施する同地域の国々からの要請に応じて、適切な財政支援や技術支援を提供する。
- マイクロファイナンス、債務保証、地方政府や民間部門による国際資金や原価回収メカニズムへのアクセスなど、地域、国および地方の状況に適応した金融の仕組みを推進するよう支援する。
- 地域的および世界的な利益をもたらすことにもなる、地方における環境の質と管理の改善に関しての介入に、重点的に取り組む。
- GEF（地球環境ファシリティ） のドナーサポートなどの資源の増分を、戦略的にその他

の資金調達と調和させて促進する。

ドナー

- 国、地方または地域レベルで、ドナーの関心および目的に関連する行動計画を支援する。
- 本戦略を実行するにあたり、能力開発、および新しい情報と適切な技術の移行を促進し、財政支援および実物寄付を行う。
- 本戦略の実施のために、民間部門による環境投資への事業展開を促進および支援する。

いかにして本戦略を実施するのか

- 本戦略を実施するためのあらゆる取組みは、それが個別であれ、または 2 者もしくは複数の当事者間で調整された取組みであれ、東アジア海域における共通ビジョンの最終的な実現に貢献する。
- 社会的、経済的、環境的な重要性を持つ優先的な課題や分野に焦点をあてた、国および地方の対応戦略は、行動のための基盤となる。
- 国、地方、地域レベルにおいて十分に調整されたかたちで本戦略を実施することは、体系的に所定の期間内で本戦略の目的を達成するために望ましい。
- 関係するステークホルダーやパートナーは、国、地方および地域レベルで特定の目的や特定の戦略に向けて設定された関連の行動計画に基づき、それぞれの役割や関心事項を決定する。
- 政府、および関係するステークホルダーが特定した優先的プロジェクトは、合意された期間および予算と共に行動計画に組み込まれる。

戦略的行動についての声明

東アジア諸国は、以下を行うものとする。

沿岸・海洋資源の**持続可能**な利用に努める。

手付かずの、または生態学的、社会的もしくは文化的に意義のある沿岸・海洋環境の種およびエリアを**保存**する。

人間による活動の結果として発生するリスクから、生態系、人間の健康、社会を**保護**する。

気候変動、その他の人的災害や自然災害による悪影響に**適応**する能力を改善するために、措置を講じる。

生態学的価値を保護しながら経済的繁栄と社会福祉に貢献する沿岸・海洋環境において、経済活動を**開発**する。

沿岸・海洋環境の管理に関連する国際文書について**実施**する。

沿岸・海洋環境の持続可能な開発に向けて、国民の意識を高め、多部門からの参加を強化し、科学的支援を得るためにステークホルダーとの**伝達**を図る。

戦略的行動についての注記

それぞれの具体的戦略は、以下についての対象となる。

- **持続**とは、現在と将来の世代のために、資源を保全し合理的に利用することを意味する。生態学的バランスを維持するための継続的な取組みが求められる。
- **保存**とは、その内在する環境的、経済的および社会的価値を起因として維持するべき、沿岸域および海洋域 の要素を意味する。
- **保護**とは、生態系と人間の健康に対するリスクや脅威を管理するために、予防措置を取ることを意味する。
- **適応**とは、気候適応能力を強化し、災害やそれに関する危害による影響を低減するために、措置を講じることを意味する。
- **開発**とは、持続可能な開発目標に導かれ、持続可能な方法で経済開発活動を追求することを意味する。

- **実施**とは、関連する国際条約や国際合意を実施するために必要となる、地方、国、地域レベルにおける能力、および制度的枠組みを意味する。これらの文書の実質的な規定は、その他の戦略に取り込まれる。
- **伝達**とは、効果的な沿岸・海洋管理のために必要となる、ステークホルダー間における見解や情報、知識の強化および交換を意味する。

一般原則

1. 東アジア海域の持続可能な開発は、包括的枠組みとして沿岸域総合管理のアプローチを適用することにより推進されるものとする。それにより、戦略的プロジェクトおよびプログラムは、環境保護と資源の保全、さらには同地域の人々の福祉や尊厳を確保することを目的として実施されるようになる。
2. 開発の権利は、現在と将来の世代における開発および環境上の必要性を公平に満たすように実現されなければならない。
3. 沿岸・海洋資源の管理、およびそれらに影響を及ぼす活動は、科学的根拠をもとにし、自然のプロセスやシステムを尊重するものとする。
4. 資源の有益な利用を奨励し、また、悪影響を及ぼす利用は回避するか、または最小限に抑えるものとする。
5. 沿岸・海洋資源の持続可能な管理、貧困の緩和、および海洋環境の保護との間の基本的な連携が認識されなければならない。
6. 政府、政府間組織、国際機関、二国間・多国間金融機関に加え、NGO（非政府組織）、民間部門、学界・独立研究機関、コミュニティ、マスメディアが関与する他部門にわたるパートナーシップは、持続可能な開発という目標を達成するために不可欠なメカニズムとして認識される。
7. 各国は、先住民やそのコミュニティのアイデンティティや文化、利益を認識して正当に支持し、持続可能な開発の達成において先住民の効果的な参加を可能にしなければならない。
8. 各国は、関連するレベルにて、持続可能な開発と環境の問題において、包括的なコミュニティベースの参加を支援しなければならない。
9. 社会のすべての部門の権利を尊重し、保護するものとする。
10. 予防的原則は広範囲に適用されるものとする。重大で回復不能な損害の脅威が存在する場合、環境悪化を防ぐための費用効率の高い対策を延期する際に、科学的確実性の欠如を、その理由として利用してはならない。
11. 一国内における活動が、その他の国やその環境への汚染による損害を発生させてはならない。
12. 保全および社会経済的開発との相互関係は、開発の持続可能性を確保するために保全が必要であること、および、持続ベースの保全を達成するために社会経済的開発が必要であることの両方を示唆している。
13. 生態系に基づく管理のアプローチを適用して、沿岸域および海洋域 の持続可能な開発を確保するものとする。
14. 気候変動適応、および災害リスクの低減と管理を持続可能な開発に統合させて、沿岸域および海洋域 が適切に気候変動の影響に適応し、自然災害や人的災害に対応できるようにするものとする。

持続

東アジア諸国は、沿岸・海洋資源の持続可能な利用を確保するものとする。

原則

現世代のニーズは、将来世代の生活の質を損なうことなく満たされなければならない。

持続可能な開発と、すべての人々の生活の質の向上を達成するために、各国は、持続不可能な生産や消費のパターンを削減および排除し、適切な人口政策を促進しなければならない。

生物の多様性およびその構成要素は、その内在する価値、ならびに、それらの生態学的、遺伝的、社会的、科学的、教育的、文化的、娯楽的、および芸術的価値として保全されなければならない。

海洋の生物資源を保全および管理するためには、準地域的、地域的、および世界的協力が必要となる。

持続可能かつ統合的な方法による天然資源ベースの管理は、持続可能な開発にとって不可欠である。

目的 1：

生物多様性の保全と是正

行動計画

1. 以下を行うことにより、生物多様性の保全と管理のための政策および戦略的枠組みを実施する。
   a. 生物多様性条約と、ジャカルタ・マンデートや名古屋議定書、生物多様性のための戦略的計画 2011-2020、愛知生物多様性および平昌郡ロードマップなどの議定書や決定、ならびに、マナド海洋宣言、ラムサール条約といった国際合意に基づき、自然・生物資源の管理、経済開発、ビジネスベンチャー、投資を統合するための国内政策を策定する。

b. 重要な生物多様性および自然的価値を有する沿岸域および海洋域 を確定し、その利用の許容限界を特定するための、見解の一致した手法を策定する。
c. 過剰搾取や移動性の絶滅危惧種、越境的な重要性を持つ沿岸域など、環境資源を保全および管理するための地域的協力を拡大する。
d. 第三者によるバイオテクノロジー研究、知的財産権（伝統的な医薬品など)、生物資源調査活動に関する協力合意を形成する。

2. 以下を行うことにより、その生態系サービスと価値の整合性の維持を支援するよう、沿岸域の生息地と関連の資源を回復させて強化する。
   a. 多大な環境的価値を有する沿岸域および海洋域 に対する、主な脅迫となる活動やプロセスを特定する。
   b. 重要なサイトや生息地、資源の開発、その乱用または矛盾する利用の制限を意図する国および地方自治体の開発計画に、新しい計画手法を取り入れる。
   c. 変貌した絶滅の危機へと変容した生息地の回復など、持続可能な環境管理プログラムを計画、開発、実施するために、地方政府レベルでの能力開発を行う。
   d. 生息地や生物多様性への損害についての回復および補償を対象とした、適切な法的および経済的手法を整備する。
   e. 生態系サービスや信託基金、官民パートナーシップに向けての「ブルーカーボン」における支払金など、革新的な投資機会を探究する。

目的 2：

沿岸水域における水質の維持と強化

行動計画

1. 以下を行うことにより、淡水と海水の利用における整合性およびバランスを強化する。
   a. 以下を考慮して、経済開発政策を修正または策定する。
      - 持続可能な社会発展と経済成長の触媒としての水の価値
      - 部門間の対立に対処するためのメカニズム
      - インフラ・プロジェクトの生態学的影響
   b. 消費的および非消費的利用、食糧安全保障、公衆衛生、ならびに天然資源の保護および保全に対処するために、水資源の開発と管理に関する国家政策を確立する。

2. 以下を行うことにより、国際水系の環境管理のための準地域的な取決めと、沿岸域・海洋生態系を統合させる。

a. 統合された流域開発・管理プログラムの実施を、同地域におけるすべての主要な河川流域や湖、国際水系に拡大する。
b. 生態系の整合性と公衆衛生の保護の両方の観点から、適切な水質要素を、流域、湖、沿岸域および海洋域 の管理プログラムに組み込む。
c. 水資源開発を、土地・海域利用計画に統合する。
d. 沿岸水域の持続可能かつ合理的な利用を促進するために、地方、国、準地域レベルにおける規則、明確に定義された財産権、経済的手法、および管理プログラムを作成して実施する。

目的 3：

公正で持続可能な漁業、魚類資源の保全

行動計画

1. 以下を行うことにより、漁業管理のための準地域的海域における越境的協力を強化する。
   a. 沿岸諸国が、FAO（国連食糧農業機関）の「責任ある漁業のための行動規範」を採択および実施するようにする。
   b. 準地域的海域の水産資源にとって不可欠となる、沿岸域および海洋域 の生息地についての認識を高める。
   c. EEZ（排他的経済水域）における生物資源の管理能力を強化する。
   d. 資源管理対策の有効性をモニタリングするために、準地域的な制度上の対策を整備する。

2. 以下を行うことにより、責任ある方法で生物資源を活用する。
   a. 買戻し計画や地域利用権などの対策により、過剰漁獲能力を抑制する。
   b. 現世代および将来世代を持続的に支援できるレベルまで、水産資源を維持する、または回復させる。
   c. 沿岸域および海洋域 の計画と開発に、漁業管理などの生態系管理アプローチを適用する。
   d. 共有資源の共同評価を含め、協力やパートナーシップについての取決めを通じて、漁業管理における共有所有権を生み出す。
   e. 国および地域レベルにおける漁業規制を強化する。
   f. FAO の国際行動計画、特に違法・無報告・無規制（IUU）漁業を予防、阻止および排除する対策を実行に移すために、国、および必要に応じて地域の取決めを策定して実施する。

3. 以下を行うことにより、地方レベルで漁業管理を沿岸域管理プログラムに統合する。
   a. コミュニティベースの管理を含め、小規模な漁業者や漁業労働者の権利と生活を保護するための適切な対策を講じる。
   b. 過剰混獲、漁獲物の浪費、生息地の減少を生じさせるような破壊的な漁法や慣行への対策を実施する。
   c. 魚類資源の保全、および収入と食生活の多様化をもたらす、適切な養殖技術の能力を構築する。
   d. 商業、公営、レクレーション漁業に加えて、文化、保全、貿易、観光の目的にかかわる、漁業管理への多様で革新的なアプローチにより、コミュニティの利益を増大させる。
   e. 漁業における地域利用権を含め、漁業管理における適切な先住民のまたは伝統的な知識や慣行を保存する。
   f. 職を追われた漁業者のために、持続可能な代替の生計手段を生み出す。

保存

東アジア諸国は、手付かずの、または生態学的、社会的もしくは文化的に意義のある沿岸・海洋環境の種およびエリアを保存するものとする。

原則

手付かずの生息地、および生態学的、社会的、文化的に意義のあるエリアは掛け替えのない財産である。よって、その利点がまだ十分に理解されていない場合があるにせよ、保存されなければならない。

美しく変化に富んださまざまな形態の野生動植物は、地球の自然システムにおける掛け替えのない一部であり、現世代と将来世代のために保護されなければならない。

湿地は、水循環の調整役として、また、特に水鳥など特有の動植物の生息地として基礎となる生態学的役割を果たす。

各国は、当該部分に重大かつ有害な変化を生じさせる可能性のある海洋環境の特定の部分への、外来種または新種の意図的または偶発的移入を防止、削減、または規制するために必要なすべての対策を講じるものとする。

生物多様性の保全および持続可能な利用、ならびに遺伝資源の利用を起因とする利益の公正かつ公平な共有は、我々の地球、人間の健康、人々の生活や文化的規範にとって不可欠である。

目的 1：

越境的な重要性を持つ海洋保護区のための共通管理システム

行動計画

1. 以下を行うことにより、越境的な重要性を持つ沿岸域・海洋保護区[a]を選定して優先順位を付ける。

[a] 本文書にて「保護区」という用語は、すべての形態の保存や保全、保護を含む一般名称として用いる。

a. 以下を条件とする、沿岸域・海洋エリアを特定するための選定基準[b]について合意する。
- 同地域において、希少種、危急種、絶滅危惧種、絶滅寸前種、または絶滅のおそれのある生態系コミュニティを含む。
- 同地域の生物多様性にとって重要な植物種や動物種の個体数を維持する。
- 地域的に重要な魚類資源を支援する。
- 地域的、国際的に重要な移動性生物種の避難場所や食糧源、生育場、移動経路を提供する。

b. 国際文書[c]のもとでの保護区および特別敏感海域のためのガイドラインや基準、標準を考慮して、種類および用途に基づいて保護区を分類する。

c. 重大な境界を越える生態学的機能や経済的機能を果たす生物多様性および生態系サービスにとって特に重要となる、海洋保護区に優先順位を付ける。

2. 以下を行うことにより、越境的な重要性を持つ海洋保護区および特別敏感海域のための適切な管理体制を確立する。
   a. 保護区の多様な区分を含み、同エリアの利用から生じる影響および利益の計画と管理、評価への統合的アプローチを提供する管理の枠組みを採用し、その枠組みの有効性を定期的に見直す。
   b. 海洋保護区を管理するために能力を開発し、地方のステークホルダー団体や自治体、民間部門を引き込む。
   c. 補完的な土地や海洋の利用計画および開発計画を、国および地方レベルで適用する。
   d. 地方および国のステークホルダー間におけるパートナーシップを奨励するための、革新的な行政的、法的、経済的、および財政的手段を制度化する。
   e. 調査を実施して、海洋性動植物のリストを作成し、国、地域および海外のデータベースを通して取得情報を保存および共有する。

目的 2：

希少種や絶滅危惧種、遺伝資源の保護

行動計画

---

[b] かかる基準は、「生物多様性条約」、「絶滅ゼロ区域」、バードライフ・インターナショナルの「重要野鳥生息地」、国際自然保護連合の「重要生物多様性地域」における生態学的、生物学的に重要な海域（EBSA）の基準である。

[c] かかる国際文書は、生物多様性条約、移動性生物種に関する条約、世界遺産条約, ラムサール条約、MARPOL、UNCLOS、IMO の特別敏感海域（PSSA）の識別および指定における改訂ガイドラインである。

1. 以下を行うことにより、絶滅危惧種の保護についての地域的合意を確立する。
   a. IUCN（国際自然保護連合）の「レッドリストカテゴリーと判断基準」など国際的に認められた基準に基づき、同地域全体の絶滅危惧種の指定におけるコミットメントの概要を示して、その生息地を保護し、回復計画を策定する。
   b. 種絶滅危惧種を効果的に保護するために、中央政府、産業界（漁業／養殖、観光、貿易、輸送など)、民間部門、地方政府、保護団体、科学界の間のパートナーシップを構築する。
   c. 補完的な法律や規制、政策、プログラムを採用し、絶滅危惧種、絶滅の危機にあるその生息地を特定して保護する。

2. 以下を行うことにより、同地域全体で絶滅危惧種に対する国の回復・管理プロセスを実施する。
   a. 回復戦略の策定において地方レベルでステークホルダーを関与させ、絶滅危惧種についての最適で利用可能な科学的、伝統的、社会的知識を結集する。
   b. 回復戦略に基づき、地方の行動計画を策定して実施する。
   c. 地方レベルで経済の促進策と阻害策、および革新的プログラムを課して、絶滅危惧種の保護を支援する。

3. 以下を行うことにより、絶滅危惧種や遺伝資源のための地域全体の安全網を構築する。:
   a. 固有種、およびその生態系や特定の生息地を脅かすような、支配や根絶をもたらす外来種の移入を阻止する。
   b. CITES（絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約）の規定に基づいて絶滅危惧種の取引を禁止し、既存の貿易監視プログラムとのネットワークを形成する。
   c. 貴重種の商業的利用に関する対策を採用し、絶滅危惧種の混獲に対処する。
   d. 保護区における国際的なガイドラインや基準、標準に基づき、現地の遺伝子バンクとしても機能する保護区を確立する。
   e. 政府とコミュニティの間で相互に合意した条件に基づき、また、事前情報による双方の合意を条件として、生物資源調査活動における利益共有の取決めを策定する。

目的 3 :

社会的、文化的、歴史的、地質学的な重要性を持つ、越境地域の保全

行動計画

1. 以下を行うことにより、傑出した地域的価値があると見なされる文化遺産や自然遺産を保護する。
   a. 地域的観点から、極めて傑出した価値を表す文化遺産や自然遺産に対する基準について合意する。
   b. 現地コミュニティや先住民、その他の適切なステークホルダーが識別と指定のプロセスに参加することを含め、越境地域を文化遺産地または自然遺産地としてリストにあげるための指定・見直しプロセスを整備する。
   c. 法的、伝統的な保護および管理の取決めにより、価値ある財産が適切に保存されるようにする。
   d. 監視・評価手続きを実施し、地域リストからの正当な理由による資格取り下げ手続きを含め、リストされた越境地域が傑出した価値の特徴を維持していることを確認する。

2. 以下を行うことにより、越境的な文化遺産地および自然遺産地を管理する。
   a. 国際文書[d]に基づき、保護区の要件を採用する。
   b. 伝統的な保護および管理メカニズムを維持および強化する規定を含め、国および地方レベルにて適切な法律および規制を施行する。
   c. 遺産の管理や保全、一般の人々によるアクセスを対象とした、適切な行政上の取決めを整備する。
   d. 遺産周辺の適切な緩衝地帯についての描写を含め、国および地方レベルで、土地や海洋利用のゾーニング計画および開発計画に指名地を統合させる。

[d] 「世界の文化遺産および自然遺産の保護に関する条約」、「遺産公園に関する ASEAN 宣言」など。

保護

東アジア諸国は、人間の活動の結果として生じるリスクから、生態系、人間の健康、および社会を保護するものとする。

原則

沿岸・海洋環境の保護には、直接的および間接的な経済的便益がある。

各国は、思うままに自国の能力に基づき、実行可能となる最適な手段を利用して、海洋環境の汚染を阻止、削減および管理しなければならない。

海洋環境の汚染を阻止、削減、および管理するための対策を講じるにあたり、各国は、直接的または間接的に、1 つの区域から別の区域へと損害または危険を移行させたり、または、1 つの種類から別の種類へと汚染を変容させたりしないように行動するものとする。

各国は、自国の管轄区域または支配下にある技術の利用から生じる海洋環境の汚染を阻止、削減、および管理するために必要とされる、すべての対策を講じるものとする。

汚染者は、経済的手法の実施、および環境費用の内部化によって汚染の費用を負担するものとする。

目的 1：

LME（大規模海洋生態系）と準地域的海域を含む地域的海域において、越境的な環境への脅威に対処するための準地域的メカニズム

行動計画

1. 以下を行うことにより、地域的海域の環境管理における政府間協力を強化および拡大する。
   a. 同地域で進行中の「国際水域」プロジェクトから学んだ教訓を評価し適用する。
   b. 越境的な環境リスクを特定して優先順位を付けるために、系統的で透明性の高いプロセスを採用する。
   c. 補完的な環境管理の枠組みと戦略を制度化し、越境的な環境リスクを低減させる国

の取組みの有効性を強化する。

d. 地域的な緊急時計画、緊急対応、浄化費用の回収・補償システムを整備して、自然または人間を起源とする破滅的環境事象に対処する。また、これを達成するために、関係諸国の能力を強化するための対策に取り組む。

e. 河川流域や準地域的海域、LME の環境管理における政府間の取組みを、地域的海域のための管理枠組みに組み込む。

f. 管理介入の有効性を判断する適切な環境指標を利用して、統合的環境モニタリングプログラムを実施する。

2. 以下を行うことにより、地域的海域の環境管理における中央政府および地方政府の役割と責任、能力を強化する。

a. 関連する国際条約や国際文書の実施を含め、地域的海域の環境管理に関する国家政策を採用する。

b. 適切な法的・経済的手法およびプログラムを構築して、以下について開発や管理を行うための国家能力を拡大する。

- 越境的汚染を生じさせる人間の活動
- 準地域的成長エリア
- 有害化学物質と有害廃棄物、およびそれらの越境移動
- 生息地の劣化と破壊による越境的影響
- 越境的影響を及ぼす、沿岸域や沖合の建設、開拓、および開発プロジェクト
- 越境的脅威を最小限に抑えるための技術およびプロセス

c. ICM（沿岸域総合管理）の枠組みとプロセスを活用し、地方政府を各行政区分内における沿岸・海洋資源の計画や開発、管理に関与させる。

d. 政府、政府間機関、ドナー、民間部門、その他の関係するステークホルダーの間のパートナーシップを構築する。

目的 2：

人間の陸上活動による、沿岸域および海洋域 の劣化の阻止

行動計画

1. 以下を行うことにより、人間の陸上活動による悪影響から海洋環境を保護するための能力を強化する。

a. 海洋・沿岸域の生態系、および関連の流域の劣化によって生じる社会的、経済的、環境的費用に関する、政策立案者の認識を高める。

b. UNCLOS（国連海洋法条約)、アジェンダ 21、GPA（陸上活動からの海洋環境の保護に関する世界行動計画） などの国際条約や合意で規定されている目標や目的、指針を、地方、国、地域レベルにおける新規および既存の戦略や政策、行動計画に組み込む。
c. 統合的な沿岸域・流域管理の戦略および政策を、政府、政府の機関や研究所、社会部門、経済部門の各レベル全体に主流として組み込む。
d. 中央政府と地方政府、河川流域当局、港湾管理当局、沿岸域管理者の間の制度的協力関係を構築する。
e. 沿岸域管理の問題を、流域管理に関する関連の法律および規制に統合する。

2. 以下を行うことにより、特に地方レベルを重視して管理プログラムを実施し、汚水、生息地の物理的変化や破壊、栄養素、堆積物の移動、ごみ、マイクロプラスチック、残留性有機汚染物質、無機汚染物質、重金属、有害な水生生物や病原体、および放射性物質が、沿岸・海洋環境に及ぼす悪影響に対処する。
   a. ステークホルダーが参加する統合的な意思決定に関与し、ICM プログラムの実施において､持続可能な沿岸管理のための効果的な制度的および法的枠組みを適用して、健全な科学情報を取得および活用するよう、地方政府の能力を強化する。
   b. 当該活動の社会的、経済的、環境的な影響、および問題の扱いやすさを考慮に入れて、陸上活動から生じる優先度の高いリスクを特定する。
   c. 特定された問題、および将来に向けた優先事項の評価についてのコミュニティの見解に基づき、沿岸域および海洋域 における持続可能なビジョンを作成する。
   d. コミュニティの持続可能なビジョンを達成するための適切な行動計画を策定する。
   e. 経済的手法やインセンティブ・プログラムなど、地方政府レベルでの革新的な政策や管理、制度的取決めを導入して、地方政府や民間部門、市民社会における参加およびパートナーシップを奨励する。
   f. 現地における海洋汚染の陸上資源に対するニーズや代替解決策を特定および評価し、また、民間部門や投資家、金融機関との自立的なパートナーシップの取決めを考案して交渉するために、地方政府が技術的支援、技術移転、資金調達プログラムにアクセスし易いようにする。

3. 以下を行うことにより、陸上活動の影響を管理するための全体的アプローチを採用する。
   a. 地方、国、地域レベルで沿岸域・海洋ガバナンスのための統合管理アプローチを支援することにより、管理プログラムの実施を加速させる。
   b. 河川や湖、支流の保護、および土地利用と水利用における「グッドプラクティス」の促進など、陸上活動の影響に対処するための行動を、統合的な沿岸域・流域管理

の枠組み内に組み込む。

c. 沿岸域の開拓、沿岸構造物の建設、排水、浸食、沈泥など、社会経済的影響を含む海洋環境への人為的影響についての科学的評価を向上させる。
d. 意思決定、国民の認識や参加、パフォーマンス評価に用いるために、統合的環境モニタリング、情報管理、および報告システムを構築して、管理プログラムの状況と進捗状況、影響についての測定精度を改善する。
e. 南南および南北の技術協力、技術移転、情報共有ネットワークを促進する。
f. 沿岸・海洋環境を劣化させる陸上活動に関する法律や政策を強化し、政府の透明性と説明責任を確保し、複数年にわたる投資プログラムを提供し、民間部門による投資を可能にする環境を確立するための、国内改革を整備する。
g. 国際金融機関や地域の開発銀行、その他の国際的金融メカニズムと協力して、環境インフラおよびサービスを促進し、それらに迅速に資金拠出する。

目的 3：

海上における人間の活動から生じる悪影響の阻止

行動計画

1. 以下を行うことにより、船舶活動から生じる運航上および事故による海域汚染を阻止する。
   a. MARPOL 73/78 の要件を実施する。
   b. IMO（国際海事機関）の関連するガイドラインや標準、基準[e]に基づき、特に輻輳エリアや海洋保護区において、また、PSSA（特別敏感海域）のために、航行安全・交通管理対策を策定する。
   c. 海上の安全を確保し、海洋環境の保護を促進しながら、海上における多部門の法の執行、および海上監視のための能力を構築して強化する。
   d. 船体や舶用機器に、環境に優しい防汚化合物を使用するよう要請する[f]。
   e. 適切な技術やプロセス、手続きを適用し、バラスト水の排出による外来生物の移入を回避する。
   f. 港湾内にて適切な沿岸受入施設およびサービスを提供し、船舶からの運航上の廃棄物を受け入れる。
   g. 港湾内の安全・環境管理システムを強化し、そのシステムを現地コミュニティの

[e] 1974 年「海上人命安全条約（SOLAS）」、IMO による「PSSA の識別および指定のための改訂ガイドライン」など。
[f] 「船舶についての有害な防汚方法の管理に関する国際条約」の条件に従う。

環境プログラムに統合する。

2. 関連の国際合意[g]に基づき、海洋投棄、および海上における廃棄物焼却について管理する。

3. 以下を行うことにより、海上の人間の活動によって生じる事故による流出や排出に対応する。
   a. 油性物質、危険物質、有害物質を伴う汚染事故に迅速に対応するために、地域、準地域、国、地方レベルで、1990 年 OPRC（油汚染に対する準備・対応及び協力に関する国際条約）に基づく緊急時計画を採用する。
   b. 船舶、ターミナル、港、および沖合施設において、適切な対応手続き、機器、材料、人員が配備されていることを確認する。
   c. 難破船の迅速かつ効果的な除去（かかる除去が必要な場合）、および安全で環境的に健全な船舶再利用のために、適切な技術やプロセス、手続きを適用する。
   d. 油流出への共同対応、相互援助のメカニズムや施設など、流出事故発生時の人員や機器、材料の支援を含めた段階的な準備と対応について、政府、政府機関、産業界、民間部門、コミュニティ・グループとの間で合意を確立する。
   e. 対応グループが関与する、定期的な訓練演習を実施する。
   f. 油汚染源を追跡する能力を開発する。

4. 以下を行うことにより、陸上および海上における経済開発活動に参加する。
   a. 陸上および海上双方の活動を、地方政府の ICM プログラムに組み込む。
   b. 中央政府および地方政府のレベルで、土地や海洋利用のゾーニング計画を採用する。
   c. 生態系管理および公共の利益という脈絡のなかで、船舶輸送、浚渫、土地埋立て、養殖、海底探査・採掘、石油・ガス採掘、その他の資源抽出産業における環境リスクについて評価および管理する。

目的 4：

浄化費用の回収、および損害賠償

---

g 「廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約 1972」（ロンドン条約）、1996 年「廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する議定書 1972」（ロンドン議定書）など。

行動計画

1. 以下を行うことにより、油流出の浄化費用の回収、および経済的損害への賠償を促進する。
   a. CLC（油濁損害に関する民事賠償責任に関する国際条約 1969 年 および 1992 年議定書)、および FUND（国際油濁損害賠償補償基金の設立に関する国際条約 1971 年および 1992 年議定書）を批准し、実施する。
   b. 国の法令、行政上の手続きや適格性に関する手続き、損害評価プロセスが、CLC 条約および FUND 条約に適合していることを確認する。
   c. 越境的な海洋汚染事故を引き起こす、または引き起こす可能性のある流出事故や排出に関して、準地域的海域に隣接する諸国間における緊急時計画を設定する。
   d. 国際的な責任および補償体制のもとで対応する人員や機器、材料、サービスへの適格な報酬および料金に関する、予備的合意について協議する。

2. 以下を行うことにより、費用回収および損害賠償の制度を拡大する。
   a. 損害を引き起こす事故[h]、および、国の管轄区域を超える地理的エリア[i]をより広範囲にカバーする国際条約を批准し、実施する。
   b. 沿岸・海洋資源に関する知識基盤、それらの価値を決定するシステムなど、天然資源の損害評価のための仕組みについて合意する。
   c. 国の法令に基づいた適格性基準、および損害補償のために利用可能な資金を拡大するための規則、行政上の手続き、評価プロセス、および金融メカニズムを設定する。
   d. 補償基準に適合するよう地方政府の能力を向上させるために、評価プロセスや行政上の手続きに関する適切な情報を地方政府に提供する。

3. 以下を行うことにより、損害の回復への革新的アプローチを適用する。
   a. 劣化エリアに対する排他的開発権を付与するなど、第三者による劣化エリアの回復を奨励するためのインセンティブ・プログラムを採用する。
   b. 利用者負担方式および汚染者負担方式に基づく、環境回復基金を設立する。
   c. 資源、サービスおよび等価サービスが、損害によって生じた損失を相殺するために使用可能な場合において、補償的な回復制度を採用する。

---

[h] 1996 年「危険物質および有害物質の海上輸送に伴う損害についての責任および補償に関する国際条約」（HNS)、2000 年「バーゼル条約の責任および補償に関する議定書」

[i] 1969 年「油による汚染を伴う事故の場合における公海上の措置に関する国際条約」、1973 年「油以外の物質による海洋汚染の場合における公海上の措置に関する議定書バーゼル条約の責任および補償に関する議定書」（介入）に従う。

適応

東アジア諸国は、特に海洋システムや沿岸システム、沿岸域コミュニティに対する、気候変動およびその他の人的災害や自然災害の悪影響に適応する能力を向上させるため、措置を取るものとする。

東アジア海域の気候変動および災害のリスク管理

気候変動や予想される災害への適応は、沿岸域および海洋域 の開発や管理と切り離すことはできない。その理由は、気候変動リスクや災害リスクは単なる外的衝撃ではないからである。それらは、経済・開発活動や政策の結果として生じるリスクの継続的な蓄積の兆候である。

脆弱性についての数々の研究により、脆弱な地元住民の社会経済的状況において、生物物理学的影響や重要度の高まりを認識すること以外に、政策決定や意思決定に気候変動と災害に関する情報を取り入れる必要性が指摘されている。政策や制度的取決めを、その他の国家および地方の計画の取組みおよび構造と関連付ける必要がある。また、気候変動リスクや災害リスクへの対処を任務とする、規制機関や監視機関、実施機関の能力が依然として低いのも事実である。同地域では資金調達手段が設けられ、活用されているものの、推定される整備や対応、適応、回収のコストに対しては依然としてかなり不十分である。

脆弱性評価および行動計画の先を進む

SDS-SEA は 2003 年以来、沿岸および海域における持続可能な開発のための枠組みをパートナー国に提供してきた。気候変動への適応と災害リスク低減への対策は、天然資源管理、汚染削減、生息環境保護、生物多様性保全、水利用・供給管理、海洋・沿岸域管理といった、長年かけて持続可能な開発を導いてきたアプローチの連続として捉えられる。

SDS-SEA の目標を達成するための体系的アプローチとして、同地域全体にわたって沿岸域総合管理（ICM）が開発され適用されてきた。

2009 年のマニラ閣僚宣言は、後に 2012 年のチャンウォン宣言へと続き、東アジアにおけるリスク管理の手段として ICM を推進している。こうした高いレベルのコミットメントは、以前の合意と、この数十年間にわたって沿岸・海洋政策や法整備の成熟度が増したことが基盤となっている。SDS-SEA に組み込まれた適応戦略と共に、ICM プログラムを気候変動

適応および災害リスク管理と結合させながら、東アジア地域の同プログラムを拡大させようという動きが存在する。

原則

気候変動適応は、東アジア海域における主要な懸念分野である。何故なら、気候変動に対する特有の脆弱性を抱えており、気候変動がさまざまな分野や課題に影響を及ぼすからである。

各国は、気候変動適応、災害リスクの軽減と管理に優先順位を付け、確実に持続可能な開発を達成させるものとする。

沿岸域総合管理のアプローチは、沿岸域および海洋域 における持続可能な開発において、ならびに気候変動による影響への適応や対応を準備するうえで不可欠なメカニズムである。

地方政府は、コミュニティの一般的な福祉を考慮するだけでなく、コミュニティの活動やライフスタイルの変化に対応できる十分な自由度を確保した、包括的な沿岸適応対策を実施しなければならない。

各国は、災害への準備と対応を制度化して強化すると共に、災害後の復興や復旧を生かして今後の災害リスクを低減しなければならない。

目的 1：

気候変動適応、災害リスクの軽減と管理を、国家および地方レベルで開発政策や計画、プログラムに組み込む。

行動計画

1. 以下を行うことにより、持続可能な開発、気候変動適応、災害リスクの低減と管理に取り組むプログラムの実施を監視し指導する、国家および地方のメカニズムを強化する。

    a. 中央政府と地方政府、政府機関、立法者、ステークホルダー間における協調的な計画を実施し、特に脆弱性の高い沿岸域における気候変動適応、災害リスクの低減と管理に取り組む。
    b. 気候変動およびその他の人的災害や自然災害の悪影響を緩和する具体的な行動を

含め、優先度の高い沿岸域、海洋、および流域での部門別政策、法律、計画、プログラムを調整する。

c. 以下の事項を含め、自然災害および人的災害に備えるために取り組み、それらの災害に対応し、また、それらの災害から回復するため、関連し相互作用のある、災害リスク管理の政策や計画、プログラムを策定して完全に実行する。

i. 実施を監視するための、国の部門間調整メカニズムを確立する。

ii. すべての災害による損失および影響について記録して説明し、人々、および経済資産や金融資産に対する災害リスクの可能性を定期的に予測するシステムを構築する。

iii. 特に災害の多い沿岸域および流域において、被災後の復旧や復興、退去に対処する。

iv. 公的に所有、管理または規制されているサービスやインフラ、環境における災害リスクの対処において公共部門を指導する。

v. 自然災害や人的災害の軽減に貢献する、特に地方レベルの世帯やコミュニティ、企業、個人による行動を規制し、必要に応じてインセンティブを与える。

vi. 市民社会や民間部門を含むすべてのステークホルダーによる自発的コミットメントを、国および地方の災害リスク管理計画に統合することを奨励する。

d. 気候変動適応、および災害リスクの低減と管理を、国および地方レベルで持続可能な開発プログラムや投資計画に主流として組み込む。

2. 以下を行うことにより、新しいリスクの出現を阻止し、既存リスクを低減させ、回復力を強化する。

a. 脆弱性の高い沿岸域やコミュニティ、資源、生息地、ならびに、貧困層や女性、若者などの脆弱な社会部門を描出する。

b. 統合された土地・海洋利用ゾーニング計画および体制を策定して適用し、沿岸・海洋資源への公平なアクセスを促進し、また、矛盾する利用や破壊的利用を低減させる。

c. 気候変動の影響に対する沿岸・海洋生態系の自然防御力を改善し、以下を含む生態系に基づく適応を通して、関連の生息地における炭素隔離能力を強化する。

i. 海洋生物多様性の保全、および生息地と生態系の回復

ii. 公平かつ持続可能な漁業管理

iii. 適切で、科学的に健全な情報に基づき、海洋保護区および海洋保護区ネットワークを構築する。

d. 以下の手段により、特に社会から取り残され疲弊した沿岸域コミュニティの脆弱性を軽減する。

i. 沿岸域と関連の河川流域における水質を保護および改善して、生態系サービス

と生態系の健全性を強化する。

ii. 水質（汚染、富栄養化、塩水侵入、浸食、堆積など）および水量（洪水、水不足、過剰取水、地盤沈下など）の両方における持続不可能な開発に伴う危険に対処する。

iii. エコツーリズム、持続可能な水産養殖や海洋養殖などにおける、持続可能な沿岸漁業および代替の補完的生計プログラムを通して、生計の選択肢を提供および改善する。

iv. 自然災害もしくは人的災害によって行き場を追われたコミュニティ、または、高リスク区域に位置するコミュニティのために、安全な区域を特定し、支援システムを設定する。

目的 2：

気候変動の影響に適応し、自然災害および人的災害に対応するために、中央政府と地方政府、コミュニティ、その他のステークホルダーの能力を強化する。

行動計画

1. 以下を行うことにより、ICM（沿岸域総合管理）、気候変動適応、災害リスクの低減と管理に関する教育・訓練活動における、各国間の地域的協力を促進する。
   a. 国と地方の知識システムと連携させた、包括的な地域の知識管理基盤を形成して維持する。
   b. 国と地方のレベルにて、耐気候変動および災害低減のプロジェクトやプログラムにおける投資を計画して策定するための、知識プロダクトやサービスをすぐに利用できるようにする。
   c. ICM プログラムを支援する革新的な政策や法律、技術、慣行の開発と適用、ならびに、生み出される社会的、経済的、環境的利益に関する情報および知識を共有する。
   d. 国の行動計画およびプログラムを、LME（大規模海洋生態系）および準地域的海域における目標重視の行動計画を達成するための戦略的行動計画やその他の取組みと連携させる。
   e. 同地域における気候変動適応、災害リスクの対応と管理に関する開発や傾向、新たな課題、ベストプラクティス、その他の情報について、科学研究の協力関係を強化する。

2. 以下を行うことにより、気候変動適応および災害リスクの低減と管理に関する、国および地方の能力開発プログラムを強化する。

a. 開発、気候の変化や変動、災害リスクに対する脆弱性やエクスポージャー（人口、資産、社会経済活動といった被害対象）と、災害との相互依存性に関して、あらゆるレベルで国民の意識向上と教育に努め、専門的教育や訓練を提供する。
b. 地方政府と沿岸域コミュニティが、環境モニタリングを実施し、計画および投資のプロセスにおいて PEMSEA の沿岸状態（SOC）報告システムまたはそれに類似したシステムを効果的に活用するよう支援する。

3. 以下を行うことにより、さまざまなレベルにて多様な部門にわたり、気候変動適応、および災害リスクの低減と管理の取組みを計画、調整、実施するために、ネットワークおよびパートナーシップを育成する。
   a. 中央政府と地方政府、地域・準地域組織、国連機関、国際金融機関、ドナー、ビジネス界、科学・技術機関、学界、市民社会、メディアの間で、革新的パートナーシップの機会を追求する。
   b. 民間部門および専門家団体との革新的なパートナーシップを探索して、特定部門における認証など気候についての検討事項を、コンプライアンスに向けてのプロジェクトの質の基準およびメカニズムに組み込む。
   c. 先住民の団体や現地のコミュニティとのパートナーシップを構築し、気候変動適応や危険への対応において、関連の伝統的な知識や革新、慣行が考慮され活用されるようにする。

目的 3：

革新的で持続可能な資金調達メカニズムにより、リスクに敏感な公共投資や民間投資を支援する。

行動計画

1. 以下を行うために、開発プロジェクト向けなどの金融・財政手段を開発および強化する。
   a. 沿岸域コミュニティの回復力向上に向けて、環境に優しい産業や技術、慣行（エコ農業、エコ養殖、環境に優しい沿岸域コミュニティベースの観光など）への投資を奨励および促進する。
   b. UNFCCC（国連気候変動枠組条約）やその他の国際合意において利用可能となる、さまざまな新しい革新的金融メカニズムを採用して最適化し、ICM プログラム（ブルーカーボンに関する支払制度など）を開発して実施し、持続させる。
   c. 天然資源および生態系サービスの評価、ならびに、劣化や破壊の結果として生じる

社会や経済に対する損失に関する標的研究を支援する。

d. 気候に関する現象によって生じる損害のために、適切な保険制度を評価、策定、採用する。

2. 以下を行うことにより、海洋や沿岸域、資源、コミュニティに影響を及ぼす、環境に優しい持続可能な投資を促す非貨幣性のインセンティブやメカニズムを開発する。

a. 譲歩的な相互合意条件についてなど、現地またはコミュニティ主導の ICM プログラムへの技術移転を通して、適応能力を改善し、沿岸域コミュニティのリスクに対する脆弱性を軽減する。

b. コミュニティや企業のレベルにて、海洋ベースのブルーエコノミーと連携するグリーン技術、その他行動の適用について認識または認証する。

開発

東アジア諸国は、生態学的価値を守りながら経済的繁栄と社会福祉に貢献する沿岸・海洋環境において、エリアおよび機会を開発するものとする。

原則

経済開発は、地方、国、地域のレベルにおいて、人々や環境にとって極めて重要である。

環境保護および経済開発は、相互に両立し得る。

持続可能な開発を達成するためには、環境保護を開発プロセスの不可欠な構成要素とするべきであり、切り離して考えてはならない。

環境のコストおよび利益を取り込んだ市場メカニズムは、長期的な経済成長を促進する。

海洋環境を保護し保存するためには、国または地域の行動計画を実施するうえで、革新的な経営および財務手法など、幅広い範囲で利用可能な管理ツールや資金調達オプションの利用を促進しなければならない。

目的 1：

沿岸域および海洋域 におけるブルーエコノミー[j]を目指す、持続可能な経済開発の促進

行動計画

1. 以下を行うことにより、国の沿岸域および海洋域 の適切な戦略と政策を促進する。
   a. 意思決定における複数部門のステークホルダーの協議および参加について制度化する。
   b. 沿岸域および海洋域 に関する国の持続可能な経済開発プログラムの策定および実施において、地域および現地の多様な伝統や慣習、価値、比較優位、制約、その他

j チャンウォン宣言では「ブルーエコノミー」を、「環境に優しいインフラや技術、革新的な資金調達メカニズム、先を見越した制度的取決めを活用した、実用的な海洋ベースの経済モデルであり、人間の健康の向上を含め、沿岸域および海洋の保護、ならびに、持続可能な開発への貢献の強化という両方の目標を達成し、環境に関するリスクや生態学的欠乏を軽減することを目指すものである」と定義している。

の条件を考慮に入れる。

2. 以下を行うことにより、計画および開発プロセスへの国民の参加を促すメカニズムを採用する。
   a. 公共部門および民間部門からのステークホルダーと協議したうえで、土地や海洋の利用計画を策定する。
   b. 沿岸域および海洋域 における重要な開発を達成するための、明確なプロセスおよび基準を備える。
   c. ステークホルダーによる協議および合意形成を実施し、環境への投資機会の特定、パッケージ化、開発を行う。
   d. 沿岸域および海洋域 におけるステークホルダーの共通ビジョンを補足するような開発機会を特定し、優先順位を付ける。
   e. 沿岸・海洋環境、および関連の開発機会についての情報および教育プログラムを展開する。
   f. 環境影響評価のシステムと実践を強化および拡大し、意思決定の早い段階において必要に応じて、環境や社会に関する懸念事項を統合させるツールとして戦略的環境影響評価／統合的環境影響評価（IEIA）を段階的に利用する。

3. 以下を行うことにより、経済開発と環境管理を統合する。
   a. 地方の沿岸戦略を考案する。
   b. 地方のステークホルダーの共通ビジョンを達成する、戦略的な環境・資源利用管理計画を策定する。
   c. 国および地方の開発計画により、土地や海洋利用のゾーニング計画を補完できるようにする。
   d. 沿岸域および海洋域 における開発と、現地コミュニティの社会的、文化的、経済的な特徴、および現地コミュニティへの利益とを合致させる。
   e. 革新的なグリーン技術の標的研究、開発および適応について支援する。
   f. 海運や捕獲漁業、養殖などの海洋産業、ならびに、石油や天然ガス、鉱物の探査や開発において、持続可能な開発、企業責任におけるパートナーシップを促進して、環境的に健全な運営を確保する。
   g. EIA（環境影響評価）プロセスを活用して、提案された開発によって起こり得る長期的なコミュニティ全体にわたる部門横断的な影響に対処する。
   h. 次の事柄を通して、沿岸・海洋資源の持続可能な利用への公的アクセス、およびそれから得られる利益について改善する。
      - 自然環境および文化的環境に対する、現地住民や訪問者、旅行者の正しい認識を促す手段としてのエコツーリズム

- 工業および商業運営による水辺へのアクセスに関する適切な制限
- 長期的な経済的、保全的利益を生み出す海洋産業
- 深水アクセスを持つ沿岸陸域における港湾の開発や拡張
- 文化や自然について重要性を持つ沿岸・海洋財産の、地方、国、地域レベルでの公的所有

i. 持続可能な開発への課題に対処するうえで、比較的開発の遅れた地域や地方、ならびに、地域および地元のコミュニティの能力を強化する。

目的 2：

沿岸域および海洋域 の持続可能な開発を達成するための効果的な管理枠組みとしてのICM（沿岸域総合管理）

行動計画

1. 以下を行うことにより、沿岸・海洋資源の矛盾する持続不可能な利用を削減する。
   a. 地方レベルにて ICM プログラムを実施し、複合利用による対立に対処する。
   b. 実証プロジェクトによって ICM プログラムから得られる利益を実現し、沿岸域の持続可能な開発に取り組む各地方政府の PEMSEA ネットワーク（PNLG）を通してプロジェクトサイト間のネットワークを促進し情報の共有を導くよう、地方政府の能力を構築および強化して、相互支援を生み出し、優れた慣行を促進し、国内外で認められる ICM の標準および認証システムを適用する。
   c. 地方レベルにて ICM プログラムを策定して実施し、経済活動、天然資源管理に加えて、貧困の緩和、自然災害に対する脆弱性の軽減、持続可能な生活などの社会的進歩において運営上の連携を図る。
   d. 沿岸・海洋資源の利用計画、開発および管理について関連のステークホルダーに責任を付与する、国家機関、地方政府、市民社会の間のパートナーシップを構築する。

2. 沿岸・海洋環境についての知識と関心事を行動に移す。
   a. 地方コミュニティ、環境団体や宗教団体、民間部門を動員して、沿岸域における共通ビジョンを策定する。
   b. 沿岸域の先住民および社会から取り残された集団を、沿岸資源の計画や開発、管理におけるパートナーとなるよう導く。
   c. コミュニティにおける現地の科学・技術関連機関をその他のステークホルダーと結び付け、 地方政府の計画立案や意思決定プロセスに科学情報を取り入れる。
   d. 複合利用ゾーニング制度、統合的廃棄物管理、生息地保全など、沿岸・海洋環境に

関して現地の利害管理者が共有する、環境上の価値および脅威に対応するための行動計画を実施する。

3. 以下を行うことにより、地方レベルにて持続可能な開発および環境保全プログラムを策定する。
   a. ICM（沿岸域総合管理）の枠組みおよびプロセスを支援する、地方政府レベルでの法的、行政的、経済的手法を制度化する。
   b. 地方、国、国際機関、プログラム、投資家、企業による環境改善プロジェクトなど、持続可能な開発プロジェクトへの投資機会を創出する。
   c. 革新的な金融メカニズムを適用して、沿岸・海洋資源の利用者や受益者が資源の価値を認識し、相応の補償できるようにする。
   d. 適切な政策、規制および経済奨励策の適用により、天然資源の持続可能な開発に対する企業責任を強化する。

4. 以下を行うことにより、特に沿岸域の大都市において、拡大する沿岸域都市化の生態学的および社会的影響を管理する。
   a. 急速な都市化や人口増を伴う可能性のある悪影響に対処し、持続可能な都市開発政策の実施を確実にするための都市問題を管理する際に、複数部門からのステークホルダーの関与を強化する。
   b. 特に公衆衛生、人口密度、都市人口や環境に対する脆弱性に配慮し、リスク評価およびリスク管理のプログラムを実施する。
   c. 沿岸都市エリアの管理に関する意識向上および能力開発のプログラムを増加する。

目的 3：

越境的環境管理プログラムを取り入れた準地域的成長エリア

行動計画

1. 以下を行うことにより、沿岸・海洋資源に対して成長エリアが及ぼす政策的、社会経済的および環境的影響を評価する、体系的プロセスを採用する。
   a. 成長エリアの開発と管理に関する二国間・多国間協定に、越境的な環境上の懸念事項を組み込む。
   b. 準地域的成長エリアの計画立案や開発、管理への地方および国のステークホルダーの参加を確保するためのメカニズムを採用する。
   c. 越境的な環境上の脅威を回避するための補完的行動計画を立てる。

d. 補完的な経済的手法や規制メカニズムなど、成長エリア内にて環境管理システムを実施して、よりクリーンな生産技術およびプロセス、環境保全のための施設およびサービスへの投資を促進する。

2. 以下を行うことにより、開発機会の承認に関する適切な政策およびガイドラインを実施する。
   a. すべての主要な開発について、環境影響評価の手続きを確立する。
   b. 現地のステークホルダーが、確実に承認プロセスに参加できるようにする。
   c. 交通や制度的取決めなどのインフラおよび行政サービス提案が、準地域の社会的目標や経済的目標に適合するよう要請する。
   d. 補完的な環境施設やサービスが、公共の利益および資源の持続可能な利用のための開発計画に盛り込まれるようにする。
   e. 必要とされるインフラと付随的な環境サービスの開発と資金調達、建設、運営、維持を行うための戦略および社会経済的評価について規定する。

目的 4：

持続可能な資金調達および環境投資におけるパートナーシップ

行動計画

1. 以下を行うことにより、安定した投資環境を確立し、パートナーシップを奨励するための国の政策やプログラム、慣行を採用する。
   a. 調整を促進し、管轄区域間の障壁や制約を取り除くために必要な構造改革を実施する。
   b. 公的資金やその他の資金調達形態へのアクセスの利用における、地方政府の責任、透明性、説明責任を促進する。
   c. 環境問題、および効果的な環境管理のためのパートナーシップのプロセスについて、公的部門の理解を深める。
   d. 地方、国、海外のステークホルダー、各機関、ドナー、投資家、事業会社とのパートナーシップを構築するために、明確なガイドラインと基準、プロセスを実施する。
   e. 環境影響評価および認可プロセスを主流として取り入れ、投資プロジェクト、および国内外の資金調達機会へのアクセスを促進する。
   f. 沿岸・海洋資源の固有の価値、およびそれがもたらす財貨とサービスの価値を現実的に反映する、沿岸・海洋資源の国家会計を整備する。
   g. 環境インフラ、よりクリーンな生産技術とプロセス、環境効率、技術的および科学

的支援サービスへの投資に向けたインセンティブ・プログラムを策定する。

h. 既存および潜在的なパートナーの間で、明確に定義された公平な立場を維持するための政策や法律、規則、プログラムを実施する。

i. 活動的な情報普及プログラムを実施して、国内外の市場にて投資資本を呼び込む。

2. 以下を行うことにより、地方レベルで環境投資への資本の流れを促進する。

a. 国の規制や基準、政策に準じて、妥当な価格の環境施設やサービスを一般の人々に提供する権限を地方政府に与える。

b. 地方、国、海外の当事者とパートナーシップを結び、環境施設と支援サービスの計画、資金調達、建設、運営を行う権限を地方政府に与える。

c. 環境投資の機会を包括、促進、実施するうえでの活動的なパートナーとして、地方政府の能力を構築する。

d. 各部門の団体、河川流域当局、地域開発銀行、商業的資金源とのパートナーシップを結ぶ権限を地方政府に与える。

e. 次の事柄を含め、コミットメントおよび持続可能性を示唆する地方政府の活動に環境管理システムを導入する。

- 戦略的な環境管理計画
- 新たな開発に対する見直しおよび承認のプロセス
- 環境に関する法律、規則、基準の施行
- 環境モニタリング・評価プログラム
- 環境サービスに対する費用回収における、公正かつ妥当な料金のシステム
- 地方政府の各部門、産業界、商業企業における ISO 認証
- 認証および公的な表彰など、環境保護に努めた代表的市民へのインセンティブ・システムや報賞システム
- コミュニティサービス、環境監査、廃棄物最小限化の取組みなど、産業界や商業企業との自発的プログラム

3. 以下を行うことにより、民間部門の役割を強化する。

a. 民間部門の投資を支援する法的、行政的、経済的手法を提供し、官民パートナーシップ、ジョイントベンチャー企業、運営契約などの資金調達メカニズムを展開する。

b. 企業方針における企業の社会的責任の統合を促進する。

c. 地域のビジネスネットワークへの民間部門の関与を奨励する。

d. 当事者間のリスクと利益の公正なバランスを達成するために、プロジェクトのリスクを（例えば、政治的、技術的、商業的、財務的に）現実的なかたちで配分する。

e. 明確な投資手続きを確立する。

f. 地方コミュニティにとって妥当な料金で受入れ可能な費用回収制度を実現するた

めに、民間部門の投資を人々のニーズや資源に適合させる。

g. 投資および自律的な環境保全事業への小規模ビジネス、非公式ビジネス企業、および女性の参加を強化および促進する。

実施

東アジア諸国は、沿岸・海洋環境の管理に関する国際文書について実施するものとする。

原則

各国は、お互いに誠意をもって、全面的に協力し、パートナーシップの精神により、これらの国際文書に基づく義務を果たさなければならない。

これらの国際文書の実施には、効果的な環境法制が必要である。

環境に関する各国の基準、管理目的、優先順位には、それらの適用の対象となる環境および開発の背景を反映すべきである。

各国は、自国の海洋環境政策を、適切な地域的レベルの政策や計画、プログラムと調和させるよう努めるものとする。

海洋環境を管理するための国際文書、地域の規則および基準、推奨される慣行や手続きを実施する際には、独特の地域特性、発展途上国の経済力、それらの国々における経済発展の必要性が考慮されなければならない。

目的 1：

中央政府による関連の国際条約や国際合意への加盟、およびそれらの順守

行動計画

1. 以下を行うことにより、国際条約や国際合意の原則および目的を、望ましい管理上の成果に変換する。
   a. 国際文書が国の環境政策およびプログラムの基盤や枠組みとして機能する、または、それらの政策およびプログラムの補完となるような、手段や程度について評価する。
   b. 関連する国際条約や国際合意に加盟することを自国の優先事項とする。
   c. 現在の国家プログラムに基づく国際的な義務を完全に順守する自国の能力に関して、存在する欠落や制約を特定する。
   d. 国際条約や国際合意における行政上、運営上、および報告についての要件を、機能

的機関の計画と管理のプロセスに統合させる。

e. 国際文書の策定や改訂に参画して、地元の検討事項やニーズに貢献し、国、地方、地域の状況との関連性を確保する。

2. 以下を行うことにより、国際条約を実施する際の効率性および有効性を改善する。
   a. 国家機関、産業界、民間部門の間で統合可能な共通の活動を特定する。
   b. 地方および地域レベルにおいて運営調整の改善をもたらす戦略や政策を採用して、国際的な責任を果たす。
   c. 国による部門・機関・学問分野横断型のメカニズムを確立して、特定した共通の活動、および採用した戦略と政策の実施について企画、調整、管理を行う。
   d. 国際的な規則や基準、認証から直接的に影響または恩恵を受ける利害当事者とパートナーシップを築き、当該ステークホルダーの全面的な参加と貢献を確保する。
   e. 国際条約や国際合意の締結国に技術的な協力や援助を呼びかけ、地域、国、地方レベルにおける能力を構築する。
   f. 海洋・沿岸域の経済開発、および環境・資源管理に関して、法律を整備し、各政府機関の任務を明確化する。

目的 2：

国際文書の統合的実施における地域の協力

行動計画

1. 以下を行うことにより、国際条約や国際合意の間の相乗効果や連携を地域レベルで強化する。
   a. 同地域の国々が多国間環境合意から生じる利益について検討するための事実上の基盤を提供し、越境的問題を含む国際条約間の補足性を確立する。
   b. 実質的な義務のレベルと実用プログラムのレベルとに補足性をもたらす条約の統合的実施に関して、指針を策定する。
   c. 国際条約の統合的実施、関連する問題への包括的アプローチ、情報の共有、共同能力開発の取組みを支援する、制度的、科学的、管理上のメカニズムについて検討する。
   d. GEF（地球環境ファシリティ）、世界銀行、国際機関、ドナーからの資金調達の強化、技術援助、技術協力に対する影響について見直す。

2. 以下を行うことにより、国際条約や国際合意の統合的実施における地域協力のための機能的枠組みとして、SDS-SEA を見直し継続的に改善する。
   a. 新しい国際合意や修正された国際合意に合わせて地域戦略を更新し、戦略実施のための個別および共通の責任について認識する。
   b. 地方政府がブルーエコノミーへと移行するためのインセンティブ・システムや報奨システムとして機能する、地域基金を開発して維持する。
   c. ICM （沿岸域総合管理）、生態系ベースの管理、脆弱性評価、リスクの低減と管理など、環境に関する国際条約の目標達成に向けた包括的な管理アプローチを開発する。
   d. 生息地の保全と回復、緊急時対応、絶滅危惧種の保護、汚染の防止と管理、国民の意識、環境モニタリングなど、国際条約の実施に貢献する共通の行動を特定する。
   e. 越境的な環境問題に対処し、環境プログラムの効率性と費用対効果を改善する各国共通の取組みを調整するために、共同行動計画を立てる。
   f. モニタリングおよび評価について、地方、国、地域レベルにおける沿岸状態（SOC）の報告システムまたは類似の報告システムの利用を強化する。
   g. 準地域的イニシアティブに関する多国間プロジェクト提案を作成して、予算外の資金や環境投資を引き付ける。
   h. 各国間の情報や経験、専門知識の共有により、能力を構築する。
   i. 既存のメカニズムに基づき、地域の条約や合意を含むさまざまな選択肢の利点と制約を考慮して、より効果的な地域的取決めを行い、共通の戦略や行動計画の実施を促進する。

目的 3：

地方政府レベルにおける、国際条約や国際合意に基づく義務の履行

行動計画

1. 以下を行うことにより、地方のステークホルダーが、アジェンダ 21、ヨハネスブルク実施計画、持続可能な開発目標、GPA、持続可能な開発に向けたその他の国際文書[k]に、更新に応じて貢献できるよう ICM プログラムを拡大する。
   a. 国際条約に基づく義務を現場の行動へと変換させる、国および地方レベルでの ICM 政策・プログラムを構築する。
   b. 国際条約や国際合意のもとで指定された行動を含め、管轄区域内で沿岸・海洋資源の計画、開発、管理を行う権限を地方政府に与える。

c. ICM、コミュニティベースの沿岸資源管理、統合的廃棄物管理、持続可能な観光などの統合管理のために、地域の能力を構築する。
d. シーズに基づく資金提供およびインセンティブ・プログラムを行い、インセンティブ・プログラムを策定して、適切な施設やサービス、プログラムの開発や立上げについて地方のステークホルダーを支援する。

---

[k] 「我々が求める将来（The Future We Want）」、愛知生物多様性ターゲット、生物多様性戦略計画 2011-2020、平昌郡ロードマップなど、その他多数。

コミュニケーション

東アジア諸国は、沿岸・海洋環境の持続可能な開発に向けて、国民意識を高め、多部門による参加を強化し、科学的支援を得るために、ステークホルダーとコミュニケーションを取るものとする。

原則

各国は、沿岸・海洋環境の状態、およびその持続可能な開発に関するプログラムについての情報を幅広く利用可能にすることによって、国民の意識や参加を促進および奨励するものとする。

世界の若者の創造性、理想、勇気を結集させ、持続可能な開発を達成するための世界的なパートナーシップを築く。

女性は、環境の管理および開発において極めて重要な役割を担う。従って、持続可能な開発を達成するためには女性の完全参加が不可欠である。

海洋環境の保護および保存の重要性、保護や保存のために必要な手段についての理解をさまざまなメディアを通じて広め、また、発展させて教育プログラムや国民意識向上プログラムに取り入れる。

目的 1：

沿岸域および海洋域 の環境・資源管理の問題とプロセスについての国民の意識や理解の向上

行動計画

1. 以下を行うことにより、ステークホルダーの間で良好な情報交換を実現する。
    a. 以下について含む、社会のさまざま部門が沿岸・海洋資源に対して置く価値、ならびに、さまざまなステークホルダーが認識しているそうした価値への既存および潜在的脅威を確定する。
        - 漁業、水産養殖、海藻養殖、観光など
        - 航行

- 観光および娯楽
- 社会的、文化的、景観的特徴
- 台風、沿岸浸食、洪水、その他の海洋関連の障害からの保護

b. 以下を行う情報・教育キャンペーンを通じて、ステークホルダー間における沿岸・海洋環境に関する異なる見解を共通ビジョンへと移行させる。
- 環境問題および必要とされる変化についてステークホルダーに呼びかける。
- 方向性、目的、行動の焦点、役割と責任を特定する。
- 公開討論会やイベントを通じて、関心とコミットメントを促進する。
- 独特で創造的な解決策を積極的に受け入れるよう奨励する。
- 関与やオーナーシップを通じて、ロイヤリティを育成する（自主合意など）。

2. 以下を行うことにより、地方、国、地域レベルで、環境における問題、技術、プロセス、教訓に関して入手可能な情報の利用を強化する。:
   a. ステークホルダー団体の間の知識共有基盤やコミュニケーション・ネットワークを設定および強化する。
   b. 公務員、政府高官、NGO、PO、宗教団体、教員、指導者、メディアを援助することを目的とした能力開発および情報普及の取組みを採用して、市民社会における環境管理を促進する。
   c. 沿岸域の先住民や社会から取り残された集団とのコミュニケーション手法を改善して、地方の環境管理プログラムへの参加とそのオーナーシップを奨励する。
   d. 沿岸・海洋生態系の持続可能な環境管理における、科学的および技術的な教育や訓練を強化する。
   e. 沿岸・海洋生態系の力学、およびその持続可能な開発に関する情報を現地の言語に翻訳して広める。

目的 2 :

意思決定プロセスにおける、科学および伝統的知識の利用

行動計画

1. 以下を行うことにより、地方、国、地域レベルのシステムにて、持続可能な開発プログラムにとって不可欠なツールとして情報技術（IT）を確立する。
   a. 地方、国、地域レベルにて、国による情報管理システムを、環境情報管理のためにPEMSEA が策定した統合情報管理システム（IIMS）の枠組みおよび基準に適合させる。

b. 意思決定者を支援し、地元住民に環境問題について意識してもらうための、地方政府の能力を開発する。
c. 情報を交換し、協働を奨励し、新たな機会を生み出すために、人々をコンピューターネットワークで結ぶ。
d. 民間部門と協力して、IT への投資および IT の利用を促進する。
e. 能力を開発し、お互いの経験から学ぶための 1 つの方法として、諸国間および機関間で環境情報や教訓を共有するよう奨励する。
f. 革新的な IT 技術を適用して、費用を最小限に抑え、利用可能な情報についての理解を促進し、政策決定者やその他の利害当事者の意思決定を支援する手段として機能させる。

2. 以下を行うことにより、環境政策の策定や意思決定において、科学および伝統的知識を活用する。
   a. 科学者や科学機関とのパートナーシップを促進して、地方および国のレベルでの情報や知識の共有を奨励する。
   b. 以下を含め、生態系管理の知識を促進し、持続可能な経済開発に関する決定に情報を提供するための科学的研究を支援し、確立された科学情報やツールを適用する。
      - 資源の持続可能な利用を支援する新しい技術および慣行
      - 沿岸・海洋資源の経済的評価
      - 生息地内および生息地外での研究を含む、東アジア海域の生物多様性、および人々や国々の自然遺産と文化遺産の保存
      - 地方、国、準地域、地域レベルにおける越境的問題の効果的な管理
      - 持続可能な資源利用と経済開発活動のレベルを確立するための生態系の環境収容力
   c. 計画や開発、管理のプロセスにおいて、現地の地域コミュニティの知識やイノベーション、慣行、技術を適用する。
   d. 生息地や生物多様性に関する情報の収集や分析、利用において、先住民およびその他のステークホルダーを関与させる。
   e. 調査やモニタリング、その他管理についての取組みを実施する、現地の利益団体を調整する。
   f. ヨハネスブルク実施計画によって要求された、世界海洋環境モニタリング・評価の定期プロセスに貢献する。

目的 3 :

革新的なコミュニケーション手法の活用による、政府、市民社会、および民間部門の動員

行動計画

1. 以下を行うことにより、信頼できる適切なデータの普及を促進する。
   a. 地方、国、地域の組織ネットワークを設定して、沿岸・海洋の環境と資源の管理に関する情報を照合し、整理し、広める（例えば、海洋電子ハイウェイ）。
   b. 沿岸･海洋の環境と資源の管理に関する情報の交換場所や保管場所の役割を果たす、バーチャル（オンライン）メディア資源情報センターを創設する。
   c. 沿岸・海洋の環境と資源の管理に関する問題に対応する、ニュースモニタリング・クイックレスポンス・システムを構築する。
   d. 国際的な機関とプログラム、活動を結び付け、ウェブサイトの作成、ネットワークやインターネットサービスの管理における IT スキルを強化する。

2. 以下を行うことにより、情報の共有を奨励する。
   a. 革新的なアプリケーションや情報ネットワークへのアクセスによって情報を共有する人々に報いる。
   b. 電子商取引を通して、利益配分や費用回収の機会を創出する。
   c. 共有情報の市場ニーズや潜在的ユーザーを特定し、対応する包括・分析技法を開発する。
   d. 関係するコミュニティが承認して関与したうえで、伝統的な知識や慣行のより広い適用を促進する。
   e. 知識や情報の整合性とオーナーシップ、および、それらの活用から生じる利益の平等な共有を確保する。

3. 以下を行うことにより、沿岸域および海洋域 の持続可能な開発におけるステークホルダーの間に当事者意識を築く。
   a. 政策決定と実施におけるステークホルダーの参加や市民との協議のために、効果的な手続きを提供する。
   b. 沿岸・海洋資源の利用に関する紛争を解決するためのメカニズムを開発する。

戦略のモニタリング

戦略のモニタリング

東アジア海域の持続可能な開発戦略（SDS-SEA）の実施に関して、同地域全体の進捗状況を評価するための一連の指標が開発されている。これらの指標は、本戦略にて特定した管理上の取決めやシステム、プロセスに向けた活動を追跡するための体系的アプローチを各国に提供する。

沿岸状態（SOC）報告制度は、ICM（沿岸域総合管理）実施おける進捗状況や便益について評価するうえで地方政府を支援するツールである。SOC により地方政府は、沿岸域の持続可能な開発を支援する政策や管理介入の有効性と効果について記録および測定し、持続可能な開発に向けた地方、国、海外の目標に対する進捗状況を評価することが可能となる。

SOC は、ICM サイトにおける現状を測定して経時的に発生する変化を確定するための基盤として、一連のプロセス、および社会的、経済的、環境上の指標を使用している。SOC 指標は、東アジア海域にて適用され、また、関連の地域・国際文書（アジェンダ 21、WSSD（持続的開発に関する世界首脳会議）、MDG（ミレニアム開発目標）、SDS-SEA、CBD（生物多様性条約）、UNFCCC（国連気候変動枠組条約）、仙台の行動枠組みなど）の指標を補完する簡潔で意義深い、測定可能なパラメーターである。

以下の表は、SOC 指標の事例と、地域・国際文書との関連性を示している。

SOC 指標の事例と、地域・国際文書との関連性

Regional/International Agreements	Targets	SD Framework	SOC Indicators
Sustainable Development Strategy for the Seas of East Asia • Haikou Partnership Agreement • Manila Declaration	National coastal and ocean policies and supporting institutional arrangements in place in at least 70% of PEMSEA Partner Countries by 2015 ICM programmes for sustainable development of coastal and marine areas and climate change adaptation covering at least 20% of the region's coastline by 2015	Policy, strategies and plans/Institutional arrangements/ Legislation/Financing mechanisms	• [002] Coastal strategy and action plans • [003] Local government development plans integrating coastal and marine areas • [004] Coordinating mechanism • [005] Participation of stakeholders in coordinating mechanism • [006] ICM enabling legislation • [013] Budget for integrated coastal management
Sendai Framework of Action	Reduce disaster risk by 2030	Natural and man-made hazard prevention and management	• [015] Level of preparedness for disasters • [016] Degree of vulnerability to disasters • [017] Social and economic losses due to disasters
Convention on Biological Diversity	By 2020, the rate of loss of all natural coastal and marine habitats in coastal and marine areas of significant environmental value are at least halved and where feasible brought close to zero, and degradation and fragmentation is significantly reduced (modified from the Aichi Biodiversity Targets, B5)	Habitat protection, restoration and management	• [018] Habitat management plan and implementation • [019] Areal extent of habitats • [020] Protected areas for coastal habitats and heritage

沿岸状態（SOC）報告制度における中心的指標

ICM（沿岸域総合管理）実施の有効性と効果、ならびに沿岸域で経時的に発生する変化、行われた管理上の対応を評価するための基本的指標として、合計 160 の指標のうち 35 の指標が最初に特定されている。SOC 報告のプロセスは進化している。最近では、指標システムを拡大し、災害リスク軽減、気候変動適応、生物多様性保護、生活・食糧安全保障、河川流域管理、汚染の管理と削減のために指標が追加されている。以下の図は、SOC の指標システムについての概要を示している。

SOC の中心的指標

ガバナンスに関する指標

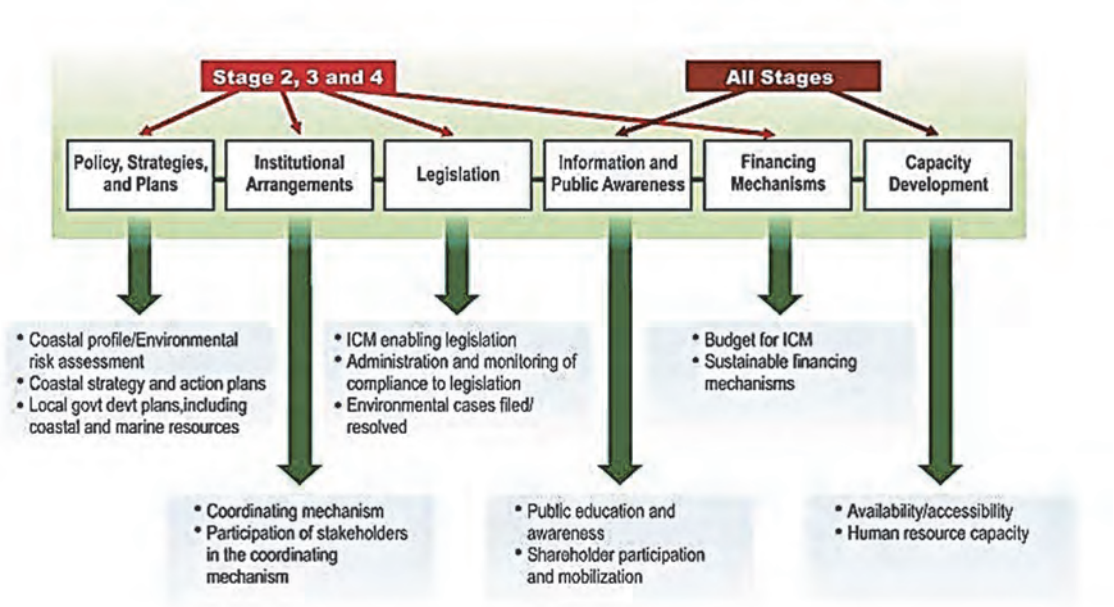

持続可能な開発の側面に関する指標

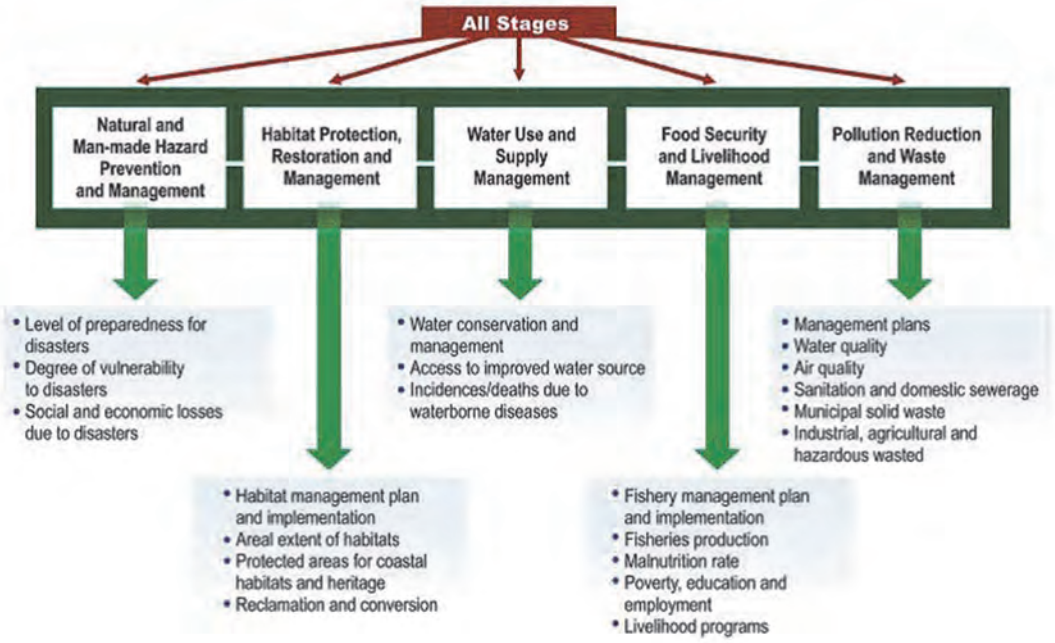
All Stages
Natural and Man-made Hazard Prevention and Management
Habitat Protection, Restoration and Management
Water Use and Supply Management
Food Security and Livelihood Management
Pollution Reduction and Waste Management
• Level of preparedness for disasters
• Degree of vulnerability to disasters
• Social and economic losses due to disasters
• Habitat management plan and implementation
• Areal extent of habitats
• Protected areas for coastal habitats and heritage
• Reclamation and conversion
• Water conservation and management
• Access to improved water source
• Incidences/deaths due to waterborne diseases
• Fishery management plan and implementation
• Fisheries production
• Malnutrition rate
• Poverty, education and employment
• Livelihood programs
• Management plans
• Water quality
• Air quality
• Sanitation and domestic sewerage
• Municipal solid waste
• Industrial, agricultural and hazardous wasted

付属書

1. 沿岸・海洋環境に関する主な国際文書

2. 沿岸・海洋環境に関する主な国際的および地域的行動計画

3. 国際条約

付属書 1

沿岸・海洋環境に関する主な国際文書

1. Rio Declaration 1992
2. United Nations Convention on the Law of the Sea, 1982 (UNCLOS)
3. United Nations Framework Convention on Climate Change, 1992 (UNFCCC)
4. Convention on Biological Diversity, 1992 (CBD)
5. Convention on International Trade in Endangered Species of Wild Fauna and Flora, 1973 (CITES)
6. International Convention for the Regulation of Whaling, 1946
7. Ramsar Convention on Wetlands, 1971 (Ramsar Convention)
8. Convention Concerning the Protection of the World Cultural and Natural Heritage, 1972 (World Heritage Convention
9. Convention on the Conservation of Migratory Species of Wild Animals, 1979 (Convention on Migratory Species)
10. Code of Conduct for Responsible Fisheries
11. International Convention for the Prevention of Pollution from Ships, 1973, as modified by the Protocol of 1978 Relating Thereto (MARPOL 73/78)
12. Convention on the Prevention of Marine Pollution by Dumping Wastes and Other Matter, 197 and Its 1996 Protocol (London Convention)
13. Basel Convention on the Control of Transboundary Movements of Hazardous Wastes and Their Disposal, 1989 (Basel Convention)
14. International Convention on Oil Pollution Preparedness, Response and Co-operation, 1990 (OPRC)
15. International Convention on Civil Liability for Oil Pollution Damage, 1969 and Its 1992 Protocol (CLC)
16. International Convention on the Establishment of an International Fund for Compensation for Oil Pollution Damage, 1971 and Its 1992 Protocol (FUND)
17. International Convention on Liability and Compensation for Damage in Connection with the Carriage of Hazardous and Noxious Substances by Sea, 1996 (HNS)
18. Basel Convention Protocol on Liability and Compensation, 2000 SDS-SEA 2015 91
19. International Convention on Civil Liability for Bunker Oil Pollution Damage, 2001 (Bunker Oil Convention)
20. International Convention Relating to Intervention on the High Seas in Cases of Oil Pollution Casualties, 1969 and Protocol Relating to Intervention on the High Seas in Cases of Pollution by Substances Other Than Oil, 1973 (Intervention)
21. International Convention on Salvage, 1989 (Salvage)

22. The Future We Want 2012
23. Sustainable Development Goals 2015
24. Rio Ocean Declaration 2012
25. Ballast Water Management Convention, 2004 (BWM)
26. Nairobi International Convention on the Removal of Wrecks, 2007 (Nairobi Convention)
27. Hong Kong International Convention for the Safe and Environmentally Sound Recycling of Ships, 2009 (Hong Kong Convention)
28. Minamata Convention on Mercury, 2013 (Minamata Convention)
29. Nagoya Protocol on Access to Genetic Resources and the Fair and Equitable Sharing of Benefits Arising from their Utilization to the Convention on Biological Diversity, 2010 (Nagoya Protocol)
30. Agreement on Port State Measures to Prevent, Deter and Eliminate Illegal, Unreported and Unregulated Fishing, 2009
31. International Guidelines for the Management of Deep-sea Fisheries in the High Seas, 2008
32. International Guidelines on Bycatch Management and Reduction of Discards, 2011
33. Aichi Biodiversity Targets, 2010

付属書 2

沿岸・海洋環境に関する主な国際的および地域的行動計画

1. Agenda 21, Chapter 17
2. World Summit on Sustainable Development Declaration and Plan of Implementation
3. United Nations Millennium Declaration and Development Goals
4. Global Programme of Action for the Protection of the Marine Environment from Land-based Activities (GPA)
5. Jakarta Mandate on Marine and Coastal Biological Diversity, 1995
6. Association of Southeast Asian Nations (ASEAN) Hanoi Plan of Action, 2000-2004
7. ASEAN Cooperation Plan on Transboundary Pollution, Kuala Lumpur, June 1995
8. ASEAN Agreement on the Conservation of Nature and Natural Resources, 1985
9. Regional Action Programme for Environmentally Sound and Sustainable Development, 2001-2005, Economic and Social Commission for Asia and the Pacific
10. Transboundary Diagnostic Analysis, and Strategic Action Programme, for the South China Sea, 2000, United Nations Environment Programme (UNEP) East Asian Seas Action Plan
11. Overview on Land-based Sources and Activities Affecting the Marine Environment in the East Asian Seas, 2000, UNEP East Asian Seas Action Plan
12. Vision and Plan: A Systematic Approach, 2000, UNEP East Asian Seas Long-term Plan 13. Northwest Pacific Action Plan (NOWPAP)
14. Asia-Pacific Economic Cooperation Action Plan for the Sustainability of the Marine Environment, 1997
15. Tokyo Memorandum of Understanding on Port State Control for the Asia Pacific
16. Awareness and Preparedness for Emergencies at Local Level (APELL)
17. Yellow Sea Large Marine Ecosystem Programme
18. Hyogo Framework for Action, 2005 (HFA)
19. Sendai Framework for Disaster Risk Reduction, 2015-2030
20. Coral Triangle Initiative on Coral Reefs, Fisheries, and Food Security (CTI-CFF) Regional Plan of Action, 2009
21. Strategic Action Programme for the South China Sea, UNEP 2008
22. Strategic Action Plan for the Yellow Sea Large Marine Ecosystem, UNDP 2009
23. Strategic Action Programme for Arafura and Timor Seas, UNDP 2013
24. Strategic Action Programme for the Bay of Bengal, FAO 2012
25. Comprehensive Action Plans of the Sulu-Sulawesi Marine Ecoregion, Asian Development Bank, 2011
26. New Strategic Direction for Coastal Areas of the East Asia Region, COBSEA, 2008

付属書 3

国際条約

国際条約は、海洋環境の管理において極めて重要な役割を果たす。環境に関する国際条約は、海洋環境を保護および管理するための世界基準を定め、問題に対処するための理論的基礎と実践的手段の両方を提供する。さらに、リオ宣言、アジェンダ 21、世界行動計画（GPA）など、法的拘束力はないが世界的に幅広く受け入れられることで道義的な力を持つ、環境保護に関連する国際合意が数多く含まれている。これらの合意は、リオ宣言、「我々が求める将来（The Future We Want）」、新しい国連の持続可能な開発目標（SDG）のフォローアップ文書によって強化された。

国際条約は、海洋環境を管理するうえで基礎となる原則や枠組みを提供している。例えば、予防原則および汚染者負担原則の適用が、多くの条約（ロンドン条約、UNFCCC（国連気候変動枠組条約）、OPRC（油汚染に対する準備・対応及び協力に関する国際条約）／HNS（危険物質および有害物質の海上輸送に伴う損害についての責任および補償に関する国際条約）など）で求められ、また、沿岸域総合管理（ICM）が、アジェンダ 21、 UNFCCC（国連気候変動枠組条約）、CBD（生物多様性条約）、GPA（世界行動計画）において「選択の枠組み」となっている。

環境に関する国際条約は、国際法の分野では比較的最近の現象といえる。国際条約が起草された時点で、環境問題は境界についての認識の欠如がすでに把握されていた。環境をつなぐ媒介である「水」の性質から、海洋環境にとっては特にそれが顕著である。よって、国際条約は、特に海洋環境における越境的環境問題を取り上げ、地域的協力の必要性を特別に認識している。このことは、従来型の国際法からの脱却を示している。例えば航海に関して言うと、例えば、数百年にわたり船舶は旗国の領土と見なされてきたため、その旗国の管轄下にのみ属する。この 30 年間、国際海事機関の協定により、各国が、（旗国システムを廃止することなく）自国の港に寄港する船舶に対して環境上の要件を課すことができるよう、船舶安全検査のシステムは進化してきた。

統合的実施の枠組みにおける国際条約

概して国際条約は、海洋環境の保護のための全体的で統合的な枠組みを提供する（以下の図を参照）。とはいえ、まだ完全な枠組みにはなっていない。今後の条約の課題となっている、または、国の法令に限って適用できるといったエリアも多く存在する。国際条約における重要な利点は、国内ベースだけでなく国際的および地域的ベースの越境的問題に対処するための枠組みを提供することに加え、環境上の脅威と解決策を世界的に受け入れることを表明している点である。

統合的実施のネットワークにおける国際条約

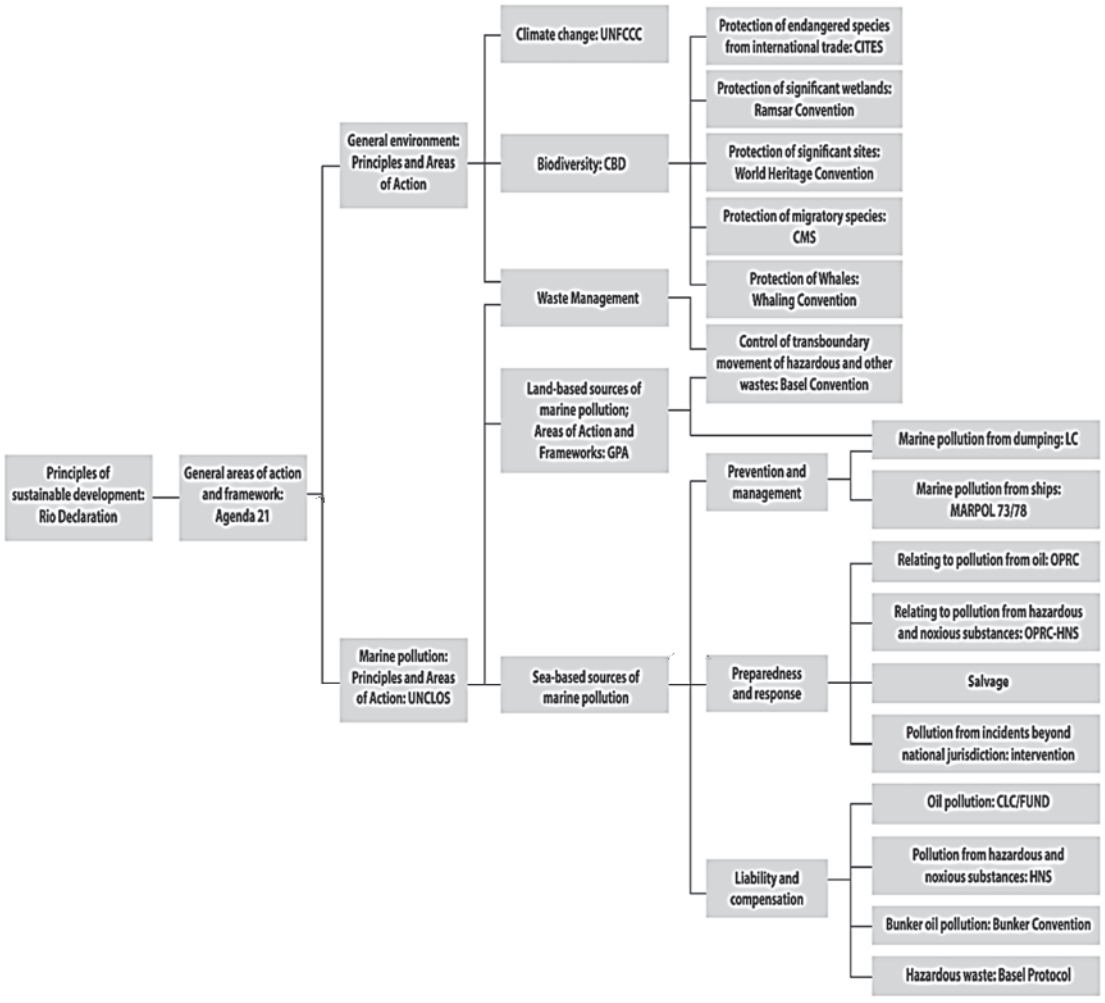

国際条約の実施

国際条約およびその他の文書は、大規模な構想に従って採択されるわけではない。必要性が生じた場合に協議が行われて締結され、その時点で受け入れ可能なように詳細が決められ、具体的であったり一般的であったりする。よって、国際条約は同レベルの「実現可能性」を持つわけではない。すぐに施行できるほど詳細な規定が備わっている場合もあれば、国の法令やプロセスのもとでさらなる進展が必要になる場合もある。

.

条約について協議中の国々の大半が受容可能であるかどうかも、条約の規定を左右する。これを理由として条約は、特定の問題に対して取り得る最適な解決策、または最先端技術の適用を反映していない場合もある。よって、条約を実施する際に各国は、国内や多国間において、条約の規定の範囲を超えて行う場合がある。

数々の国際条約の実施要件は交差したり組み合わされたりして、海洋環境を保護する行動やアプローチのネットワークを形成している。

よって、法律上、管理上、および施設に関するインフラを設計することにより、複数の条約の実施を同時に促進することができる。

例えば多くの条約には、モニタリング、船舶安全検査、保護区、統合的廃棄物管理といった基本的な行動様式が含まれている。以下の表は、共通の実施要素が、さまざまな条約をどのように結び付けているかを示している。特定の行動計画に着手することにより、多数の条約に基づく義務が順守されることになる。

国際文書の統合的実施のための行動計画

	C O N V E N T I O N															
A C T I O N	Rio Declaration	Agenda 21	UNCLOS	UNFCCC	GPA	CBD	Ramsar	CITES	Basel Convention	London Convention	MARPOL	OPRC	CLC/FUND/HNS	Ballast Water Convention	Nairobi Convention	Hong Kong Convention
ICM	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓			
Integrated waste management	✓	✓	✓		✓				✓	✓	✓	✓				✓
Protected areas	✓	✓	✓		✓	✓	✓			✓	✓					
EIA	✓	✓		✓	✓	✓			✓	✓					✓	✓
Risk assessment		✓		✓	✓	✓				✓		✓	✓			✓
Monitoring		✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓		✓	✓	
Port state control			✓								✓	✓	✓	✓		

海洋汚染に関する国際条約の批准状況

（2015 年 8 月 26 日現在）

CONVENTION	MARPOL 73/78					London Convention		COLREG Convention	Intervention		CLC			FUND		
	Annex					Convention	Protocol		Convention	Protocol	Convention	Protocol	Protocol	Convention	Protocol	Protocol
COUNTRY	I/II	III	IV	V	VI	72	96	72	69	73	69	76	92	71	92	03
Brunei Darussalam	86							87			D	92	03	D	03	
Cambodia	95	94	94	94				94			95	01	02		02	
China	83	94	06	88	06	85	06	80	90	90	D	D	00	D	00*	
DPR Korea	85	85	85	85				85								
Indonesia	87							79A			78		00	D		
Japan	83	83	83	83	05	80	07	77	75		D	94	96	D	96	05
Lao PDR																
Malaysia	97			97				80			D		05	95	05	
Myanmar	88															
Philippines	01	01	01	01		73							98		98	
Rep. of Korea	84	96	04	96	06	93	09	77A			D	93	98	D	98	10
Singapore	91	94	05	99	00			77			D	82	98		98	
Thailand	08							79								
Timor-Leste																
Vietnam	91							90					04			

CONVENTION	SUA		SOLAS		LL		Salvage	OPRC	HNS		OPRC-HNS	Bunker Oil	Anti-Fouling	Ballast Water	Nairobi WRC	Hongkong Convention
	Convention	Protocol	Convention	Protocol	Protocol	Protocol			Convention	Protocol						
COUNTRY	88	05	74	78	88	88	89	90			00	01	01	04	07	
Brunei Darussalam	04	04	87	87												
Cambodia	06	06	95	95	01	01										
China	92	92	80	83	00	00	96	98			10	09	11			
DPR Korea			85	85	01	01						09				
Indonesia			81	88												
Japan	98	98	80	81	00	00		96			07		03			
Lao PDR	12	12														
Malaysia			84	84	12	12		97			14	09	10	10	13 a	
Myanmar	03		88	88												
Philippines	04	04	82					14								
Rep. of Korea	03	03	81	83	00	00		00			08	09	08	09		
Singapore	04		81	84	00	00		99			07	08	10			
Thailand			85					00								
Timor-Leste																
Vietnam	02	02	91	93	02	02						10				

注記：数字は、批准または加盟の年を示す。

a – 承認 A –受諾 D – 廃棄

海洋環境に関する国際条約や国際合意の批准状況

（2015 年 8 月 26 日現在）

	CONVENTION											
ACTION	UNFCCC 1992	Biodiverstiy 1992	Jakarta Mandate 1995	Ramsar 1971	CITES 1973	Migratory Species 1979	World Heritage 1972	Whaling 1946	Montreal Declaration 2001	Nagoya Protocol 2010	Minamata Convention 2013	Sendai Framework for Action 2015
Brunei Darussalam	2007	2008			1990							
Cambodia	1995	1995	Y	1999	1997		1991	2006	Y			
China	1993	1993	Y	1992	1981		1985	1980	Y	2013		
DPR Korea	1994	1994	Y				1998					
Indonesia	1994	1994	Y	1992	1978		1989					
Japan	1993	1993	Y	1980	1980		1992	1951	Y			
Lao PDR	1995	1996					1987	2007		2012		
Malaysia	1994	1994	Y	1995	1995		1988		Y	2014		
Myanmar	1994	1994	Y	2005	2005		1994		Y			
Philippines	1994	1993	Y	1994	1994	1994	1985	1981-88	Y			
RO Korea	1993	1994	Y	1997	1997		1988	1978	Y			
Singapore	1997	1995			1986		2012					
Thailand	1994	2004		1998	1998		1987		Y			
Timor-Leste	2006	2006										
Vietnam	1994	1994	Y	1989	1989		1987			2014		

注記：表中の数字は、批准または加盟の年を示す。

Y – 会議に参加

資料 9

「オーシャンズ・デイ@COP 21」

参加者向け海洋と気候に関する政策提言案の概要

For Participants of Oceans Day at COP 21

Summary of Draft Policy

Recommendations on Oceans and Climate

翻訳の正確性に関する責任は、笹川平和財団海洋政策研究所にあります。

2015年12月1日

「オーシャンズ・デイ@COP 21」参加者向け

海洋と気候に関する政策提言案の概要

海洋と気候に関する国際作業部会（調整役：グローバル・オーシャン・フォーラム）

はじめに

本概要は、海洋と気候に関する主要課題についての政策概要を作成し、今後5年間における海洋と気候に関する戦略的行動計画を策定するにあたっての枠組みに関する議論のプロセスを開始すべく、グローバル・オーシャン・フォーラム（GOF）が調整し組織した「海洋と気候に関する国際作業部会」による現在実施中の取り組みに基づき考案された一連の政策提言案について説明するものである。

オーシャンズ・デイの連携機関およびその他の関連機関に所属する36名の専門家[1]により構成される当作業部会は、海洋と気候に関する5つの主要課題（気候、緩和、適応、資金調達および能力開発（科学的評価および公教育を含む）において海洋が果たす中心的役割）に取り組んでいる。

海洋と気候に関するこれらの主要課題のそれぞれに関し、専門家は1）課題の現状（また該当する場合には、当該課題に関連した科学知識）、2）当該課題に対するUNFCCCの枠組みにおける対処の現状、3）当該課題に対処するための戦略目標および行動、4）今後5年間において当該課題への対応を進めるにあたり、UNFCCCの枠組み内で活用し得る機会や道筋（例：科学技術助言補助機関（SBSTA）、強化された行動のためのダーバン・プラットフォーム特別作業部会（ADP）、ナイロビ・フレームワーク等のプロセスや機関）、5）当該課題への対応を進めるにあたり、UNFCCCの枠組みの外で活用し得る機会や道筋、6）各課題に関する財務面の留意点についての分析を要請されている。

本取り組みを進めるにあたっては、政府、国際機関、NGOおよび民間セクターに属し、今後5年間にわたりUNFCCCの枠組みの内外において海洋と気候に関連する課題への対応を進めるにあたり貢献を希望する全ての人々の参加を受け入れていることにご留意いただきたい（*参加をご希望の場合は、Miriam Balgos博士（miriambalgos@globaloceans.org）までお問い合せください*）。

国際作業部会の参加者は「オーシャンズ・デイ@COP 21」にて、以下のパネル、すなわちパネル2「*気候変動が海洋、沿岸および小島嶼開発途上国（SIDS）に暮らす人々にもたらす影響への対応*」、パネル3「*緩和と海洋*（海洋ベースの緩和ならびに適応と緩和に向けた資金調達に関する論文）」およびパネル4「*適応*」に関し、この共同の取り組みに基づく「準備論文」を提示する：

本書は草案であり、政策概要の完成版は2015年12月末に提出され、検討が行われる予定である点にご留意いただきたい。「オーシャンズ・デイ@COP 21」および以下に記載する海洋関

[1]海洋と気候に関する国際作業部会のメンバーは以下の通り：Biliana Cicin-Sain、Miriam Balgos、Erica Wales（グローバル・オーシャン・フォーラム）；Julian Barbiere、Vinicius Lindoso、Kirsten Isensee（IOC）；Carol Turley（プリマス海洋研究所）；Raphael Bille（太平洋共同体事務局）；Dorothee Herr （IUCN）、John Virdin、Tibor Veigh（デューク大学）、寺島紘士、前川美湖（笹川平和財団海洋政策研究所、日本）；Edmund Hughes、Fredrik Haag、Edward Kleverlaan；Glen Wright（IDDRI）；Mike Donoghue、Warren Lee Long（SPREP）；David Osborn（IAEA）、Magdalena Muir （EUCC）；Tundi Agardy（Sound Seas）；Cassandra De Young（FAO）；Kathy McLeod（The Nature Conservancy）；Christophe Lefebvre（フランス海洋保護区庁）；Ujwala Ramakrishna、（グローバル・オーシャン・フォーラム）；Janot Mendler de Suarez（赤十字社）；デラウェア大学　気候変動による移住者に関する作業部会）：Richard Bowers、Julie Steinberg、Meredith Kurz、Meghan Rowe、Michelle Burt；Doug Woodring （Ocean Recovery）；Philippe Vallette、Manuel Cira（ワールドオーシャンネットワーク）、Kateryna Wowk（Harte Institute）

連のその他のイベントにて本提言案を提示し、意見を募るとともに、UNFCCC における枠組みの内外で行動を策定し実施すべく、今後 5 年間における海洋と気候に関する戦略的行動計画を策定するための「有志連合」の創設に着手する。

当戦略的行動計画には、どのような行動段階が求められるか、それぞれの行動段階を誰が担うか、いつまでに、どの程度の期間をかけてこれらを実施するか、そしてどのようなリソースが必要となるかといった、行動段階に関する提言を含めるものとする。

「オーシャンズ・デイ@COP 21」の出席者には、COP 21 開催期間中に行われる以下の会合にて、海洋と気候の課題に対して今後 5 年間にわたり UNFCCC の枠組みの内外で講じ得る今後の対応に関する議論にも合わせてご参加いただきたい：

--12 月 3 日　11:15 - 12:45　レッドゾーン（「海洋と気候フォーラム」開催期間中）「*COP21 を受けた海洋と気候に関する戦略計画に向けて*」ルーム 8

--12 月 7 日　16:45 - 18:15　ブルーゾーン　「*UNFCCC COP21 の意欲的協定にて海洋と沿岸を盛り込むことの重要性*」ルーム 2

--12 月 8 日　11:15 - 12:45　レッドゾーン「*UNFCCC の意欲的協定にて海洋と沿岸を取り上げることの重要性：実施に向けての準備*」　ルーム 5

提言案に対する意見および、海洋と気候に関する 5 ヵ年戦略計画の策定と実施への協力の申し出については、グローバル・オーシャン・フォーラムの Biliana Cicin-Sain 博士（*bilianacicin-sain@globaloceans.org*）宛にご連絡ください。

海洋と気候に関する提言案[2]

1. 地球の存続および人間の経済的・社会的福祉において海洋が果たす中心的役割：意思決定者に与えられた選択肢

1.0 沿岸および島のコミュニティ、海洋生態系ならびに海洋化学にもたらされる破滅的影響を回避すべく、温室効果ガスの厳格な排出削減を採択する。

海洋は、気候に対して重要な役割を果たしている。海洋は地球の気候と天候を左右する主たる要素として、大気中に占める酸素の 50%を生成し、地球全体における一次生産の 50%を担っている。海洋はとりわけ、大気中の二酸化炭素量および熱量の調整を通じ、気候に影響を及ぼしている。現在、海洋は人為起源による二酸化炭素排出量の約 30%に加え、ここ数十年の間に地球システムの温暖化により生成された熱量の 90%以上、ならびに融氷により生じる全ての水を取り込んでいる[3]。しかし、温室効果ガスの排出量が十分に削減されなければ、海洋がこれらの重要な機能を今後も果たし続けていくことは不可能である。

---

[2]これらの提言は、脚注 1 に記載した政策概要の著者の個々の作業により作成されたものであり、誤りや脱落については、それぞれの著者が責任を負う。本提言において示された見解は、「オーシャンズ・デイ@COP 21」を共催する各機関の見解を必ずしも反映するものではない。

[3]IPCC（2013 年）：「気候変動 2013 - 自然科学的根拠」　気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第 5 次評価報告書に対する第 1 作業部会の寄稿［Stocker, T.F.、D. Qin, G.-K. Plattner、M. Tignor、S.K. Allen、J. Boschung、A. Nauels、Y. Xia、V. Bex および P.M. Midgley 編纂］
ケンブリッジ大学出版局（英国ケンブリッジおよび米国ニューヨーク州ニューヨーク市：ケンブリッジ大学出版局、1535 pp、doi：10.1017/CBO9781107415324；Gattuso その他（2015 年）

沿岸や島に暮らす人々は気候変動と隣合わせにあり、過度な影響を被ることとなる。海面上昇は、島を完全に飲み込み、そこに暮らす人々の居住地が失われる恐れがあるため、島のコミュニティに深刻なリスクをもたらすものである。漁業は海水の温度やその化学的性質の変化による影響を受け、これにより食糧安全保障や人々の暮らしにリスクが及ぶ。海洋酸性化は海洋の化学的性質を変化させ、漁業、サンゴ、軟体動物ならびに北極圏などの影響を受けやすい地域に影響をもたらすものであり、世界中の沿岸地域や島国の経済や食糧安全保障に深刻な影響を及ぼす。

それ故に、気候変動が海洋にもたらす影響を和らげるとともに、島や沿岸に暮らす人々、そして沿岸と海洋生態系にもたらされるリスクを緩和するために、温室効果ガスの削減が必須となる。

主な知見

海洋および沿岸は、生物地球化学的プロセスおよび物理的プロセスを含めた重要な生態系サービスを提供するものであり、そのため海洋は地球の存続にとって不可欠な存在である。

海洋は、全世界の 40 億を上回る人々に必須タンパク質や栄養素を供給しており、海洋プロセスの撹乱は食糧安全保障や人々の暮らしに影響をもたらす。

高潮の強度や頻度の増加、海面上昇、沿岸洪水の増加や病原体への接触の増加は、沿岸や島のコミュニティにおける安全確保、人々の健康および食糧安全保障に著しい影響を及ぼす。

気候変動により、2050 年までに推定で 5,000 万人から 2 億人の人々が現在の居住地からの移動を余儀なくされる可能性がある。

気候変動のリスクは一定ではなく、排出量の段階的変化に伴い急速にリスクが高まる可能性がある。

排出量をいかに効率的に削減できるかにより、人間にもたらされるリスクの程度は異なってくる。しかし、排出量が最も低い場合であっても、目標である 2℃以内の気温上昇を上回る可能性は 33%であり、サンゴや双殻類などの海洋生物の生存にとって深刻なリスクをもたらす。

「異なる人為的二酸化炭素排出シナリオによる海と社会の対照的な未来」 *サイエンス誌* 第 6243 号 第 349 巻、aac4722 ［DOI:10.1126/science.aac4722］

2. 緩和

2.0　「ブルーカーボン」政策の実施、船舶由来の二酸化炭素の排出量削減、海洋ベースの再生可能エネルギー開発、ならびに海洋ベースの二酸化炭素の回収および貯留の検討を含め、海洋を活用した緩和措置の開発と適用を推進する。

2.1　主要な二酸化炭素吸収源としての沿岸生態系（例：マングローブ、海草藻場、塩性湿地）を保全し、持続的に管理するとともに、気候変動に対する主要な緩和措置として、炭素を吸収する沿岸生態系（「ブルーカーボン」）の管理を UNFCCC の政策および資金調達プロセスに組み込む。

--「各国が自主的に決定する約束草案」（INDC）にて、温室効果ガスの排出および除去において沿岸生態系が果たす役割を説明する。

2.2　船舶由来の大気排出物への対処に向けた進展をさらに加速させる。

2.3　海洋ベースの再生可能エネルギー（洋上風力、波力、潮力および水生生物燃料等）を持続的に開発し、統合型海洋計画および強化された規制の枠組みを通じてこれらの手法を実施する取り組みを加速させる。

2.4　海洋による二酸化炭素の回収および貯留の可能性について検討し、適切な場合には、海洋隔離および海洋工学に向けた規制体制の開発を進める。

3. 適応

3.0.　国、地域および現地レベルにおける沿岸と海洋の統合管理機関を通じて生態系ベースの適応戦略を実施することで、沿岸および海洋の生態系、ならびに人間の定住地の脆弱性を軽減するとともに、沿岸や島のコミュニティにおける管理能力、準備体制、回復力および適応能力を開発する。

気候変動と隣合わせにある 183 の沿岸国や小島嶼開発途上国の沿岸および島のコミュニティにおいて、適応の取り組みを以下の要領にて実施する必要がある：

3.1　1992 年の地球サミット以降に世界の全地域において国および現地レベルで創設された沿岸および海洋の統合管理機関や海洋空間計画機関を通じ、災害リスク対策機関および災害の影響を被るセクターやコミュニティとの密な連携のもとで実施する。

3.2　生態系ベース、特にグリーンインフラに関する適応手法を応用し、海面上昇、暴風雨および洪水に対応すべく、自然システムによる防御策を講じる。

3.3　海洋保護区における密着型ネットワークを確立し効果的に管理することにより、海洋生物多様性を保護するとともに、気候変動に対する海洋生態系の回復力を高め、最低でも、2020 年までに海域および沿岸域の少なくとも 10%を保全するという生物多様性条約の愛知目標を達成する。

3.4　気候変動の結果として、沿岸および島に暮らす人々が現在の居住地を失うことに関連した課題への対応措置を策定し、支援する。これには、気候を要因として生じる難民や移住者の定義、権利および手続きといった観点から国際法を改善することが必要となる。

3.5　「持続可能な小規模漁業を保護するための世界的な自主ガイドライン」を認識した上で、自然災害および人為的災害や気候変動が小規模漁業にもたらす特異的影響を考慮するとともに、社会的弱者や周縁化された集団、ならびに十分な食糧を確保する権利の漸進的実現を支援する必要性に対して特段の注意を払う。

3.6　（持続可能な開発目標の 14.7 に沿って）低炭素ソリューションおよび発展途上国や小島嶼開発途上国の経済的便益に重点を置き、「ブルーエコノミー」の手法を推進し応用する。

4. 資金調達

気候変動と隣合わせにある 183 の沿岸国や小島嶼開発途上国の沿岸および島のコミュニティにおける適応と緩和の取り組みには、以下の事柄が求められる：

4.0　海域および沿岸域、そしてそこに暮らす人々に関連した適応と緩和の取り組みを支援するため、以下の方法を通じて十分な資金を受ける：

1) 既存の気候関連基金のかなりの割合を、沿岸および小島嶼開発途上国の課題への対応に充てる。

2) 沿岸地域における適応のために特別基金の創設を検討する。

3)革新的な手法および連携を通じた適応と緩和の取り組みを支援するために、補足的な資金調達の手段を開発する。

そのためには、以下の取り組みが必要となる：

4.1　適応および緩和プログラムの計画と実施について情報を提供すべく、沿岸国および小島嶼開発途上国における適応と緩和に伴う費用の評価について検討する。

--例えば、沿岸域および小島嶼開発途上国における適応に伴う既存の費用概算は、必要な投資を低く見積もっており、かつ断片的で不完全であることが判明している。例：海面上昇への対応に関する費用概算は、概してインフラ被害に重点を置いているが、沿岸帯水層への塩水侵入や、漁業および水産養殖を支える生息環境の破壊には目を向けていない。

--例えば、海洋ベースの緩和に伴う費用には何が含まれるか？
例：沿岸および海洋管理に「ブルーカーボン」を組み込むための費用、船舶業界による緩和の取り組みに伴い生じる費用、再生可能エネルギーに要する費用、ならびに二酸化炭素の回収および貯留（CCS）に伴う費用

4.2　気候変動の結果として沿岸および島に暮らす人々が現在の居住地を失うことに関連した課題に対処すべく、どのような資金調達措置を開発し支援する必要があるか？

--この主要課題の規模と重大性は、最近になり判明し始めたところである。すなわち、気候変動に伴う人々の移住に対する資金調達の方法を含め、世界レベルおよび国レベルでこの課題に注目していく必要がある。

4.3　沿岸諸国および島国やコミュニティにおける適応と緩和の取り組みを支援するための十分な資金の継続的な提供を確保する手法とは？

追加的な研究、議論および検討の対象となり得る選択肢は以下の通りである：

--沿岸国および小島嶼開発途上国やコミュニティにおける気候変動への対応を支援するための資金の流れを調査し報告する資金追跡メカニズムを開発する。これには例えば、国別適応行動計画（NAP）の枠組み内における海洋適応プロジェクトの追跡とその実施が含まれる場合がある。

--世界的な公共財政メカニズム（「緑の気候基金」等）において、沿岸域や小島嶼開発途上国での適応と緩和の取り組みを支援するための資金を割り当てる。

--沿岸の「グレー」インフラへの投資額の 10%を、沿岸生息地の保護と回復に割り当てる。

--自主的メカニズムとして民間セクターによる取り組みを開発し実施することにより、海洋適応のための資金を創出する。

5.能力開発

5.0　緩和および適応措置の実施や、適応管理能力、早期警戒システムおよび防災手段の開発、ならびに UNFCCC の枠組みの内外で全ての国々と知識を共有するための知識管理手法の開発のために、知識、ツールならびに科学的および政治的専門知識といった形における能力を開発すべく、小島嶼開発途上国、発展途上国および経済移行国に対し、技術的および資金的支援を提供する。

気候変動と隣合わせにある 183 の沿岸国や小島嶼開発途上国の沿岸および島のコミュニティにおいて、能力開発に向けた以下の取り組みを行う必要がある：

5.1　個人、組織および体系的レベルで気候変動に対処するための緩和および適応措置を開発し実施するにあたっての能力を構築すべく、技術的および資金的支援を提供する。

海洋と気候に関する能力開発のための行動は、以下の戦略目標に沿って構成される必要がある：

--沿岸および海洋適応（例：統合沿岸域管理および計画、災害対策、土地利用計画、環境保全、ならびに持続可能な開発に向けた国家計画において、気候変動への適応に主眼を置く）、緩和（例：二酸化炭素吸収源の管理）、科学研究および観測システム、ならびに公教育およびアウトリーチのための能力を開発するとともに、これらの分野における能力開発の進捗状況を評価すべく、UNFCCC の枠組みにおける見直しプロセスのための指標を確立する。

--発展途上国および経済移行国向けの UNFCCC による統合的な行動枠組みを通じた能力開発や技術移転の枠組みの実施に際し、海洋と気候の観点を取り入れる（技術訓練や知識共有など、従来の能力開発に該当する純粋な技術移転と活動の両方を効果的に網羅した「海洋技術の移転に関する IOC 基準および指針」にて説明されている通り）。

--「小島嶼開発途上国行動モダリティ推進の道」およびその他の枠組み内で、緩和および適応措置を実施するにあたり必要となる知識、ツール、公的支援、科学的および政治的専門知識に関して不可欠な均衡を備えた小島嶼開発途上国の伝統的知識、技術および技能を含めた既存の適応能力を強化する。

--海洋と気候に関連する管理および政策に関して能力を開発すべく、発展途上国や小島嶼開発途上国における海洋政策センターの強化を推進する。

5.2　UNFCCC のプロセスおよびその枠組みを超えての地球規模の海洋観測、研究ならびに関連する能力開発の進展を促す。

--UNFCCC COP 22 における発表と議論が想定されている全球気候観測システム（GCOS）実施計画を作成するにあたり、海洋科学者および既存の海洋観測ネットワークによる積極的な参加を奨励する。

--海洋に関する IPCC 報告書の作成を支援する。本報告書は、海洋と気候が果たす中心的役割に関する科学的知見、想定されるシナリオおよびこれに伴う結果を用いて IPCC 第 5 次評価報告書（AR5）の評価を統合し更新するとともに、AR6 の準備と作成に役立てるためのものである。

--既存のデータ格差、特に、長期的な水面下変動に関し重要な洞察を提供する海洋の物理的挙動に対する理解を、国際協力を通じていかにして速やかに向上させることができるかを例証した海洋フロートに関するアルゴネットワークなどの国際連携に関するデータ格差を補うための観測および科学プログラムを支援する。

--海洋生態系を持続的に管理するための知識を向上させるとともに、気候変動および海洋酸性化の影響を理解する必要性に対応すべく、国を挙げての取り組みの一環として、とりわけ UNFCCC および持続可能な開発のための 2030 ア

ジェンダ／持続可能な開発目標の目標 14 の枠組みにおいて、持続的な海洋観測を取り入れる必要がある。

-- （「小島嶼開発途上国行動計画モダリティ推進への道」決定事項 58 項 f に基づき）海洋気候研究および総合的観測に関して国家間の協力体制を強化すべく、地域海洋センターの設立を通じて脆弱諸国の技術的能力開発を推進する。

--現在実施中の、および計画されている海洋酸性化観測計画に関する協力と調整を促すとともに、科学者や政策立案者が適応と緩和に関して最適な戦略を策定できるような成果をもたらすべく、「海洋酸性化に関する地球規模ネットワーク」（GOA-ON）が実施する活動を支援する。

5.3　地球の存続および世界的・国家的福祉において海洋が果たす役割、ならびに気候変動が小島嶼開発途上国や沿岸のコミュニティにもたらすリスクに対する個人の能力を高め、一般的理解を向上させるとともに、緩和や適応の対応のための支援を促進すべく、「教育と啓発に関するリマ宣言」（2014 年の COP20）における教育および意識向上に対する呼びかけに同調する形で、一般向けのアウトリーチや教育の取り組みを拡大する。

--気候変動の影響に対応できる社会を形成し、気候変動に対する回復力を備えた持続可能な開発を推進すべく、正規教育や非公式教育および一般向けの意識向上プログラムを奨励するとともに、子どもや若者、高齢者、女性、障害を持つ人々、先住民、地域社会および非政府組織を含めた全てのステークホルダーをこれらのプログラムの実施に参画させる（リマ閣僚宣言）。

--海洋、沿岸および小島嶼開発途上国に重点を置いた気候変動に関する教育、自然科学および一般の意識向上の関連課題について、UNFCCC の関係者による国連の政府間パネルや専門家グループへの参加を奨励する（リマ閣僚宣言）。

5.4　地球の存続と人間の福祉のために海洋生態系を良好な状態に高めるべく、政策立案者、特に UNFCCC およびその他の高位の意思決定機関に属する政策立案者の、海洋および気候関連の課題の重要性、ならびに今後 5 年間において大胆な政策措置を実施する必要性に対する認識と理解を向上させる。

--気候に関する議論および、UNFCCC のプロセスを通じた COP21 を受けての気候変動対応体制において、海洋ベースの能力開発課題とその解決策に対する全般的な認知度を向上させる。

問い合せ先：Biliana Cicin-Sain 博士（bilianacicin-sain@globaloceans.org）、Miriam Balgos 博士（miriambalgos@globaloceans.org）／グローバル・オーシャン・フォーラムおよびデラウェア　大学

モデルサイト等における沿岸域総合管理の進捗状況

別紙

取組内容		モデルサイト					モデルサイト候補		参考		
		志摩市	小浜市	備前市	宿毛市・大月町	宮古市	長崎県	竹富町	瀬戸内海	東京湾	大阪湾
①海陸を一体とした状況把握	対象区域	英虞湾、的矢湾、太平洋沿岸及び流域	小浜湾及び流域	日生海域	宿毛湾及び流域	宮古湾及び流域	＜大規模海域型＞ 大村湾及び流域 5 市・5 町	＜離島型＞ 16 の島と 9 つの有人島からなる島嶼地域	＜大規模海域型＞ 瀬戸内海に面した 11 府県+京都府、奈良県	＜大都市型＞ 東京湾及び流域	＜大都市型＞ 大阪湾及び流域
	人口・面積	52,913 人(2016.1) 179.63 km²	29,613 人(2016.2) 232.8 km²	36,350 人(2016.2) 258.23 km²	21,727 人(2016.2) 5,641 人(2016.2) 286.15 km² 103.02 km²	56,436 人(2016.2) 1,259.89 km²	流域人口 278,863 人（2013.3） 流域：564 km²	4,249 人(2016.1) ﾘｰﾌ: 295.851 km² 陸域: 333.650 km²	約 3,000 万人 領海法:19,700km² 瀬戸内法: 21,827km²	約 2,900 万人(2004) 湾面積:1,380km² 9,261 km²	1,745 万人(2014) 1,450km ²
	陸域・海域の一体としての問題把握	漁業不振 干潟消失	底質・水質悪化 ｱﾏﾓ場消失 地下水利用	小型定置網不漁 ｱﾏﾓ場減衰	貧酸素化 水域の利用の錯綜	大震災 ｱﾏﾓ場消失 ｶﾞﾚｷ問題	水質・底質悪化	自然と文化の保全 安全保障	藻場・干潟の減少 赤潮発生 漁業不振	底質・水質悪化 漁業不振 生物生息場の喪失	底質・水質悪化 漁業不振 生物生息場の喪失
	場の評価	2003 年：三重県地域結集型共同研究事業開始（JST 補助事業） 2011 年：海の健康診断（英虞湾）	2012 年：海の健康診断実施	2001 年：ﾏﾘﾉﾌｫｰﾗﾑ 21「ｱﾏﾓ場造成技術指針」策定	2008 年、2013 年に海の健康診断実施 2014 年から黒潮ｳｫｯﾁ（JAMSTEC）のﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄと連携	2012 年：海の健康診断実施	2011 年：海の健康診断実施		水産・環境・水循環・底質等から多くの研究事例あり	水産・環境・水循環・底質等から多くの研究事例あり	水産・環境・水循環・底質等から多くの研究事例あり
②地域の関係者による合意形成	関連協議会	2008 年：英虞湾自然再生協議会	2015 年：地下水利用協議会	2006 年：東備地区海洋牧場適正利用協議会設置	2009 年：宿毛湾環境保全連絡協議会発足（ｻﾝｺﾞ保全）		大村湾をきれいにする会／大村湾沿岸議員連盟		瀬戸内海環境保全知事・市長会議	9 都県市首脳会議、湾岸自治体環境保全会議	
	研究会・関連会議	2010 年 10 月：沿岸域総合管理研究会設置	2012 年：小浜市沿岸域総合管理研究会設置 2014 年 3 月：研究会による「市民提言」の提出	2010 年：備前市沿岸域総合管理研究会発足（日生町漁業協同組合、岡山県水産課、備前市の共催）	2012 年 11 月：宿毛湾沿岸域総合管理研究会発足 2015 年：報告書を市長・町長に提出	2010 年 12 月：宮古市沿岸域総合管理研究会発足 2012 年 3 月：宮古市沿岸域総合管理研究会再開	2013 年：大村湾懇話会		瀬戸内海研究会議		
	協議会	2012 年 8 月：志摩市里海創生推進協議会発足	2014 年 9 月：小浜市海のまちづくり協議会発足	現在：ブランド化を中心とするまちづくり協議会設置に向けて協議中		現在：ｻｰﾓﾝﾗﾝﾄﾞ宮古まちづくり協議会(仮称)の発足へ向けて協議中				2003 年：東京湾再生推進会議発足 2013 年：東京湾再生官民連携フォーラム発足	2003 年:大阪湾再生推進会議
③関連計画との整合に配慮した沿岸域総合管理計画の策定	総合計画ほか	2011 年：志摩市総合計画（後期基本計画）策定。 2016 年 3 月:まち・ひと・しごと創生総合戦略：「新しい里海の恵みを市民みんなが生かすまちづくり」	2011 年：第 5 次小浜市総合計画を策定。 2015 年 10 月：:まち・ひと・しごと創生総合戦略：「沿岸域総合管理による「海のまちづくり」を推進」	2014 年：備前市新総合計画を策定、水産業の振興に「沿岸域の総合管理」を記載 2015 年 10 月：総合戦略に「里海」を柱としたﾌﾞﾗﾝﾄﾞ化、豊かな海の再生等	宿毛市：2013 年：宿毛市振興計画策定（沿岸域の記載:無） 大月町：21 世紀のまちづくりに向けて（観光産業への展開に言及）	2011 年：宮古市総合計画（2015 年度から後期基本計画）、2013 年:宮古市東日本大震災復興計画策定	2014 年 3 月：第 3 期大村湾環境保全・活性化行動計画策定	2007 年：海洋基本法策定 2011 年 3 月：竹富町海洋基本計画策定	1973 年瀬戸内海環境保全臨時措置法(2015 年 10 月改正)	2001 年：都市再生本部第 3 次決定に「海の再生」が記載	2001 年：都市再生本部第 3 次決定に「海の再生」が記載

モデルサイト等における沿岸域総合管理の進捗状況（つづき）

取組内容			モデルサイト					モデルサイト候補		参考		
			志摩市	小浜市	備前市	宿毛市・大月町	宮古市	長崎県	竹富町	瀬戸内海	東京湾	大阪湾
③のつづき		沿岸域総合管理計画	2012 年 3 月：里海創生基本計画策定 2016 年 3 月：第 2 次里海創生基本計画策定	2015 年 4 月：海のまちづくり計画						2000 年:瀬戸内海環境保全基本計画（2015 年大幅改定）	2003 年：東京湾再生のための行動計画策定（2013 年第 2 期計画策定）	2004 年：大阪湾再生行動計画策定（2014 年第 2 期計画策定）
④順応的管理による沿岸域総合管理事業の実施	個別事業の実施計画の策定	事業実施計画	2012 年 3 月：里海創生基本計画の中に事業計画も記載	小浜市海のまちづくり計画の中で策定中			復興事業計画			瀬戸内海環境保全基本計画に基づき府県計画を策定		
	体制構築	市長	2008 年大口秀和市長就任、2012 年再選	2008 年松崎晃治市長就任、2012 年に再選	2013 年：吉村武司市長就任	2016 年：中平富宏市長就任 2013 年：岡田順一町長就任	2009 年：山本正徳市長就任、2013 年再選	2010 年：中村法道知事就任	2012 年：川満栄長町長就任	－	－	－
		組織	2011 年：里海推進室設置	現在：小浜市産業部農林水産課が主務	2013 年：里海づくりの政策監任命 現在：備前市まちづくり部産業振興課水産係が主務	現在：宿毛市産業振興課、大月町役場産業振興課が主務	現在：宮古市総務企画部、いわてﾏﾘﾝﾌｨｰﾙﾄﾞ(NPO)、閉伊川大学校(NPO) 等が窓口	長崎県環境部 長崎県環境政策課 長崎県環境保健研究ｾﾝﾀｰ等が窓口		－	－	－
	事業実施	実施事業	干潟再生・ﾃｷｽﾄ化・里海学舎	ｱﾏﾓ再生・地下水管理	1985 年から漁業者を中心とするｱﾏﾓ再生活動 2014 年：備前市によるﾌﾞﾗﾝﾄﾞ化事業	漁業振興	復興事業	貧酸素対策（ｴｱﾚｰｼｮﾝ） 浅場造成	2014 年：サンゴ礁等海域における地方交付税算定面積基礎調査等事業の実施	・瀬戸内海環境保全への支援 ・瀬戸内海環境保全研修の実施 ・海文化事業の実施	再生会議：陸域対策・海域対策・ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞの 3 つの分科会、ﾌｫｰﾗﾑ：7 つのﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄﾁｰﾑ	大阪湾再生推進一斉調査 大阪湾生き物一斉調査
⑤沿岸域総合管理計画の評価と見直し		目標設定	新しい里海の恵みを市民みんなが生かすまちづくり 稼げる・学べる・遊べる里海のまちづくり	美しく豊かな自然環境が守られているまち、自然と調和した、持続可能な産業、教育への利活用が図られているまち、市民が愛し、誇りを持つまち		検討中	大震災からの復興	山から海まで一体となった里海づくり	自然と文化 安全安心なまち	水質の保全、景観の保全、環境の再生及び創出、水産資源の持続的利用	江戸前を含む多様な生物の生息	「魚庭（なにわ）の海」の回復
		事業評価	2014 年：協議会に評価専門部会設置、評価プロセスを開始							2015 年：瀬戸内海環境保全特別措置法改正、瀬戸内海環境保全基本計画改定	2012 年：第 1 期行動計画のとりまとめ（評価実施）	2014 年:第 1 期行動計画最終評価実施
⑤その他		対外活動	2013 年： PEMSEA 地方自治体ﾈｯﾄﾜｰｸ(PNLG) に参画、ﾌｫｰﾗﾑ開催 2016 年 6 月：G7 伊勢志摩ｻﾐｯﾄ開催	2012 年：全国ｱﾏﾓｻﾐｯﾄ in 若狭開催	2016 年：全国ｱﾏﾓｻﾐｯﾄ開催予定（テーマ：備前発！里海・里山ﾌﾞﾗﾝﾄﾞの創生～地域と世代をつなげて～）	2003 年：地元漁業者とﾀﾞｲﾊﾞｰが連携し間伐材を使った「海の中の森づくり」開始	2011 年 10 月：「東日本大震災からの復興-岩手県沿岸域の生の声をきく会-」開催 2014 年 IPMEN 開催	2014 年 8 月：大村湾ｻﾐｯﾄで大村沿岸 10 市町の首長が意見交換（大村湾を活かしたまちづくり自治体ﾈｯﾄﾜｰｸ）	2013 年 2 月：「地方自治体の海洋政策に関するｼﾝﾎﾟｼﾞｳﾑ－海域管理のための財源を考える」を開催		2013 年より東京湾大感謝祭を開催	ほっといたらあかんやん！大阪湾ﾌｫｰﾗﾑ 大阪湾見守りﾈｯﾄ

この報告書は、ボートレースの交付金による日本財団の助成金を受けて作成しました。

2015 年度　沿岸域総合管理モデルの実施に関する調査研究報告書

2016 年 3 月発行

発　行：公益財団法人笹川平和財団　海洋政策研究所

〒105-8524 東京都港区虎ノ門1-15-16　笹川平和財団ビル
TEL 03-5157-5210　FAX 03-5157-5230
https://www.spf.org/

本書の無断転載、複写、複製を禁じます。
ISBN 978-4-88404-335-3